

令和6年2月定例会

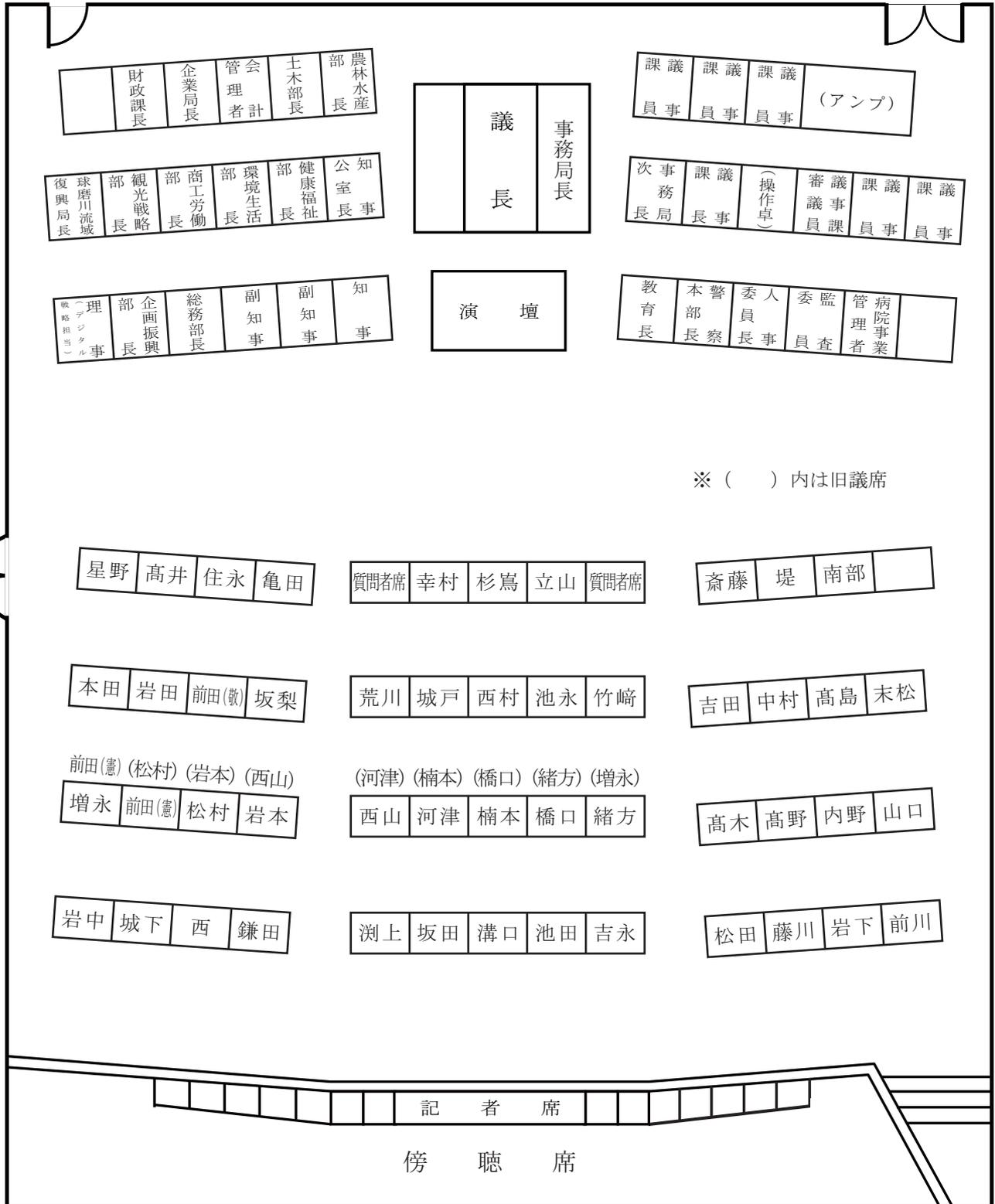
熊本県議会会議録

令和6年2月9日 開会
令和6年3月4日 閉会

熊本県議会

議 席 表

令和6年3月



※ () 内は旧議席

星野 高井 住永 亀田

質問者席 幸村 杉 立山 質問者席

斎藤 堤 南部

本田 岩田 前田(憲) 坂梨

荒川 城戸 西村 池永 竹崎

吉田 中村 高島 末松

前田(憲) (松村) (岩本) (西山)
増永 前田(憲) 松村 岩本

(河津) (楠本) (橋口) (緒方) (増永)
西山 河津 楠本 橋口 緒方

高木 高野 内野 山口

岩中 城下 西 鎌田

淵上 坂田 溝口 池田 吉永

松田 藤川 岩下 前川

記 者 席

傍 聴 席

令和6年2月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考	
2・9	金	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明		
10	土	休 会			
11	日		(県の休日) (建国記念の日)		
12	月		(振替休日)		
13	火		議案調査		
14	水			請願締切 17:00 意見書等締切 17:00	
15	木	本 会 議	一般質問 自民 (河津) 立民連 (鎌田) 公明 (本田)		
16	金		自民 (荒川) 無所属 (亀田) 自民 (楠本)		
17	土	休 会	(県の休日)		
18	日				
19	月	本 会 議	一般質問 自民 (杉寫) 自民 (城戸) 議案等に対する質疑 委員会付託		
20	火	休 会	議案調査		
21	水				
22	木		特別委員会		
23	金		(天皇誕生日)		
24	土		(県の休日)		
25	日				
26	月		常任委員会		総務・厚生・教警
27	火			経環・農水・建設	
28	水				
29	木		議事整理		
3・1	金	休 会	(県の休日)		
2	土				
3	日				
4	月	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告		

会期 25日間

目 次

第1号(2月9日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
令和6年能登半島地震による犠牲者に対する黙禱	2
開会 開議	2
就任挨拶	2
永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期決定の件	4
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第79号まで)	4
日程第4 知事の提案理由説明	7
日程第5 人事委員会の意見(第41号、第42号及び第61号)	10
日程第6 休会の件	10
日程通告 散会	11

第2号(2月15日)

議事日程 第2号	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員氏名	13
欠席議員氏名	13
説明のため出席した者の職氏名	13
事務局職員出席者	14
開 議	14
日程第1 一般質問	14
河津修司君質問	14

・阿蘇における観光客の移動手段の利便性向上について	
観光戦略部長原山明博君答弁	15
河津修司君質問	16
・熊本地震からの農地、農業用施設の復旧、復興の総仕上げについて	
農林水産部長千田真寿君答弁	17
河津修司君質問	17
・森林環境税の導入に伴う今後の課題について	
農林水産部長千田真寿君答弁	18
河津修司君質問	19
・中山間地域における集落の維持対策について	
農林水産部長千田真寿君答弁	20
河津修司君質問	21
・阿蘇地域における草原の維持対策について	
企画振興部長富永隼行君答弁	22
河津修司君質問	23
・蒲島知事16年間の総括と若者へのメッセージについて	
知事蒲島郁夫君答弁	24
河津修司君質問——終了	26
休 憩	27
開 議	27
鎌田聡君質問	27
・残された課題について	
・「くまもと再発見の旅」不適切受給問題について	
・川辺川ダム問題について	
・水俣病問題について	

知事蒲島郁夫君答弁	28	会、県立高校学びの祭典について	
鎌田聡君質問	30	教育長白石伸一君答弁	45
・空港アクセス鉄道の速達性と定時性について		本田雄三君質問	46
企画振興部長富永隼行君答弁	32	・起立性調節障害への対応について	
鎌田聡君質問	33	教育長白石伸一君答弁	47
・危険な踏切について		本田雄三君質問	47
土木部長亀崎直隆君答弁	34	・水素利活用促進に向けた県の方針について	
鎌田聡君質問	34	商工労働部長三輪孝之君答弁	49
・高校入試制度改革について		本田雄三君質問	50
教育長白石伸一君答弁	35	・自転車の安全利用と110番映像通報システムの周知について	
鎌田聡君質問	36	警察本部長宮内彰久君答弁	51
・若者の薬物使用について		本田雄三君質問——終了	52
・大麻使用について		日程通告 散会	52
警察本部長宮内彰久君答弁	37		
鎌田聡君質問	37	第3号(2月16日)	
・オーバードーズについて		議事日程 第3号	53
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	38	本日の会議に付した事件	53
鎌田聡君質問	39	出席議員氏名	53
・夜間安心医療電話相談事業シャープ7400について		欠席議員氏名	53
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	39	説明のため出席した者の職氏名	53
鎌田聡君質問——終了	40	事務局職員出席者	54
休 憩	40	開 議	54
開 議	40	日程第1 一般質問	54
本田雄三君質問	40	荒川知章君質問	54
・ビッグチャンスを生かした熊本の将来展望について		・水俣・芦北地域振興計画の推進について	
知事蒲島郁夫君答弁	41	知事蒲島郁夫君答弁	55
本田雄三君質問	42	荒川知章君質問	56
・人工衛星活用による水道管漏水把握について		・令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興について	
環境生活部長小原雅之君答弁	43	農林水産部長千田真寿君答弁	57
本田雄三君質問	44	土木部長亀崎直隆君答弁	57
・熊本スーパーハイスクール全体発表		荒川知章君質問	58
		・熊本県における地震対策について	

<ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震の被災地に対する熊本県の支援について 	<ul style="list-style-type: none"> 亀田英雄君質問 …………… 71
知事蒲島郁夫君答弁 …………… 59	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 肥薩線の復旧、復興について ・ J R 肥薩線復興方針の概要、ビジョン等について
荒川知章君質問 …………… 60	企画振興部長富永隼行君答弁 …………… 73
<ul style="list-style-type: none"> ・日奈久断層帯を起因とする地震及び津波対策について ・避難者支援について ・住宅耐震化への支援について 	<ul style="list-style-type: none"> 亀田英雄君質問 …………… 73 ・知事の思いについて
知事公室長内田清之君答弁 …………… 62	知事蒲島郁夫君答弁 …………… 74
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 …………… 63	亀田英雄君質問 …………… 74
土木部長亀崎直隆君答弁 …………… 63	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾有事に備えての先行避難計画について
荒川知章君質問 …………… 64	知事公室長内田清之君答弁 …………… 75
<ul style="list-style-type: none"> ・ T S M C 社の熊本進出に伴う県土の均衡ある発展について ・進出効果の県南地域、芦北・水俣地域への波及について ・芦北高校における D X 人材の育成について 	<ul style="list-style-type: none"> 亀田英雄君質問 …………… 76 ・八代地域における工業団地整備について
商工労働部長三輪孝之君答弁 …………… 66	商工労働部長三輪孝之君答弁 …………… 77
教育長白石伸一君答弁 …………… 67	亀田英雄君質問 …………… 78
荒川知章君質問 …………… 67	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の取組について
<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用について 	土木部長亀崎直隆君答弁 …………… 79
理事小金丸健君答弁 …………… 68	亀田英雄君質問——終了 …………… 80
荒川知章君質問——終了 …………… 68	休憩 …………… 81
休憩 …………… 68	開議 …………… 81
開議 …………… 69	楠本千秋君質問 …………… 81
亀田英雄君質問 …………… 69	<ul style="list-style-type: none"> ・天草地域の振興について ・八代・天草シーラインについて
<ul style="list-style-type: none"> ・くまもと県南フードバレー構想について ・これまでの取組の成果と検証、総括について ・今後の展開と地域活性化のための戦略について 	知事蒲島郁夫君答弁 …………… 82
農林水産部長千田真寿君答弁 …………… 70	楠本千秋君質問 …………… 83
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、クルーズ船対応について
	観光戦略部長原山明博君答弁 …………… 83
	楠本千秋君質問 …………… 84
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策について ・難聴児への支援について
	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 …………… 85
	楠本千秋君質問 …………… 86
	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な保育について

健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	86	・子供の権利擁護に係る現状と課題及び今後の取組について	
楠本千秋君質問 ……………	87	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	104
・AEDによる救命について		杉蔭ミカさん質問 ……………	104
総務部長平井宏英君答弁 ……………	88	・産後ケアに係る本県の取組について	
教育長白石伸一君答弁 ……………	89	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	106
楠本千秋君質問 ……………	89	杉蔭ミカさん質問——終了 ……………	107
・健康寿命日本一に向けた取組について		・こども誰でも通園制度について(要望)	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	91	休憩 ……………	108
楠本千秋君質問 ……………	92	開議 ……………	108
・夜間中学について		城戸淳君質問 ……………	109
教育長白石伸一君答弁 ……………	92	・プロスポーツと連携した地域活性化について	
楠本千秋君質問——終了 ……………	93	観光戦略部長原山明博君答弁 ……………	110
日程通告 散会 ……………	94	城戸淳君質問 ……………	111
第4号(2月19日)		・不法投棄に対する対応策と産業資源の循環に向けた本県の取組について	
議事日程 第4号 ……………	95	環境生活部長小原雅之君答弁 ……………	113
本日の会議に付した事件 ……………	95	城戸淳君質問 ……………	113
出席議員氏名 ……………	95	・半導体産業の人材不足の解消について	
欠席議員氏名 ……………	96	商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………	114
説明のため出席した者の職氏名 ……………	96	城戸淳君質問 ……………	115
事務局職員出席者 ……………	96	・特別支援教育のニーズ拡大への対応と分校設置について	
開議 ……………	96	教育長白石伸一君答弁 ……………	116
日程第1 一般質問 ……………	96	城戸淳君質問 ……………	117
杉蔭ミカさん質問 ……………	96	・有明海沿岸道路の整備促進について	
・次世代を担う子供への文化振興策について		土木部長亀崎直隆君答弁 ……………	118
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	98	城戸淳君質問 ……………	118
杉蔭ミカさん質問 ……………	98	・食料安全保障の基盤となる農地の確保と地域計画の策定について	
・投票率向上に向けた取組について		農林水産部長千田真寿君答弁 ……………	119
選挙管理委員会委員長松永榮治君答弁 ……………	100	城戸淳君質問——終了 ……………	120
杉蔭ミカさん質問 ……………	100		
・動物愛護の取組について			
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	102		
杉蔭ミカさん質問 ……………	102		

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第79号まで)……………	120	採決……………	143
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第79号まで)……………	121	議員提出議案の上程(第1号)……………	143
知事提出議案の上程(第80号)……………	121	採決……………	145
日程第4 休会の件……………	121	委員会提出議案の上程(第1号)……………	145
日程通告 散会……………	121	採決……………	146
第5号(3月4日)		休憩……………	146
議事日程 第5号……………	123	開議……………	146
本日の会議に付した事件……………	123	議長辞職の件……………	146
出席議員氏名……………	123	退任挨拶(淵上陽一君)……………	147
欠席議員氏名……………	124	議長選挙の件……………	147
説明のため出席した者の職氏名……………	124	議長選挙投票者の氏名……………	148
事務局職員出席者……………	124	就任挨拶(山口裕君)……………	149
開議……………	124	副議長辞職の件……………	149
議席の一部変更の件……………	124	退任挨拶(内野幸喜君)……………	150
日程第1 各特別委員長報告……………	125	副議長選挙の件……………	150
高速交通ネットワーク整備推進特別委員長報告……………	125	副議長選挙投票者の氏名……………	151
海の再生及び環境対策特別委員長報告……………	127	就任挨拶(高木健次君)……………	151
地域活力創生特別委員長報告……………	128	日程第4 常任委員の改選……………	152
日程第2 各常任委員長報告……………	131	日程第5 議会運営委員の改選……………	152
厚生常任委員長報告……………	131	特別委員辞任の件……………	152
経済環境常任委員長報告……………	132	常任委員辞任の件……………	152
農林水産常任委員長報告……………	134	日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件……………	153
建設常任委員長報告……………	136	指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件……………	153
教育警察常任委員長報告……………	138	休憩……………	153
総務常任委員長報告……………	139	開議……………	153
採決……………	141	知事の挨拶……………	154
日程第3 閉会中の継続審査の件……………	142	閉会……………	155
知事提出議案(第80号)……………	142	議長の閉会挨拶……………	155
採決……………	142	付録	
知事提出議案の上程(第81号)……………	142	各委員会委員選任一覧表……………	付1
採決……………	143	特別委員会委員所属変更及び選任一覧表……………	付3
知事提出議案の上程(第82号)……………	143	各委員会構成一覧表……………	付4
		令和6年2月定例会議案議決件名一覧表……………	付6

議案各委員会別一覧表……………	付11
委員会審査報告書……………	付24
閉会中の継続審査申出一覧表……………	付35

第 1 号

(2月9日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第1号

令和6年2月9日(金曜日)

議事日程 第1号

令和6年2月9日(金曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第79号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 人事委員会の意見(第41号、第42号及び第61号)
- 第6 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第79号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 人事委員会の意見(第41号、第42号及び第61号)
- 日程第6 休会の件

出席議員氏名(49人)

星野 愛斗 君
 高井 千歳 さん
 住永 栄一郎 君
 亀田 英雄 君
 幸村 香代子 君
 杉 篤ミカ さん
 立山 大二郎 君
 斎藤 陽子 さん

堤 泰之 君
 南部 隼平 君
 本田 雄三 君
 岩田 智子 君
 前田 敬介 君
 坂梨 剛昭 君
 荒川 知章 君
 城戸 淳 君
 西村 尚武 君
 池永 幸生 君
 竹崎 和虎 君
 吉田 孝平 君
 中村 亮彦 君
 高島 和男 君
 末松 直洋 君
 前田 憲秀 君
 松村 秀逸 君
 岩本 浩治 君
 西山 宗孝 君
 河津 修司 君
 楠本 千秋 君
 橋口 海平 君
 緒方 勇二 君
 増永 慎一郎 君
 高木 健次 君
 高野 洋介 君
 内野 幸喜 君
 山口 裕 君
 岩中 伸司 君
 城下 広作 君
 西 聖一 君
 鎌田 聡 君

瀧上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君

企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会
委 員 長 出 田 孝 一 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事務局 長 波 村 多 門
事務局次長 村 田 竜 二
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時

令和6年能登半島地震による犠牲者に対する黙
禱

○議長(瀧上陽一君) 開会に先立ち、令和6年能登半島地震により犠牲となられました方々に対しまして、哀悼の意を表するため、黙禱を行います。

御起立をお願いします。

[起立]

○議長(瀧上陽一君) 黙禱。

[黙禱]

○議長(瀧上陽一君) 黙禱を終わります。

御着席願います。

[着席]

午前10時1分開会 開議

○議長(瀧上陽一君) ただいまから令和6年2月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

就任挨拶

○議長(瀧上陽一君) まず、去る12月定例会において任命同意になりました収用委員会委員から挨拶の申出がっておりますので、この際、これを許します。

収用委員会委員立川優君。

[収用委員会委員立川優君登壇]

○収用委員会委員(立川優君) おはようございます。さきの12月定例県議会において任命の御同意をいただき、12月22日付で収用委員会委員を拝命

いたしました立川優でございます。もとより微力ではございますが、与えられた職責を果たすべく、誠心誠意努めてまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに
知事の感謝状贈呈

○議長(瀧上陽一君) 次に、熊本県議会永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰を行います。

なお、知事蒲島郁夫君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

25年勤続議員

岩 中 伸 司 君

藤 川 隆 夫 君

松 田 三 郎 君

鎌 田 聡 君

以上4人であります。

被表彰者の諸君は演壇の前に出ていただきます。

〔被表彰者演壇前に入る〕

○議長(瀧上陽一君)

表 彰 状

岩 中 伸 司 様

あなたは本県議会議員として25年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました。ここにその功績をたたえ表彰します。

令和6年2月9日

熊 本 県 議 会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○議長(瀧上陽一君)

表 彰 状

藤 川 隆 夫 様

以下同文です。

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○議長(瀧上陽一君)

表 彰 状

松 田 三 郎 様

以下同文です。

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○議長(瀧上陽一君)

表 彰 状

鎌 田 聡 様

以下同文です。

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感 謝 状

岩 中 伸 司 様

あなたは25年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和6年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感 謝 状

藤川隆夫様

あなたは25年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和6年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

[感謝状贈呈]

[拍手]

○知事(蒲島郁夫君)

感謝状

松田三郎様

あなたは25年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和6年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

[感謝状贈呈]

[拍手]

○知事(蒲島郁夫君)

感謝状

鎌田聡様

あなたは25年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました。その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します。

令和6年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

[感謝状贈呈]

[拍手]

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(淵上陽一君) 次に、日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、西村尚武君、城戸淳君、幸村香代子君、以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月4日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月4日までの25日間とすることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上げ(第1号から第79号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第79号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

第2号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

第3号 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

第5号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

第6号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会

計補正予算(第4号)
第7号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
第8号 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)
第9号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)
第10号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
第11号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
第12号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)
第13号 令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)
第14号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
第15号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第5号)
第16号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)
第17号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
第18号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)
第19号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)
第20号 令和6年度熊本県一般会計予算
第21号 令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
第22号 令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第23号 令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算
第24号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金

特別会計予算
第25号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算
第26号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算
第27号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算
第28号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
第29号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算
第30号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第31号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算
第32号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
第33号 令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
第34号 令和6年度熊本県公債管理特別会計予算
第35号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算
第36号 令和6年度熊本県下水道事業会計予算
第37号 令和6年度熊本県電気事業会計予算
第38号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算
第39号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算
第40号 令和6年度熊本県病院事業会計予算
第41号 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第42号 熊本県職員の特種勤務手当に関する条

例の一部を改正する条例の制定について
第43号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第44号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について
第45号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
第46号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
第47号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第48号 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第49号 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について
第50号 熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について
第51号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第52号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第53号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第54号 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について
第55号 熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について

第56号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第57号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第58号 熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第59号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
第60号 熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について
第61号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第62号 財産の減額貸付けについて
第63号 財産の取得について
第64号 工事請負契約の締結について
第65号 工事請負契約の変更について
第66号 工事請負契約の変更について
第67号 工事請負契約の変更について
第68号 工事請負契約の変更について
第69号 工事請負契約の変更について
第70号 工事請負契約の締結について
第71号 工事請負契約の変更について
第72号 第5次くまもと21ヘルスプランの策定について
第73号 包括外部監査契約の締結について
第74号 権利の放棄について
第75号 権利の放棄について
第76号 専決処分の報告及び承認について
第77号 専決処分の報告及び承認について
第78号 専決処分の報告及び承認について
第79号 専決処分の報告及び承認について
報告第1号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

日程第4 知事の提案理由説明

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第4、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、本年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震について申し上げます。

このたびの災害により、石川県では、多くの貴い命が失われました。ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に、心からお見舞いを申し上げます。

県では、1月4日に、知事公室長を本部長とする応援本部を設置し、石川県の支援に着手しました。これまでに、災害時の健康危機管理、仮設住宅設置、学校運営、漁港被害調査など、被災地のニーズに応じて職員を順次派遣しています。

さらに、災害廃棄物処理、災害時動物救護、市町村と連携した輪島市における住家被害認定調査などの災害対応業務等も行っており、発災後これまでに、実人員で139人、延べ922人の職員を派遣しております。

本県は、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に当たって、国や全国の自治体等から多大なる御支援をいただきました。

大災害を経験した本県の責任として、災害対応の経験、ノウハウを生かし、引き続き、現地のニーズを踏まえた支援をしっかりと行ってまいります。

次に、今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の所信を申し

述べます。

皆様も御承知のとおり、昨年12月6日、私は、この議場において、本年3月に行われる熊本県知事選挙には出馬せず、与えられた今の任期を全うした上で、知事の職を退くことを表明いたしました。

思えば、16年前の平成20年4月、私は、この議場で、自らの使命を「大きな可能性を秘めている熊本を目覚めさせ、躍動し、飛躍する県に変えていくこと、そして熊本県民の幸福を最大化すること」にあると述べました。そして、その後の16年にわたる蒲島県政の歩みを顧みれば、幾多の逆境を乗り越え、県政の最大目標である県民総幸福量の最大化に向けた挑戦の連続でもありました。

1期目の4年間では、財政再建、川辺川ダム問題、水俣病問題の3つの課題に懸命に取り組みました。

まず、財政再建では、隗より始めよの言葉の下、自ら月給を100万円カットし、県庁の先頭に立って財政再建を進めました。

次に、川辺川ダム問題については、私自身が受け止めた当時の民意、すなわち、球磨川という地域の宝を守りたいという流域の皆様のお思いに基づき、平成20年9月に、この議場で、当時の川辺川ダム計画の白紙撤回を表明し、ダムによらない治水の検討に着手しました。

また、私の政治の原点である水俣病問題についても、水俣病の被害者の方々の切実な声に何とか応えたいという思いの下、知事就任直後から与野党国会議員に直接交渉し、与野党双方の橋渡し役を務めることで、平成21年7月の特措法成立につながりました。

続く2期目の4年間では、1期目に種をまいた様々な施策の成果が現れ、稼げる農業の実現やくまモンの活躍など、多くの花が咲き始めました。

そのよき流れの中、人口減少を踏まえた熊本らしい地方創生の実現に向け、全力を尽くす覚悟で3期目を迎えたそのとき、大地震が本県を襲いました。

この県政史上最大の逆境を前にして、私は、発災直後に、被災された方々の痛みを最小化する、単に元にあった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげるという復旧、復興の3原則を掲げました。そして、県庁のみならず、県民の総力を結集したチーム熊本により、全力で熊本地震からの復旧、復興を進めてまいりました。

地震からやがて8年となります。これまで、阿蘇へのアクセスルートの回復、九州を横断する高規格道路の整備促進など、創造的復興は目に見える形で着実に進んできました。

阿蘇くまもと空港では、昨年3月に新旅客ターミナルビルが開業し、新熊本駅、くまモンポート八代と併せて、陸海空の玄関口が全て新しく生まれ変わりました。

創造的復興の総仕上げと位置づける空港アクセス鉄道についても、早期実現に向け、全力で取り組んでいます。

続く4期目の4年間は、熊本地震に加え、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害のトリプルパンチとの戦いでありました。

特に、令和2年7月豪雨は、それまでの予想をはるかに超えるもので、球磨川流域に甚大な被害をもたらしました。

私は、決して取り戻すことができない命の重みを考え、二度とこのような被害を起こしてはならないと固く決意し、一日も早い復旧、復興を果たすことを心に誓いました。

この思いから、この豪雨災害の科学的、客観的な検証を行うとともに、私は、発災後30回にわた

り流域の皆様とお会いし、様々な御意見や復興への思いに真摯に耳を傾けました。

その中で、私は、現在の民意は、命と環境の両立だと受け止めました。そして、私は、令和2年11月、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を推進することを決断いたしました。

この方向転換について、その後に行われた調査では、多くの県民の皆様が私の決断を支持してくださっていることを、私は心からありがたく思っています。

現在、流域全体の総合力で安全、安心を実現する緑の流域治水の理念の下、懸命に復旧、復興に取り組んでおります。河道掘削や遊水地の整備、輪中堤、宅地かさ上げ、さらには砂防・治山対策や森林の整備、保全、田んぼダムの取組など、安全、安心の確保に向けた対策がスピード感を持って進められています。今春には、神瀬地区において、豪雨災害後初の宅地かさ上げが完了する予定です。

清流と命を守る新たな流水型ダムについては、法と同等の環境アセスメントの手続が進められており、昨年、国から準備レポートが公表されました。流水型ダムの整備に向けた道筋をつけるため、この任期中に、準備レポートに対する知事意見を取りまとめてまいります。

ダム問題に翻弄され続けてきた五木村については、頭地地区や宮園地区の新たなむらづくりを目指した村民主体の協議会で、平場の造成や村内の安全、安心の確保に向けた対策など、具体的な振興策が検討されています。

流水型ダムの建設地となる相良村については、国道445号の改良工事とそれに合わせた川辺川の河川整備、高原地区の農地の基盤整備など、村からの提案を踏まえた具体的な振興策が進んでいます。

残された任期の最後の日まで、五木村、相良村の振興に責任と覚悟を持って取り組んでまいります。

また、JR肥薩線の復旧については、肥薩線なくして人吉・球磨地域の存続はあり得ないという危機感の下、地元市町村と一枚岩となって、JR九州とも同じ方向性が共有できるよう、全力で取り組んでまいります。

このように、県民が一丸となって逆境に立ち向かう中で、令和3年11月には、TSMCの本県進出という、100年に1度とも言えるべきビッグチャンスが訪れています。新工場も先般完成し、本年末からは、いよいよ本格的な生産が始まります。さらに、2月6日に、第2工場も本県に立地することが発表され、新生シリコンアイランド九州の実現に向け、また一歩大きく前進しました。

これまで本県は、幾多の困難を経験してまいりました。しかし、今、困難を乗り越えた先に、本県のポテンシャルを最大限に生かした地方創生を実現し、さらには、日本の経済、感染症、災害、食料、環境の5つの安全保障に貢献できる存在になりつつあると考えています。

私の任期は、残り2か月余りとなります。16年前に、私がこの議場で申し上げた自らの使命である、大きな可能性を秘めている熊本を目覚めさせ、躍動し、飛躍する県に変えていくという目標は、今、その姿を見せ始めています。県民総幸福量の最大化を目指した蒲島県政4期目の集大成に向け、引き続き全力を尽くしてまいります。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明申し上げます。

まず、令和5年度2月補正予算についてです。

12月補正予算に引き続き、国の経済対策への対応や県独自の地域活性化策など、297億円を計上しています。あわせて、今後の執行見込みの精査

による減額など、必要な補正を行っています。

これらにより、一般会計は312億円の減額補正となり、補正後の現計予算額は9,733億円となります。

次に、令和6年度当初予算について御説明いたします。

令和6年度当初予算は、知事の改選期を迎えることから、いわゆる骨格予算として、人件費などの義務的経費や、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、感染症対策などをはじめとする継続事業に要する経費を中心に編成いたしました。

また、新規性があっても、年度当初から着手する必要のある事業に要する経費についても計上しています。

この結果、一般会計予算の総額は7,707億円となります。

次に、歳出予算の主な内容について説明いたします。

まず、令和2年7月豪雨からの創造的復興に向けて、住まいの再建につながる球磨村渡地区での宅地造成や防災機能の向上につながる人吉市青井地区での土地区画整理事業に引き続き取り組んでまいります。

また、球磨川流域復興基金をフル活用し、人口減少に苦しむ被災地の様々な課題の解決に向けた道筋をつけていくとともに、豪雨災害の記憶、教訓の伝承の推進など、市町村の取組を全力で支援してまいります。

次に、感染症への対応として、新たな感染症が発生、蔓延した場合に備え、県と協定を締結する医療機関が速やかに病床確保、発熱外来などに対応できるよう、施設や設備の整備を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症について、国の要請に基づくゲノム解析を行い、新たな変異株

の出現を監視します。

次に、熊本地震からの創造的復興に向けて、益城町の中心市街地における土地区画整理事業や県道熊本高森線の4車線化に引き続き取り組み、防災機能の向上や交通の円滑化等につながる復興まちづくりをしっかりと推進してまいります。

そのほか、こどもまんなか社会の実現に向けて、児童手当の拡充による子育て世帯への経済的支援を行うとともに、子育て家庭に対する訪問支援や里親支援の充実、児童相談所の体制強化のほか、産科医師の育成等のための寄附講座の設置による周産期医療の体制強化を図ります。

また、人と動物が共生するくまもとの実現を目指し、来月開所を予定している動物愛護センターを拠点に、保護犬猫の譲渡促進、動物愛護の啓発、教育、飼い主のいない猫対策等を強化してまいります。

さらに、半導体関連産業の集積などで行政需要が高まる中、機動的な人員補充により男性職員の育児休業を促進し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を後押しするとともに、県職員として働く魅力の発信や大学訪問などにより、意欲ある人材の着実な採用につなげ、持続可能な行政運営体制を確保してまいります。

以上、予算案について御説明申し上げます。

このほか、今定例会には、条例案件や工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案しております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

日程第5 人事委員会の意見(第41号、第42号及び第61号)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案のうち、第41号、第42号及び第61号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第41号、議案第42号及び議案第61号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第41号については、地方自治法の一部改正を踏まえ、本県会計年度任用職員の処遇を改善するなど、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

次に、議案第42号については、本年3月に動物愛護センターが設置されることなどに伴い、本県職員の特殊勤務手当の関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

また、議案第61号については、国の財政措置等を踏まえ、本県警察職員の特殊勤務手当の関係規定を整備するものであり、これも適当であると考えます。

日程第6 休会の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

13日及び14日は、議案調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、13日及び14日は休会することに決定いたしました。

なお、明10日から12日までは、県の休日のため、休会であります。

○議長(瀧上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る15日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時28分散会

第 2 号

(2月15日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第2号

令和6年2月15日(木曜日)

議事日程 第2号

令和6年2月15日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(48人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君
 中村亮彦君

高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 渕上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(1人)

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君

企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕(拍手)

○河津修司君 皆さん、おはようございます。阿蘇郡選出の自由民主党の河津修司です。一般質問のトップバッターで少々緊張していますので、お聞き苦しい点もあるかと存じますが、よろしくお願いたします。

まず初めに、元旦に発生しました令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願っております。

さて、本日は、私の質問の最後を蒲島知事に締めさせていただこうと考えていますので、早速質問に入りたいと思います。

第1問目ですが、阿蘇における観光客の移動手段の利便性向上についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に変更されて以降、観光需要につきましては、全国的にコロナ禍以前の水準にほぼ回復している状況のようです。また、外国からの観光客につきましても、コロナ禍以前の水準に回復したとの報道に接しています。阿蘇を訪れる観光客も、同様に順調な回復ぶりのようで、地元でも久しぶりの観光地のにぎわいぶりを歓迎している声が聞かれるようになりました。

皆様御承知のように、阿蘇地域は、カルデラや草原など美しい景観を持つ観光地であり、温泉もあり、また、豊かな自然に育まれたおいしい食材も豊富です。また訪れたい観光地となるよう、地元関係者は、阿蘇への観光客が、心地よ

く、より快適に滞在時間を満喫していただけるよう、知恵を絞っているところです。

過日、TSMC進出に関連した台湾視察の機会があり、その際に台湾の方々とお話をしましたところ、観光地としての阿蘇の課題について、貴重な御意見をいただきました。

阿蘇については、熊本に行ったら必ず立ち寄りたところであるとの意見が多く、私は大変心強く感じました。しかしながら、阿蘇の観光地を周遊するための公共交通機関が乏しいため、観光施設間の移動がスムーズでなく、1つの施設を見学した後、次の施設に移動するための待機時間が長くなり、多くの施設を十分に味わうことができないとの意見が聞かれました。

地元でおもてなしをする立場としては、熊本地震震災ミュージアムKIOKUや大観峰展望所、内牧温泉や黒川温泉、今年、新千円札の顔となる北里柴三郎博士の記念館など、阿蘇への観光客の皆様へ、できる限り多くの観光地や施設を楽しんでいただきたいとの思いが強くなります。

地域公共交通機関につきましては、いずこも同様ではありますが、平日利用客の減少や働き手の確保が困難である等の理由により、増便等の対応はまず期待することができません。

阿蘇を訪れる観光客の方々に、満足で快適な滞在時間を過ごしていただき、リピーターとなっていただくことはもちろん、友人や知人に行ってきた場所として阿蘇のことを話していただけるような取組ができないかと、常々感じているところです。

TSMCの本県進出に伴い、台湾から阿蘇を訪れる観光客も多くなることが期待されますし、県外からも多くの観光客が訪れている中で、観光地阿蘇を快適に周遊するための移動手段の確保は、解決すべき重要な課題であると考えていま

す。

そこで、国内外を問わず、阿蘇を訪れる観光客の移動手段の利便性向上に資する取組を今後どのように進めていかれるのか、これまでの取組を含めて、観光戦略部長にお尋ねします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 本県を訪れる観光客数は、コロナ前の水準に戻ってきており、特に阿蘇地域においては、阿蘇駅や南阿蘇鉄道、阿蘇山上などで、外国人を含め、多くの観光客を見かけるようになりました。

そのような中で、議員御指摘のとおり、主要な駅やバス停から目的の観光地までの交通手段がない、あったとしても便数が少ない、乗り継ぎの待ち時間が長いなど、スムーズな移動に課題があると認識しています。

このため、県では、阿蘇地域をモデルとして、車がなくてもスマートフォン一つで行きたいときに行きたい観光地に行ける観光MaaSの実現に向けた実証事業に取り組んでいます。

この事業では、まず、移動手段を確保するため、観光関係者や交通事業者と連携し、主要駅から主要観光地までのシャトルバスや周遊タクシーの運行、レンタルバイクやレンタサイクル、キックボードの整備支援などを行っています。

具体的には、昨年11月から順次、実証実験として、阿蘇駅から大観峰までを往復するシャトルバスの運行や、立野駅から震災ミュージアムKIOKUまで、高森駅から草千里まで、小国郷周遊の3つのルートの周遊タクシーの運行などを行っています。

また、鉄道やバスなどの交通機関を効率的に結ぶため、情報サイトや手配アプリの構築など、デジタル環境の整備にも取り組んでいます。

具体的には、昨年7月には、JR九州、九州産

交バス及び南阿蘇鉄道と連携し、阿蘇全域エリアまたは南阿蘇エリアで鉄道や路線バスが24時間乗り放題となるデジタルチケット、あそ旅のレールバスを開発しました。これにより、スマートフォンのチケット画面を見せるだけで、例えば、熊本駅からJRやバスを利用し、草千里や阿蘇神社を観光し、内牧温泉や黒川温泉まで行くことが可能となりました。

また、本日からは、阿蘇全域エリアにおいて、スマートフォンでタクシーのウェブ手配とキャッシュレス決済ができる阿蘇らくらくWebタクシーの実証事業を開始しました。

県としては、こうした実証事業を進めながら、交通事業者等と連携、協力して、阿蘇地域の観光客の移動手段の利便性と満足度の向上につなげるとともに、その成果を他の地域にも広げられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 今いろいろと実証事業をやっていることを紹介していただきました。

新しい試みとして、阿蘇らくらくWebタクシーの実証事業を今日から始めたということですが、阿蘇で新しい試みをしていただくことは大変ありがたいことと受け止めます。移動がスムーズにできれば、お客様は大変喜ぶことだと思います。さらに、スマートフォンを使っての待ち時間がなくなるよう、お店や入浴施設の混雑状況が分かれば、お客さんもありがたいと思うだろうと思いますし、そういったこともできないか、今後検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

熊本地震発災から早くも8年が経過しようとしています。阿蘇地域も甚大な被害を受けましたが、知事が提唱された復旧、復興の3原則、被害に遭われた方の痛みを最小化する、単に元あった

姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指す、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげるを旗印に、復旧、復興に向け、着実に歩みを進めていただきました。ここに、改めて感謝申し上げます。

熊本地震からの農地、農業用施設の復旧工事も、いよいよ最終盤を迎えています。復旧、復興の総仕上げに向けた現在の状況につきまして、大切畑ダムの復旧工事と立野地区の圃場整備の状況をそれぞれお尋ねします。

まず、大切畑ダムについてです。

西原村をはじめ、益城町や菊陽町の605ヘクタールの農地へ安定的に農業用水を供給し、食料の安全保障に寄与するためには、大切畑ダムの復旧は必要不可欠なものです。

被災直後のダム周辺の様子を目の当たりにしたとき、地震の怖さを実感しました。その後、ダム内に活断層が通っていることが判明し、ダムの復旧計画の立案に当たっては、困難を極めたと聞いていましたが、令和元年にダム本体工事が着手され、これまでにダムの敷地の掘削や仮締切り堤などが行われ、ようやくダムの本体堤防の盛り立てが本格化されました。昨年10月には、定礎式が開催され、私自身、関係者の一人として安堵しているところです。

大切畑ダムの供用再開を待ちわびる地域の声にも一日も早く応えられるよう、今後の復旧工事が順調に進むことを切に願っています。

次に、立野地区の圃場整備についてです。

皆様御承知のとおり、熊本地震では、南阿蘇村の立野地区も、山腹崩壊やJR豊肥本線の被災など、甚大な被害を受けました。農業分野でも、立野幹線用水路が被災し、その受益農地では、耕作放棄地の拡大や農業者の減少など、将来の農業集落の継続、維持が難しい状況となりました。

そのため、地域の中心となる農家の思いを受け、まずは、立野幹線用水路の災害復旧工事を進め、さらには、将来の営農を見据えて、農作業の効率化や生産性の向上を図るため、農地の圃場整備に取り組むこととなったと承知しております。

現在までに立野幹線用水路の復旧が完了したと聞いておりますが、圃場整備の一日でも早い完成が望まれています。

そこで、大切畑ダムの復旧工事と立野地区の圃場整備の進捗状況と今後の見通しについて、農林水産部長にお尋ねします。

[農林水産部長千田真寿君登壇]

○農林水産部長(千田真寿君) 熊本地震からの復旧、復興において、農林水産部では、蒲島知事のリーダーシップの下、営農再開100%を目標に掲げるとともに、単なる原形復旧ではなく、併せて区画拡大や農地の集積を行うなど、未来につながる創造的復興に取り組んでまいりました。

乙ヶ瀬地区等でのこれらの取組は、大規模災害からの復旧、復興のモデルとなっています。残す復旧工事は、大切畑ダムのみとなりました。

大切畑ダムについては、旧ダムの下を通っていた活断層を避けるため、堤体を上流側に237メートル移動させる計画とし、平成30年度に工事に着手しました。

ダム本体工事は、令和元年12月に着手し、これまで、ダムの敷地の掘削や本体堤防工事のための仮締切り堤の築造を実施してきました。

当初想定できなかった湧水の発生や硬い岩盤の出現などにより、工法の変更や工程の見直しを余儀なくされましたが、昨年5月に本体堤防の盛り立てに着手し、10月に定礎式を開催することができました。本年1月末時点で、ダム本体工事の進捗率は53%です。

今後は、ダムの本体堤防の盛り立てと併せ、取

水施設や放流施設の施工を進め、令和8年度の水稲の作付に間に合うよう供用を開始する予定です。

次に、立野地区の圃場整備についてお答えします。

県では、地元の御要望を踏まえ、被災直後から集落単位での話し合いを重ねてまいりました。

その結果、創造的復興の取組として、将来の営農を見据え、農地の区画を拡大し、担い手農家へ8割を集積する事業計画を策定し、令和4年度に26ヘクタールの圃場整備に着手しました。

同年度中に、換地委員や農家の方々と意見交換を行いながら、換地の原案作成や実施設計を完了し、令和5年度から、馬立工区の2.4ヘクタールの工事に着手したところです。

残りの23.6ヘクタールについても、令和10年度の事業完了に向け、順次工事を進める計画です。

10年先、20年先の農家の皆様に、圃場整備を実施してよかったと提供いただけるよう、復旧、復興の総仕上げとして、しっかり取り組んでまいります。

[河津修司君登壇]

○河津修司君 丁寧な説明ありがとうございます。

大切畑ダムも、立野地区の農地整備につきましても、地元の農家の人たちは首を長くして待っていますので、一日も早い完成を目指して頑張ってください。

次の質問に移らせていただきます。

森林環境税の導入に伴う今後の課題についてお聞きします。

森林整備の安定的継続は、温室効果ガスの削減、自然災害の防止、水資源の涵養など、森林の持つ本来の機能を高めることを通じて、私たちの暮らしを支えていくこととなります。

具体的には、山間部における森林整備や植林の計画的実施、林業の担い手育成による林業経営の承継等により美しい山里が維持されることで、森林のない平野部や都市部における住民の生活環境も改善されるという効果が生じることとなります。

このため、森林整備に伴う生活環境の改善といった公益を、国民が一定程度平等に負担する目的で、令和6年6月から、年間1,000円の森林環境税が個人住民税と併せて徴収されることとなっています。

阿蘇の小国郷のみでなく、豊かな山林資源とともに集落が営まれ、人々が暮らしを育んできた地域は、県内に幾つもあります。森林環境税の導入に伴い、こうした山里の営みが、都市部の暮らしにもいい影響を与えているという共通理解が国民全体の中に浸透していくことを、小国郷で生まれ育った私としましても、切に願っているところです。

森林環境税の税収は、一旦国の特別会計に繰り入れられた後、森林環境譲与税として、市町村による森林整備等の財源として、国から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口など、客観的な基準を用いて按分し、交付されます。

森林環境税を財源とした具体的な取組としては、森林整備はもとより、林業に関わる人材の育成や県産木材の利用、普及啓発など、多岐の事業にわたります。

中山間地域に位置する自治体としては、森林整備に係るコストを、森林環境譲与税という安定的な財源交付により手当てしていただけるという大きなメリットがあります。

しかし、一方で課題もあります。森林環境税の税収を国が県や市町村に交付する際の算定の考え

方としては、森林面積の割合も考慮されているものの、人口割に基づく交付も考慮されているため、結果として、どうしても人口の割合が多い自治体に財源が交付される面が否めない状況です。

森林面積の多い自治体は、過疎地域であり、中山間地域であつたりするため、交付算定として人口割を考慮する以上に、森林面積割を重点的に考慮する手法によらなければ、交付額の偏在は是正されないこととなります。

昨年6月議会におきまして、森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書を可決していただき、森林を多く有する市町村が、必要な森林整備をより一層推進することができるよう、重点配分を含め、森林整備に必要な予算を確保することを要望する意見書を、本県議会からも国に提出しています。

ここまで申し上げましたとおり、森林環境の整備は、多くの場合、人口の少ない地域が辛うじてその役割を担いながら維持されているという現状を踏まえ、森林環境譲与税の交付額算定の考え方については、今以上に是正すべき点があるのではないかと考えます。

来年度から始まる森林環境税の導入に伴い、森林環境譲与税の国の交付額算定基準の見直しが行われることについてどのような認識を持っておられるのか、また、これを財源とした森林整備に向けた市町村の様々な取組を今後どのように支援していくのか、県としての考え方をそれぞれ農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止や国土の保全、水源の涵養等、山村地域のみならず、都市部の住民も含め、国民に広く恩恵を与えるものです。適切な森林の管理は、我が国の国土や国民の生命、財産を

守ることにつながると認識しています。

このような中、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に、森林環境税とその税収を都道府県及び市町村に譲与する森林環境譲与税が創設されました。

令和元年度からは、森林環境譲与税の配分が開始され、全国の市町村において、管理の行き届いていない私有林の整備を行う森林経営管理制度をはじめとした様々な取組が進みつつあります。

しかし、私有の人工林を多く抱える市町村において、所有者の不明な森林の存在、境界の未確定、担い手の不足、造林地における鹿被害等の問題があり、これらに行政として取り組むに当たって、想定以上の経費がかかっています。

昨年12月に閣議決定された政府の令和6年度税制改正の大綱では、森林環境譲与税の譲与基準について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえて、私有の人工林面積の割合を100分の50から55へ引き上げるよう見直すことが明記されました。

また、来年度から、森林環境譲与税の総額も引き上げられるため、私有の人工林が多い市町村へより多くの額が譲与されることとなり、譲与額が減る市町村もない見込みです。

このため、譲与税を活用し、山村地域の市町村においては、森林の整備により一層取り組むとともに、都市部の市町村においても、木材の利用や普及などに積極的に取り組むことによって、切って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環利用を加速させていきたいと考えています。

県としては、来年度からの譲与税の増額を踏まえ、林業普及指導員が1月から各市町村を回り、譲与税の有効活用についての働きかけを行っているところです。

今後も引き続き、個々の市町村の実情や課題を把握した上で、森林経営管理制度サポートセンターを通じ、市町村による森林整備を支援するとともに、税事業の効果的な発信を働きかけるなど、市町村に寄り添ってしっかりと取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 答弁ありがとうございました。

人工林面積の交付額の割合は、100分の50から55に増えたということで、本当によかったと思っておりますが、林業の仕事に使うべき機械は高額ですから、森林環境税の一部でも使って補助等できないかを今後検討していただきたいと思っております。

続きまして、中山間地域における集落の維持対策について質問します。

中山間地域における集落の維持は、森林整備による防災、減災や棚田等の農村景観の維持による地下水涵養機能の保全など、都市部など人口が集中している地域の安全、安心な暮らしを保障するためにも、必要不可欠なものであると考えています。

我が国全体が人口減少社会となっている状況を踏まえ、今後、中山間地域の集落を維持していくためには、婚活や少子化対策による人口増に期待するのみでなく、ワーケーションや民泊、農村体験型旅行の企画など、関係人口の創出にも力を入れていく必要があります。

県としても、人口減少対策、少子化対策など、様々な観点から取組を進めていただいているところと承知しております。

そのような中で、令和2年の国勢調査による人口減少率を見ますと、平成17年から令和2年の15年間において、県全体では5.6%減少しているのに対して、中山間地域等の市町村においては、約

11.2%と約2倍のスピードで進んでおり、このままの状況が続けば、中山間地域では、集落そのものが衰退していくものと懸念しています。

令和4年度に、農林水産省は、中山間地域における持続可能な地域づくりを目指す対策として、農村資源を活用した小さな拠点の形成を図る農村型地域運営組織、いわゆる農村RMO形成推進事業を創設しました。

この農村RMOとは、リージョン・マネジメント・オーガニゼーションの略で、複数の集落の機能を補完して、農地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことを指します。

集落において、総戸数が9戸以下になると、単独では、農用地等の維持管理や農業生産活動が急激に低下するとともに、買物や子育てをはじめとした生活支援などの機能も失われると農林水産省は提言しています。

農村RMOは、単独の集落では活力が乏しく活動できないが、複数の集落が連携し、支え合うことによって、地域の農業と暮らしの維持につながります。また、本事業に取り組むことにより、地域住民が互いに話し合い、集落を今後どのように維持していくのかなど、膝突き詰めて語り合うことは大変貴重なことであり、集落の将来にとってもいい機会となり、県としても進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農村型地域営農組織、農村RMO形成推進事業につきまして、本県におきましては、これまでどのような取組事例があるのか、また、今後どのように事業を推進されるのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 蒲島県政では、中

山間地域対策を重点施策に位置づけ、里モンプロジェクトにより、住民主体の活動の芽吹きを後押ししてきました。

また、全国に先駆けて、中山間農業モデル地区やスーパー中山間地域の創生に取り組み、特産品のブランド化による所得増加や農業・農村体験による交流人口の拡大など、農業を柱とした魅力と活力あふれる農村づくりに努めてまいりました。

一方で、中山間地域は、過疎化、高齢化の進行が著しく、今年度県で実施した中山間地域等直接支払制度の対象である集落や関係市町村へのアンケート調査では、共同活動の減少や将来的なリーダー不在のおそれがある集落の増加など、改めて集落の維持が困難となりつつあることが明らかになりました。

このため、地域コミュニティの維持など、集落機能を補完する農村RMOの取組は、これからの中山間地域にとって重要と考えています。

県内では、国の事業採択を受け、今年度から、山鹿市と球磨村の2地域において取組が始まっています。

山鹿市番所地域では、若手住民や移住者等で構成する菊鹿さきもり隊が主体となり、集落や社会福祉協議会等と連携して、休耕田での米作りの再開や棚田を活用した観光プログラムの開発、高齢者の生活支援などによる将来ビジョンの策定が進められています。

また、球磨村一勝地地域では、地元の体験交流施設や商工会等で構成するくまむら地域再生協議会が主体となり、棚田保存会や地域営農組織等と連携して、デジタル技術を活用した鳥獣対策や棚田米のブランド化、買物支援などによる将来ビジョンの策定に取り組んでいます。

このように、農村RMOの形成には、複数の集落がまとまることと、農業に限らず、地域振興や

観光、福祉など様々な分野の人材が関わる必要が
必要です。加えて、地域の実情に応じた将来ビジ
ョンを定めていく上でも、地域の実態を把握して
いる市町村の関与が重要となってきます。

このため、まずは、市町村に対し、農村RMO
を理解していただくために、事業の目的や制度の
内容について研修を行っているところです。

また、取り組む組織に対しては、先進地の事例
や活用できる補助事業の情報を提供するととも
に、庁内関係課で構成する中山間地域農業支援プ
ロジェクトチームによる伴走型のきめ細やかな支
援を行っていきます。

今後とも、農村RMOの取組を核として、農業
や観光、福祉等との連携による元気で豊かな中山
間地域の創生に取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 蒲島県政では、様々な中山間地対
策を行っていただきました。それでも人口減少に
歯止めがかからないところもあります。この農村
RMOで、広域的に、総合的に取り組むことで、
成果が上がり、中山間地域の人口減少に歯止めが
かかることを期待しております。よろしく願い
します。

次の質問に入ります。

阿蘇地域における草原の維持対策についてお聞
きします。

阿蘇の世界文化遺産登録に向けまして、これま
でも様々なアプローチで県として取り組んでい
ただいておりますことに、まずもって感謝申し上げ
ます。しかしながら、世界遺産暫定リスト入りへ
のハードルは険しく、今も厳しい状況の中で関係
者の努力が続けられています。

阿蘇の世界文化遺産登録のためには、世界文化
遺産としての価値を内外に強く発信することが重
要であることは論をまちません。

1,000年以上にわたって豊かな草原を維持して
きたことへの価値やこれから1,000年先までも草
原が守られていくことの重要性が、世界文化遺産
登録に関わる関係者の方々に深く御認識いただ
けるような取組が今後も必要であると考えます。

阿蘇の広大な草原は、豊かな水資源の涵養にも
役立っていると思いますが、昨年12月議会におき
まして、阿蘇市選出の岩本議員が、白川の水源で
ある阿蘇地域における水田涵養が、熊本地域の地
下水保全にも大きな役割を果たしているとの立場
で質問をされました。

これに対して、環境生活部長からは、阿蘇地域
の地下水、湧水の保全の重要性については十分に
御認識をいただいたのですが、阿蘇地域は、白川
を介して熊本周辺地域と密接な関連を持つもの
の、地下水脈において関連性が低いため、県の地
下水涵養指針に係る重点地域にはならないとの見
解でした。

阿蘇地域における水田湛水による地下水保全効
果を、白川の地下水脈とは関係性がないとの学説
に基づいて否定されたことは、私としては非常に
残念な思いを持ちました。

学説につきましても、阿蘇地域と白川の地下水
脈との関係を肯定しているものもあると思いま
すし、県の地下水涵養指針に係る重点地域または重
点地域に準じた地域に阿蘇地域も含めることにつ
いて、もう一度御検討をお願いしたいと考えてい
るところです。

さて、阿蘇の草原につきましても事情は同じ
で、豊かな草原の維持による地下水保全効果は十
分にあるものと私は考えています。

令和4年12月議会におきまして、私は、草原維
持の取組に関して3つの課題を指摘させていただ
きました。1点目は、万が一火災が発生した場合
の損害賠償に備え、保険の商品開発を国とともに

保険会社へ強力に働きかけるなど、牧野組合が安心して野焼きを行うことができる環境を整える必要があること、2点目は、野焼きの延焼による火災を未然に防止するため、草原内に点在する保安林において、国立公園の公園事業として実施する防火帯の設置や樹林帯の伐採等に限って保安林の一部解除の検討が必要であること、3点目は、より効果的な延焼防止策として、恒久防火帯の整備等の支援強化が必要であること、以上3点について取組を尋ねたところです。

その後、すぐに県と環境省で保険会社に働きかけて、野焼き保険とも言うべき制度をつくっていただき、また、保安林も一部解除していただきました。市町村や牧野組合の人たちは大変喜んでおります。ありがとうございました。

草原の維持には、1,000年続いた野焼きの文化を継承していくための人材確保が欠かせません。そのためには、若手の担い手を育成するために、より安全な野焼きの環境を整備しておくことが重要になります。

野焼きの担い手の高齢化、集落の人口減少、ボランティア参加の伸び悩みなど、野焼き文化の継承と存続を危惧する声は、地元でも大きくなってきています。

阿蘇を世界文化遺産として登録し、1,000年の草原を、世界にとってかけがえのない悠久の資産として守り抜いていくための野焼き文化の存続に向けたこれまでの取組と今後の方向性について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 日本一の面積を誇る阿蘇の草原は、放牧や野焼きなど、1,000年以上にわたる人々の営みによって育まれた、水源涵養等の多面的機能を持つ熊本の財産であり、世界文化遺産として未来へ引き継がれるべき人類共通

の宝であると認識しております。

人口減少や高齢化の進行に伴う担い手不足や農畜産業の形態の変化などを背景として、将来的な草原面積の減少が懸念される中、県では、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、野焼き継続、再開の支援等に取り組んでまいりました。

平成25年度からは、野焼きの担い手である牧野組合にボランティアを派遣し、野焼きの再開支援を行っており、これまでに、16牧野、419ヘクタールで野焼きが再開されました。

平成26年度からは、野焼きの後継者育成に取り組んでおり、40か所の牧野組合で193人の後継者を育成しております。

議員御紹介の野焼きに係る賠償責任保険につきましては、昨年2月、三井住友海上火災保険株式会社により新たな商品が創設され、阿蘇地域で行われる全ての野焼きが保険でカバーされることとなりました。

野焼き作業の省力化につながる保安林解除につきましては、市町村の意向を踏まえつつ、国との調整を行い、昨年12月、南阿蘇村において、国立公園内の公園事業として県内で初となる保安林の解除が実現しました。

恒久防火帯の整備につきましては、国に対して国立公園内での必要な予算の確保などを要望しており、その予算は増加傾向にあります。

また、今年度は、従来の取組に加え、阿蘇グリーンストックによるホームページのリニューアルやLINEアプリを活用したボランティア登録者向けの情報共有の仕組みづくり、野焼き支援ボランティアに対する燃えにくい作業服の貸与などの受入れ体制の整備などを支援し、情報発信強化と安全性向上を通じたボランティア人材のさらなる確保にも取り組んでおります。

今後は、国や市町村、阿蘇グリーンストックと

連携し、草原維持のための人材や資金の確保に向けて、水源涵養や地球温暖化防止等の阿蘇が持つ優れた機能や草原で育まれるあか牛の魅力等を効果的、戦略的に情報発信するとともに、引き続き、野焼き継続、再開の支援や後継者育成等に取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 答弁ありがとうございました。

資金の確保に向けて努力していただくということで、昨日の新聞に、地元の高森町や南阿蘇村が支援して、今年の夏から、白川の水量を維持するための補助金を出して水田湛水を実施することが載っておりましたが、そういったことで、草原も同じなんです。水資源の涵養は、草原も、また水田も持っておりますので、草原を維持し、水資源を確保し、景観を守るために、阿蘇の市町村や牧野組合や農家は大変努力をしております。そういった点からも、県からもさらなる支援をしていただければというふうに思っておりますが、草原の維持や水資源の確保のための基金の造成などを考えていただけると幸いです。よろしく検討をお願いします。

最後になりましたが、この後知事に対する質問をさせていただきますが、時間をたっぷり取っておりますので、十分に答えていただければと思っております。

蒲島知事16年間の総括と若者へのメッセージについてお聞きします。

蒲島知事は、さきの12月県議会において、前川収議員の質問に対し、この3月の知事選には出馬されないことを表明されました。

昨年11月に自民党が行った世論調査での知事の支持率は76%で、任期4期目の終盤での支持率としては驚異的な高い数字にもかかわらず、辞められることは残念でなりません。

若いときのJA職員としての勤務や派米農業研修生の経験、さらには、アメリカの大学で畜産学や農業経済学を学ぶなどの経験から、知事は、農業への造詣も深く、環境に優しい農業やスマート農業などに積極的に取り組み、時代の変化に対応した持続可能な稼げる農業の実現を目指してこられました。

知事は、子供のときから、阿蘇山の麓で牧場主になるとの夢を持っておられたということですが、我々としては大変心強いことです。阿蘇地域には特別な思い入れを持って、阿蘇の農業振興に御尽力を賜っておりました。ありがとうございました。

そういったこともあり、私が蒲島知事と初めてお近くで対面したのは、11年前に阿蘇が世界農業遺産に登録されるときでした。場所は、今回地震の被害が大きかった石川県七尾市でした。勝負服の白いスーツ姿の蒲島知事が颯爽と登壇し、阿蘇の草原の維持と持続的農業について、英語でとうとうと語られました。そのおかげで新たな世界農業遺産として認定されたわけですが、そのときの知事は、今と同様に、大変輝いておられました。

振り返ってみますと、蒲島知事は、平成20年に、戦後7代目の熊本県知事として就任されましたが、その頃の熊本県は大変な財政難で、自らの給与を100万円カットするなどして財政難を克服されました。

この年の6月には、八代・球磨地方の豪雨災害を皮切りに、2期目以降、各任期の1年目に大規模災害に見舞われてきました。2012年7月、熊本広域大水害、16年4月、熊本地震、そして、20年7月には、令和2年7月豪雨災害が発生しています。その上、新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞まで起きてしまいました。

温暖化による異常気象や地殻変動、環境の著し

い変化で相次いで発生する災害に、知事は、被災者に寄り添うことや創造的復興を果たすことを宣言され、自ら被災地へ赴き、被災地を歩き、被災した地域の現状を見て、被災者の声を聞かれました。

特に、平成24年7月に、阿蘇地域を襲い、25名もの死者、行方不明者を出す水害となった熊本広域大水害の際には、時を移さず、防災服の蒲島知事が被災地を視察され、被災された方々を励まされました。

そして、3期目就任後に発生した平成28年熊本地震では、甚大な被害となった南阿蘇村や西原村を視察され、また、被災者への温かいお声かけもされて、復旧、復興に向けた迅速かつ具体的な指示を出していただきました。

私自身は、町村行政に携わったこともあり、地震や豪雨等の災害で被災した皆様の御心痛や復興への長い道程を思うとき、被災した方々へ寄り添い、復興に向け、被災された方々とともに泣き、共に働くことを職務として熟知し、そのように心がけていたつもりでした。

しかしながら、被災された方々に寄り添い、原状回復ではない、被災をばねにして新しい未来を切り開く創造的復興に向けて、知事が自ら先頭に立って、県庁職員を導きながら、県民とともに歩まれたことに深い感銘を覚えますとともに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、復興に当たっては、熊本県選出の国会議員とともに、チーム熊本としてその先頭に立ち、国の各省庁のみならず、民間企業にも働きかけ、創造的復興へ尽力されました。

知事の功績を挙げれば枚挙にいとまがありませんが、偉大な知事と県政の場でほんの少しでも御一緒できたことをうれしく思っております。

この16年間の熊本県は、自然災害の連続で、県

政のかじ取りをされる蒲島知事には、心休まる日はなかったのではないのでしょうか。改めて、御慰労申し上げます。本当にありがとうございます。

知事は、次期知事選には出馬しないことを既に表明されていますが、この機会に、特に阿蘇地域における蒲島県政16年間の軌跡について、自らはどのように総括されているのかをお尋ねいたします。

また、人生は可能性の芸術であるとの信念に従い、これまで様々な挫折を乗り越えられた御自身の経験も踏まえ、明日の熊本を担う若い世代に対して、伝え残したいメッセージをぜひ御披露願います。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、阿蘇地域における蒲島県政16年間の総括についてお答えします。

私は、少年時代、ふるさと鹿本町の一本松の下で、遠く阿蘇の噴煙を望みながら、将来への夢をはせる日々を送っていました。そして、議員御紹介のとおり、21歳のとき、雄大な阿蘇の草原で牧場主になりたいと思い、農業研修生としてアメリカに渡りました。

その経験から、私は、阿蘇に格別な思いを持っています。そして、蒲島県政の中でも、阿蘇地域では様々な出来事がありました。

議員御紹介のとおり、阿蘇地域は、これまで多くの災害に見舞われてきました。

まず、平成24年7月には、熊本広域大水害が発生いたしました。知事に就任して初めて直面したこの大災害において、私は、発災直後に、復旧、復興の3原則をお示しいたしました。1つ目は、被災された方々の痛みを最小化すること、2つ目は、単に元にあった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指すこと、3つ目が、復旧、復興を

熊本のさらなる発展につなげることに、この3原則です。

この3原則の下、私は、水害からの創造的復興に向け、全力を尽くしました。そして、この3原則は、その後も私の変わらぬ災害対応の3原則となっています。

また、被災者の痛みの最小化に向けた木造仮設住宅の建設など、その後の災害でも活用される施策がこのときに生まれました。中九州横断道路の一部である滝室坂道路も、この水害を契機に事業化されました。

そして、チーム熊本として、被災地の創造的復興を目指す体制は、その後の災害でも生かされています。

このように、熊本広域大水害の経験は、その後の本県の災害対応の在り方を形づくる大きな契機になりました。

そして、その4年後には、熊本地震が阿蘇地域を襲いました。私は、このときも、さきに述べた復旧、復興の3原則を発災直後に掲げ、地震からの創造的復興に向け、全力を尽くしてまいりました。

国や関係する皆様の多大なる御尽力の下、阿蘇へのアクセスルートは、異例のスピードで回復いたしました。

昨年には、3月に、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業し、7月には、南阿蘇鉄道の全線復旧に加え、地震の経験や記憶を後世に伝える体験・展示型施設K I O K Uもオープンしました。このK I O K Uには、昨年末までに、県内外から3万6,000人もの方々にお越しいただいております。

それから、先ほど紹介しました阿蘇くまもと空港の新ターミナルビルについては、植木JAL会長が私におっしゃったのは、世界中の空港を見た

けれども、これほどよくできている空港はほかにありません、それを聞いて、大変誇りに思いました。

さらに、昨年6月には、滝室坂トンネルが貫通するなど、中九州横断道路の整備も着実に進んでいます。

このように、阿蘇地域では、チーム熊本の力もあり、熊本地震からの創造的復興が目に見える形で着実に進んでいます。

また、議員御紹介のとおり、平成25年5月に、阿蘇地域は、世界農業遺産に認定されました。これは、農家の方々にとっても、県民の皆様にとっても誇りとなり、大きな夢を与えてくれました。

いにしえから受け継がれてきた阿蘇の景観と文化は、本県が世界に誇る貴重な宝であり、守るべき人類的な資産であります。

県では、さらに、世界文化遺産登録を目標に掲げ、これまでも、重要な構成資産である阿蘇の草原の維持、再生などを、住民の方々と、そして県民の方々、それから全国からのボランティアの方々と進めてまいりました。

引き続き、国の世界遺産暫定一覧表入りを目指し、地元市町村と一体となって、価値のさらなる整理や資産候補地の法的保護などの取組を続けてまいりたいと思います。

さらに、教育面では、昨年4月、県立高森高校に、公立では全国初となるマンガ学科が創設されました。これは、地元自治体や企業と連携した地域や生徒のニーズに応える学びの導入であり、次世代を担う人材の育成に向けた大きな意義を有する取組であったと考えています。

時間の限りもあり、全てを述べることはできませんが、蒲島県政の中では、阿蘇地域においても、このように様々な取組を進めてまいりました。

このような取組を許してくださった議会の皆様、そして、住民の皆様、県民の皆様、そして、今日は十分に私が答弁できるような時間を取ってくださった同僚の皆様、どうもありがとうございました。

最後に、私の若者へのメッセージについてお答えして終わりたいと思います。

私の原動力は、夢を持ち続けることにあります。私は、鹿本高校でびり、その後、農業研修生としてアメリカに渡り、その後、ネブラスカ大学で学び、そしてハーバード大学で学び、そして東大法学部で政治学を教え、知事になることができたのも、私は夢を持ち続けたからこそだと思っています。

その経験から、未来ある方々に、3つのメッセージを送りたいと思います。

第1のメッセージは、逆境の中にこそ夢があるということです。

思えば、私は、村一番貧乏なうちに生まれ、そして、小中高と落ちこぼれで、農協の職員となり、しかし、夢を持ってアメリカに農業研修生として進みました。その夢は、阿蘇が与えてくれた牧場主であります。その夢がなかったら、多分農業研修生として渡米することはなかったと思います。

思えば、私の人生には多くの逆境がありました。私は、人生の可能性は無限大と思っています。夢を持って努力すれば、不可能と思われることも可能となる、不可能を可能に、それが私は人生であり、不可能を可能に政治であると思っています。そして、この可能性は、今の状況が悪ければ悪いほど、達成した喜びが大きくなるのではないかと思います。

第2は、夢に向かって一歩踏み出すことが大事です。

私は、21歳のときに、アメリカに農業研修生として第一歩を踏み出しました。そして、ネブラスカ大学を卒業する前に、私の指導教官から、農学部で繁殖生理学、豚の精子の保存方法の研究をするために大学に行かないかと言われたときに、私は、ハーバード大学の政治学の博士コースに向かって一歩踏み出しました。

私は、そういう一歩踏み出したことがとても大事です。今の状況が悪くとも、悲観的にならず、それを乗り越えれば、その先にきっとよくなるという楽観性を持つことも重要ではないかと思えます。

第3に、夢の実現のためには、周囲の期待値を超える、第一歩を踏み出したときに、120%の努力をすることが大事だと思います。

周囲の期待値を超えること、その努力をしていれば、必ず助けてくれる人がいます。未来ある若い方々が、それぞれの夢を実現し、くまモンのように、広い世界で思い切り活躍されることを心から期待しています。

○議長(淵上陽一君) 河津修司君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いいたします。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 知事にとりましては、短い時間で恐縮でしたが、すばらしい総括をしていただき、ありがとうございました。

若者に対するメッセージも、しっかりと若者も聞いたと思います。知事の任期の4月15日まで、あとちょうど2か月ですが、お体に十分注意をされて職務に励まれてください。

蒲島知事は、熊本県知事を辞められた後どうされるかは伺っておりませんが、先ほど述べられたように、若者が夢に向かって前向きに進めるよう教え、導いていただきますようお願い申し

上げ、終わります。（拍手）

○議長（淵上陽一君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕（拍手）

○鎌田聡君 皆さん、おはようございます。立憲民主連合の鎌田聡です。

まずは、私からも、元旦に発災しました能登半島地震、たくさんの多くの方々が犠牲になりました。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、そして、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。

今なお懸命な復興、復旧に向けた関係者の御努力、熊本県からも数名職員も派遣をされております。全ての関係者の皆様方に心から敬意を表したいと思っておりますし、私どもといたしましても、息の長い復旧、復興に向けた支援を続けてまいりたいというふうに思っております。

さて、いよいよ知事の残り任期まで2か月となりました。4期16年間、財政再建、熊本地震、豪雨災害、コロナなどの様々な困難の中で、幾多の逆境を乗り越えて、ポジティブに県政のかじ取りを行ってこられた蒲島知事に、心から敬意を表したいと思います。

蒲島知事の16年間の様々な御功績について、この場で称賛をしたいところですが、先ほどの時間で河津先生が十分に称賛をされましたので、褒められてばかりだと知事も気持ちが悪いのではと思っておりますので、あえて私からは、蒲島県政で決して

よき流れとは言えない、残された課題の中から厳選した3点について質問をいたします。

まずは、「くまもと再発見の旅」不適切受給問題についてです。

この問題については、昨年10月に弁護士3人から成る第三者委員会を設置して調査が進められていますが、調査開始から既に4か月以上が経過しても、いまだに調査結果が示されません。なぜこのように調査に時間を要するのでしょうか。

知事は、この調査については、丁寧かつ迅速に進めるとこの議会でも答弁されていますが、丁寧にも度が過ぎます。早急に事実関係を明らかにして、適正な対応を行うべきです。

そこで質問ですが、現在の第三者委員会の調査状況と今後の対応について、知事の見解を求めます。

次に、川辺川ダム問題についてです。

知事就任直後、球磨川は宝と言って川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水を極限まで追求すると言われましたが、10年が経過しても、ダムによらない治水は実行されませんでした。

そして、令和2年豪雨災害後に、流水型ダムの建設へと方針を変えられました。ここで言われたのが、環境に極限まで配慮した流水型ダムということでしたが、環境に極限まで配慮するための手法である環境アセスの手続の進め方については、極限までとは決して言えないものです。私は、これまでの質問で、環境アセスの進め方について改善を求めてきましたが、何の改善もされぬまま、今日まで進められています。

球磨川から八代海まで及ぶはずの環境への影響は、球磨村渡までしか影響なしとされていて、極限ではなくて渡までとなっていますし、昨年12月に開催された流水型ダムが環境に及ぼす影響を調

査、予測した準備レポートの住民説明会では、準備レポートは住民の意見を反映する最後の機会であったにもかかわらず、質問時間を制限し、途中で打ち切るといっても民主的とは言えない運営でありました。

知事は、年頭の会見で、時間的緊迫性を強調されて、賛否を保留している五木村、相良村からの同意を自分の任期中までに得たいと意欲を示されましたが、五木村は、環境アセスの結果を基に、村民の意見を踏まえて判断すると述べられています。このように、科学的に、民主的に、丁寧に判断しようとしている村の対応に尻をたたかのような言動は厳に慎むべきです。

また、流水型ダム建設に向けての住民参加は全く不十分です。これまで水害原因の共同検証を県と実施しようと呼びかけている住民団体の要望には全く応じていません。これこそ知事の任期中に行うべき取組だと考えます。

そのような取組が不足している中、県は、1月27日の熊日新聞の朝刊に、流水型ダムについての見開き全面広告を掲載されました。この広告料は約400万円だそうです。このような広告を県民の血税を使ってまでやることに対して、私は強く抗議をいたします。

そこで質問ですが、水害原因の住民団体との共同検証と、環境アセスにおいて住民意見を十分に反映させ、それに基づく知事意見を提出することについて、知事はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、水俣病問題についてです。

水俣病は、公式確認から67年という長い年月が経過していますが、いまだに救済を求める人たちが後を絶たない現状にあります。

昨年9月27日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟で、大阪地方裁判所は、原告128名全員を水

俣病として認め、全原告に1人当たり275万円を支払うよう命じる判決を下しました。

しかし、国、県、チッソは、非情にもこの判決を不服として控訴をしました。この原告の中には、85名の熊本県出身の方が含まれています。そのほかに、熊本地裁や東京地裁で救済を求める人たちもいます。原告の皆さんは、既に高齢化しています。今こそ、国、県で解決のテーブルをつくり、水俣病の早期解決を目指すべきです。

そこで質問ですが、水俣病で苦しむ高齢化した被害者と争うことはやめて、知事がリーダーシップを発揮して、和解のテーブルに着く気はないでしょうか。せめて知事の任期中に原告の皆さんとお会いして話を聞くことはできないか、お尋ねをいたします。

以上3点について、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 残された課題としてお尋ねのうち、まず、「くまもと再発見の旅」についてお答えします。

このことについては、皆さんも御存じのとおり、私は、この問題が表面化したときに、自ら、これについて原因を追求して、すぐやりたいということを記者の前で示しました。これに対して、通報者の方からは、その代理人の方からもそうですけれども、中立、公平に判断すべきだと。だから、知事とか県庁は動くべきではないと。

そこで、私は、その主張を最大限受け入れて、第三者による調査委員会において調査をお願いしました。そのとき私が言ったのは、これは第三者の方に全て任せよう。それが通報者の方々の意見であるし、多分あのときはメディアの方々も同じような意見だったと思います。それは、知事は信じられない、県庁は信じられない、そういう相

互不信の下で何かを決めることは、私はすべきではないと思いました。

そういう意味では、調査は、スケジュールを含め調査委員会に委ねており、現在のところ、調査内容やその公表時期などは示されていませんが、私自身は、高度な識見に基づくしっかりした調査、審査が行われているものと考えています。

そして、結果がまとまり次第、知事に報告がありますので、その結果を受けて、適切に対応してまいります。

次に、川辺川ダム問題についてお答えします。

まず、1点目の水害原因の住民団体との共同検証についてです。

令和2年7月豪雨による甚大な被害を目の当たりにし、私は、二度とこのような被害を生じさせはならないと固く決意いたしました。

そして、まず、国や流域市町村とともに、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会を立ち上げました。

検証に際しては、国、県、流域市町村が保有するデータのみならず、民間が保有する写真や動画の収集、さらには市町村職員や地元住民への聞き取り調査も行うなど、情報収集に全力を尽くしてきました。

これらの情報を基に、委員会では、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫形態や初動対応などについて検証を行いました。また、球磨川本川だけでなく、県が管理する主要な支川についても検証しています。

このように、流域の安全に責任を持つ国、県、流域市町村が連携し、情報収集に全力を尽くした上で、科学的、客観的な検証を行いました。このため、これまでもお答えしてきたとおり、改めて検証を行うことは今考えておりません。

なお、流域の市町村長や住民を代表する方々の

参画の下、新たな流水型ダムが命と環境を守るものとして整備が進められているのか、それを確認する仕組みの会議で事業の方向性や進捗を確認しています。

議員御指摘の新聞広告は、私も出席した昨年12月開催の第2回目となる会議で、流域の皆様と確認した内容について、県民の皆様に周知するために行ったものです。

今後も丁寧に確認を続けながら、様々な機会を捉え、県民の皆様に広く周知してまいりたいと思います。

次に、2点目の環境アセスメントにおいて住民意見を十分に反映させ、それに基づく知事意見を提出することについてお答えします。

新たな流水型ダムについては、現在、法と同等の環境アセスメントが適切に進められています。昨年11月には、環境影響に関する調査、予測、評価の結果と環境保全措置を取りまとめた準備レポートが国により公表されました。

環境アセスメントの手続においては、住民意見を聴く機会が設けられています。

まず、事業者である国において、環境影響評価法に準じて、準備レポートに対する住民からの一般意見の募集がなされました。その後、県に対しては、国が作成した一般意見の概要と意見に対する事業者の見解が送付されています。

これに加え、県では、環境影響評価条例に準じて、流域住民の皆様から直接意見を聴く公聴会を、3月4日に五木村、相良村、5日に人吉市、八代市中心部で開催いたします。公聴会で意見を述べるには、事前に申出をしていただく必要があります。現在、その募集を行っているところであります。

また、公聴会については、会場の収容能力と交通の便も考慮して開催場所を選び、公述人が意見

をしつかりと述べられるよう時間を確保することで、直接流域住民の皆様から御意見を伺いたいと考えています。

この法と同等の環境アセスメントは、私が国に求めて実施されているものであり、今回の準備レポートに対する知事意見は、事業者である国に対する県としての最後の手続となります。

新たな流水型ダムが、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮したものとなるよう、公聴会での公述人の意見、国から送付された一般意見の概要、そして、県の環境影響評価審査会、関係市町村長の意見などを踏まえて、私の任期中にしつかりと取りまとめてまいります。

次に、水俣病問題についてお答えします。

昨年9月、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟の大阪地裁判決については、水俣病の罹患の考え方が、令和4年3月に最高裁で確定した判決などと大きく異なるものでした。

また、大阪地裁判決は、これまでの認定審査制度や特措法の救済枠組みを覆すものでもあり、水俣病行政の根幹に関わる問題であることから、上級審の判断を仰ぐ必要があると考え、控訴いたしました。

県としては、最高裁で確定した判決、具体的には、国、県の主張が認められた判断枠組み等に基づき、主張と立証を行ってまいります。

また、私との面会を求める声が上がっていることは承知していますが、訴訟が進行中であることから、担当課において丁寧に対応するよう指示しています。

水俣病は、私の政治の原点であります。知事就任直後から、特措法の成立に全力を傾け、私は、与野党の国会議員の先生方に、ロビー活動、それぞれに要請活動を行って、特措法の成立をずっと頑張ってきました。この特措法の成立が、ほ

ぼ全政党の賛成を得て成立し、本県だけでも3万7,000人、全国では5万5,000人を超える方々が救済されました。

公健法に基づく認定審査に関しても、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、申請者の個々の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいりました。

また、胎児性、小児性の患者の方々や御家族の希望を丁寧に酌み取り、日常生活を支援してきました。今定例会には、地域生活支援事業の自己負担軽減に係る予算も提案しています。

このように、私は、水俣病問題を県政の最重要課題と位置づけ、全身全霊で取り組んできました。与えられた任期の最後まで、水俣病問題の解決に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 今答弁をいただきました。

不適切受給問題、あきれました。第三者委員会に委ねるということでございますけれども、公益通報者とその職場の同僚、そしてその上司、そしてまた、その上司に対して見直しを指示した県幹部と、この問題に関与した関係者は限られています。1か月もあれば分かるはずですが、調査に4か月以上も時間がかかることは、とても理解できません。もう調査結果を明らかにして、しかるべき対応を取る時期だと考えますが、何か知事選が終わるまで調査結果を出すことを先延ばししているのではないかと疑いたくもなります。

第三者委員会の運営には、これまた税金がかかっているんです。不適切受給で税金を使って、さらに第三者委員会にも税金を使う、もっとコスト感覚を持っていただきたいと思います。

県幹部が不適切受給の追跡調査を、もうよかろと見逃しを指示したとされていますが、この第三者委員会の調査こそ、もうよかろです。この問題

がこのまようやむやにされてしまうと、県民のために、県民に向き合って公正に仕事をしてきた県職員が、今後上司の顔色を見ながらしか仕事をしなくなってしまうのではないかと懸念をしております。

県への不信感を抱かせたこの問題については、知事は、第三者ではなくて最高責任者です。そのことを肝に銘じて、早急に調査結果を明らかにして、責任を持って厳正に対処されることを強く求めます。

川辺川ダム問題ですが、答弁で述べられましたように、これまでのアセス説明会で出された意見、そして今後開催されるアセスの公聴会で出される意見、そして先日開催された県の環境影響評価審査会で国交省の環境への影響は少ないとする環境影響評価準備レポートに対して懸念する審査会委員の意見など、その全ての意見を十分踏まえて、知事意見書を出されることを求めます。

そして、住民団体との共同検証については、これまで様々な項目について検証を行ってきたのでやらないとの答弁ですが、やってないから言っているわけです。住民団体は、人吉市内で不幸にも犠牲になられた方々は、球磨川本流からの氾濫ではなくて、支流からの氾濫との調査結果を出されています。そして、被害を拡大したと指摘されている瀬戸石ダムについては、全く触れられていません。被害を拡大したとされる原因について全く対処しない治水対策では、流域住民の命は守れません。

そもそも、流域治水の概念というのは、流域のあらゆる関係者が参加して対策を講じるというものです。緑の流域治水と言うのなら、もっと住民参加を進めるべきと指摘をさせていただきます。

そして、水俣病問題、答弁で、大阪地裁判決

は、令和4年3月の最高裁判決と大きく異なっていて、これまでの認定審査制度や特措法の救済枠組みを覆すもので、水俣病行政の根幹に関わる問題だから控訴したと述べられましたが、それは役人の論理です。知事は政治家です。和解に向けて政治決断を下してもらいたい。もう被害に苦しむ人たちと争い続けることをやめにしてもらいたいと思います。

知事は、水俣病問題は政治の原点と常々おっしゃっていますし、先ほどもおっしゃいました。でも、このような対応を続ければ、それこそ原点はプラス・マイナスのマイナスのほうの減点となります。せめて原告とお会いして話を聞くことだけでもやってもらいたいと思います。

知事の任期は残り2か月。期間は短いけれども、やろうと思えばできないことはありません。残された課題にしっかり向き合って、16年間の蒲島県政が、誰もがよき流れと言えるように対応されることを強く求めまして、次の質問に移ります。

空港アクセス鉄道の速達性と定時性についてです。

空港アクセス鉄道事業につきましては、現在、ルートや事業費の詳細な調査が行われていますが、現在の物価高の状況で、410億円とされている事業費がさらに膨らむことが十分に考えられません。そのような状況も踏まえて、さらなる県民負担の増加が懸念されるこの事業の見直しについては、新しい知事の判断に委ねたいと思いますが、今回は、鉄道のメリットとして強調されています。定時性と速達性についてお尋ねをいたします。

元旦の熊日新聞に掲載されましたのが「空港鉄道に中間駅」という見出しです。肥後大津駅から空港までのエリアに商業施設と宅地開発を大津町が計画をしていて、そこに中間駅を設置するとの

内容です。

この構想は、鉄道利用客を増やす効果はありますが、空港アクセス鉄道の売りであった空港までの速達性が課題となってきます。既に三里木と原水駅間に新駅を設置することが決まっていますので、この新駅と肥後大津から空港までの中間駅の2つの駅が設置されれば、駅の停車時間と、そして駅の前後では必ず減速運転をしますのです、これまでの試算として出されているJR熊本駅から熊本空港までの所要時間44分は、4～5分程度延びるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、新駅、中間駅設置による所要時間への影響についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、定時性という点でお尋ねしますが、鉄道利用には、事故や災害による急な運休や遅延というリスクがあります。豊肥本線は単線でもあり、高架化もされておられませんので、ほかの鉄道と比べて、比較的に事故や災害での運休が多いのではないのでしょうか。あらかじめ分かっているトラブルならばよいのですが、ほとんどが突然の事故などの運休であり、その場で電車を止められたら、空港まで行くときに、その後どのように移動するのか、その辺りのリスクも考えておく必要があると思います。

そこでお尋ねですが、豊肥本線の熊本県内区間の運休日数は年間どのくらいなのか、急な運休の際の対応についてどのように考えているのか、先ほどの質問と併せまして、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、新駅、中間駅設置による所要時間への影響についてお答えいたします。

新たな駅の設置は、利用者の利便性向上や需要

の増加につながり、空港アクセス鉄道にプラスの効果をもたらすと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、停車駅が増えることで、空港までの所要時間が増加することになります。現時点では、空港アクセス鉄道としての運行ダイヤの検討を行っていないため、正確には分かりませんが、JR豊肥本線の運行ダイヤによれば、駅での停車時間は1分程度であることから、前後の減速、加速を考慮すると、数分程度増加することが想定されます。

今後、JR九州との協議を行う中で、設備改良や快速運行など速達性向上の可能性も視野に入れながら、総合的に検討してまいります。

次に、JR豊肥本線の熊本県内区間における年間の運休日数、急な運休時の対応についてお答えいたします。

現在、JR豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅の間では、上下線合わせて約100本運行されています。そのうち、1日に1本でも運休が発生した日数は、令和4年度が26日、令和5年度が12月末現在で22日と聞いています。

運休が発生した区間は、全体の約6割が肥後大津駅から大分側の区間、約4割が熊本駅から肥後大津駅の区間であり、運休の理由としては、台風等の自然災害、踏切事故等の不可抗力によるものが約9割を占めています。

また、運休した場合、JR九州では、運転再開に向けて安全確保等の迅速な対応を取られるとともに、運賃、料金の払戻しや他の公共交通機関への案内といった対応を取られています。

空港アクセス鉄道において、仮に運休という不測の事態が起きても、利用者の皆様が代替手段の選択などを速やかに行えるよう、他の鉄道事業者の対応事例等を参考にしながら対応するものと考えています。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 インスタを開きますと、県のアクセス鉄道のPR広告が流れています。そこで、くまモンが、熊本駅から空港までは、実際は44分なのに、四捨五入して約40分と言っています。これからは、このPR広告は、2つの新駅設置によって約50分ということになるわけですね。

空港までリムジンバスを利用すれば約60分ですので、さほど変わらない所要時間になります。そして、バスでの距離は約20キロですが、鉄道の距離は約30キロと10キロほど長くなります。この空港遠回り鉄道に多額の事業費をかけることの必要性を、もっと県民にしっかりと説明をしてもらいたいと思います。

そして、運休の際の対応についてですが、答弁された日数でいきますと、14～15日に1日は運休していることになります。決められた時間に到着することが求められる空港アクセス鉄道ですから、この運休の多さは気になるところです。JRと協議をして改善すべきことですが、町なかを通過する豊肥本線の事故を防ぐ安全対策にもやっぱり取り組むべきです。事故が多い区間の複線化や高架化への改善などですが、その取組を進めることによって、安全性にも加えまして、熊本市内の渋滞対策にもつながるわけです。

そして、環境問題。肥後大津から空港までの区間で大型の開発が進めば、さらなる農地の減少や地下水への影響など、新たな懸念も出てまいります。もう既定路線のように進めているこの空港アクセス鉄道について、必要性に疑問を持っている県民はかなり多いです。

今日取り上げた速達性や定時性の問題に加えて、これまで指摘してきた採算性や地下水など環境に与える影響への対応策をしっかりと示して、まずは県民の納得性を得ることに力を入れていただ

くことを強く求めまして、次の質問に移ります。危険な踏切についてです。

危険な踏切とは、遮断機も警報機もない第4種踏切というもので、2021年11月時点で全国に約2,600か所残っていて、当時、総務省行政評価局は、危険なので解消するように国土交通省に勧告しました。踏切は全国に約3万3,000か所ありますが、現在は、その約7%に当たる約2,400か所が第4種踏切です。

この第4種踏切は、現在の技術基準に適合せず新設はできませんが、今ある箇所は経過措置で認められています。ちなみに、遮断機と警報機が設置してあるのが第1種踏切で、有人で遮断機を下ろしているのが第2種踏切で、警報機のみ設置してあるのが第3種踏切です。

少し前の数字ですが、令和元年に起きた踏切事故は、第1種が100か所当たり0.59件でしたが、第4種踏切では1.02件と発生頻度が高いです。

第4種踏切について総務省が各地の状況を調べた結果、農耕車の通行や生活道路として利用され、廃止は困難との声や、廃止すると迂回に時間がかかり、住民の納得が得られていない事例があったそうです。現状ある踏切をなくすと、そのような声は確実に上がってくるでしょう。しかし、遮断機がなく電車が来ても音も鳴らない踏切は、事故を起こす可能性が極めて高いと思います。

ただ、踏切の第1種化は、1か所1,000万円程度の費用がかかるのとこととで、地方の鉄道事業者には負担が大きいと推察されますが、踏切道改良促進法に基づく補助や鉄道の安全対策に関する補助金を受けられるケースもあるようです。

熊本県には、この危険な踏切が56か所存在しているそうですが、県管理の道路ではなくて、市町村道や里道や私道などです。

総務省は、鉄道事業者による自発的な廃止の取

組に委ねずに、国や自治体、事業者などをつくる地方協議会を活用して、合意形成を図って危険な踏切を解消するように求めていましたので、昨年2月に熊本県踏切道改良協議会が開催されて、解消に向けての検討が進められていると伺っています。

そこで質問ですが、県内の危険な踏切の現状と今後の改善に向けた取組について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 踏切遮断機などが設置されていない第4種踏切は、昭和36年の踏切道改良促進法の施行により、大幅にその数が減少してきましたが、近年は鈍化傾向にあります。

県内には、JR九州や熊本電鉄等の線路と交差する踏切が588か所あり、このうち第4種踏切は56か所です。その内訳は、市町村道が16か所、里道や私道、農道などが40か所となっております。過去には、道路からの列車の見通しの悪さが原因と考えられる死亡事故も発生しています。

このような踏切では、事故防止対策として、遮断機などの踏切保安設備による改良や近隣踏切との統廃合等による廃止などが有効です。

これまで、県や市町村では、道路整備事業や土地区画整理事業等を行う中で、このような踏切があれば、遮断機の設置や踏切の廃止などを行ってきたところです。

また、令和3年度からは、議員御紹介の国、県、市町村及び鉄道事業者で構成する熊本県踏切道改良協議会において、踏切の改良に向けた協議や事故防止に有効な対策及び統廃合した事例の紹介、鉄道事業者が活用できる補助制度の情報提供等を行っております。

県としましては、今後も引き続き、本協議会をはじめ様々な機会を通じて、事故防止対策の取組

や踏切の統廃合に関する技術的助言や調整を行うなど、第4種踏切の解消に向け、関係者間で連携して取り組んでまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 子供や高齢者もそうですけれども、視覚障害者にとっても、音の鳴らない踏切というのはかなり危険です。第4種踏切のある鉄道事業者は、答弁でもありましたように、JR九州や熊本電鉄、そのほか、くま川鉄道、おれんじ鉄道、南阿蘇鉄道など、採算的にも厳しい鉄道が多いんです。踏切の改良について、国の補助制度に加えて、県としても何らかの補助ができないか、ぜひ考えていただきたいと思っておりますし、そのことによって、一日も早く危険な状態が解消できるように取組を進めていただくことをお願い申し上げます、次の質問に移ります。

高校入試制度改革についてです。

高校入試制度については、昨年12月議会で、現行の前期・後期選抜を一本化する新制度を、現在の小学6年生が受験する2027年度入試から導入する方針が示されました。

そもそも、この議論の発端は、令和3年3月にまとめられた「県立高等学校のあり方と今後の方向性について～新しい時代に対応した魅力ある学校づくりへ～」の提言にあります。この提言では、魅力ある学校づくりに向けた14の取組の一つとして、入試制度の在り方の検討が示されました。

すなわち、高校入試制度改革の必要性は、定員割れが続く高校が多数存在する中で、いかにして魅力ある学校づくりを進めるかということにあったと言えます。そのため、取組を推進するための環境整備として、高校入試制度の見直しについて、令和3年10月に県立高等学校入学者選抜制度検討委員会が設置されて検討が進められ、令和5

年3月24日に、検討委員会から、今後の方向性について提言が示されました。

第1回検討委員会では、ある委員から「県立と私立をバランス良く、県立高校への受験者を減らさないようにしていかなければならない。」「いかに県立高校を受験していただくように持つていくのが一番の課題。」という意見が出され、県教委としても、定員割れをしている高校に対して、前期選抜で可能な限り入学者を確保したいという高校側の思惑に応える施策として、令和4年度高校入試からは、前期選抜の募集定員上限50%を70%まで引き上げることができるようにしたものと思います。

しかし、次第に議論の方向は、新たな入試制度で何を指すのかという観点から、少子化の影響もあり、本来の趣旨での選抜が難しくなった前期選抜と後期選抜を一本化する方向に議論は流れていきました。結果として、定員割れをしている郡部の高校に配慮した高校入試制度の検討は十分議論されなかったのではないかという印象を持ちます。

また、高校入試の一本化によって、受験時期が早い私立高校への入学が加速することが懸念をされます。今後ますます進む少子化の中で、県立高校と私立高校がバランスよく共存していけるように、特に郡部の高校が地域の高校として存続していけるようにしていくことが大切であると考えます。

そこで、教育長に質問ですが、郡部の高校の魅力づくりに向けて、様々な取組を行政ともタイアップして行ってきてはいますが、なかなか志願者の増加につながっていないという現状についてどのように考えておられるのか、また、熊本市一極集中の傾向が強い中、郡部の高校にとっては、前期選抜で一定数の入学者を確保していたことがで

きなくなり、今以上に私立高校への入学者が増加するのではという懸念に対してどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

そして、そのような懸念をなくすために、高校入試を一本化した場合に、特に、現在定員割れをしている郡部の高校への配慮として考えていることがあればお答えください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、熊本市以外の県立高校の現状及び認識についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和2年度の県立高校あり方検討会の提言を踏まえ、令和3年度から、地域や生徒のニーズに応える新たな学科の設置や地元市町村や企業との連携を強化し、教育活動の充実を図るなど、県立高校の魅力化に取り組んでいます。

これまで、高森高校や小川工業高校をはじめ、熊本市以外の県立高校においても、令和3年度比で定員充足率が7.9ポイント改善するとともに、定員割れをしていた高校のうち5校が募集定員を満たすなど、一定程度の効果が現れてきていると考えています。

しかしながら、少子化をはじめ、熊本市への人口の一極集中、私立高校授業料の実質無償化の影響などもあり、熊本市以外の県立高校では定員割れが継続している状況があります。そのため、県立高校のさらなる魅力化に向け、現在、地元市町村長等との意見交換や保護者、生徒へのアンケートなどを行っているところであり、引き続き、地元市町村をはじめ地域の企業等とも連携を図りながら、しっかり取り組んでまいります。

次に、入試の一本化に関する議員の御懸念に対する考え方と熊本市以外の県立高校への配慮についてお答え申し上げます。

今回行う入試の一本化は、受験生が入試の手続

等に追われることなく、じっくり進路について考えるとともに、しっかりと学習に専念できる時間を確保することなどにより、中学校における学びの保障や高校への学びの接続をより一層重視して行うものでございます。

入試の実施時期については、有識者会議からの中学生の学習保障を第一に考え、3年間の学習を確実に終えて受験に臨めるような実施時期である3月上旬が望ましいとの提言を踏まえたものであり、提言の中にもあった私立高校との調整が不可欠でございます。この調整により、県立高校と私立高校がバランスよく共存することにつながると考えています。現在、県私立中学高等学校協会などと協議を進めており、その状況等を踏まえながら、令和6年度中に決定する予定です。

また、新制度では、現在、前期(特色)選抜を実施していない熊本市以外の普通科においても、新たにスクールミッションやスクールポリシーなどの各学校の特色等を反映した特色選抜が実施できるようになることから、入学者の増加も期待されます。

今後、入試を一本化することにより、出願できる県立高校は1校となりますので、中学生が地元の高校の特色を十分理解した上で受験校を選択できるよう、地元の中学校としっかり連携してまいります。

いずれにいたしましても、熊本市以外の県立高校の定員割れについては、喫緊の課題であり、県教育委員会といたしましては、入試制度改革だけでなく、魅力化の取組なども併せて総合的に取り組んでいく必要があると考えています。

引き続き、選ばれる県立高校となるために、さらなる魅力化を図るとともに、その特色等が新しい入試制度の特色選抜に十分反映されるよう、各高校と連携し、具体的な選抜内容の検討を進めて

まいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 既に、熊本県に先んじて、高校入試を前期、後期2回実施から1回に変えた幾つかの県について、切り替える前後の状況を調べてみましたら、やっぱり1回にした県のほとんどが、県立高校よりも私立高校の生徒の割合が上昇していました。

私学の実質無償化の影響もあって、全てが高校入試制度を変えたからだとは言いませんが、私立高校の入試が1か月早く、私立の場合は、専願や奨学生・特待生入試と一般入試と2回あるのに対して、県立の場合は、二次募集を除くと1回になったことでの影響は多少なりともあるのではないのでしょうか。

郡部の高校にとって、前期と後期の2回あった試験が1回に減って、全ての高校と同じスタートラインに立って特色化で競っても、これまでを上回る、あるいは同等の入学者数を確保できるのか不安に思っている学校関係の方も多いと思います。

現在、私学との協議を進めているとのことですが、ぜひ私学の入試時期をできるだけ県立に近づけられるように対応していただくことと魅力ある県立高校づくりにより一層力を入れていただくことを強くお願いしまして、次の質問に移ります。

若者の薬物使用についてです。

大学のスポーツ部員の大麻所持や大学生が大麻を販売するなど、ここ最近、若者の大麻所持や販売などのニュースが多く聞かれます。大麻事件で一昨年摘発された容疑者のうち、約7割が10代から20代とのこと。大麻は、個人でも栽培が可能な上、覚醒剤より価格が安いことなどが若年層への浸透の要因と見られています。

そこで質問ですが、まず、本県における大麻事

犯の検挙者数とその推移、年齢層などの現状についてお尋ねをいたします。

次に、若年層への啓発についてですが、ネット上で流れる薬物の情報の遮断は困難であり、興味本位の使用を防ぐためにも、学校や家庭で正しい情報を徹底して啓発していくことが重要です。若年層への啓発の取組、特に大学生への啓発の取組について伺います。

また、メッセージアプリ等を介して、学生が容易に大麻を入手しているとも聞きます。こうした入り口となるSNSに対する対策を徹底すべきと考えますが、以上の3点について、県警本部長にお尋ねをいたします。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) まず、県内における大麻事犯の検挙状況についてお答えします。

令和5年中の県内における大麻事犯の検挙人員は、前年より6人増加して55人となっております。近年の検挙人員の推移を見ますと、令和2年に前年比で12人増加して51人となった後、令和3年には過去最高の56人を検挙しており、令和5年は、これに次いで過去2番目の検挙人員となっております。

また、令和5年中に検挙された55人のうち、20歳代以下の若年層が43人で全体の約8割を占めており、若年層における大麻の乱用拡大が見られるものと認識しております。

次に、大麻に関する若年層への啓発の取組についてお答えします。

若年層における大麻の乱用拡大の背景としまして、SNSなどにおいて、大麻は身体への悪影響や依存性がないといった誤った情報が氾濫していることが挙げられるところでございます。そのため、若年層に対して大麻の有害性や危険性を正しく伝えていくことが重要であると考えておりま

す。

このため、県警察におきましては、学校などの教育現場において薬物乱用防止教室を開催していますほか、若年層に人気がある県内のプロスポーツチームと連携し、試合会場において啓発動画の放映や啓発グッズの配布を行うなど、若年層に焦点を当てた啓発活動を行っております。

また、中でも、最近大麻の乱用などが大きく報道されている大学生に対しましては、大学が主催する講演会に警察官を派遣して薬物乱用防止に関する講話を行ったり、大学の学園祭に県警察のブースを設置して、薬物標本の展示や啓発グッズの配布を行ったりするなどしまして、大麻の有害性や危険性の周知に努めております。

最後に、大麻の入手に関するSNSへの対策についてお答えします。

近年、違法薬物の売買にSNSが悪用されている実態が見られるところでありまして、こうしたSNSへの対策が重要であると考えております。

このため、県警察におきましては、警察官がインターネット上で行うサイバーパトロールによってSNSにおける違法薬物の販売情報を発見した場合は、SNSの管理者やプロバイダーなどへ削除依頼を行っておりますほか、同様の活動を行っているサイバー防犯ボランティアに対する研修会を開催するなどしまして、こうした活動を行う団体の拡大とその活動の活性化を図っております。

県警察としましては、引き続き、これらの対策を進めていきますとともに、大麻の密売組織や末端乱用者の検挙に努めることにより、広報啓発等と取締りの両面から、若年層における大麻の乱用防止に向けた取組を進めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 時間が押してましたので、早口でありがとうございました。

県内で昨年検挙された55人のうち20歳以下が43人ということで、10代が8割を占めているということでした。

大麻は、体もむしばみますけれども、覚醒剤より価格は安いとはいえ、大体4回分くらいで4,000～5,000円と、10代の若者にとっては経済的にもその負担が大きいんです。だから、その大麻を買う金を得るために、別の犯罪にも手をつけかねませんので、そういったことも含めて、若年層の大麻の乱用防止対策により一層力を入れて取り組まれますことをお願いいたしまして、次に移ります。

次に、オーバードーズについてお尋ねをいたします。

オーバードーズとは、1回当たりの薬の使用量が過剰であること、または薬物の過剰摂取に至る行為のことを言います。オーバードーズは、10代の若年層を中心に拡大しています。若者たちが生きづらさを抱える中で、薬を大量に摂取するオーバードーズが増えてきているとのことでございます。

過剰摂取は、臓器障害や脳にダメージを与えて、呼吸、心臓の停止で死に至る危険があると指摘されています。現在、乱用のおそれがある薬については、中高生に販売する場合、氏名や年齢を確認するよう店側に求めています。徹底されていないのではないのでしょうか。今後、法改正で20歳未満の大量購入が禁止される動きがありますが、現状の取組を徹底させる必要があります。

そこで質問ですが、本県におけるオーバードーズの現状についてどのように認識されているのでしょうか。県として、市販薬乱用の実態を把握するとともに、対策にどのように取り組むのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 医薬品の過剰摂取、いわゆるオーバードーズについては、市販薬の乱用による依存症の治療を受ける10代患者が全国的に急増しているとの国の調査結果もあることから、本県においても早期の対応が必要と認識しています。

今年度、消防庁及び厚生労働省が熊本市消防局を含む全国52本部を対象に実施した、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査では、若年者及び女性による医薬品の乱用事例が多いという結果が報告されています。本県でも、県内の消防本部に対し照会を行ったところ、同様の傾向が見られました。

また、県精神保健福祉センターにおいては、10代、20代からの市販薬や処方薬に関する薬物依存の相談が、令和5年度は12月末までに22件寄せられています。

従来から、法令において、せき止めなど乱用のおそれのある成分を含む医薬品の販売につきましては、原則1人1個までとすること、特に若年者に対する販売においては、氏名及び年齢の確認することなどの規制が定められていることから、医薬品販売業者等に対して、販売方法の指導等を行ってきました。

一方で、オーバードーズが社会問題化する中、現在、国は、乱用目的の購入を防止するため、原則小容量1個の販売とするなど、法改正も視野に規制強化の検討を行っています。また、昨年12月には、都道府県等に対して、適正販売等の徹底を求める通知も発出しています。

県におきましては、医薬品販売業者等に対し、こうした国の通知等を、講習会や定期的な立入検査など、あらゆる機会を通して周知するとともに、広く県民に対しては、県庁ホームページ等を通じて、オーバードーズの防止に関する情報発信

を行っています。特に、若年者に対しては、保健所等が学校等に出向いて行う薬物乱用防止教室において、医薬品の適正使用と併せて、今年度からオーバードーズの危険性について呼びかけているところであり、今後さらに徹底してまいります。

さらに、オーバードーズにより薬物依存度が高まった場合の対策としては、県精神保健福祉センターに配置している専門の相談員が、本人やその御家族に寄り添いながら相談に対応し、必要に応じて専門の医療機関や自助グループ等を紹介するなどの支援も行っています。

引き続き、関係機関と連携し、市販薬の適正販売の周知徹底、薬物乱用防止の啓発、若年者への相談支援の充実に努めてまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○**鎌田聡君** ただいま答弁をいただきました。

ぜひ、徹底した市販薬の適正販売、若者への啓発、そして依存症になった際の相談支援の充実に取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

夜間安心医療電話相談事業シャープ7400についてです。

県は、2005年から、15歳未満の子供をお持ちの子育て世代の保護者の不安解消を目的とした子ども医療電話相談事業シャープ8000と、2021年からは、15歳以上の成人を対象に、夜間の急な病気やけがなどに対する不安の解消を図るため、夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の2つの電話相談事業を実施しております。

いずれも午後7時から翌朝8時までの運用で、夜間や休日の急な病気やけがへの対処方法や応急処置など、県民がどう対応すべきか、救急車を呼ぶべきかを医療の専門家へ相談できるようになっていて、夜間や休日の急な病気やけがをされた方

の安心につながる取組です。

また、全国的には、総務省の重点施策として、2021年から、住民が急な病気、けがなどをした場合に救急車を呼ぶべきかを24時間365日相談できるよう、救急安心センター事業、通称シャープ7119番の全国展開に向けた取組が始まっています。

一方で、県が実施している15歳以上の成人の夜間電話相談シャープ7400については、その運営財源として、これまで国の地域医療介護総合確保基金が活用されていましたが、厚労省通知により、この基金の活用は今年度いっぱいということで、次年度からのシャープ7400の運用についてどうなるのか心配しています。

そこで質問ですが、夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の次年度以降の運用について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○**健康福祉部長(沼川敦彦君)** 夜間安心医療電話相談事業シャープ7400の次年度以降の運用についてお答えします。

本事業の月当たりの相談件数は、事業を開始した令和3年度の約160件から、令和5年度には約400件と大幅に増加しています。夜間における医療相談窓口として、県民のニーズが高く、活用実績も増加していることから、今後も事業を継続していくことが必要だと認識しています。

一方で、その運営に当たっては、地域医療介護総合確保基金以外の財源の確保が課題となっています。

そのため、来年度以降は、地方財政措置が講じられている救急安心センター事業シャープ7119に夜間の相談窓口を継続する形で移行することとしており、そのための予算を今定例会に提案しています。

なお、準備の都合により、短縮番号シャープ7119への移行は本年5月中を予定していることから、その間はシャープ7400での運営を継続し、並行して番号変更について県民への周知を図ってまいります。

運用に当たっては、総務部と連携し、各地域の消防本部との調整を進めるなど、引き続き緊急時の相談対応について充実を図ってまいります。

〔鎌田聡君登壇〕

○**鎌田聡君** 熊本県の2022年の救急車の出動件数は約9万8,000件、搬送者数は約8万8,000人と、いずれも過去最多だったとのことであり、この電話相談事業を続けることは、救急出動件数の急増対策としても効果があります。

新年度、県のシャープ7400は、シャープ7119番として事業を継続していくとのことですが、夜間だけということではなくて、今後、ぜひ24時間相談対応できるように拡大していただくよう強く要望させていただきます。

これで準備した質問は全て終わりました。

知事におかれましては、先ほど申し上げました残された課題への対応も含めまして、まだまだ大変な任務が残っていると思いますので、どうか健康にはくれぐれも御留意をされて取り組まれますことと併せまして、16年間握り続けてきたそのバトンについては、途中で手放すことなく、県民の負託を受けて誕生する新しい知事にしっかりと手渡していただきますことを切にお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○**議長(淵上陽一君)** 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○**副議長(内野幸喜君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕 (拍手)

○**本田雄三君** 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出の公明党・本田雄三でございます。昨年9月の定例議会で代表質問をさせていただきました。今期2回目の質問の機会をいただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

本年は、元旦早々から多難の幕開けとなり、能登半島地震でお亡くなりになられた方々へ心からお悔やみを申し上げますとともに、全ての被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

本県からも、発災の翌日から、給水車の配置であるとか、医療従事者の皆様をはじめ、多くの方が現地に赴いて応援をしております。改めて、感謝と敬意を表します。いつ発生するか分からない災害に対しまして、私自身も、日頃からの備えを常に意識しなければならないと、改めて実感をしておる次第です。

さて、本県におきましては、3月24日投開票の知事選で慌ただしい日々が続いておりますが、TSMC開所式の報道や九州中央自動車道の山都潤橋インターチェンジの開通、さらに、熊本都市圏の渋滞緩和対策への計画も発表になるなど、勢いを感じております。

今後さらに迅速かつ的確な対応が県政に求められると思いますが、私も微力ではありますが、しっかり頑張ろうと決意しておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきますので、執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

最初の質問は、今定例会が最終とされます蒲島知事に、答弁というより直観に基づいたお話を

お聞かせいただければと思っております。直観です。

蒲島知事は、16年間一貫して、逆境の中にこそ夢があるとの信念を貫かれたと思います。

私個人的には、九州新幹線の開業を契機に誕生したくまモンが、蒲島県政の象徴のように映っておりますが、2011年3月12日の九州新幹線開業式典の前日に東日本大震災が発生し、式典も縮小規模で執り行われたと記憶しております。

私は、当時九電の社員であり、あまり蒲島知事を意識してはおりませんでした。普通でございました。普通でありました。

ところが、東日本大震災で経済もなりわいも大きな転換を迎えていくとき、くまモンが次第に活躍の場を広げ、国内にとどまらず、海外にまでその存在が認知されるまでになり、くまモン知事蒲島郁夫が絶妙なコラボで熊本の活性化につながると実感した次第であります。

令和元年からは、私も議員といたしまして県政の発展に携わらせていただいておりますが、知事の卓越したリーダーシップに加え、多くの県民の皆さんに慕われているのを常を感じる次第でありました。

熊本地震からの復興も、尾田栄一郎さんの御協力もあり、熊本復興プロジェクト、麦わらの一味「ヒノ国」復興編として、2019年度から、県下9市町村に麦わらの一味の像を設置され、大好評であります。

そして、蒲島県政の最終章は、100年に1度のビッグチャンスとおっしゃっているとおり、誰も経験したことがない、課題もありますが、夢もあるTSMCの進出ではないかと存じます。このチャンスを、熊本県の発展につなげる取組を、知事が陣頭指揮に立って迅速かつ強力に進めてくれました。

このように、絶妙なタイミングを確実に躍進へと牽引してこられた知事に2点お伺いをいたします。

1点目は、蒲島知事は、任期中を通じて、県民の皆様の苦境も喜びも共有されてこられたと実感しておりますが、このビッグチャンスであるTSMCの進出は、熊本県全体にどのようなよい影響をもたらし、直面している課題である少子高齢化及び人口減少の歯止めはどう貢献するとお考えであるか。

2点目は、このビッグチャンスを生かした熊本の将来展望について、どのようにイメージしておられるのか。

以上2点の御見解をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、TSMC進出の本県への影響と少子高齢化及び人口減少の歯止めへの貢献についてお答えします。

菊陽町に立地するJASMIN新工場は、2月24日に開所式を迎えます。加えて、先日、第2工場も熊本県に建設すると発表され、第1工場と合わせた投資金額は約2兆9,600億円以上とされています。

また、公益財団法人九州経済調査協会によると、九州における経済波及効果は、2030年までの10年間で約20兆円と推計されています。

このTSMCの進出効果は、新工場への直接投資にとどまらず、関連企業の新たな投資を呼び込んでいます。

TSMC進出決定以降、これまで新設、増設した半導体関連企業の立地協定締結件数は46件に上ります。また、全業種の立地協定締結件数は、3年連続で過去最高を更新し、昨年度の61件を昨日超えました。

このような新たな民間投資により、地場企業との取引拡大や空港、港の利用拡大、さらにはビジネス客や観光客といった交流人口の拡大など、その波及効果は様々な分野に及んでいます。

また、新たな雇用が創出され、県内の大学、高校の新卒者の県内就職率の向上や働く世代の移住、定住にもつながります。

こうした効果が、熊本への人の流れも加速させ、そうした若い世代の結婚や出産が増え、ひいては急速に進む少子高齢化や人口減少を抑制することが期待されます。

次に、ビッグチャンスを生かした熊本の将来展望についてお答えします。

議員御指摘のとおり、TSMCの進出は、本県にとって100年に1度のビッグチャンスです。世界は今、新生シリコンアイランド九州の実現に注目しています。

本県には、TSMCの進出効果を県内全域に波及させるとともに、新生シリコンアイランド九州の実現と半導体の供給を通じた日本の経済安全保障への貢献が求められています。

昨年10月には、岸田首相が、複数年にわたる国の支援を明快に私宛てに約束してくださっています。

このビッグチャンスを契機として、本県が将来、経済、社会、文化などあらゆる面で、そのポテンシャルを最大限に花開かせ、地方創生の先進地域としてさんさんと輝く姿を私は描いております。

県民お一人一人が夢と誇りを持ち、安心して豊かに暮らし、生涯にわたって活躍できる持続可能な地域の実現を私は確信しています。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 TSMCの第2工場建設決定は、第1工場と合わせた投資額が約3兆円と、県下で

類を見ない巨額であると思います。

また、九州における経済波及効果、2030年までに約20兆円と絶大な効果が期待できるとの見通しであり、さらに、地場企業の活性化に伴い、県内の大学、高校新卒者の県内就職率向上に寄与することと、熊本への人の流れも加速し、少子高齢化や人口減少の抑制が期待できるとのことです。

将来的にも、新生シリコンアイランド九州の実現が日本経済の大きな貢献につながり、日本のみならず世界が注目する熊本県は、地方創生の先進地域として、さんさんと輝く姿を描いておられるとのことでありました。

まさしく100年に1度のビッグチャンスが到来していると多くの方々が感じておられると思いますが、懸念される地下水の保全や渋滞解消などの諸課題につきましては、蒲島知事の任期中に明確な方向性をお示しいただき、いわゆるPDCAが確実に展開できるよう、よろしくお願いをしたいと存じます。

蒲島知事に4回投票した一人として、最後まで県民の皆様へ前向きで力強い発信を行っていただくようお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、私たちの生活に不可欠な水道行政におきまして、昨年5月に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立し、約60年ぶりに見直されました。

内容を簡潔に申し上げますと、上水道は厚生労働省管轄であり、下水道は国交省の管轄になっておりましたけれども、上下水道が国交省の管轄に一元化され、水質基準の策定等は環境省が管轄するという内容であり、本年の4月から正式に移管されるようです。

政府の見直し理由としては、災害対応の強化に

つなげることが主要因であり、災害復旧への補助金増額や支援強化、官民連携などを円滑に進める狙いがあるかええます。

本県では、水道整備計画の基本的な考え方を整理した熊本県水道ビジョンを策定され、人口の減少や水需要の変化に伴う料金収入の減少、更新期を迎える水道施設の急増、職員数の減少に伴う技術継承の問題、震災や豪雨等大規模災害の頻発など、近年の水道を取り巻く様々な環境変化に対応すると定められております。

頻発する自然災害や経年劣化による水道管の腐食で漏水が発生し、路面に噴き出したり、あるいは住宅地の陥没などのニュースが見受けられます。

熊本地震のときもそうでありましたが、能登半島地震でも長期化する断水が大きな問題になっています。他県や県下の各自治体も同様と思いますが、災害時に安心して水が供給できる体制確立に苦慮されておられます。

そこで、近年の水道管劣化把握の現状を調べた結果、まず、熊本市では、水道管敷設マップの画一的な整備を実施中であり、あわせて、道路の整備状況や水道管の圧力計のデータを活用し、AIで管路の老朽化状況を予測し、設備更新の判断に活用されているとの説明をお聞きしました。

水道管の老朽化把握については、先月の新聞に掲載されておりましたが、人工衛星を活用した水道管漏水把握の内容が画期的でありました。具体的には、令和2年度から取り入れられ、愛知県豊田市が最初に活用されたようです。人工衛星からマイクロ波を出して反射したものを解析し、塩素を含む水がある箇所を特定する仕組みであります。

そこで質問です。

県下の水道設備については、耐用年数の40年を

超えるものが増加している中で、更新時期が到来していても、各自治体及び水道事業者の資金面やマンパワー不足で対応が遅れているのではないかと危惧されます。

災害は待ったなしの対応が求められますし、生活に絶対不可欠な水の供給を確立するためにも、人工衛星の活用や計画的な老朽化対策をどのように取り組まれるのか、環境生活部長にお伺いします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 人工衛星活用による水道管漏水把握についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、高度成長期に整備された水道管については、全国的に更新時期が到来しています。

県内の上水道においても、管路総延長のうち、法定耐用年数40年を超えた管路の割合が、令和3年度末時点で16.8%となり、平成23年度末の8.5%から、10年間で2倍近くに増加している状況です。

このため、国は、水道法を改正し、市町村等に対して、令和4年度から水道施設台帳の整備を義務づけ、さらに、施設台帳等を用いて中長期の更新需要を把握し、長期的な視野に立った資産管理を行うアセットマネジメントの実施を要請しております。

県においても、市町村等がアセットマネジメントを実施することで、将来的な更新需要の平準化が図られ、計画的な施設更新及び施設の耐震化が推進されるよう働きかけを行っているところであります。

しかしながら、人口減少に伴い料金収入も減少する中、老朽化した管路の更新には多額の費用が必要であり、市町村等では財源の確保が課題となっています。

このため、国庫補助金や地方財政措置などの国の財政支援制度が設けられていますが、採択要件や対象施設の制限により、財政支援の対象とならないケースもあることから、県では、国に対して、採択要件の緩和や対象施設の拡充等を要望しているところです。

また、議員御紹介の衛星画像の解析技術を用いた漏水調査手法については、御船町をはじめ、全国的にも幾つかの導入事例があり、国庫補助の採択事例もあります。この手法やIoT、AIなどの先端技術を活用した取組は、将来的に水道事業者の人員不足が懸念される状況において、施設の維持管理や管路更新計画の策定などにおける業務効率化につながる可能性があります。

県としては、こうした先端技術の活用に関する情報収集や市町村等への情報提供に引き続き努めるとともに、令和6年度から水道整備、管理行政が国土交通省に移管されることを契機として、国庫補助の申請支援など、市町村等が行う水道施設の計画的な更新を着実に進められるよう、より一層の支援を行ってまいります。

水道は、県民生活に不可欠なライフラインです。引き続き、市町村等と連携の上、水道事業の基盤強化を図り、県民の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 水道水及び地下水を直接飲める国は、世界中でも数か国しかありません。熊本県の貴重な水資源を未来永劫に守り育むためにも、水道設備の保守点検や水質管理を愚直に実施していく以外に方法はないと思います。

答弁にありましたように、令和3年度末時点で、法定耐用年数40年を超える管路の割合は16.8%であり、10年間で2倍近く増加しているとのことであり、改修計画や予算措置など、多岐に

わたる手続が必要であることは理解できますので、国の財政支援制度の採択要件の緩和を引き続き強力に要望していただきたいと思います。

耐用年数超過の割合が少しでも減少し、現行以上に拡大しないよう、切に願うものであります。

御船町が導入された衛星画像の事例を早急に検証されるとともに、費用対効果を見極め、各自治体への情報共有と一層の支援を行っていただくよう、よろしく願いをいたします。

次の質問に入らせていただきます。

私は、昨年の12月23日に開催されました第2回熊本スーパーハイスクール全体発表会、県立高校学びの祭典の開会式に参加をさせていただきました。第1回目には参加しておりませんでしたので、どのような内容か、チラシで想像しながら会場に赴きました。

会場に入って驚きました。グランメッセの3フロアいっぱい、各高校の生徒が制作したポスター展示や企業とコラボした商品を販売するブースも設置され、皆さんの熱気があふれておりました。

オープニングでは、御船高校普通科芸術コースの皆さんの音楽演奏や、11人の書道部の皆さんが、10メートル四方ほどのシートに一斉に大筆を走らせ、見事な大書に歓声が上がっておりました。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、今回の全体発表会の案内チラシです。開催日時、参加校数は当然ですが、書道パフォーマンスの様子や企業とのコラボ商品をキッチンカーで販売する様子、エコ電カーやロボット操作の体験、研究活動のステージ発表、ポスター発表などを高校生が生き生きと行っている写真を使って紹介されており、学びの祭典の雰囲気、各種発表

の内容が一目で分かるし、参加する高校生の活気が伝わってくる、非常に分かりやすいチラシになっております。

右半分が裏面になりますが、下のほうにあるQRコードを読み込みますと、各学校の特色や魅力ある取組を紹介した熊本スーパーハイスクールガイドブックのサイトにつながるようになっており、中学生やその保護者の皆様にも配慮した内容となっています。ぜひ、来年の第3回には多くの皆様にお越しいただければと思っております。

皆様も御存じと思いますが、文部科学省では、様々な研究開発を行う指定校を実施しております。

例えば、将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、理数教育に関する研究開発等を行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールに指定し、大学等との連携による先進的な理数系教育を実施してあります。県内では、第二高校をはじめ5つの高校が指定を受けています。

また、産業界、地方公共団体が一体となって、最先端の職業人材育成に資する教育課程等に関する研究開発を行う取組をマイスター・ハイスクール事業として認定し、地域の持続的な成長を牽引し、最先端の職業人材育成を推進しています。県内では、八代工業高校が指定を受けています。

あわせて、スーパーサイエンスハイスクール生徒研究発表会やマイスター・ハイスクール事業成果発表会など、全国規模で生徒が集まり、探求の成果を発表する機会も設定されております。

文部科学省の取組とともに、本県も、全県立高校の特色を明確化し、国または県指定事業の取組や特色ある学校、学科などで区分し、全県立高校を熊本スーパーハイスクールとして位置づけ、情報発信をされておられます。

具体的な例として、熊本県の指定校である地域

の自治体や企業と連携し、探求的な学びを行うクリエイトハイスクール、また、先ほど御紹介した文部科学省の指定校である先進的な理数教育に取り組むスーパーサイエンスハイスクール、グローバル人材の育成を目指して、国際バカロレアの認定を目指す県立八代中学校、八代高校など、各学校で特色ある学びを推進することを目指しています。

私の今までの認識では、スポーツ競技等のインターハイは理解しておりましたけれども、この学びの祭典も、県下50校の生徒さんが、独自に定めたテーマを探求した成果を発表する大きな晴れ舞台でもありますし、最終的には文部科学省主催の成果発表も開催されますので、次世代を担うグローバル人材輩出のインターハイではないかと実感しております。

そこで、質問をさせていただきます。

県下一堂に開催される祭典の割には、県民の皆様へのアピールが少し弱いのではないかと感じております。新聞や報道に積極的な呼びかけが必要ではないかと考えます。

この学びの祭典は、非常にすばらしい取組ですので、熊本県全土に知れ渡るような、本県の高校教育における重要な祭典に発展させていかれてはどうでしょうか。

この学びの祭典について、今後どのように取り組まれていくのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 熊本スーパーハイスクール全体発表会、県立高校学びの祭典の今後の取組についてお答えいたします。

本発表会は、県内全ての県立高校50校で探求活動に取り組む生徒が一堂に会し、それぞれが取り組んだ学習活動の成果を発表するとともに、小中学生や地域の方々に各高校の取組を広く周知する

ことで、県立高校の魅力を知っていただく情報発信のイベントとして開催しております。

昨年12月に実施した第2回学びの祭典では、高校生1,300人と一般来場者を合わせて計3,000人の参加者がありました。会場では、300を超える研究発表をはじめ、農業クラブ全国大会文部科学大臣賞など、様々な分野の大会で受賞実績を持つ13校によるステージ発表が行われました。

そのほかにも、令和2年7月豪雨災害の復興支援として、球磨中央高校と山崎製パンが共同開発した球磨栗を使ったランチパックの販売や生徒が製作したロボットの操作体験など、来場者も楽しみながら県立高校生の学びを知る機会となりました。

議員御指摘の県民へのアピールについてでございますが、今年度は、ホームページへの掲載や報道投げ込みを行うとともに、県内全ての小中学校にチラシを配付するなどして周知を図ったところでございます。

また、今年度から各地域の皆様にも高校生の学びを知っていただけるよう、玉名、天草、人吉・球磨などで地域版の学びの祭典も実施したところでございます。

新年度においても、この事業を継続するための予算を今定例会に提案しています。周知に当たっては、これまでの取組に加え、SNSを活用した情報発信や市町村教育委員会と連携した市町村広報誌の活用など、参加者のさらなる増加につながるよう工夫してまいります。

引き続き、県立高校の日頃の教育活動の取組を広く知っていただけるよう、本大会の周知に努めるとともに、魅力ある県立高校づくりに向けて、しっかり取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 今の高校の授業等を含めまして、

我々があまり経験したことがないような取組がなされておりました、感心しております。先ほど質問で触れましたが、八代中学校、八代高等学校への国際バカロレアの導入を目指すことを御紹介しましたが、詳しくは、県立高校全50校の魅力などを紹介するパンフレット、徹底ガイドブック令和5年度版に概要が掲載されております。

国際バカロレアとは、国際バカロレア機構——本部がジュネーブですけれども、が提供する国際的な視野を持った人材を育成するための教育プログラムであり、将来が楽しみなプログラムになっております。円滑な導入をよろしくお願ひしたいと思ひます。

第2回学びの祭典には、高校生と一般来場者が合わせて約3,000名参加をしておられるようですが、本県の未来を担う大事な生徒の皆さんの取組が一目瞭然と理解できる祭典だと思いますので、予算の確保とともに情報発信が不可欠であると申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

起立性調節障害への対応についてであります。

私は、約6年前の議員に初挑戦するときに、ある保護者の方から不登校の相談をお受けした際、初めて起立性調節障害という病名を知ると同時に、不登校の実態に直面いたしました。

これまで、学校教育における大きな課題となっている小中学校の不登校の一つの要因が起立性調節障害であると文科省も警鐘を鳴らしている状況でありましたので、令和元年6月と令和2年9月の定例議会で取り上げさせていただきました。

不登校の実態については、多くの同僚議員の皆様も指摘されているとおり、文科省や教育委員会、各学校で様々な取組を行っておられますが、残念ながら増加の一途をたどり、現在、全国で30万人以上、本県でも約5,400人の生徒が学校に通

えない状況であります。

過去2回の一般質問における教育長の答弁では「起立性調節障害など、理解が十分に進んでいない病気について」「医師の診断に基づき、保護者とともに学校も理解を深め、共通認識のもと支援を行っていくことが重要」、また、「県教育委員会では、「各学校の保健主事等が参加する研修会や校長会議等において、症状や配慮事項を周知し、助言を行っております。」とありましたが、最近、保護者の皆様やフリースクール関係者の方々から、起立性調節障害で悩んでいる方が増えたとの御指摘や、県内に専門医が少なく、学校の理解も得にくい状況で、次第に登校しづらくなり、残念ながら不登校になっているなどのお話をお聞きしております。

また、医者の方角として、脳神経外科の先生から、とにかく小中学校及び高校生の起立性調節障害が増えている、断言はできないが、今の子どもたちは、物心ついたときには、スマホやタブレットが必需品であり、自分の好きな音楽や動画を容易に視聴でき、就寝直前まで肌身離さず使っていると、不規則な生活になってしまい、次第に自律神経が乱れてしまうのではないかとおっしゃっておられました。

症状にもよりますが、この病気には特効薬はなく、要するに、周囲の環境、学校や家族、友人の理解で、早い人は数週間で、長くても2～3年で克服できる病気であるということでもありますので、粘り強く早期対応と周囲の理解を得ることが肝要であると思います。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

この起立性調節障害については、各県同様の傾向があると存じますが、隣県の大分県は、大分県地域保健協議会と大分県教育委員会が協力し、ス

クリーンに映っております「起立性調節障害の理解と対応のために」と題した対応ガイドラインを昨年3月に作成し、活用されています。

目次を見てみますと、2の「病気の基本的理解」から「学校での支援」「家庭との連携」「教育相談窓口」と展開し、最後に「相談医療機関一覧」という構成になっており、内容は、誰が見ても分かりやすく、家庭から学校における対応方針が網羅されております。

また、相談できる医療機関も49件掲載されており、学校においても家庭においても非常に有用なツールではないかと思えます。ぜひ、熊本県版も作成できればと切望いたします。

そこで質問です。

教育現場における起立性調節障害への理解とその対応に関する周知等を図っていくため、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長の見解をお伺いします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 起立性調節障害への対応についてお答えいたします。

起立性調節障害は、朝起きられない、倦怠感を覚えるなどの症状により、不登校の要因となるほか、学校生活への影響が懸念される自律神経機能不全の一つでございます。

県教育委員会では、これまで、起立性調節障害の理解や認識を深めるため、校長会議や健康教育担当者研修会等において、その症状や配慮事項などを周知し、各学校で適切に対処できるよう助言等を行ってまいりました。

これらの取組により、学校関係者の理解が深まり、医療機関の受診、保護者やスクールソーシャルワーカーとの情報共有など、組織的対応も進んできたところでございます。

しかし、起立性調節障害については、その原因

の特定はもとより、明確な治療法なども確立されていない状況であり、いまだ困り感を抱えている児童生徒も少なくなく、保護者等との情報共有や周囲の理解促進、支援体制づくりなど、さらなる取組が必要でございます。

県教育委員会としましては、起立性調節障害へのさらなる理解と適切な対応等が図られるよう、来年度、健康福祉部や熊本県医師会等と協力して、議員御提案のようなガイドラインを作成し、学校での支援の在り方や医療面のサポート体制等の周知を図ってまいりたいと考えています。

引き続き、起立性調節障害で悩んでいる児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** 通常、予算化が必要な答弁は、検討するとの表現が多いんですけども、教育長から、ガイドライン、冊子ですけども、作成しますとの明快な御答弁をいただきました。ありがとうございます。いつもあまりいい、私たちが期待するような答えはなかなか出にくいんですけども、ありがたいなと思っております。

可能な限り早めのガイドライン作成により、一人でも多くの生徒の皆さんが、学びの場をなくすことがなく、健康で有意義な学校生活を送れることを切望しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私は、質問の機会をいただいた都度、エネルギー関係の質疑を行わせていただいております。

理由は、東日本大震災以降のエネルギー政策の変化及びロシアのウクライナ侵攻による燃油調達危機や再エネ普及に伴う太陽光や風力発電の増加など、エネルギー資源に乏しい我が国の将来を左右する大きな問題であると考えているからです。

特に、次世代の国産エネルギーとして、水素の利活用が産業界や経済界からも注目されるようになっております。

経済産業省の資源エネルギー庁内に、新たに水素・アンモニア課が昨年の7月に新設されました。所掌事務は、新エネルギーとしての水素及びアンモニアの輸出、輸入、生産、流通及び消費に関する基本的な政策に関することとなっております。政府としても、水素の生産から流通へのかじ取りがさらに明確になったと考えております。

（資料を示す）今スクリーンが出ておりますけれども、水素の製造から活用までのイメージ図であります。製造過程、輸送・貯蔵、そして利用と、各過程において想定される設備や機器、製造や輸送の方法などが記載されています。

上段は、製造過程や輸送及び貯蔵が大容量であり、燃料の輸入等も必要となる大規模なパターンのイメージです。私が今回質問している内容は、どちらかといえば、下段の再エネ、風力、太陽光、地熱などからの発電で水素製造を行う地方でも取り組みやすい利活用であり、特に再エネの条件に恵まれた九州は有力であると考えております。

今国会におきましても、水素社会推進法案と二酸化炭素、いわゆるCO₂貯留事業——燃焼時に排出されるCO₂を取り出して地下に貯留する法案が併せて審議入りの見通しであります。

資源エネルギー庁の産業政策的観点から見た水素の重要性として、現在、日本企業は水素分野で優れた技術、製品を有するが、今後、各国がエネルギー転換、脱炭素化を推し進めることになれば、世界的に水素関連製品の市場が拡大される見込みがあります。

まず1点目、こうした中で、日本の技術、製品を国内外の市場で普及させることは、我が国の経

済成長、雇用維持につなげつつも、世界の脱炭素化にも貢献することにつながります。

2つ目、そのため、技術開発や社会実装のための制度整備等を通じ、日本企業の産業競争力を一層強化することは、産業政策的な観点から極めて重要でありますとあり、2040年、2050年に向けた水素の導入量が定められ、販売価格も化石燃料と同程度等の水準を目指すとあります。

しかし、国の方向性が示されましても、具体的に各県や自治体がどのような行動を行うのかが不透明な状況ではないかと思われまします。

そこで質問です。

現在の国の補助金活用や支援策においては、都道府県の役割が必ずしも明確ではありませんが、地域における水素利活用の促進のためには、地域の実情をよく把握している県が積極的に取り組むべきではないでしょうか。

先進的に水素の利活用を展開する福島県や山梨県は、国、県や企業のバックアップが先行した形だと考えまします。

また、お隣の福岡県や大分県は、独自に民間活力を導入した水素製造事業や水素製造のための地熱開発に取り組まれております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中間目標年次である2030年まで、あと6年です。確実にシフトが見込まれる水素産業に対し、どのような方針をお考えか、商工労働部長の御見解をお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 国は、水素社会実現の加速化や競争力強化のため、昨年6月に水素基本戦略を改定いたしました。また、議員御紹介のとおり、政府は、既存燃料と水素との価格差を支援して水素の利用拡大を図る法案の今国会での成立を目指してまします。

水素は、幅広い産業分野での活用が見込まれ、燃焼時に二酸化炭素を排出しない、カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーです。県としても、国の方針に基づき、実現可能な取組を一つ一つ着実に進めたいと考えてまします。

九州には、電力需要の3倍を超える再エネ発電が潜在的にあるとされてまします。この再エネを活用した水素を含む、いわゆる低炭素水素の有効活用によってカーボンニュートラルを実現できるポテンシャルがあります。

一方、課題として、水素の製造、貯蔵、運搬などの供給インフラの整備、水素を燃料や原料として活用する需要の創出、そして、それらの需要と供給をつなぐネットワークの構築などが挙げられます。そのため、企業や関係団体との連携や広域的な地域間連携が重要でまします。

このため、本県では、九州地域戦略会議に設置されてまします水素エネルギー産業化実務者会議において、九州各県と連携して、水素社会実現に向けた水素の技術開発動向等の情報を地域間で共有してまします。

この会議では、現在、燃料電池トラックと水素ステーションを一体的に増加させるための関係機関の連携方針の策定と2030年における水素消費量の目標設定の作業を進めてまします。

また、国に対しては、九州地方知事会を通して、水素エネルギー関連の法令等の規制緩和や技術開発の推進などの要望を行ってましますところでございます。

さらに、新たな取組として、水素エネルギー分野の情報を収集し、ビジネスマッチングや技術交流を行うことを目的とした水素バリューチェーン推進協議会に参加いたします。これは、トヨタ自動車、岩谷産業などの民間企業や57の自治体、15の大学等で構成する参加者が400団体を超える業

界横断的な組織で、本県は本年6月頃に正式加入となる見込みです。

水素社会の実現に向けては、供給面でのさらなる低コスト化やインフラ整備などの課題はありますが、引き続き、国や九州各県、熊本県工業連合会などと連携しながら、水素エネルギーの利活用の促進に取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 水素利活用の新たな取組といたしまして、水素エネルギー分野の情報を収集し、ビジネスマッチングや技術交流を行うことを目的とした水素バリューチェーン推進協議会に参加するとの御答弁がありました。

本県にとりましては、知事からもお話がありました新生シリコンアイランド九州を牽引する重要な役割があると思います。必然的に脱炭素の取組を積極果敢に推進しなければならないと考えておりますので、水素バリューチェーン推進協議会、これは官民共同の水素社会実現に向けた取組の団体ですけれども、それらへの参画は必要不可欠と実感しております。

環境省は、昨年3月17日に、水素分野では官民共同の初の取組となる自治体水素アワードを水素バリューチェーン推進協議会とともに開催すると公表してあります。本取組は、国内300社を超える企業、自治体等が会員となっているわけですので、さらなる発展を期待したいと思っております。

本県では、今後も民間による大規模な太陽光発電等の計画があります。特に、電力系統に接続している太陽光発電は抑制運転の課題もあり、電力系統への接続を目的とするのではなく、需要と供給のバランスに応じた再エネを最大限に活用した水素製造とともに、水素利活用への取組が大きく加速することを期待いたしまして、最後の質問に

移らせていただきます。

自転車の安全利用と110番映像通報システムの周知についてということでございます。

まず、自転車の安全利用についてであります。

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部により、これまでの自転車安全利用五則が改定され、改めて自転車交通ルールの周知と遵守の徹底を図ることとなりました。

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられていますので、歩道と車道の区別のあるところは、車道の左側通行が原則となりますが、私も、車を運転中に、自転車のルール違反でひやっとすることが多々あります。

自転車を利用される方々は不特定多数であり、法令遵守の徹底には相当の時間を要すると思えますけれども、各中学校や高校、さらに自治会総会等への出前講座が必要ではないでしょうか。

また、自動車の運転手は、自転車利用者が自転車に乗ったまま横断歩道を渡ろうとしている場合には、停止の義務はないとなっておりますが、自転車を押している場合には、歩行者であるため、自動車側に停止する義務が出てまいります。

しかし、自動車を運転中には、即座に判断することが難しい場合がある上、自転車及び自動車を運転されている方の認識にも個人差があると思えますので、自転車、自動車双方の運転者に対しまして、交通ルールと安全な通行方法等を周知すべきだと思います。

交通事故防止が主たる目的でありますので、インフラ整備として、道路幅の関係もあると思いますが、可能な限り通行車両が多い路線には自転車専用レーンの設置が急務であると思っております。

自転車安全利用の観点から、3点質問をさせていただきます。

1点目は、交通ルールを周知する出前講座の開

催、2点目、横断歩道における交通ルール、安全な通行方法等の周知について、3点目、自転車専用レーン設置について、警察本部長の見解をお伺いします。

続いて、110番映像通報システムに関しまして質問させていただきます。

令和5年4月から110番映像通報システムが運用開始となっておりますけれども、これに関する新聞報道を目にし、SNSが普及している時代にふさわしいシステムであると実感しております。

110番映像通報システムは、音声だけでは把握が難しい事件、事故等の現場の状況を、スマートフォンまたはタブレット等により警察に通報することができるシステムであります。

110番通報を受けた警察職員は、映像を取得する必要があると判断した場合、通報者の同意を得て、通報者のスマートフォン等に専用URLを送信して、通報者は、スマートフォン等のカメラ機能を用い、撮影した映像等を送信することができます。さらに、本システムの利用の際は、スマートフォン等のGPS機能を利用し、通報場所の位置情報も即座に把握できます。

ここでスクリーン、今出ておりますけれども、御覧ください。(資料を示す)

これが110番映像通報システムの使用方法のイメージ図であります。

左側の通報者が、1番、110番に通報し、右側の警察担当者から、2番で、映像通報への協力要請があった場合に、1度しか使えないワンタイムURLが通報者のスマホ等に送信されますので、通報者は、自分が撮影した画像や動画を3でそのURLに返信し、警察活動に協力をするという仕組みであります。

運用開始以降、1年足らずでありますけれども、925件程度の活用があり、交通関係、事故、

違反等も含め508件、行方不明者等、行方不明者、泥酔者、迷子の子供さん等含め130件、その他の287件は、けんかや要望、苦情、相談などとなっているようであります。

早期に解決した事案として、行方不明児童の発見・保護事案は、児童、小学生の行方不明事案において、110番通報した実母に対し、児童の画像提供を依頼し、捜索中の警察官に送信、手配したことにより、早期に児童発見、保護につながった。

また、当て逃げ被疑者の検挙事案は、当て逃げ事件において、110番通報した当事者に対し、撮影していた逃走したトラックの車体、ナンバー、記載されていた会社名等の画像提供を依頼し、警察官に送信、手配したことにより、当該車両を確保したそうであります。

画期的なシステムであり、事故、事件の早期解決及び犯罪者への抑止効果にもつながると考えます。個人情報保護や映像権の縛りもあると考えますが、目的外に使用しなければ問題はないと思われれます。

そこで質問です。

このような画期的なシステムでありながら、県民の皆様の認識はまだ希薄であると思われれますので、さらに周知徹底を図る必要性を感じますが、警察本部長のお考えをお伺いします。

[警察本部長宮内彰久君登壇]

○警察本部長(宮内彰久君) まず、自転車の安全利用についてお答えします。

議員御指摘のとおり、現状では、基本的な交通ルールを守っていない自転車の利用者も見受けられるところであり、自転車の交通ルールを周知し、その遵守を求めることは、重大な課題であると認識しております。

県警察におきましては、自転車に関する交通ル

ールの周知を図るため、小中学校や高校のほか、地域の高齢者を対象とした講習会などに警察官を派遣して、自転車に関する交通安全教育を行うなどの取組を行っているところでございます。引き続き、こうした取組を通じまして、周知を図ってまいります。

また、横断歩道における自転車に関する事故を防止するためには、議員御指摘のとおり、自転車の利用者が安全な方法で横断歩道を通行するとともに、自動車の運転者が横断歩道に接近した際の一時停止義務などを遵守することが重要でございます。交通安全教育や指導取締りなどを通じまして、こうした点の周知を図ってまいります。

また、議員御指摘のいわゆる自転車専用レーンの設置につきましては、自転車に関する事故を防止する上で効果的な手法の一つであると考えております。

一方で、自転車専用レーンの設置に当たりましては、一定の道路空間の確保などが必要となりますので、道路管理者とも連携しながら、道路や交通の状況に応じて個別に判断してまいります。

次に、110番映像通報システムについてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、本システムは、110番の通報者がスマートフォンなどのカメラ機能を用いて現場の画像などを撮影し、これを警察に送信していただくものであり、警察が110番通報に迅速かつ的確に対応する上で効果的なシステムであると考えております。

県警察におきましては、110番通報の際に本システムを円滑に利用していただくため、県警ホームページにシステムの利用方法などを掲載しますとともに、1月10日の110番の日に関する広報啓発の一環としまして、本システムについても併せて周知するなど、様々な媒体を活用した広報活動

を行っております。

引き続き、こうした広報活動に取り組むことによりまして、本システムが県民の皆様の間に広く周知されるよう努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** 警察本部の皆様方には、日頃より、事故、事件の早期解決に御尽力をいただき、感謝申し上げます。次第でございます。

自転車の利用につきましては、中学生、高校生が圧倒的に多いと考えますので、特に学校への出前講座をさらに増やしていただくなど、積極的に実施する必要性を感じております。

本県における道路事情は、ほとんどの道路が自転車専用レーンを設置することは困難な状況であることは理解をしております。あくまで、道路交通法上、自転車は車道を通行しなければならないとなれば、時間を要するかと思いますが、計画的な設置が必要ではないでしょうか。

110番映像システムにつきましては、円滑な利用促進とともに、犯罪抑止につながると考えますので、テレビやSNS等の広報媒体も効果的に活用していただければと考えます。

以上をもちまして、私が本日準備いたしました質疑は終了いたしました。

今後とも、様々な課題が問題に発展しないよう、迅速な行動に努めてまいります。所存でございます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○**副議長（内野幸喜君）** 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明16日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時11分散会

第 3 号

(2月16日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第3号

令和6年2月16日(金曜日)

議事日程 第3号

令和6年2月16日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(48人)

星野愛斗君
 高井千歳さん
 住永栄一郎君
 亀田英雄君
 幸村香代子君
 杉嶋ミカさん
 立山大二郎君
 斎藤陽子さん
 堤泰之君
 南部隼平君
 本田雄三君
 岩田智子君
 前田敬介君
 坂梨剛昭君
 荒川知章君
 城戸淳君
 池永幸生君
 竹崎和虎君
 吉田孝平君
 中村亮彦君

高島和男君
 末松直洋君
 前田憲秀君
 松村秀逸君
 岩本浩治君
 西山宗孝君
 河津修司君
 楠本千秋君
 橋口海平君
 緒方勇二君
 増永慎一郎君
 高木健次君
 高野洋介君
 内野幸喜君
 山口裕君
 岩中伸司君
 城下広作君
 西聖一君
 鎌田聡君
 渕上陽一君
 坂田孝志君
 溝口幸治君
 池田和貴君
 吉永和世君
 松田三郎君
 藤川隆夫君
 岩下栄一君
 前川收君

欠席議員氏名(1人)

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島郁夫君
副知事 田嶋徹君
知事公室長 内田清之君
総務部長 平井宏英君
企画振興部長 富永隼行君
理事 小金丸健君

企画振興部
球磨川流域
復興局長 府高隆君
健康福祉部長 沼川敦彦君
環境生活部長 小原雅之君
商工労働部長 三輪孝之君
観光戦略部長 原山明博君
農林水産部長 千田真寿君
土木部長 亀崎直隆君
会計管理者 野尾晴一朗君
企業局長 竹田尚史君
病院事業者
管理 竹内信義君
教育長 白石伸一君
警察本部長 宮内彰久君
人事委員会
事務局 西尾浩明君
監査委員 藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局 局長 波村多門
事務局 次長 村田竜二
兼 総務課長
議事課 課長 富田博英
審議員 兼 濱田浩史
兼 議事課長補佐

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕(拍手)

○荒川知章君 皆様、おはようございます。自由民主党・葦北郡選出・荒川知章です。今回で5回目の一般質問となります。質問の機会を与えてくださいました議員の皆様には感謝を申し上げます。

また、この2月定例会、蒲島知事は、4期16年務められましたけれども、最後の県議会となります。これまで御尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、御慰労を申し上げます。

本日は、地域の課題を中心に質問をさせていただきますが、知事にも2問お尋ねすることになっておりますので、県政の課題が次の新しいリーダーにしっかりと引き継がれ、現在のよき流れがさらに大きな流れとなって発展していくように、明快、明瞭、明確な御答弁をお願いいたします。

時間がいっぱいになりそうですので、早速質問に入りたいと思います。

まず初めに、水俣・芦北地域振興計画の推進についてお尋ねいたします。

県では、昭和53年の国の閣議了解に基づき、昭和54年から水俣・芦北地域振興計画を策定し、水俣病の発生により疲弊した当地域の再生と振興を図ってこられました。

閣議了解に基づく振興計画は、全国でも大変珍しく、この計画があったからこそ、これまで第一次から第七次にわたる計画において数々の成果を上げ、水俣・芦北地域の振興が図られてきたことは言うまでもありません。

中でも、私が特に当地域の振興に寄与していると思う取組は、第五次計画からスタートした水俣・芦北地域雇用創造協議会による雇用創出の取組です。

当時は、当地域の有効求人倍率が県内最低水準で推移しており、雇用状況は極めて深刻な状況に

ありました。そのため、県と地元市町、地域経済団体等から成る雇用創造協議会を設置し、人材育成や地域企業の業務拡大支援などに取り組みました。

その結果、平成23年から平成25年までの3年間で、目標の200名を上回る269名の新たな雇用を生み出し、県内最低水準であった有効求人倍率を県平均近くまで改善するなど、非常に大きな成果をもたらしました。

平成26年度以降、現在に至るまで、雇用創造協議会における取組を継続しており、当地域の産業振興と雇用創出に欠かすことのできない存在となっております。

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする現在の第七次計画も、残すところあと2年余りとなりました。

第七次計画においても、芦北町においては、御立岬公園に第2キャンプ場ほしのもりが令和4年10月にオープンし、津奈木町においても、旧平国小学校にサテライトオフィスや地場企業で第2創業のインキュベーション施設、子育て世代が交流できる木育広場など、産業の振興と交流拡大を図る複合施設の整備が進められており、来年度から一部供用開始が予定されております。

一方で、現在、県では、既に第七次計画の成果や課題の検証作業に着手されていると聞いております。

水俣・芦北地域は、県平均を上回るスピードで人口減少が進んでいるほか、地球温暖化の影響なのか、魚が取れなくなり、漁業者が大変厳しい状況に置かれているなど、まだまだ課題が山積しております。

これらの課題に対応していくために、現行の第七次計画の残された計画期間内に、引き続き計画に基づく取組をより一層進めていただくことはも

ちろんのこと、その上でもなお残る課題に対しては、その次の計画となる第八次振興計画を策定し、計画に基づく地域振興策の継続的な実施に向けて、計画的に取り組むことが極めて重要と考えております。

私の恩師である故山本秀久先生は、水俣病の解決には水俣・芦北地域の振興が不可欠との覚悟から、地域振興策の実現に情熱を持って取り組んでこられました。

蒲島知事におかれましても、平成20年、1期目の知事選挙のときから、水俣病問題は私にとって政治そのものとの認識で、被害者の早期救済はもとより、水俣病発生の影響を被った地域を再生していくために何をすべきか、日々問い続けてこられました。

今回、蒲島知事は、次期知事選には出馬されず御勇退されますが、ここで、これまで16年の蒲島県政において取り組んでこられた水俣・芦北地域の振興について、振興計画が果たしてきた役割、振興計画の意義と今なお残された課題についてどのように考えておられるのか。また、残された課題を解決し、今後の水俣・芦北地域の再生と振興をさらに進めるに当たっては、次期計画の策定を含め、どのように進めていくべきと考えておられるのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 水俣病問題は、熊本県政にとって最重要課題であり、私にとっては政治の原点でもあります。

そこで、私は、知事就任以来、被害を受けた方々の早期救済や胎児性患者をはじめとした患者、被害者の方々の安心できる暮らしの確保に全力で取り組んできました。

また、公健法に基づく認定審査に関しても、申請者の個々の事情に丁寧に対応しながら、着実に

進めてまいりました。

水俣・芦北地域の振興に関しては、昭和53年に、国において、熊本県の具体的提案を待って対処するとの閣議了解が行われています。

これを受け、県では、責任を持って地元の声を国に届ける必要があるとの考えの下、水俣・芦北地域振興計画を策定し、国、そして地元の市や町とともに、地域の活力向上に取り組んでまいりました。

令和3年度からの第七次計画においては、芦北マリンパーク構想事業やつなぎ温泉四季彩周辺魅力アップ事業など、市や町の重点施策が第七次計画期間内に完了するよう支援しています。

また、タレントのさかなクンとタイアップした海の魅力発信やカキ、和紅茶をはじめとする地域産品のブランド化などにも、県を挙げて取り組んでいます。

計画期間が残すところ2年余りとなる中、庁内のワーキンググループ会議や市や町との会議を通じ、第七次計画の成果と残された課題がないか、検証を行っているところです。

次期計画の策定を含む今後の取組の方向性については、この検証の結果等を踏まえながら、新たなリーダーが判断するものと考えています。

水俣病の発生が、自然環境の汚染や甚大な健康被害、社会経済基盤の脆弱化などをもたらした歴史的事実や昭和53年の閣議了解の重みを踏まえ、適切な判断が行われるものと期待しています。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 水俣・芦北地域振興計画の次期計画を含む今後の取組の方向性については、水俣病の発生がもたらした自然環境の汚染や甚大な健康被害などの歴史的事実や閣議了解の重みを踏まえ、適切な判断が行われるものと期待しているとの大変ありがたい答弁をいただきました。

私も、地元に住んでいて、まだまだ課題が山積しており、県の支援が必要な地域でありますので、しっかり地元の声を聞いて取り組んでいただきたいと思います。

知事は、ある場所でピンクのバトンを渡されましたが、県政の課題で最もこの問題は重要だと考えておりますので、新たなリーダーにしっかりと引き継いでいただきますようお願い申し上げます、次の質問に入ります。

令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興についてお尋ねいたします。

県南地域に甚大な被害をもたらした豪雨災害から3年7か月が経過いたしました。芦北町、津奈木町では、多くの地域で河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多くの方の貴い命と財産が奪われました。そして、家屋の浸水や倒壊、道路や河川、砂防施設など公共土木施設、水道や下水道、鉄道などのライフラインに甚大な被害をもたらしました。

改めて、お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。

私は、昨年2月の定例会において、芦北町、津奈木町の復旧、復興の進捗についてお尋ねし、担当部長から、関係機関と十分に連携して、早期の復旧、復興に全力で取り組む旨の答弁をいただきました。

その後、1年近くが経過しましたが、私も地元で生活する中で、被災地の復旧、復興は、一日一日目に見える形で進んでいると感じています。

一方で、残念ながら、依然復旧工事が完了していない箇所も見受けられます。住民の皆様がより安心して暮らしていただくためには、一日も早く復旧、復興を完了していただくことが一番重要なわけですが、一方で、もうしばらく時間を必要とす

る部分については、住民の皆様に対して、先の見通しを示していただくこと、正しい情報をしっかりとお伝えしていくことが重要だと考えています。

住民の方々は、今後の見通し、予定を知ることによって、復旧までの道筋をイメージすることができ、復旧までの期待と安心感が地域に生まれてくるのではないかと考えています。

そこで質問です。

芦北町、津奈木町における農林関係の復旧・復興状況と今後の見通しについて、農林水産部長に、土木関係の復旧・復興状況と今後の見通しについて、土木部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 芦北町及び津奈木町における農林関係の復旧・復興状況と今後の見通しについてお答えします。

まず、農地、農業用施設関係では、町が行う189か所について、これまでに174か所の工事に着手し、今年度末までに164か所が完了する予定です。残りの25か所については、河川工事等と工程の調整を要するため、全ての復旧工事が完了するのは令和8年度となる予定です。

県が行う19か所については、これまでに全ての工事に着手し、18か所が完了しました。残りの1か所は、約200メートルにわたりのり面が崩壊した芦北地区広域農道の鶴木山工区で、災害の再発を防ぐため、より地盤が安定している山側にルートを変更した上で、令和5年3月に工事に着手しました。

現在、道路部の掘削や斜面の工事を実施しており、令和6年1月末時点の進捗率は38%で、令和6年度末までに全ての工事を完了させ、令和7年4月から全線開通する予定です。

また、芦北東部の吉尾、大尼田、白木地区の被

災地域では、豪雨災害からの創造的復興として、被災した農地に周辺の農地を加えた32ヘクタールを対象に、圃場整備を実施する事業計画を策定しました。将来の営農を見据え、農地の区画拡大を行い、担い手農家へ8割を集積するとともに、バレイショ等の新たな作物を導入する計画です。

現在、土地改良法に基づく手続を進めており、令和6年度に事業に着手し、令和12年度の完了を目標に取り組んでまいります。

次に、林業関係では、山地災害箇所への復旧について、人家などの保全対象に近接する35か所の緊急治山事業等が国により進められ、全箇所が昨年9月に完了しました。

また、県による復旧事業については、これまでに43か所中19か所の工事に着手し、今年度末には15か所が完了の予定です。

佐敷トンネル付近の治山工事が完了したことをもって、肥薩おれんじ鉄道の徐行運転が2月1日に解除されるといった成果も見られており、引き続き、令和7年度の完了に向けて取り組んでまいります。

なお、林道災害については、町が行う18路線、42か所の復旧が、本年1月までに全て完了しています。

引き続き、被災された農家や林業者に寄り添いつつ、早期の復旧、復興に向けて全力で取り組んでまいります。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 芦北町及び津奈木町における土木関係の復旧・復興状況と今後の見通しについてお答えいたします。

まず、復旧の状況については、県と2つの町が管理する河川や道路など818か所の被害のうち、本年1月末までに796か所の工事に着手し、そのうち604か所が完了しております。さらに、今年

の出水期までに200か所が完了予定であり、残りの14か所についても、令和6年度末までに完了する見込みでございます。

次に、復興に向けた取組の状況でございますが、県では、浸水対策や土砂災害対策といった防災力の強化を進めております。

浸水対策につきましては、佐敷川や球磨川支川の吉尾川において、堰の改修や河道の拡幅、堤防整備、宅地かさ上げなどに取り組んでおります。

また、湯の浦川では、護岸補強の工事に着手したほか、宮の浦川、田浦川では、芦北町と協議を重ねながら設計を行うなど、流下能力の向上に向けた取組を進めております。

このほか、河川に堆積した土砂については、毎年、各河川の堆積状況を調査し、流れを阻害する堆積土砂を翌年の出水期までに撤去しており、今後も堆積状況に応じて撤去してまいります。

土砂災害対策については、土石流等が発生し、緊急的な対策が必要となった津奈木町の大坪川など10か所において、砂防堰堤の整備や斜面对策といった砂防工事を進めてまいりました。これまでに9か所が完了し、残る1か所も今年の出水期までには完了する見込みです。

これらの砂防工事が完了し、安全性が向上したことから、土砂災害により長期避難されていた芦北町の女島地区など4地区では、避難が解除されました。

また、今後の出水で土石流等のおそれがあるなど、災害リスクの高い芦北町の園口川など5か所におきましては、砂防堰堤の整備を進めております。

今年度内に2か所が完成する見込みであり、残る3か所につきましても、令和7年の出水期までの完了を目指して取り組んでまいります。

これらのハード対策に併せ、洪水浸水想定区域

や土砂災害警戒区域の指定公表など、住民の円滑な避難を支援するソフト対策にも引き続き取り組んでまいります。

県としましては、緑の流域治水の考えの下、引き続き、町と連携しながら、被災した公共土木施設の一日も早い復旧と浸水対策や土砂災害対策による地域の安全、安心の確保に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 ただいま両部長から、これまでにできている部分とこれから進めていく部分について、スケジュールを含めて具体的に答弁いただきました。

この答弁によって、住民の方々も、復旧までの道筋をイメージすることができ、安心感につながっていくものと思います。

できますならば、今後も、定期的にタイミングを見ながら、今回のように地域住民に対して進捗に関する情報発信を続けていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

次に、熊本県における地震対策についてお尋ねいたします。

令和6年1月1日、穏やかな1年の始まりが夕方の一転しました。能登半島を震源とする最大震度7の大地震が発生し、日本列島の正月気分が一瞬にして吹き飛ばしてしまいました。

石川県を中心に甚大な被害が発生し、特に輪島市や珠洲市など奥能登の自治体では、救助・救出活動をはじめ、電気や水道などのライフラインが断絶した中、被災者の支援に大変苦勞されています。

電気や通信の復旧は進んできたようですが、交通や水道の復旧にはなお相当の時間を要すると報道されています。平成28年4月の熊本地震と異なり、大雪に見舞われた真冬の避難生活は、本当に

大変なことだと想像をしております。

地震でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。そして、被災された地域の一刻も早い復旧、復興を、ひたすらお祈り申し上げるばかりであります。

本定例会冒頭の議案説明の中で、蒲島知事は、本県は、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に当たって、全国の自治体から多大な支援をいただいた、大災害を経験した本県の責任として、災害対応の経験、ノウハウを生かし、現地のニーズを踏まえた支援をしていくと述べられました。

まさにそのとおりだと私も思います。石川県などの被災自治体に対して、本県のこれまでの経験、ノウハウ、教訓などをしっかりと伝え、復旧、復興の一助としていただくことが非常に重要だと考えています。

そこで質問です。

このたびの能登半島地震により被災した自治体に対し、現在、県ではどのような支援を行っているのか、また、今後も引き続きどのような支援をしていく考えなのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 本県では、発災直後から被害状況などの情報収集に当たりました。1月4日には、私から職員に対して、全庁を挙げて全力で被災地支援を行うよう指示し、直ちに知事公室長を本部長とする熊本県応援本部を設置いたしました。

そして、同日、本県の熊本地震や令和2年7月豪雨災害の経験やノウハウが石川県の初動対応に役立つと考え、情報連絡員として本県職員を石川県庁に派遣いたしました。

この連絡員を通じて、被災地の支援ニーズの把

握や本県からの情報提供を行うとともに、九州地方知事会の会長県として、九州各県と連携し、全国知事会などと応援職員派遣や支援物資提供の調整を行いました。

また、被害が最も大きかった輪島市に対しては、いち早く医師や保健師などで構成する災害時健康危機管理支援チームを派遣しました。チームは、宿舎なども確保できない環境の中、災害関連死の防止や被災者の健康管理支援業務を担いました。

さらに、1月23日から、県・市町村職員によるチームくまもとを派遣しています。

現地では、本県の経験やノウハウを生かし、住家被害認定調査を円滑に進めるとともに、全国からの支援チームに対し技術講習を行うなど、早期の調査完了を後押ししています。

加えて、石川県庁に対しては、仮設住宅の建設や災害廃棄物の処理、学校の再開など、被災地が抱える様々な課題の解決に向けて、関係職員を派遣しています。

現在28人の県職員が現地で活動しており、これまでに延べ1,096人を派遣するなど、全庁を挙げて被災地支援に取り組んでおります。

熊本地震や令和2年7月豪雨災害などを経験した本県は、国内外からの多くの支援により、大災害からの創造的復興に向けて歩みを進めています。その経験やノウハウを生かし、日本の災害に対する安全保障に貢献することは、我々の責務であります。

もう1つ、議場で申し上げたいのは、熊本城に対する馳知事の文科大臣のときの多大な支援であります。今の熊本城がこれほど急いで復旧できているのは、文科大臣だった馳大臣がとても熊本に思いを持って支援してくださったことを、皆さんと共有したいと思います。

熊本県民全ての思いを被災地に届け、被災された方の痛みの最小化や一日も早い復旧、復興の実現に向け、引き続き全力で支援してまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 本県のこれまでの経験を生かし、関係職員を派遣していただいていることに感謝申し上げます。

熊本地震や豪雨災害のことを考えれば、能登半島地震においても、まだまだこれからの道のりは長いと思われまます。被災地の一日も早い復旧、復興に向け、大災害を経験している本県だからこそできる支援を、引き続きよろしく願いいたします。

また、能登に対する本県の支援について、発災当初、県民の方から、県はこれまで熊本地震や豪雨災害で全国から支援を受けたにもかかわらず、今回、能登に対する支援が薄いのではないかという声も聞かれました。せっかく支援をしているわけですから、やっていることが県民などに見える形にしたほうがよいと思います。

現在、県のホームページに熊本県の支援状況を掲載されていますが、なかなか目につきにくい状況だと思いますので、何らかの形で、アピールとは言いませんが、やっていることが伝わるような情報発信も併せてお願いいたします。

次に、日奈久断層帯を起因とする地震及び津波への本県の対策についてお尋ねいたします。

昨年5月にオープンした熊本県防災センターにもパネルが展示してありますが、本県には、熊本地震の要因となった布田川断層帯や益城町付近から芦北町、津奈木町、水俣市付近を経て八代海南部に至る日奈久断層帯、また、水俣には水俣断層帯があります。

熊本地震は、布田川断層帯と日奈久断層帯がずれ動いたため引き起こされたものですが、日奈久

断層帯のうち熊本地震で動かなかった部分に、今後、将来的に大地震を引き起こす可能性のあるゆがみが蓄積されているとの専門家の指摘もあります。

国の地震調査研究推進本部が示している日奈久断層帯の八代海区間における地震の発生確率は、今後30年以内に16%と九州では最も高く、いつ大きな地震が起きてもおかしくない状況だと考えられます。

平成23年度から24年度にかけて県が調査した地震・津波被害想定調査によると、これは各市町村ごとではなく広域的な被害予想のようですが、布田川・日奈久断層帯のうち、最も地震規模の大きい中部と南西部の連動型地震が発生した場合、県内で最大960名の死者、2万7,400名の重軽傷者が発生し、全壊2万8,000棟、半壊8万2,300棟という甚大な被害が発生することが推計されています。

また、八代海沿岸では、最大津波高が3メートルと想定され、八代地域、芦北、津奈木、水俣地域では、津波により2,520名の死傷者が発生すると推計されており、大規模地震が発生した際は、県南地域で甚大な被害が想定されます。

このような大規模な自然災害に対しては、事前の備えが大事であります。そして、万が一の大規模地震が発生した場合に、住民の生命、財産を守り、被害を最小化するため、県や市町村、消防、警察、自衛隊などの関係機関が連携して、発災後の対応ができるよう準備をしていくことが重要であると考えています。

また、熊本地震での経験や今回の能登半島地震の状況を見ると、最前線で対応に当たる被災市町村の対応がとて難しく、大変であり、だからこそその役割が重要となり、今まさに市町村の防災力強化が求められていると感じています。

そこで質問です。

今後、万が一、日奈久断層帯に起因する大規模地震が発生した際の県の対応や被害を最小化するための取組、さらには、市町村の防災力強化や被害が想定される市町村への支援について、知事公室長にお尋ねいたします。

さらに、避難者支援についてお尋ねします。

今回の能登半島地震でも明らかになりましたが、大規模地震が発生した際は、避難された方々への支援が非常に重要となります。

半島特有の地理的状況で交通が遮断された中で、水や食料の確保、トイレの確保、ボランティアの受入れなど、避難所生活での大変な様子が連日報道されていました。

避難所において、良好な生活環境や衛生環境が維持できないと、二次的な健康被害により災害関連死が発生するおそれがあります。

平成28年の熊本地震の際にも、多くの方が避難所へ避難されましたが、地震による直接死50人のほか、長引く避難生活での体調悪化などにより218人もの災害関連死が発生しています。

そこで質問です。

日奈久断層帯に起因する大規模地震が発生した場合、多くの被災者が避難所に避難されることが予想されますが、避難所の良好な生活環境の確保など、避難者のストレスを軽減し、災害関連の犠牲者を防ぐためにどのような対策を講じるのか、災害発生後の避難者支援の取組について、健康福祉部長にお尋ねします。

最後に、住宅耐震化への支援についてお尋ねします。

今回の能登半島地震では、倒壊した家屋の様子が連日報道されており、家屋の被害は2月8日時点で約5万8,800棟に上り、亡くなった方の死因の多くは建物の倒壊による圧死と見られ、特に古

い住宅の被害が大きいようです。

こうした中、今住んでいる家屋の地震対策に関心が高まっています。

これまで、住宅の耐震基準は、大規模な地震が起こるたびに改正があっており、古い建物を地震に強くするためには、耐震診断を行って、最新の基準に適合するように補強工事を行う必要があります。

また、住宅の耐震基準には、宮城沖地震を受けて、1981年に地震に抵抗する壁の量を強化するなど大幅に改正された新耐震基準と、その後発生した阪神・淡路大震災を受けて、壁の配置のバランスや柱とはりの接続部分に金物を使用するなどの改正がなされた2000年基準、この2つの基準があるようです。

今回の地震で住宅被害が甚大な石川県では、古くて大きい住宅が多く、高齢のために費用の捻出が難しいなどの理由から耐震改修工事を行うことをためらい、結果、耐震化が進まず、甚大な被害を招いたとのことですが、同様の状況は県内にもあるのではないかと心配しています。

本県では、熊本地震発生後、熊本地震復興基金を財源として、耐震性能の低い、古い住宅の耐震診断や耐震改修工事に、市町村と連携して補助金を出すことで耐震化の取組を支援してきましたが、なかなか耐震化に取り組んでいただけないのが実態のようです。

住宅の倒壊を防ぎ、県民の命を守るためには、最新の耐震基準に合わない住宅についても補助の対象とするなど支援を拡充し、県民の負担を軽減することにより、できるだけ多くの住宅で耐震化に取り組んでいただくことにつなげ、ひいては大規模地震による被害を最小限とすることが必要ではないかと考えます。

そこで質問です。

今後の住宅耐震化への支援について、本県としてどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお尋ねいたします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) まず、大規模災害発生時に被害を最小限に抑えるための県の取組についてお答えします。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨など、大規模災害発生時には、県では、災害対策本部を即時に設置し、被害情報の収集をはじめ、救助部隊の調整や救援物資の手配などを行います。県民の生命や財産を守るためには、この一連の災害対応業務を迅速かつ円滑に実施することが何より重要です。

このため、県では、市町村や消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの関係機関と連携し、実戦的な訓練を繰り返し実施しております。

日奈久断層帯に起因する大規模地震対策については、芦北町など大きな被害が想定される市町と連携し、令和3年度に、地震や津波被害を想定した県総合防災訓練を実施いたしました。

この訓練の結果、今回の能登半島地震でも課題となっておりますが、島嶼部である天草地域への交通網が遮断された場合に、救助や物資輸送手段の確保が大きな課題となることが確認されました。

このため、救助部隊や救援物資の輸送手段として大型船舶を活用できるよう、天草地域で最大水深を有する九州電力苓北発電所の港湾施設等を災害時に使用する協定を、令和4年6月に締結しております。

来年度には、県総合防災訓練において、改めて日奈久断層帯に起因する大規模地震や津波を想定した訓練を、八代海沿岸地域を中心に実施することにしております。

この訓練では、海上からの救助部隊及び救援物資等の輸送など、能登半島地震で浮き彫りとなった課題等も踏まえ、実施したいと考えております。

次に、市町村の防災力強化に向けた県の取組についてお答えいたします。

市町村には、情報収集や住民の避難誘導、避難所の開設、運営など、最前線で対応していただく必要がございます。

地震や津波をはじめとするあらゆる災害を想定し、大規模な災害から県民の命を守るためには、市町村の対応力を高めることが非常に重要です。

県では、災害時に最前線で指揮を執る市町村長に対して、毎年防災・危機管理トップセミナーを実施しており、専門家による講義等を通して、リーダーとして必要となる指揮能力の向上に努めていただいております。

市町村職員に対しては、被害情報の伝達や初動対応を適切に行うための災害対応訓練を、出水期までに全市町村を対象に毎年実施し、担当者の人材育成等を進めているところです。

また、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助の取組が不可欠です。地域や学校におけるマイタイムラインの作成支援など、一人一人が災害から自分や家族の命を守る逃げ遅れゼロを実現する取組を進めています。

さらに、マイタイムラインを活用した住民避難訓練の実施や地域防災リーダーの養成等、地域防災力の強化に向けた取組を、市町村と一体となって進めています。

加えて、大規模災害時には、特に職員数が少ない市町村では、災害対応に必要な人員数が不足することが懸念されます。

このため、実際に大規模災害が発生した場合は、熊本地震や7月豪雨と同様、県から市町村長

をサポートする幹部職員や県本部と市町村本部をつなぐ情報連絡員をプッシュ型で派遣するなど、人命救助に最も重要な初動対応や行政機能の維持に向けた支援を行います。

県では、今後も、県民の安全、安心のため、被害を最小限に抑えられるよう、市町村や関係機関と連携を密にし、防災力の強化にしっかりと取り組んでまいります。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 災害発生後の避難者支援の取組についてお答えいたします。

平成28年熊本地震では、多くの災害関連死が発生したことから、県では、平時から災害発生後を想定した取組に力を入れております。

まず、多くの避難者が生活する避難所の安全、安心な生活環境の確保は極めて重要であることから、平成29年8月に、熊本地震の教訓を踏まえた避難所運営マニュアルを、令和2年5月に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針を作成しています。

これらのマニュアルでは、要配慮者の把握、感染症対策など、避難所開設時からすぐに必要となる事項をチェックリストの形で掲載しており、令和2年7月豪雨災害時にも活用しております。

また、市町村職員や地域住民を対象に、避難スペースのレイアウトや避難者対応などを実際に避難所として活用する会場で学ぶ研修を実施し、災害時における避難所生活が安全、安心なものとなるよう、平時から対応力の強化に努めています。

このほか、災害関連死を防ぐためには、特に要配慮者のケアが重要であることから、こうした方々が安心して避難生活を送れるよう、市町村に対し、福祉避難所や一時避難所における要配慮者スペースの確保を働きかけるとともに、旅館やホテルと協定を締結し、二次避難所として利用できる

ようにしており、熊本地震の際には、要配慮者を中心に2,278人に利用していただきました。

また、避難所に避難している方々のみならず、在宅等で避難生活を送られる方々も含め、保健、医療、福祉の様々な専門職が、体調や生活環境の確認、福祉ニーズの把握、心のケアなどの支援を行う体制整備にも努めています。

災害対応に詳しい民間ボランティアも大変重要であり、熊本地震をきっかけに、県社会福祉協議会や民間支援団体等との連携体制を構築し、現在も定期的に会議を開催するなど、災害時、速やかに避難者を支援できるよう備えています。

さらには、一日でも早く避難者が避難状態を解消できるよう、令和2年7月豪雨災害においては、恒久的な住まいとしても活用できる、いわゆるくまもとモデルとして、そのほとんどを木造の仮設住宅で整備したところです。

引き続き、避難者の安全、安心な生活環境の確保や災害関連死の防止につながる平時からの取組をしっかりと進めてまいります。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 県では、熊本地震の住宅被害を踏まえ、1981年の新耐震基準に満たない木造住宅を対象に、2000年基準に相当する耐震性能が確保できるよう、耐震対策の助成制度に取り組む市町村に対して、熊本地震復興基金を活用し、支援してまいりました。

具体的には、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事等に対して助成するもので、平成28年度から令和4年度までに延べ約6,800件が活用され、県内の耐震化率も、令和3年度末時点で89.1%となりました。

今回の能登半島地震では、多くの方が家屋の下敷きになり亡くなられており、住宅の耐震性能の不足がその要因と考えられております。新耐震基

準で建てられた住宅についても被害が生じていることなどが報じられており、さらなる耐震化が望まれるところです。

これらの状況を踏まえ、地震による被害の最小化を図るためには、引き続き住宅の耐震性能の向上に取り組むことが重要で、それは新耐震基準以降の住宅についても同様と考えます。

そのため、まずは、国により行われる現地調査と技術的な検討状況を注視するとともに、2000年基準に満たない住宅の耐震対策に多くの皆様に取り組むことができるよう、効果的な耐震工事の手法と費用などについて、情報収集を行ってまいります。

今後、県内市町村にヒアリングをした上で、住宅の建築年代や高齢者世帯の状況など地域の実情を考慮し、きめ細かな支援となるよう、市町村と連携して住宅の耐震性能の向上に取り組んでまいります。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 日奈久断層を起因とする地震及び津波対策についてですが、被害が予想される市町村は複数にわたり、1つの町や市のみで調査することは困難と思われ、県が率先して市町村ごとの被害予想の調査をしっかりといただき、できれば県主導で被害が予想される複数の市町村と協議会をつくり、危機意識を共有する場、対策を話し合う場として取り組んでいただきたいと思います。

地震はいつ起こるか分かりません。明日起こるかもしれませんので、危機感を持って、また、芦北、津奈木だけの問題ではなく、広域にわたりますので、町だけで対応できないことを、ぜひ県が率先して取り組んでいただきたいと思います。

次に、避難所支援についてですが、能登半島地震の避難所では、簡単に設置でき、プライバシー

や感染予防に活用されているダンボール製のインスタントハウスが取り入れられています。費用も、屋内用が1万円、屋外用が15万円ということで、多くの被災者が利用しています。二次的な健康被害を防ぎ、災害関連死を防ぐためには、ストレスの軽減や持病がある人への対応など必要ですので、引き続きしっかりと対応をお願いいたします。

最後に、住宅耐震化への支援についてですが、耐震化するのに十分な予算がなくて、耐震化をちゅうちょされている方もいらっしゃると思いますが、耐震シェルター工事は50～60万円ほどできて、最大20万円の補助も受けられますので、周知にもぜひ積極的に取り組んでいただくことと、事業内容をさらに拡充し、一人でも多くの方々が耐震対策を行い、県民の命を守ることができるよう強く要望して、次の質問に入ります。

県土の均衡ある発展という観点から、TSMC社の熊本進出に伴う県南地域、とりわけ芦北、津奈木、水俣地域への効果の普及についてお尋ねいたします。

現在、県内、特に県北地域では、半導体バブルとも言われるにぎわいを呈して活気づいている状況にありまして、菊陽町では、TSMC社が新工場建設を発表して以降、過去に例を見ないスピードで工事が進み、来週24日には開所式を迎えます。また、今月6日には、TSMC社から、第2工場の建設を熊本県で行うことが発表されました。

TSMCの熊本進出は、本県の経済浮揚と県勢のさらなる発展につながる100年に1度のビッグチャンスです。

これまでも、多くの方から、このチャンスを生かさない手はない、このチャンスを熊本の今後の発展の礎にすべきなどの意見が出されています。

執行部も、あらゆる場面でこの点を意識した取組を進めておられることは、私も承知しております。

一方で、県南地域には、依然として次のような懸念があることも事実です。TSMC進出の効果が本当に県南地域にまで波及するのだろうか、県内の南北格差、地域格差が広がるのではないかという懸念です。

蒲島知事は、これまでも、TSMCの進出効果を県内全域、そして九州全域に広げ、新生シリコンアイランド九州の実現を目指すと言われています。私もその考えに共感しており、まさに今こそTSMCの進出効果を県内全域に広げ、県土の均衡ある発展を実現することが極めて重要であると思っています。

県南地域は、八代港や高速道路のインターチェンジ、九州新幹線の駅など交通インフラに優れ、そのポテンシャルは無量大であると思っています。これらの地域資源を生かし、一つには、半導体関連企業の誘致を進めること、さらには、半導体関連企業で必要となる人材の育成やDX社会を牽引する人材の育成などが考えられ、それぞれあらゆる可能性に向けて、ともに進めることが今後の県土の均衡ある発展に必要なことではないかと考えています。

昨年12月の定例会で、我が党の前川会長の質問に対し、蒲島知事は、八代地域における県営工業団地の整備の検討に着手すると表明され、八代地域に明るいニュースが流れました。

一方で、半導体産業では、エンジニアやオペレーターなどの技術者のニーズが高まり、関連人材が不足すると言われてしています。

そのような中、本年4月から、熊本大学で情報融合学環が新設され、半導体コースと人工知能、ビッグデータ分析などを学ぶ総合コースが設置さ

れます。また、県立技術短大でも、半導体技術科の新設が予定されています。

水俣地域でも、地元企業アスカインデックスと水俣高校が連携し、昨年4月から半導体関連教育が導入され、半導体関連人材の育成拠点としての取組が始まっています。

令和3年3月26日に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、Society5.0の実現が示されています。

これは、現実空間と仮想空間を融合させたシステムによって、社会的な課題の解決と経済発展を両立させる新たな社会のことで、半導体は、その実現を支える重要な技術でもあります。

私が住む芦北地域を考えたとき、計石地区と田浦地区にあるサテライトオフィスにIT関連企業12社がこれまで進出しており、このような企業と連携し、Society5.0の実現を支える人材、DX社会を支える人材を育成することはできないか、地域内で地域のDX社会を支える人材を育てることができれば、若者の地域外への流出という課題解決にもつながるのではないかと考えます。

芦北、津奈木、水俣地域の基幹産業の一つである農業について考えると、生産、流通、消費までをトータルで考えるデジタル技術で効率化し、生産性を高めることができるDX人材が必要とされ、貴重な存在となるのだと考えます。これは、林業、漁業、福祉など、いろんな分野で同じことが言えると思います。

また、芦北地域には、既に進出したIT企業に講師の派遣をお願いできるなど、DX人材を育成する環境も整っています。この点を踏まえても、芦北地域において、地域産業にマッチするDX人材の育成に力を入れていくことが重要なことと私は思っています。

一方で、私は、令和3年9月定例会において、

県立芦北高校の魅力化の取組として、IT学科の創設を提案させていただきました。

県立高校では、2027年度から入試制度が見直され、前期日程と後期日程を一本化し、試験が私立高校入試の後に実施されることとなるため、県立高校それぞれの魅力向上がより一層求められます。

本県は、現在、半導体産業の集積を進め、新生シリコンアイランド九州を目指すと真ん中にあります。半導体の製造に関連する技術者の育成は急務ですが、DXの視点を持った人材も半導体に関連する重要な人材であり、ここ熊本でこそ積極的にその育成を進めるべきではないでしょうか。

このように考えると、県立高校において、地域を支える産業と連携して地域課題を解決するなど実践的な学びを行うことができれば、DX人材の育成はもちろん、高校生が地域を知るきっかけにもなり、将来の地域社会を支える人材の育成にもつながるのではないかと考えます。さらには、県立高校の魅力化にもつながるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

TSMCの熊本進出が決定して以降、県内では関連する様々な取組が加速度的に進められていますが、TSMCの進出効果を県南地域、とりわけ芦北、津奈木、水俣地域へどのように波及させ、県土の均衡ある発展に向けた取組を進める考えなのでしょうか。企業誘致も含め、商工労働部長にお尋ねいたします。

次に、DX人材の育成の取組として、また、高校の魅力向上の取組として、県立芦北高校における地域と連携した将来の地域社会を支えるDX人材の育成に向け、今後どのように取り組んでいけるか、教育長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) TSMC進出効果の県南地域への波及についてお答えします。

TSMCの進出効果を全県に波及させることは、本県にとって重要な課題であると認識しています。

芦北・水俣地域は、重要港湾の八代港にも近く、4つのインターチェンジや九州新幹線新水俣駅も所在し、交通インフラに優れた地域であるため、半導体関連企業等の進出の可能性は十分にあると考えています。

既に、株式会社テラプローブなど、芦北・水俣地域の半導体関連企業の増設の事例も見られます。津奈木町の工業団地に関心を示している企業もあり、現在、町が県と協力して、誘致に向けた働きかけを行っています。

また、八代地域に県営工業団地が整備されれば、そこに企業が集積し、地理的に近い芦北・水俣地域にさらに関連企業が進出してくることが期待されます。

企業誘致や産業の集積には、人材の育成と確保が重要です。株式会社アスカインデックスは、水俣市に高度技術センターを開所され、事業拡大を進めるだけでなく、半導体実技総合大学校を同センター内に開設し、半導体関連企業に就職を希望する方へ実践的な研修の機会を提供されています。

昨年11月には、株式会社アスカインデックスと水俣市、水俣高校が、半導体関連の人材育成を目的とした連携協定を締結し、議員御紹介のとおり、産官学が連携した人材育成の取組が行われています。

このように、芦北・水俣地域は、産業人材を育てる拠点性が高いことを、熊本高等専門学校や八代工業高校が所在する八代地域と合わせてPRしてまいります。

また、風光明媚な八代海などの地域資源の魅力を発信し、既に成果が出ているIT企業の誘致にも引き続き努めます。

さらに、地元市町と連携し、半導体関連企業にとどまらず、食品関連企業など、地域の特性が生かせる企業を呼び込み、TSMC進出効果を着実に芦北・水俣地域にも波及させるよう取り組んでまいります。

[教育長白石伸一君登壇]

○教育長(白石伸一君) 県立芦北高校におけるDX人材育成の取組や魅力向上の取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県教育委員会としまして、Society5.0の実現に向けたDX人材の育成は、今後の本県の産業を支える上でも大変重要と考えております。

そのため、GIGAスクール構想の推進をはじめ、県立学校の生徒1人1台タブレット端末の整備、さらには、産業DXに対応できる生徒の育成に積極的に取り組んできたところでございます。

例えば、芦北高校では、芦北町や地域の産業界と強力で連携した学びの実践と各学科におけるICTの積極的な活用を進めています。

具体的には、農業科では、タブレット端末による生産管理やガラス温室の自動制御などを授業で行っております。また、林業科では、鳥獣被害対策のため、箱わなの遠隔監視やドローンを使ったアマモ場の撮影、福祉科では、VR技術を活用した認知症の疑似体験などを授業に取り入れています。

今後は、議員御提案の地元IT企業からの出前授業や課題研究への講師招聘などの検討を進め、各学科の専門的な知識や技術とICTを効果的に組み合わせることにより、地域課題の解決に向けた探求的な学びや企業との共同研究などにも取り

組んでまいります。

引き続き、芦北町や地元IT企業とのさらなる連携強化に努め、将来の地域社会を支えるDX人材の育成を図るとともに、魅力的な学びの実践と積極的な情報発信による芦北高校の魅力向上にしっかりと取り組んでまいります。

[荒川知章君登壇]

○荒川知章君 芦北、津奈木、水俣地域への波及については、交通インフラに優れ、半導体企業等の進出の可能性は十分にあり、現在、津奈木町の工業団地への誘致に向けた働きかけもいただいているとのこと、ぜひ引き続き力強く進めていただくようお願いいたします。

芦北高校におけるDX人材の育成については、これからの時代に対応するDX人材を育てるためには、DXを使いこなすことはもちろんのこと、それを開発する人材育成も急務です。開発する人材を地域で育てることで、若者の地域外への流出という課題解決にも確実につながると考えます。

また、入試制度の変更により、特に郡部の県立高校の突出した魅力化が必要となりますので、ぜひ重要な課題であるとの認識の下、よろしく願いいたします。

最後に、地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用についてお尋ねいたします。

昨年12月、国立社会保障・人口問題研究所から2050年の将来推計人口が公表され、熊本県の人口は、現在の約172万人から約135万人となる結果が示されました。また、65歳以上の高齢化率は、県全体でも4割近くになり、産業の担い手となる生産年齢人口の大幅な減少によって、地域活力が大きく低下することを私自身懸念しています。

特に、本県の基幹産業である農林水産業では、現在、既に、基幹的農業従事者が、平成27年の約6万5,000人から5年間で約2割減少しており、

今後、担い手不足に拍車がかかることを大変心配しています。

また、県民一人一人の実態に応じた医療・福祉サービスや災害時の被災者支援をどのように行っていくかといった課題も地域にはございます。

担い手の作業効率を高めることも大事ですが、将来を担う若者の確保の観点から、デジタル技術を活用した効率的でスマートに仕事ができ、稼げる環境をつくっていく必要もあると思っています。

こうした課題の解決には、様々なデジタル技術を活用し、DX、デジタルトランスフォーメーションを進めることが重要であると思います。

県では、昨年4月にデジタル戦略局を設置し、取り組まれています。地域課題の解決に向けたデジタル活用の可能性についてどのように認識しているのか、また、デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けて、県として今後どのように取り組んでいくのか、デジタル戦略担当理事にお尋ねします。

〔理事小金丸健君登壇〕

○理事(小金丸健君) 人口減少などを背景とする地域課題を解決するためには、DXの推進が重要です。

県では、地域課題を解決する様々な優良事例の横展開やDX機運の醸成を図るため、公募型のDX実証事業に取り組んでいます。

例えば、農業分野では、鳥獣被害対策や自治体が行う営農状況調査にドローンやAIを活用し、大幅な省力化につながる成果を得られています。

その他、僻地におけるオンライン会議システムを活用した遠隔診断やAIを活用した乗合タクシーの運行などの事例も創出されています。

いずれも、人口減少に伴う担い手やサービスの不足を補うものであり、地域の活力を高める有効

な取組と認識しています。

一方で、こうした取組の裾野を広げるためには、これまで以上に市町村や民間企業の役割が重要です。

まずは、市町村の取組を強化するため、市町村長を対象としたトップセミナーの実施や専門人材の派遣など、支援の拡充を図ってまいります。

また、民間企業の地域活動への参画を後押しするため、市町村と企業の連携を促進するなど、くまもとDX推進コンソーシアムの活動を強化してまいります。

引き続き、デジタル技術を活用した地域課題の解決が進むよう、DXの推進にしっかりと取り組んでまいります。

○議長(淵上陽一君) 荒川知章君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いします。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 現在、どの業種においても、労働者不足に深刻に悩んでおられます。今後、さらに生産年齢人口が大幅に減少する中、地域が持続的に発展していく環境をつくっていくためには、DXの推進が急務であります。

そのためには、答弁にありましたように、市町村や民間企業の協力が必要不可欠となりますので、ぜひ支援の拡充をお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問は全て終了いたしました。

蒲島知事の最後の議会で一般質問の機会をいただいたことに感謝を申し上げます。これで私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長(淵上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕(拍手)

○亀田英雄君 皆さん、こんにちは。八代市・郡区選出・無所属の亀田です。

質問に先立ち、元日から、能登地震、羽田の飛行機事故、北九州の商店街の火事、山手線殺傷事件と、信じられないような災害、事件が続けて発生しました。痛ましい限りです。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました全ての皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

特に、能登地震の報道を見るたびに、私たちが、熊本地震、令和2年球磨川の豪雨災害を経験しましたので、あの喪失感、絶望感、それでも地元への愛着感があり、それらが交ぜになった感覚はよく理解できます。

素早い応援対応を寄せられた熊本県には敬意を表したいと思いますし、私たちも、同じ未曾有の災害に襲われた被災地として、少しでも心を寄せたいと思います。

これから長い道のりになるかと思いますが、一日も早く復旧、復興ができることを祈るばかりです。

今回の質問で、はや2回目の質問となります。前回の質問から間もない中で、またすつとかというように皆さんから心配するお声もかけていただきましたし、少しゆとりも持ちたかったなという思いもありますけれども、今回も、八代弁を駆使して、時間いっぱい八代ネタで取り組みたいと思いますので、どうぞよろしくお付き合いください。

まず最初に、くまもと県南フードバレー構想について伺います。

先々週の土曜日と日曜日、花畑公園において、くまもと県南フードバレーフェスタが開催されましたので、日曜日の昼の時間を狙って、様子見がてら出かけてきました。

前日からの雨も上がり、多くの人でにぎわい、大盛況で、たくさんのおまかもんをいただきました。出店者の皆さんの話を聞いたり、いろいろな方と出会えたりしましたし、県南の食材の紹介、フードバレーの取組を紹介するととてもよい機会、イベントであったと思いました。

昨年の9月には、新型コロナウイルス感染症の影響により休止され、4年ぶりに開催されたくまもと県南フードバレーネットワーク促進交流会に参加させていただきました。県南地域の食関連事業者をはじめとする協議会会員の皆様が、年に一度集う異業種交流の場として華やかな会で、楽しい時間を過ごしました。

そもそも、くまもと県南フードバレー構想とは、八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域で構成する県南地域の豊富な農林水産物を生かし、食関連の研究開発機能や企業などを集積させることにより、県南地域の活性化を目指すものがありました。

思えば、八代市議会議員時代、鏡町に、試験研究、試作、商品開発や販路開拓の支援などを実施するアグリビジネスセンターという県の施設が開設され、県の肝煎りの事業が始まるということで、見学に行った記憶があります。私も、嫁のほうが、地域の食材を作るなど、食品関係の活動をしていますので、活動の手伝いに連行された記憶があります。似合わぬ頭巾、エプロンをかけて、はまってやってみました。

八代地域は、農業が盛んで、特産品では、東陽

のショウガや氷川の梨なども含めて、様々な野菜や果実の一大産地であり、八代のトマトは日本一という自負があるところです。

県南地域ということで広げますと、思いつくだけでも、山江の栗、相良のお茶、球磨焼酎、芦北のデコボン、田浦のタチウオ、水俣のサラダタマネギなどなど、豊かな食材の産地の宝庫であり、このくまもと県南フードバレー構想という取組が県南の振興につながってほしいと、大きな期待を寄せたものでした。

くまもと県南フードバレー構想は、策定から昨年で10年が経過したということですが、この構想が十分に上がっているかといえば、失礼ではありますが、そのような実感はあまりありませんし、強いて言えば、新商品開発などでセンター前ヒットは打っているようではありますが、全国的に知名度が上がり、販路も拡大するようなホームランは、まだ打っていないのではないかとの感じがいたします。

小野元副知事が八代に入り、鳴り物入りで始まった事業でしたので、期待も高かったのですが、近年は、コロナ禍もあり、フードバレーの活動が私の中ではあまり見えなくなっていた中でしたので、昨年の交流会で、フードバレーの取組、八代の酒工場、メルシャンも含めた食に関する皆様の頑張りを再認識したことでした。

そこで質問です。

まず、1点目として、取組から10年が経過したということで、フードバレー関連事業の成果と実績、取組の検証など、これまでの総括について、農林水産部長に伺います。

この事業は「くまもと」という文言を冠する事業でありますし、これからもっと伸び代がある構想であり、県南を浮揚し、象徴する事業になるものと期待を寄せています。

そこで、2点目として、これまでの10年間の事業に取り組んだ成果を、今後どのように結びつけ、地域の活性化に寄与していかれるのか。そのための戦略について、併せて農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、1点目の取組の成果と検証、総括についてお答えします。

くまもと県南フードバレー構想は、県南地域に食品関連産業を集積させるフードバレーを形成することで、地域活性化を目指すものであり、平成25年3月の構想策定から10周年を迎えました。県南地域を核とした全県的なプロジェクトとして、市町村や食関連事業者等と連携して、様々な取組を進めてきました。

これまでの成果として、六次産業化では、県南地域の知名度向上等に向け、独自ブランドRENGAを創設し、これまでに67商品を認定しました。そのうち、29商品が市町村のふるさと納税返礼品に採用されています。

また、フードバレー構想の拠点として、県が平成27年度に整備したフードバレーアグリビジネスセンターでは、これまで、4,627件の相談、利用があり、215件の商品化につながっています。

次に、食関連企業等の集積では、推進母体となる県南フードバレー推進協議会の会員数は974会員となり、また、食関連企業の立地件数は19件、企業の農業への参入件数は58件と着実に伸びています。

販路拡大では、大丸福岡天神店での県南フェアが毎年開催されるようになりました。加えて、本年2月には、4年ぶりの開催となった議員御紹介のくまもと県南フードバレーフェスタや今月末のくまもと産業復興エキスポへの出展等、県内外へのPRに努めています。

さらに、人材育成では、若手の農家や企業経営者を対象としたフードバレー経営塾、県南の高校と連携した商品開発等に注力しています。特に経営塾では、塾生間の異業種交流が進んでおり、新たな事業の創出等が期待されています。

以上のような成果が上がる一方で、課題も明らかになりました。

例えば、会員アンケートにおいては、売上げ増や販路拡大にはつながっていないとの回答が多いのが現状であり、また、構想策定後も、県南地域における一次産業の総生産額は伸び悩んでいます。

これらを総括しますと、一定の成果は出ているものの、県南地域の活性化が果たされたとはまだ言えず、さらなる施策推進が必要と認識しています。

次に、2点目の今後の展開と戦略についてお答えします。

これまでの総括を踏まえ、今後は、伸ばす、広げる、掛けるの3つの視点で取り組んでまいります。

具体的には、八代港の活用や経営塾生による新事業創出など、一定の成果が出ている分野は、伸ばすの視点で取り組みます。また、企業誘致や農業参入など、優遇措置で対応する分野は、広げるの視点で取り組みます。さらに、UXプロジェクト等の新しい動きや隣接する他地域とのコラボする分野は、掛けるの視点により取り組んでまいります。

県内第2の都市である八代市を中心とした県南地域の活性化は、均衡ある県土の発展という意味で県政の重要課題であることから、これまでの取組の成果を踏まえながら、引き続き、県南地域の豊かな農林水産物を生かした取組を進めてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 農林水産部長から丁寧に御答弁をいただきました。

これまでの取組の成果として、RENGAブランドを創設し、商品の認定、多くのアグリビジネスセンターでの商品化、協議会の会員数、食関連企業の立地件数、企業の農業参入の数などを報告いただきました。

販路拡大、人材育成も着実に進んでいるようです。地道な努力がこの数字につながっているものと評価し、関係する皆様の頑張りをたたえたいと思います。

一方、会員事業者のアンケートでは、事業拡大につながっていないとの回答が多く、構想の地域への浸透度はまだ十分ではないようです。一定の成果は出ているものの、目指す姿は実現できていない、さらなる施策の推進が必要とされ、これまでの成果を踏まえながら、引き続き、県南の豊かな農林水産物を生かした取組を進めていくとされました。

質問の中でも申し上げましたが、この事業は「くまもと」を冠する事業です。県南を盛り上げるための一大事業であると思っています。引き続き取り組む決意を述べられたのですから、明らかになった課題を克服し、必ずや目指す姿を実現してほしいと、エールを送りたいと思います。

そのためには、やはりそれなりの予算、金をかければよいというものではないかもしれませんが、事業の成功は、担当の頑張りとはやはり予算のかけ方にあるものと思います。

構想策定から10年を契機として、所期の目的である地域の活性化が必ず達成できますよう、しっかりとした取組をお願いいたします。

この事業を進めていく仕事のやり方として、新たなビジネスへの挑戦をしている事業者を関係者

と一緒に支援していくこと、事業者間のマッチングをサポートし、事業者の主体性を促すことが、行政側としては理想的なのかもしれませんが、特産品となる商品の開発を行政も一緒になって開発するという取組はできないものかと要望いたします。

簡単に言えば、そろそろホームランを打っていただけないかということです。ヒットの延長がホームランかもしれませんが、今話題の大谷翔平君みたいに、すかっと一発ホームランを狙って打っていただきたいというふうに要望いたします。

また、食材生産者のことをしっかり思い、取り組んでいただきたいと思っています。生きる上で、食料は必ず必要なものですが、それを生産している者は経営に苦しむ、生活が大変ということでは本末転倒です。口に入るものですし、安全でおいしいものは、それなりの経費がかかります。一次生産者のためにという視点をいつも頭に入れていただきたいと思います。

例を挙げれば、八代のトマトは、形が悪い、色づきが悪い、割れが入ったと、ちょっとした理由で年間何千トンものトマトが廃棄されています。何とももったいないものがたくさんありますので、フードロスの問題に真剣に取り組んでいる若手トマト農家があります。そんな取組もぜひ応援してあげてください。

食関係で地域を盛り上げようとしている人たちの切なる思いが届きますようお願いして、この項を終わります。

次に、J R 肥薩線の復旧、復興について伺います。

令和2年7月の豪雨災害により、J R 肥薩線は、球磨川に架かる2つの鉄橋が流され、線路はあめのように曲がり、線路敷きはえぐられ、見るも無残な姿に成り果てました。大きな被害を受

け、現在不通になっており、工事の作業のために一部埋め立てて、県道の中津道八代線の代替として利用されている状況です。

その存廃をめぐる検討が続けられ、議会では、令和4年の12月議会で、松田議員より、J R 肥薩線の復旧について、検討状況と復旧のめどについて質問がなされ、知事からは、全国のローカル鉄道のロールモデルとして、地元市町村とともに、私の任期中に復旧の道筋をつける覚悟を持って、全力で取り組む旨の答弁がなされ、J R 肥薩線再生協議会を設立され、国への要望活動を含め、検討を重ねてこられました。

昨年の9月議会では、山口議員から、いまだ復旧方針の決定に至っていないと指摘され、自らの考えは、球磨川流域が持続可能な地域として再生していくためには、鉄道の復旧が不可欠とされ、知事のJ R 肥薩線の復旧にかける決意を質問されました。知事からは、県民の皆様とつくり上げていく新たな枠組みによる鉄道の再生は、全国に誇る地方創生のロールモデルになり得る、私が先頭に立って、任期中に道筋をお見せできるように全力で取り組む旨の答弁をなされています。

11月24日の第5回J R 肥薩線再生協議会においては、J R 肥薩線復興方針案について協議を行い、この案を次回の国とJ R との検討会議に報告することを確認。また、県と地元12市町村が費用負担の枠組みで合意し、11月28日の定例記者会見で、知事は、県と地元が同じ方向を向けたと総括されたと報道にありました。

国、J R 九州との検討会議は12月13日に行われ、復興方針案が提示され、それを受けて、J R 九州の古宮社長は、昨年12月20日の定例記者会見で「次回の検討会議でJ R 九州としての答えを返したい」とされ、まさに議会答弁のごとく、知事が先頭に立たれ、県政の課題として怒濤の取組を

されていると感謝申し上げます。

先日の2月13日の火曜日には、第6回J R肥薩線検討会議が開催されました。現在まさに結論を得る最終段階の局面です。

そこで質問です。

2月13日の会議を受けて「肥薩線 県復興案「不十分」と報道がなされましたが、改めて、今回、昨年12月に策定され、J R九州と国に提示されましたJ R肥薩線復興方針について、その概要とビジョン、また、ポイントを企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) J R肥薩線復興方針についてお答えします。

復興方針は、熊本県と地元12市町村で構成するワーキンググループにおいて議論を重ね、地元市町村とともに肥薩線を支えていくという覚悟を持って策定したものです。

地域の目指す姿として「清流球磨川」と「百年レイル肥薩線」という2つの「線」を活かし、観光を軸とした日本一の地方創生モデルを実現することを掲げています。

これは、これまで地域づくりと肥薩線の連携が不十分で、肥薩線のポテンシャルを生かし切れていなかったという反省の下、地域の魅力向上と成長投資による肥薩線の復興と地域の活性化を図ることを目的としています。

その実現のため、4つの重点プロジェクトの下、29の施策を盛り込んでいます。

具体的には、地域が持つ魅力的な観光資源の磨き上げ、この春引退する「SL人吉」に代わる観光列車の導入、駅からの二次交通の整備による周遊観光地づくり、新八代駅やくま川鉄道への直通運転、復興に向けた機運醸成の取組など、肥薩線と球磨川を軸に、面での観光を地域一丸で進めて

いくこととしています。

総額235億円が見込まれる八代一人吉間の鉄道復旧に加え、官民一体となった地域づくりへの投資105億円により、人吉・球磨地域の観光消費による経済波及効果を2040年に年間119億円増加させるといった数値目標も掲げております。

鉄道復旧に向けたロードマップとしては、J R九州と、今年度中に鉄道復旧に向けた基本合意、来年度中に最終合意を行い、10年後の2033年度の復旧を目指すとしています。

検討会議に先立ち、昨年11月に開催した地元の再生協議会においては、この復興方針に沿って、鉄道の利用促進、観光促進、さらには未来に向けたまちづくりをセットで実施し、日本一の地方創生モデルを目指すことを県と地元市町村の共通目標としました。

県としては、関係市町村や地元住民、経済団体の皆様と密に連携の上、球磨川流域の地方創生を実現するため、まずは、J R九州との鉄道復旧の合意に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 J R肥薩線復興方針については、議会での直接の説明、議論がまだなかったものですから、一般質問として通告したものでしたが、国と県、J R九州との検討会議が、一般質問の3日前という微妙なタイミングで開催され、先日の会議の様相が大々的に報道されましたので、あらかじめについては皆さん御承知のことかと思いましたが、改めて企画振興部長から説明をいただきました。

復興方針は、ただいま説明いただきましたように、肥薩線と球磨川を軸に、観光資源の磨き上げと観光資源の連携で地域一丸となって観光を進めていくというもので、4つのプロジェクトに29の

具体的な施策、具体案も示され、10年後の復旧を目指すとうたわれました。

プロの目は厳しいものがありましたが、地域づくりの視点も交え、どうすれば肥薩線を維持し、地域が維持できるのか、その道筋を示されたすばらしい計画だと私的には思いました。

そこで、今回策定された復興方針について、2月13日の検討会議で示されたJ R九州の考えを踏まえて、知事自らの評価を伺いたいと思います。

また、肥薩線なくして地域の存続はないとの確たる方針を持って取り組まれてきましたが、12月議会では、自身の進退を今限りという表明をなされ、任期も間近に迫るこの局面で、4期目の任期中に道筋をつけると言われていた肥薩線の再建、復興を目指す思いについてお尋ねをいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨から3年半の月日が経過しました。被災者の住まいの再建をはじめ、道路、河川といった公共インフラの復旧や観光業などのなりわいの再建も着実に進んでいます。

一方で、いまだ不通が続くJ R肥薩線の復旧は、残された大きな課題の一つです。私は、肥薩線なくして被災地域の存続はないとの危機感を持ち、この問題に取り組んでいます。

被災地では、人口減少が進み、肥薩線がなくなってしまうと、地域の衰退にさらなる拍車がかかることは明らかであります。また、避難を余儀なくされた方々がふるさとに安心して帰るためにも、肥薩線の復旧と生活再建の明るい展望を一日も早く示すことが必要です。

このような強い信念の下、私は、任期中に鉄道復旧に向けた道筋をつけることを目指し、国、J R九州、地元市町村と鉄道復旧に向けた協議を懸

念に重ねてまいりました。

そして、今月13日の第6回J R肥薩線検討会議において、J R九州から、これまでの議論を踏まえ、県と地元市町村がJ R肥薩線復興方針を策定したことに対する感謝が示されました。

また、J R九州としての鉄道復旧に向けては、観光による振興と日常利用の創出のこの2つを2本の柱として考える必要があるとの見解が示されました。

クリアすべき課題はあるものの、これまでの鉄道復旧に対する慎重な姿勢から、一歩前に進んだ方向性が示されたと考えています。

私は、昨年9月の定例会において、J R、国、県、市町村、そして県民の皆様とともにつくり上げていく新たな枠組みで、人口減少に苦しむ地域にとって必要不可欠な鉄道を再生させたいと述べました。

今まさに、国、県、地元市町村に加えて、J R九州も同じ方向性を共有するための正念場を迎えています。

私の任期は、残り2か月となります。任期中に鉄道復旧に向けた基本合意ができるよう、そして、肥薩線の復活が全国に誇る地方創生のロールモデルとなるよう、全力を尽くしてまいります。

[亀田英雄君登壇]

○亀田英雄君 知事に丁寧にご答弁いただきました。

知事は、これまで数々の県政の難題に取り組んでこられ、今会期の冒頭でも、力強く肥薩線について全力で取り組む旨を述べていただきましたし、さらに、熱い気持ち、思いを聞かせていただきました。

復興方針は、肥薩線の復興を目指すためにしっかり練られて考えられた皆さんの気持ちが伝わってくるような案になっていると思いますし、肥薩

線は、知事の思いである人口減少に悩み苦しむ我々の地域にとって不可欠なものとして再生できればと願います。

肥薩線復旧については、JR九州は民間の株式会社でありますし、全国のローカル線関係者にとって大きな影響があると言われていたこともあり、慎重な姿勢を崩していませんが、復興方針の課題を指摘され、自らの知見の提供などで協力されるということは、決して後ろ向きではなく、県の提案が真の復興へのプランとなるように、そして、肥薩線が被災後の地域の復興にとって大事なもので、鉄道とともに沿線地域をも持続可能なものにしたいたいとの思いがあるからだと思えます。

日常利用については、沿線住民とのコンセンサスが必要でしょうし、それなりの時間が必要かと思えますが、関係する全ての皆様が同じ方向性を共有できますように願ひ、蒲島県政の集大成となりますよう、最後までどうぞよろしくお願ひをいたします。

あと、肥薩線の復興方針には様々盛り込まれていますが、私見を1つ申し上げますと、あと少しの仕掛け、前回の議会でも申し上げましたが、八代で計画しているコンベンションホールにつきましても県の支援をいただけますと、もっとよりよいものができ、肥薩線の利用も多くなり、八代・天草シーライン構想とも相まって、もっとよい循環ができるのではないかと、私なりに期待をしております。よろしく御検討ください。

この項を終わります。

次に、台湾有事に備えての先行避難計画について質問いたします。

12月10日、熊日新聞一面に「先行避難計画 八代で」と大きく見出しが躍り、「政府は、台湾有事に備えて2024年度に策定を目指す沖縄県・先島諸島住民の九州各県への避難計画を巡り、一部を

23年度中に先行して策定する方針を固めた。八代市で受け入れるとの内容。」との記事でした。

あまりにも突然で驚くべき内容で、八代市、県は、具体的な話はないとの記事もありましたが、多くの問合せをいただき、対応に苦慮いたしました。

そんな報道の後、しばらくは静かでしたが、マスコミ報道は忘れた頃に時々出てきます。

先月末には、政府が策定を急ぐ背景には、台湾有事になれば、先島諸島が最前線になりかねないとの危機感があるとの記事があり、鹿児島県屋久島町の受入れ計画を策定済みの熊本県には、八代市での1,000人の避難者の受入れ計画を今年度中に策定してもらい、モデルケースにする考えどもありました。

マスコミ報道だけが先行し、何が起きようとしているのか、何かしら分からない不安だけが残ります。

そこで質問です。

この台湾有事に備えての先行避難計画に対する県としての正式な見解、この件についての捉え方、考え方、私たちはどのように考え、対応すべきものなのか、知事公室長にお尋ねをいたします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 国が定めた国民の保護に関する基本指針では、国は、沖縄県の住民の避難について、九州各県との広域的な連携体制を整え、避難住民の受入れ体制を整えておくことが必要とされています。

このため、昨年10月に、当時の松野官房長官から、九州地方知事会長である蒲島知事に対し、沖縄県先島諸島からの避難住民受入れについて、九州各県で検討するよう要請がありました。この要請については、同月に開催された九州地方知事会

議において、蒲島知事から九州各県知事へ共有を図っております。

その後、本県においては、本年1月に、国主導の下、鹿児島県や八代市と共同で、武力攻撃予測事態認定を想定した鹿児島県屋久島町から八代市へ住民を避難させる国民保護訓練を実施いたしました。

この訓練後、国から本県と八代市に対し、国では、今回の訓練を基に、九州各県が沖縄県先島諸島からの避難住民受入れの準備を進めるためのモデル計画を作成する、熊本県と八代市にも検討に協力してほしいとの依頼がありました。国からの説明によれば、このモデル計画によって、八代市で実際に受け入れることが決まるものではありません。

本県としては、今回の国の依頼に対し、1月の国民保護訓練の成果を生かしつつ、八代市と連携して協力してまいります。

具体的には、モデル計画の作成に当たって、避難先となる八代市内のホテル等の宿泊施設の確保や県内での避難先までの移動手段、避難生活に必要な物資の提供などについて、受入れ自治体としての意見を述べることとなります。

1月の訓練では、避難住民の受入れまでの流れを図上で行いましたが、このような有事においては長期避難が想定されることから、住宅等の住まいの確保等に加え、就労や子供の教育、医療、福祉など、幅広い支援が必要となります。

このような課題も整理した上で、県としても、本県での受入れについて検討を進める必要があると考えております。

本県としては、今後も、国の外交的な取組により、御質問にあるような有事が起こらないことを望みますが、国民、県民を守るためにあらゆる有事を想定して備えることは、災害対策と同様、我

々行政の責務であると考えております。

また、広域避難においては、ふるさとを離れ避難される住民の皆様いかに寄り添うことができるかということが大変重要になります。行政だけではなく、受け入れていただく地域の住民の皆様と協力して対応していく必要があると考えております。

国民保護に関する取組においては、国において、引き続き、国民の理解を深めるために、丁寧に説明責任を果たしていただきたいと考えております。

本県としては、国の方針の下、九州各県や市町村等と連携を密にして、受入れについて検討してまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 知事公室長より答弁をいただきました。

不安に思っている点について、きちんと答えていただいたものと思います。議会という場ですので、これ以上の正確性が担保されることはほかにありません。

この問題については、正確な情報が分からないと、有事という単語がそのたびに使われることもあり、楽観的に捉えるような内容ではありませんので、どのように捉えてよいのか判断に迷います。有事がないように願うばかりですが、最近の世界の情勢は何があるか分かりませんし、油断できないのも確かです。このような報道に接しますと、不安が先に立ちます。

先日の報道でも、仮想敵国を中国と明示して、自衛隊と米軍が最高レベルの演習を行った、数年以内に中国が台湾に武力侵攻するのではないかとの懸念は高まっているとありました。

先日開催されました防衛セミナー、防衛議員連盟総会での講話でも、米中関係、台中関係につい

て話をされ、緊張感が高まっていることを実感しました。

県民を守るために、あらゆる有事を想定し備えることは、災害対応と同様、行政の責務との答弁でした。

どこでどのような災害が発生するのか、誰にも予測はつきませんし、災害の形は同じではありません。様々な想定の下に訓練を重ねなければ対応はできませんので、このような備えも必要なことだと思います。抜かりがないようお願いしたいものです。

訓練に関して、報道では、関係者の話として、計画づくりはとても現実的とは思えない、実効性を担保できる内容ではないと思う、道半ばだとのコメントもありますように、この図上訓練は課題山積です。訓練を重ねられて、現実的で実効性のあるものに近づけてほしいと思います。

国民保護の訓練は、戦争をするためであってはなりません。国民の命や社会をどう守るのかということであると思います。くれぐれも、有事という場面で、このような備えが役に立つことがないように願って、この項を終わります。

次に、八代地域における工業団地整備について伺います。

昨年12月の定例会で、蒲島知事は、県南八代地域に県営の工業団地建設を明言されました。大変ありがたく、その報はすぐさま八代に伝わり、八代市役所は対応に追われたようです。TSMC進出の効果を全县に広げるといふ意気込みが目に見える形になると実感します。

企業誘致は、新たな需要が生まれ、地域経済が活性化する、新たな雇用が生まれ、自治体の税収の増加が見込まれるなどメリットがあり、八代市も取組を進めていたところへ知事の英断ということで、多方面から大きな期待が寄せられていると

ころです。

八代地域における県営工業団地建設における目的、今後の進め方について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 議員御紹介のとおり、昨年12月の定例会において、八代地域における県営工業団地整備の検討に着手することを知事が表明いたしました。

その中で言及しているとおり、八代地域の強みは、八代港や高速道路などの交通インフラや産業人材を育成する教育機関が充実していることなどであると認識しています。

先週、県内でのTSMC第2工場建設といううれしいニュースが飛び込んでまいりました。TSMCの進出効果を県南地域の皆様にも実感いただくという目的を果たすため、企業進出の受皿となる県営工業団地の整備に向け、改めて意を強くしたところでございます。

八代地域に半導体や物流に関連する大規模な企業が進出することは、人吉・球磨地域、水俣・芦北地域、また、県央地域における新たな企業の進出や投資につながるものと期待され、県全域の均衡ある発展に寄与するものと確信しております。

現在、八代市が市営工業団地の整備を目指して適地調査を実施していますが、県は既に、市からその調査内容を共有させていただくとともに、市との意見交換も始めており、県営工業団地を整備するために必要な情報収集に努めております。

今後、整備エリアを絞り込んだ上で、基本計画、基本設計、環境調査などを経て、具体的な整備箇所を速やかに決定することとしております。

12月定例会で知事が述べましたとおり、一日でも早く分譲開始できるよう、八代市など関係者とも連携しながら、スピード感を持って取り組んで

まいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 商工労働部長から答弁をいただきました。

八代地域の強みを認識され、TSMCの進出効果で県全域の均衡ある発展につなげたいとのことでした。ありがたい限りです。八代市の適地調査を共有し、意見交換を始めておられるということで、スピーディーな対応はすばらしいと言うしかありません。

先日は、議案等説明会において、骨格予算の中にあっても、当初予算において調査費を1,000万円計上しているとの答えをいただき、八代地域における工業団地建設の県の方針、意気込みを再確認いたしました。

TSMCの第2工場も熊本にということが確実にになり、大変喜ばしいことですが、と同時に、熊本の宝である地下水を心配する声が大きくなりました。旧知の識者からの心配の声もお聞きしました。

今の工場周辺は、地下水の量と質についてどうしても心配されることとなりますが、そこへ行きますと、八代のよいところは、熊本県内最大の球磨川がありますので、水は豊富にあり、利水についての協議は必要になるかと思いますが、一番のセールスポイントになるものと思うところです。広大な面積の水を集めてきますので、地下水のように枯渇を心配するようなことはありません。

現在の半導体産業は、多くの水を必要とするということですので、八代は適地であると思います。ぜひ、工業団地の整備を急いで、半導体製造を中心とする多くの企業に進出していただきたいと思います。

答弁で、八代の強みは交通インフラの充実を挙げられましたが、港から高速道路をつなぐ現在の

臨港線は、最近の状況は、物流の役割よりも一般道路化していて、スムーズな物流を担うには魅力に乏しい気がいたします。

道路整備なども一計を案じるころではないでしょうか。高架での整備も、以前聞いたときは夢のような話と思って聞いていたのですが、真剣に取り上げるべき案件だと思います。

今の状況を補い、企業が進出してきたくなくなるような魅力ある施策をぜひ検討いただきますようお願いいたします。

人材の確保、育成にも待ったなしの状況です。私は、熊本高専八代キャンパスの卒業で、現在、学校の運営状況を聞く会議にも出席させてもらっていますので、その中で出た話ですが、八代キャンパスの本年度新卒者の求人倍率は、前年度の21倍を大きく上回る38倍、県内就職率も3倍になっているということです。

その背景には、TSMC熊本進出に象徴される理系の人材に対するニーズの高まりがあることは言うまでもありません。とはいいいましても、小中学生の理系離れもあり、高専では、科学の面白さを伝えようと、市内各地で多くの実験講座や出前授業を開催しているのですが、そのことに対しての予算があまりにも少なく、休日返上で取り組む教官や学生の手当はほとんどなく、無報酬ということでした。これでは続きません。現在の働き方改革にも全く逆行している状況です。

県の担当者も会議には御出席でしたので、内容は御存じだと思いますが、ここは、せっかくの企業集積のチャンスということで、人材確保、育成の観点から、熊本の子供の人材育成として、課題解決のためにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先日も学校に出かける機会があり、学生から、留学などについて、県立の学校はいろんな支援金

があるみたいですが、うちには使ってもらえないみたいです、どうかなりませんかと要望を聞きました。学生に学びの要求があるのになんかやれないのはとても残念です。ぜひ応援をお願いいたします。

工業団地整備の話からいろいろ派生しましたが、企業が進出したくなるような仕掛け、魅力づくりはぜひ必要です。

どの案件につきましても、大事な要素であると思いますし、他地域と差別化ができる鍵となるのではないかと思います。慎重に検討いただき、時間的緊迫性を持って進めていただくことをお願いして、この項を終わります。

最後に、住宅の耐震化について伺います。

先ほど登壇されました荒川議員の質問と重複し、表現が重なる部分があるかと思いますが、御理解願います。

元日の夕方に発生した能登地震は、1年に1度の家族団らんの時間を襲ったあまりにも不幸で悲惨で残酷なものでした。1か月がたっても何も変わらない様子が報道されるのを見ますと、同じ境遇を味わったことがある者からすれば、胸が締めつけられるような気持ちでいっぱいです。

能登地方は、それに寒さが加わり、雪をのけながらの作業は映像でしか見ることがないのですが、私たちの想像をはるかに超える厳しさがあるものと思われまます。

今になって新たな事実も分かるというような報道は、アクセスが限られる半島に災害が起きたらあんなことになると、新たな教訓を残しました。

先ほど紹介がありましたが、建物の耐震基準は1981年に改正され、阪神大震災を契機にさらに強化され、熊本地震の被害調査で、現行の耐震基準は有効であると結論づけられているようです。

それでも耐震基準を満たしている住宅の割合と

なると、地域によって大きく異なり、石川県では、1980年以前に建てられた住宅が多く、耐震化率は、全国の平均87%を大きく下回り、50%前後であったようです。被害の大きかった地域は、高齢化率が高く、古い木造家屋が多く、また、資金難もあり、耐震工事が進まなかったという背景があるようです。

先日、石川県が氏名を公表したお亡くなりになった人のうち、9割近くの人が家屋倒壊でお亡くなりになったと報道でありました。

今回の地震で家屋倒壊による圧死や窒息死の割合が高く、耐震化率の低さから被害拡大につながったという観測は、何とも痛ましい限りです。

翻って、熊本の状況はといえば、熊本地震で多大な被害が発生し、多くの家屋が倒壊し、多大な被害を受けました。痛ましい事例もあったと思います。

それでもどうにか復旧、復興ということでここまで来て、耐震化率も向上したものと思われまますが、最近、日奈久断層の危険性について多く指摘されてもいますので、被害の大きかった益城町に比べ、比較的被害の少なかった地域の住宅の耐震化は、これからの課題にすべき問題ではないか、人命を守り、被害を最小限にとどめるためには、欠かせない取組ではないかと感じた次第です。

そこで質問です。

県内の耐震化の現状と課題、そして、これからの取組について、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、県内の住宅耐震化の現状と課題についてお答えいたします。

本県の住宅の耐震化率は、平成20年には72%と全国より7ポイント低い状況でしたが、熊本地震の発生により被災した住宅の解体や建て替えが進んだことや、国の交付金事業や県の熊本地震復興

基金を活用した市町村の取組が進んだ結果、令和3年度末には89.1%に上昇しております。

一方、住宅の耐震化率につきましては、県内においても地域的に違いがございます。また、断層帯がある地域など、地震の発生リスクを考慮する必要があります。

県がこれまでに実施した県民アンケートの結果では、住宅耐震化を行わない理由として、誰に相談してよいか分からない、耐震工事を行う費用がないなどの意見のほか、耐震化に関心がない方も多く、耐震化についての県民の理解を深めていくことも必要と考えております。

このため、県としては、県民意識のさらなる向上を図る取組といたしまして、耐震化率の低い地域や地震の発生リスクの高い地域で重点的に耐震対策講演会を開催するほか、市町村の広報誌を活用して、耐震対策の必要性を周知してまいります。あわせて、耐震診断等の技術者を育成することで相談体制を充実させるとともに、相談窓口の利用促進を図ります。

また、住宅の耐震化費用の軽減に向けては、コストを低減する耐震改修方法やリフォーム融資などの周知を行います。

このような様々な対策を総合的に行うことにより、住宅耐震化の取組の充実を図ってまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○**亀田英雄君** 熊本全体とすれば、熊本地震を経験したこと、そして、そのこともあり、市町村の取組が進んだことによって、住宅耐震化率は上がっているとのことです。

それでも、先般報道でありましたように、山都町は、現行の耐震基準が導入される以前の1980年以前に建てられた住宅の割合が59%と全国でも3番目に高く、高齢化率も50%ということもありま

した。

山都町以外にも、周辺地域では高齢化率が高く、昔ながらの家屋も多くあります。アクセスが悪いような地域で耐震化工事が進んでいないという能登半島と同じ背景が想像されます。

私も、自宅の耐震化工事をやろうと話を進めたことがあったのですが、耐震診断からリフォームするという事は、費用の面も含めてなかなかハードルが高く、簡単には取り組めなかった記憶があります。今回の件で再度耐震化工事に挑戦したいと思います。

また、海の再生及び環境対策特別委員会で説明がありましたが、ゼロカーボンの取組の中でも、家のリフォームについての補助金を考えられているようです。もし可能であれば、負担が少しでも軽くなるように、補助金のマッチング等も検討し、提案していただきたいと思います。そうすることにより、少しでも両方の施策が進むように取り組んでいただきたいものです。

また、土砂崩れのリスクが高い斜面地から町なかに移転する住民に対し、住宅の解体や移転にかかる費用を補助する北九州市の取組の紹介がありました。神奈川県厚木市に続き全国2例目、人口減少地域の災害対策としても注目されそうだとありました。市という単位の取組で、制度設計は難しい面もあるかと思いますが、国の補助メニューもあるようです。

災害対策は、熊本地震を経験した熊本県がぜひとも取り組むべき課題ですし、総合的な取組の充実を明言されました。

それでも最終的には、そこに住む人の判断ということができます。総合戦略にうたう、誰一人取り残さないくまもとづくりを目指して、家屋の耐震化の向上、様々な災害リスクを減らすことに真摯に向き合ってください、そして、命を守ると

ということが最大の目的であることを第一に、住民の理解を得られますように、支援の拡充を行いながら、その機運を高めていただきますように要望して、この項を終わり、今回の一般質問を終わりたいと思います。

最後に、勇退される蒲島知事、本当に御苦労さまでした。

知事には、荒瀬ダム撤去問題で大変お世話になりました。あの撤去に至るまでのやり取りは、忘れることのできない私の一生の思い出です。

豪雨災害で、あの周辺も大変な被害を受けたのですが、荒瀬ダムがあったなら、このような被害では済まなかったとの多くの声を聞きました。周辺住民は皆感謝であります。

瀬戸石ダムを越流した水の影響を受けたであろう、跡形もなくなった……

○議長(淵上陽一君) 残り時間が少なくなりました。発言を簡潔をお願いします。

○亀田英雄君(続) はい。瀬戸石駅の惨状を見れば、そのような見解になると思います。

最近ではあまり耳にすることがなくなった荒瀬ダムの話ですが、後世の歴史では必ず評価されることになるかと確信しています。知事の退任後は、坂本へもぜひお出かけください。お待ちしております。

これをもって、今回の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長(淵上陽一君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時15分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕（拍手）

○楠本千秋君 皆さん、こんにちは。天草市・郡選出・自由民主党・楠本千秋、議長のお許しをいただきましたので、9回目の一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、能登半島の地震で大変な被害がありました。災害に遭われた方、お亡くなりになられた方にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

それから、蒲島知事、16年間しっかり熊本を引っ張っていただき、ありがとうございます。天草も大変お世話になりました。その一端について、少しお話をさせていただきたいと思います。

昨年2月25日、天草の長年の夢であり、願いでありました熊本天草幹線道路の天草未来大橋が開通しました。

平成21年のルート検討から始まり、平成25年の事業着手、平成29年の工事着工、そして、令和元年の天草島民集会において、蒲島知事から、令和4年度までに開通させることを皆様にお約束しますと御発言いただきました。その約束どおり、令和4年開通いたしました。全長1,300メートル、総工費203億円という巨額の経費を投入していただきました。

おかげをもちまして、開通後は、これまでの日常であった朝夕の渋滞が見事に解消され、例年、特に渋滞が激しかった年末年始やお盆の時期にも大きな混乱はありませんでした。今まで渋滞に悩まされた地元の皆様から喜びの声が寄せられています。蒲島知事及び執行部の皆様には、お礼と感謝を申し上げます。

ただ、1つ残念なことは、開通式典、開通パレードに蒲島知事の姿がなかったことでもあります。知事も、これだけ努力された開通式に参加できなかったことは、多分残念だったと思いますけれども、引き続き、熊本天草幹線道路の早期完成のた

め、本渡道路Ⅱ期、瀬戸一志垣区間につきましても、一日も早い工事着工を改めてお願いいたします。

さて、知事が建設促進協議会の会長を務められている八代・天草シーライン構想についてお尋ねをいたします。

この構想は、昭和60年代から、熊本都市圏と県内主要都市を90分で結ぶ、いわゆる90分構想や八代一松島間の自動車専用道路建設構想が発表されたことを契機として打ち出されたものであります。

この構想の実現に向けて、令和元年には、行政において関係の市町村により構成される八代・天草シーライン建設促進期成会、さらに、令和3年2月には、八代・天草シーライン建設促進協議会が結成されました。

この活動の一環として、昨年12月に上天草市で開催された八代・天草シーライン構想推進大会に知事も御出席され、激励の御挨拶をいただきました。記憶に新しいところであります。

八代・天草シーラインの早期実現は、熊本地震や能登半島地震といった大規模な自然災害の頻発化を踏まえると、発災により県南一天草間の既存の道路が不通となった場合の代替ルートの確保といった国土強靱化にもつながるものであります。また、県南・天草地域の連携を深め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大といった県南地域の振興につながるものであります。

知事は、先週の2月7日、建設促進協議会会長として、構想の実現に向け、八代・天草シーラインの早期実現や事業化に必要な調査検討に早急に着手されるよう、国土交通省に要望活動が行われたと聞きます。

そこで、知事にお尋ねをします。

国土交通省に直接要望活動をされた際の感触や

感想について、そして、今後具体的にどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 八代・天草シーライン構想は、交通や物流の要衝である八代と観光に大きなポテンシャルを持つ天草をつなぐ構想です。県南・天草地域全体で新たな経済圏や観光ルートを創出するものとして、大きな可能性を有しています。

また、本年1月の能登半島地震では、半島地域における代替路の確保の重要性がクローズアップされました。八代・天草シーラインは、災害時には、命の道として、重要な役割を果たし得るものであります。

この構想が実現すれば、県南・天草地域の地方創生の実現や災害に備えた強靱な県土づくりに高い効果を発揮するものと認識しています。

私は、これまで、建設促進協議会の会長として、推進大会の開催や国への要望活動など、この構想の実現に向けた取組を進めてきました。

その一環として、議員御紹介のとおり、2月7日に、構想の早期実現に向け、湊上議長をはじめ、地元選出の金子衆議院議員、議員連盟の皆様、地元市長とオール熊本で、国土交通省に対し要望してまいりました。

能登半島地震への対応中にもかかわらず、和田事務次官をはじめ、吉岡技監、丹羽道路局長には、とてとても丁寧にお話を聞いていただき、シーラインの必要性や地元の熱い思いをしっかりと受け止めていただきました。

私も、何度も国土交通省に要望に行きましたけれども、この忙しさの中で、よく事務次官、技監、道路局長が対応してくださったなという気持ちになりましたので、感想はとてよかったですとい

うことです。

今回の要望活動を通じて、本構想を実現するためには、地元の機運をさらに高め、しっかりと国にシーラインの必要性や効果を訴えていくことが重要であると改めて感じました。

今後も、地元の民間期成会の皆様と一緒に、さらに推進大会を盛り上げ、活動を活発化することで、本構想の早期実現に向け、着実に歩みを進めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 知事に御答弁いただきました。

国土交通省への要望活動に知事自ら対応いただき、感謝を申し上げます。ありがとうございます。感想もよかったという回答でしたので、喜んでおります。

国交省には、丁寧に話を聞いていただいた、シーラインの必要性や地元の思いをしっかりと受け止めていただいたとお話いただきました。そして、地元の機運を高め、活動を活発化させること、シーラインの必要性や効果を訴えることが早期実現につながるんだというお話をいただきました。私自身も、八代・天草シーライン構想に賛同し、その実現を願うものであります。

八代・天草シーラインは、県南地域に大きな効果をもたらすもので、一刻も早く推し進めていただくようお願い申し上げ、次の天草の観光、クルーズ船についてお尋ねをいたします。

天草の崎津集落を構成資産に含む長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が、世界遺産に登録されてから6年が経過いたしました。

しかし、これからというときに新型コロナウイルス感染症が蔓延し、国内外を含め、旅行やインバウンドどころではなくなったため、世界遺産登録による天草の観光振興にとっては大きなブレーキがかかった格好となりました。

昨年の一般質問におきまして、知事から、フランスに本社があるクルーズ船のポナン日本支社長から、本クルーズ船が本年春に天草に初寄港するといううれしいお話をお聞きしました。

世界遺産に登録された崎津集落をはじめ、異国情緒にあふれたリゾート地天草において、乗船客の方々が潜伏キリシタンの歴史を学ばれること、海の恵みに生まれた地元の豊かな食や地域のにぎわいに触れていただけるよう、クルーズ船受入れに向けて、これから様々な取組が必要であると思えます。

そこで、間近に迫ったクルーズ船の天草への寄港情報や受入れ体制の進捗状況について、さらには、世界遺産である潜伏キリシタン関連遺産を中心とした天草の観光振興を、クルーズ船の寄港を活用して、県としてどのように取り組まれるのか、観光戦略部長にお尋ねをいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 議員御紹介のポナン社は、フランスをはじめ欧米の富裕層をターゲットに、世界各地で最高クラスのクルーズを実施しており、多くは飛行機で世界各地へ飛び、その地域でクルーズを楽しむフライ・アンド・クルーズのツアーです。

今回、その日本ツアーの一環として、天草の景観と歴史的背景が高く評価され、4月23日、5月1日、5月6日の3回、最新のクルーズ船「ルジャック カルティエ」が寄港します。乗客定員は184名、乗組員数は118名で、クルーズの料金は、7泊から8泊で1人120万円から400万円となっています。

まず、午前中、天草市の河浦沖に停泊したクルーズ船から備付けの小型ボートで乗客が崎津漁港の棧橋に順次上陸し、崎津集落を散策します。崎津資料館みなと屋では、世界遺産となった潜伏キ

リシタンの歴史を、崎津教会では、禁教令後の信仰の様子などを、地元の通訳案内士がガイドします。特に崎津教会は、禁教令後にフランスのハルブ神父が住民とともに建てた教会で、フランスからの乗客に関心を持っていただけるものと期待しております。

午後は、クルーズ船で上天草市の松島沖に移動後、ボートで観光施設mio caminoの棧橋に上陸し、女将の会のウエルカムドリンクやショッピングなどを楽しんでいただくとともに、イルカウォッチングやシーカヤックなどを、天草の島々の織りなす景観の中で体験いただきます。

現在、天草市、上天草市、観光協会、漁協等と連携し、受入れ環境の充実を図るとともに、天草の食を堪能してもらうため、杉ようかんや晩柑などによるおもてなし、船内での新鮮な魚料理の提供等について最終調整を行っています。

乗客の皆様には、天草の魅力を存分に満喫していただき、そのすばらしさをSNSなどを通じて海外の多くの方々と共有していただくことを期待しております。

そして、今回の寄港を契機に、ツアー内容の磨き上げを図り、ポナン社クルーズの継続的な寄港につながるよう取り組んでまいります。

なお、現時点では、今年に続き、来年春の寄港が決定しているところです。

また、ポナン社クルーズのツアー内容や寄港先を参考にしている他のラグジュアリー船社に対しても積極的にセールスを行い、天草へのさらなる寄港を目指します。

さらには、くまモンポート八代に寄港するクルーズに対しても、天草の魅力を体験する寄港地ツアーの実施を働きかけるなど、相乗効果を高めながら、引き続き天草地域の観光振興に取り組んでまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 観光戦略部長に御答弁いただきました。

ポナン社のクルーズ船、富裕層と聞いていましたが、1週間で120万から400万ですか。すごい。そして、来春も寄港が決定しているという大変うれしい情報でした。

これから県が中心となり、市や観光協会、漁協と連携され、ツアー内容の充実に取り組んでいただきたいと思います。

フランスからのお客様、天草の潜伏キリシタンの歴史や天草の魅力を世界に向け情報発信いただけるようなおもてなしをぜひお願いしたいと思います。

次に、福祉政策、難聴児への支援についてお尋ねをいたします。

先天性難聴児は、出生数1,000人当たり1人から2人で、耳の聞こえる両親の下に生まれるケースが90%とされています。

聴覚障害が判明したきっかけのうち、7割以上が新生児スクリーニング検査によるものであり、家族が気づいたり、乳幼児健診等で判明するケースは2割弱と少ないです。

子供に聴覚障害の可能性があることを関係機関から告げられた保護者の中には、出産直後のタイミングで告げられたため、保護者が子供の障害を受け入れられず、精神的なショックや混乱を来したり、子供の障害そのものを強く否定しようとする場合など、様々な反応があるようです。

生まれてきた子供が、発達に応じた各種検査の段階で、難聴児であると告知されたとき、保護者にとっての心的動揺は大変大きなものがあります。

子供の聴覚障害が判明したとき、人工内耳手術で聞こえるようになるとの助言を受けたり、聴力

のレベルに関係なく手話の取得が必要であるとの説明を受けたり、就学の段階においては、聾学校で専門的な教育を受けることや地域の学校の難聴学級で学ぶ方法もあるとの説明を受けたりと、関係機関によってそれぞれアドバイスが違うため、保護者が不安を抱えたまま、子供のために適切な選択を取れなかったとの声も保護者からはあるようです。

このことは、それぞれの関係機関が、高い専門性を持って対応しているからこそ生じるものである一方で、聴覚障害児の保護者にとっては、何がベストな選択なのか分からないままに決断を迫られるという課題も意味しているのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、難聴児やその保護者の思いや希望に寄り添った支援を行うためには、それぞれの機関が高い専門性を持って対応するだけでなく、関係機関同士が手を取り合い、新生児スクリーニング検査から、診断、治療、療育、教育に至るまで、情報交換を行いながら、十分な連携の下に、将来の見通しを持てるようにサポートしていくことが必要だと考えます。

そこで、難聴児への支援について、県はどのように取り組んでいくのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 本県において、令和4年度に新生児聴覚スクリーニング検査等で難聴が疑われ、精密検査のため、県福祉総合相談所に来所された方は124人で、このうち34人が難聴と診断されました。

議員御指摘のとおり、難聴の疑いを告げられた御家族の心情に寄り添いながら、様々な相談に応じ、適切な時期に的確な支援につなげることは重要だと考えています。

そのためには、難聴児が発達段階に応じて補聴器等を用いた音声や手話、筆記などの意思疎通能力を習得し、療育や教育を受けながら、本来持つ力を最大限生かして心身ともに健やかに成長できるよう、保健、医療、福祉及び教育の多職種が連携し、難聴児の将来を見据えた切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

このため、県では、現在、聴覚障害の専門療育機関である熊本県ひばり園や熊本聾学校のうさぎルームで実施している乳幼児教育相談において、難聴疑いが判明した段階から、いち早く必要な医療や就学先などについて相談できる体制を構築しています。

また、乳幼児健診を担当する市町村保健師等を対象とした対応力向上のための研修会を実施するとともに、医師や保健師、療育機関職員等が参画する新生児聴覚検査協議会において、適切な検査方法等について協議し、難聴疑い児の早期発見と早期診断に取り組んでいます。

さらに、今年度から関係機関の連携体制強化についても検討を始め、検査から診断、治療、療育、教育に至る一連の流れや支援に関する課題等を共有することで、支援体制の充実を図っているところです。

また、熊本聾学校においては、地域の学校の難聴学級に教員を派遣することにより、難聴学級で学ぶ難聴児が安心して学ぶことができる体制を整備しています。

現在見直しを進めているくまもと障がい者プランや障がい児福祉計画においても、難聴児の支援対策を着実に推進することを盛り込む予定です。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら、難聴児とその御家族が地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に努めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 福祉部長に御答弁いただきました。

今回、質問に当たり、難聴児の保護者の皆様にお話を聞く機会をいただき、今回質問を行いました。いろいろお話を聞きましたが、全てお母さんたちの思いを伝えることはなかなか難しかったです。どうか保護者の思いをしっかり受け止めていただき、関係機関の連携、検査から診断、治療、療育、教育に至るまで、一連の流れや支援に関する課題を共有され、支援体制の充実をお願いしたいと思います。

そして、今回見直し中のくまもと障がい者プラン、障がい児福祉計画に難聴児の支援対策を盛り込んでいただき、難聴児とその御家族が地域で安心して暮らす共生社会の実現に努めていただきますよう要望いたします。

ここに、1月31日の新聞の切り抜きがあります。（資料を示す）

これは「第65回熊日文学賞を受賞した 齋藤陽道さん」という見出しです。この方は、手話のある暮らしというのをテーマにされています。

この人も御夫婦で手話で生活をされていると。元気なお子様が2人おいでになります。小さいときは、その4人の家族全部手話で会話をしていたが、子供たちが元気になり、活発化し地域社会に出るようになってからは、言葉が我が家に入ってきたとおっしゃっております。手話の大切さを、つながりをしっかり書かれた本だったと思います。

続いて、福祉政策、不適切な保育についてお尋ねをいたします。

昨今、保育現場における子供への不適切な保育や虐待が社会問題化しております。

昨年5月、子ども家庭庁は、令和4年4月から12月までの9か月間で、園児の心身に悪影響を及

ぼす不適切な保育が全国で914件確認されたとありました。そのうち、県内保育所において不適切な保育の事実が7件確認されたと聞いております。

子供が一日の多くの時間を過ごす保育の現場において、不適切な保育はもちろん、虐待などあってはならないことでもあります。子育て世帯が安心して子供を預けられる保育環境の整備を図ることは、大変重要な課題であります。

国は、この調査を契機に、不適切な保育や虐待等の考え方を明確化し、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを令和5年5月に示しております。

このガイドラインでは、園における組織的な対応の必要性や市町村との連携の重要性が示されています。加えて、国は、保育所、保育士の皆さんが、日々の保育実践において、安心して保育を担っていただくことも重要と捉えているようです。

しかしながら、保育の現場においては、時間に追われ、余裕のない中での保育を強いられている保育士が多いのではないのでしょうか。

国は、昨年末に決定したこども未来戦略において、4歳、5歳児の職員配置について、30人の子供に対して1人の保育士だった基準を、25人の子供に対して1人とする改善策を明記しました。これは、制度発足以来75年ぶりの改革だそうです。

このような取組により、保育士の皆さんが安心して保育を行うための環境整備や園の組織体制の強化、さらに、保育現場における負担軽減策の充実等が大きく期待されるところです。

そこで、今後、県として、不適切な保育に対し、どのように取り組んでいかれるのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） 保育所等は、子供

や保護者が不安を抱えることなく、安心して通う、預けられる場所であることが重要です。そのため、子供に対する体罰や言葉の暴力などの虐待等やそれが疑われる、いわゆる不適切な保育も決してあってはならないことです。

しかし、議員御紹介のとおり、昨年国が初めて実施した全国調査の結果によると、このような不適切な保育が県内の保育所等においても確認されています。また、市町村や保護者等から県に寄せられる相談等も増加している状況です。

このため、県では、保育所等への定期的な指導監査の中で不適切な保育の有無を確認し、必要に応じて助言、指導を行うとともに、現場の保育士や保護者等から相談があった場合は、市町村と連携し、事実確認や改善指導等に取り組んでいます。

このような中、国では、不適切な保育の考え方を明確化するとともに、保育所等や自治体に求められる役割を整理したガイドラインを策定しました。さらに、保育の現場の負担軽減を図り、子供と丁寧に向き合う質の高い保育を実践できるよう、ICT機器の導入や各種事務作業の効率化等を推進しています。

本県においては、国の動きを踏まえながら、現場の職員が不適切な保育について理解を深め、保育現場の働き方改革について学ぶ研修等を実施したいと考えています。

また、市町村と連携し、ICT機器の導入支援を行うとともに、今後は、保育事業者やICT関連事業者との連携も強化し、施設の実情に応じた導入効果の発現等を図ってまいります。

さらに、子供一人一人と向き合う余裕のある保育環境を実現するためには、必要な人員確保も重要な課題です。

そこで、県では、保育士資格がありながらも、

現在保育現場を離れている方々の再就職支援や保育の魅力を伝えるイベント等を充実するなど、保育人材のさらなる確保に取り組んでまいります。

今後も引き続き、市町村をはじめ関係機関と連携しながら、不適切な保育を未然に防止し、子供が安全に過ごし、保護者が安心して預けられる保育環境の充実に努めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 健康福祉部長に御答弁いただきました。

保育園の子供たちに限らず、今日の子供たちの環境は、29万人以上の不登校、68万件のいじめと、大変な状況であります。そんな中、保育士や先生たちの対応、置かれた状況も大変厳しく、全国の公立学校で、精神疾患で休職の先生が6,539人と報告されております。熊本では65人です。

働き方も重要であります。全て先生たちが対応するのではなく、負担軽減のため、先生方をサポートやアドバイスする専門的人材の配置が必要だと考えます。ぜひ検討いただきますようお願いしまして、次のAEDについてお尋ねをいたします。

AEDによる救命の質問は、これまで多くの回数を重ねてまいりました。

平成27年9月の県議会での初めての質問の場では、AEDの設置状況や傷病者への対応状況について総務部長に、学校現場における研修会等の実施状況や子供たちへの対応について教育長に、それぞれお尋ねをいたしました。

AEDの歴史をひもときますと、平成5年に、救急救命士が医師の指示を受けて使用することが許可されております。その後、平成13年に、アメリカ連邦航空局が航空旅客機へのAEDの搭載を義務化したことを受け、機内に医師が不在の場合には、客室乗務員がAEDを使用できるように改

められています。

そして、平成14年に、高円宮殿下が、スポーツをされている中で心室細動、そして急死されています。そこにはAEDはあったということですが、医師との確認が取れなかったという悲しい報告があります。

これに伴い、AED検討委員会が、AEDの使用について、その規制の緩和に関する提言を厚生労働大臣に行っております。

それで、平成15年には、救急救命士が医師の指示がなくAEDを使用できるよう改められ、その翌年には、一般市民によるAEDの使用が可能となりました。20年になります。

突然心肺停止に陥った方を高い確率で救うためには、できるだけ早く胸骨圧迫による心肺蘇生を行い、AEDで電気ショックを行うことが、傷病者の救命とその後における機能回復の面からも大変重要であるとされております。

その救急救命、心肺蘇生に必要な機材が、自動体外式除細動器、AEDです。

現在では、多くの公的機関をはじめ、学校や病院、ホテルのほか、観光バス等の交通機関にも設置されております。

引き続き、県内全域でAEDの設置を着実に増やしていくことが必要であると私は考えております。

そこで、県内におけるAEDの設置状況や医療機関以外での県民による現場での使用状況等はどうなっているのか。また、一人でも多くの県民が講習受講を通じてAEDを活用できるようにするため、県としてどのように取り組んでいくのか、総務部長にお尋ねをいたします。

AEDの中には、定期的に点検して、消耗したものを新品に入れ替えるべきパーツもあることから、適切に管理を行い、必要なときに、その機能

を十分発揮できるように備えておくことが最も重要であります。

AEDの適切な管理については、所管の厚生労働省から、これまで幾度も関係省庁や自治体、各製造販売事業者に関係通知が出されております。

昨年、国の出先機関に設置されているAEDの周知、管理状況を九州管区行政評価局が初めて調査したところ、多くの機関で2ないし3年間点検が実施されていなかったとの新聞報道があります。

これでは、いざAEDが必要というときに使うことができない状況が想定されるため、AEDがあるにもかかわらず、活用されなかった過去の不幸な事例を、現場の教訓として十分生かしていないこととなります。

特に、多くの児童生徒が学ぶ学校現場において、AEDを定期的に点検しておくことは、子供たちの安全、安心な教育環境に絶対必要であります。

そして、そのような環境の中で、教職員が適切にAEDを使い、救急救命ができるようなことも必要であります。

そこで、学校現場におけるAEDの点検状況と教職員の研修会等の状況について、教育長にお尋ねをいたします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 県内のAEDの設置や使用の状況、そして県の取組について申し上げます。

まず、AEDの設置状況については、一般財団法人日本救急医療財団によると、県内に、本年2月現在で6,294台が登録されております。これは、平成27年9月時点から約24%、1,200台以上の増となっております。

次に、県内におけるAEDの使用状況につきま

しては、国の統計によると、令和3年は10人でした。このうち1か月後の生存者は50%の5人、その全員が社会復帰をされております。

全国的に見ましても、AEDが使用された1,096人のうち、1か月後の生存率は49%、社会復帰率は40%であり、AEDが使われなかった場合の生存率11%、社会復帰率7%と比べると、大きく上回っておる状況でございます。

このように、AEDによる応急手当では、救命とその後の社会復帰に極めて有効であり、AEDを迅速かつ的確に使用するためには、一人でも多くの方々に、その使い方を習熟していただく必要があります。

そのため、消防学校や消防本部、市町村では、AEDの使用方法を内容に含む応急手当の講習を実施しています。

受講者数は、新型コロナの影響により、令和2年には1万2,000人まで落ち込みましたが、その後増加傾向に転じ、令和4年には3万6,000人以上の方々が救命講習を受講されております。

さらに、県では、市町村等を通じて公共施設管理者に応急手当の研修実施を要請するとともに、県内消防本部での救命講習の開催日程を、AEDの効果等と併せて県民に発信し、受講を呼びかけております。

引き続き、消防本部や市町村等と連携して、各種セミナーなどあらゆる機会を捉え、一人でも多くの方々にAEDの活用について理解を深めていただき、救命の担い手の裾野拡大に努めてまいります。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県内公立学校のAEDの点検状況についてお答えします。

AEDの電極パッドやバッテリーには使用期限があることから、県立学校においては、定期的な

作動確認等適切な管理、点検を行っており、市町村教育委員会に対しても同様に、適切な管理、点検等を行うよう依頼しています。

令和4年度に実施された国の調査では、本県におけるAEDを日常的に点検している学校の割合は99.8%となっておりまして、特に、公立の小中高等学校等については100%を達成するなど、適正な点検が実施されています。

次に、AEDの使用を含めた教職員の研修会等の実施状況についてお答えします。

県教育委員会では、令和3年度に県内全ての公立小中高等学校等の学校安全担当者等を対象に、AEDに関する講習会を実施いたしました。また、今年度から、防災主任研修会においても、AEDを用いた心肺蘇生法の講義を追加し、研修の充実を図ったところでございます。

さらに、小学校教職員を対象に、毎年、水泳実技・水難事故防止セミナーを開催し、専門家を招いてAEDの使用法を含めた心肺蘇生法等の研修も行っています。

これらの取組に加え、県内の9割を超える公立の小中高等学校等において、校内研修でAEDを含む心肺蘇生法の実習が行われています。

今後とも、県内全ての公立の小中高等学校等において、AEDの適切な管理を行うとともに、教職員が適切にAEDを使用した救急救命ができるよう研修を徹底し、安全、安心な学校づくりに努めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 総務部長と教育長に御答弁いただきました。

部長からは、一般市民の心肺蘇生を受けた人が、全国で57.6%に対し、熊本では67.2%と、10ポイントの高い評価をいただいております。そして、令和4年の講習受講生が3万6,000人以上だ

という報告をいただきました。

教育長からは、AEDの点検は100%に近い報告をいただきました。学校内でも、先生たちへの十分な研修対応をされておいでです。ありがとうございます。

AEDは、救命と社会復帰に極めて重要です。しかし、AEDの使用が、全国で1,096名、熊本では10名です。1,096名、その中で、一月の生存が540名、49.3%、そして社会復帰された方が440名で40.1%。すごい数字であります。

この前、テレビで、今後は、心肺停止から生存率を高める水素吸引療法が必要だというテレビ放送があつてました。これは、心肺停止で、脳をはじめ重要な臓器の細胞がどんどん死んでいくんです、心臓が止まるとですね。しかし、心肺蘇生やAEDにより、脳や臓器に血流が戻った後も、実は脳や臓器のダメージが進行するという報告でした。

全国の患者73名を対象に、心拍再開から2%の水素を18時間吸引していただくことをされております。90日間の生存率は、しなかった人が61%、水素吸引をした人が85%。そして、後遺症がない方が、しなかった場合は21%、水素吸引をされた方は46%と、すごい社会復帰率であります。

それは、血流が戻っても細胞は酸化的に損傷していくという放送でした。それを水素が止めるんだと。酸化ストレスを止めていくんだという報告でした。しかし、保険診療はまだ認められていないということでしたので、できたら早く認められて、社会復帰が多くなるように望みたいと思います。

18日は、熊本城マラソンです。あさってです。昨年、ゴール寸前の坂道で、やはり心肺停止で倒れられております。近場にAEDがあつたために、何事もなく救命をされております。

今年の熊本城マラソンは、定位置に18台のAED、そして、自転車、バイクによる移動隊が8班、そして、救護所が13か所、総勢430名の体制で、3分以内のAED対応を行うというような新聞報道があつております。命の大切さ、大変ありがたいことです。

続きまして、健康寿命日本一に向けた取組についてお尋ねをいたします。

健康づくりの推進は、私が議員として取り組む大変重要なテーマであり、県民の健康づくりに関する質問は、今回で7回目になります。

令和2年における本県の平均寿命は、男性が81.91歳、全国9位です。女性が88.22歳で全国5位であります。全国有数の長寿県と言われております。

一方、令和元年における本県の健康寿命、これは、人に頼らず、自分でまともに生活する、頼らないで生活できることを健康寿命と言います。男性、72.24歳で全国37位、女性、75.59歳で全国24位となつており、日常生活に制限のある不健康な期間を意味する健康寿命と平均寿命の差は、男性で10年、女性は13年あります。

本県は、全国に先行する形で高齢化が進んでおり、県民の約3割が65歳以上の高齢者という状況です。

高齢になっても介護を必要とせず、自立して生活できる健康寿命を延ばすことが、超高齢社会における喫緊の課題であると思います。

健康寿命の延伸は、大変重要なテーマであり、私も、地元天草において、ダンスや体操を通して、健康づくりの実践活動に携わっております。

県民が生涯を通じて心豊かで健康な生活を送るには、県民一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持ち、定期的な健康診断と運動や食事など、健康づくりのための実践が不可欠でありま

す。

それに加えて、社会全体としても、個人の取組をサポートするような環境づくりも必要と考えます。

こうして若い時期から心豊かで健康な生活を送れば、健康寿命が延び、ひいては医療、介護費の抑制にもつながるものと思います。

県では、現在、県民の健康づくりに関する施策の基本となる次期の第5次くまもと21ヘルスプランを策定中で、本議会にも議案として提案されております。

元気で生き生きと暮らす高齢者がこれからますます増えていくよう、健康寿命日本一を目指して、次期ヘルスプランにおいて、どのような取組を進めていかれるのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

[健康福祉部長沼川敦彦君登壇]

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 次期ヘルスプランにおける健康づくりの取組についてお答えします。

今回の計画では、県民が生涯を通じて心豊かで健康に暮らし続ける熊本の実現を図るため、大きく4項目を柱に掲げ、取組を進めていくこととしております。

まず、1つ目の柱は、生活習慣病の発症・重症化予防です。

家庭や地域での望ましい食行動の手引である熊本県民食生活指針を活用した啓発やくまもとスマートライフアプリを活用したウォーキングイベントの実施などにより、栄養、食生活や身体活動、運動などに関するよりよい生活習慣の形成に取り組めます。

また、SNS等、様々な広報媒体を活用した特定健康診査やがん検診の重要性の啓発にも取り組んでまいります。

とりわけ、本県は、糖尿病の疑いまたは発症リスクのある人の割合が全国平均を大きく上回っていることから、前計画に引き続き、糖尿病対策を最重要施策として取り組むこととしています。

具体的には、県民運動の推進や、かかりつけ医と専門医との連携を図る熊本型糖尿病保健医療連携体制の強化などに取り組んでまいります。

2つ目は、生活機能の維持向上です。

健康寿命を延ばすためには、高齢期になってからの筋力低下などのフレイル予防が重要となります。そのため、住民主体の通いの場の普及拡大や骨折の要因となる骨粗鬆症に関する普及啓発などにより、介護予防の取組の充実を図ります。

3つ目は、ライフステージ特有の課題に応じた施策の推進です。

特に女性に関しては、妊娠から高齢期までのそれぞれのステージに応じた健康づくりの支援を行うこととしています。

4つ目の柱は、これらの取組を横断的に支えていく社会環境の質の向上を掲げました。

これは、本人が無理なく自然に健康な行動を取ることができる環境を整えることで、健康無関心層を含む幅広い人へのアプローチにつなげるという新たな視点に基づく取組となります。

例えば、現在、多くの県民が外食や持ち帰りの弁当を利用しているため、健康的なメニューなどを提供するくま食健康マイスター店を増やし、野菜の販売方法の工夫などを行う野菜くまもり運動を広めることで、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

これら次期ヘルスプランに掲げた全ての目標を、行政や関係機関、団体をはじめ、県民総ぐるみで推進できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

[楠本千秋君登壇]

○楠本千秋君 健康福祉部長に御答弁いただきました。

私たちが生涯を通して心豊かで健康に暮らし続けるためのヘルスプラン4項目、しっかり押し進めていただきたいと思います。

特に、社会環境の質の向上にあるくま食健康マイスター店、野菜くまもり運動は、自然に健康になる食環境づくり、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

福祉部長も本年で退職と伺っております。健康で、これまで以上に熊本のために頑張っていたたくさんためにも、この食を大切に、健康に注意いただきますようお願いいたします。部長、ありがとうございました。

最後の項目になります。

夜間中学についてお尋ねをいたします。

いよいよ本年4月に、県内初の夜間中学が県立湧心館高校の敷地内に開校します。

全国の設置状況としては、令和5年4月現在、17都道府県で計44校となっておりますが、この4月には、全国で新たに9校が開校し、その一つが、本県の夜間中学、県立ゆうあい中学校です。

ゆうあいの名前には、熊本の熊、友達の友、夕方の夕や、人を愛する愛、出会いの会、合わせるの合など、様々な意味が込められております。

開校まで残り1か月となりましたが、私自身もとても楽しみにしております。

この1月末には、平成28年熊本地震の際に建てられた南阿蘇村応急仮設住宅の資材を再利用した校舎が完成しました。

この校舎で、国籍にかかわらず、様々な理由により小学校や中学校を卒業していない方や様々な理由により十分な教育を受けないまま中学校を卒業した方などが学び直されることとなります。

熊本地震からの創造的復興への思いが詰まった

校舎は、本県ならではのものであり、新たな学びに向かう生徒さんの夢を力強く後押しするものと思います。県産材の利活用の観点やSDGsの観点からも、すばらしいと思います。

これまで、開校に向けて、入学希望者説明会、生徒募集、体験学習会など、様々な準備を進めてこられたと思います。

先月1月に実施された体験授業会には、10代から70代までの様々な国籍の方が参加されたと聞いています。

夢の実現に向けて入学を楽しみにされているのはもちろんのこと、県民全てが開校を待ち望んでおられると思います。熊本ならではの特色ある夜間中学校をつくっていただきたいと思います。願うところです。

そこで、開校に向けた意気込みを含め、気になる点もありますので、お尋ねします。

私は、天草に住んでおります。天草に住み、天草で仕事をしている人々が、仕事が終わって、その後、熊本市まで通学し、授業を受けて天草に帰るということは、現実的に不可能です。

天草に限らず、ゆうあい中学校のある熊本市から遠方に住んでおる方々には、学びたくても通えない方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

県民は、夜間中学校に大きな期待を寄せております。果たすべき役割は大きいものがあると思います。熊本に唯一の夜間中学となりますので、様々なニーズに対応した、そして熊本ならではの特色ある夜間中学校であるべきだと考えます。

そこで、熊本ならではのその特色ある取組について、どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 夜間中学の開校まで残り1か月余りとなりました。

先月末に開催いたしました体験授業会の参加者の方からは、中学校は病気で行けなかったので、ぜひ学び直したい、学べなかったことが心残りになっていた、チャレンジして、その心残りを少しでも克服したいなど、再挑戦への熱い思いを聞くことができました。

夜間中学に希望を抱く多くの方々の声に応じていくために、4月の開校に向けて、しっかり準備をしていかなければならないと、改めて決意したところでございます。

議員御質問の本県ならではの特色ある取組についてですが、県が設置主体となり、指定都市と連携して設置する全国で初めてのケースであることや、熊本地震の際に使用した南阿蘇村の応急仮設住宅の資材を再利用した校舎を建設していることが挙げられますが、そのほか、次のような特色ある取組を行うこととしております。

まず、全国初の取組として、オンライン生を、通常の入学生とは別に、県下全域から募集いたします。このことにより、議員御指摘のような遠隔地にお住まいの方のみならず、様々な事情により通いたくても通えない方々の学びを保障するために、県民全てのライフスタイルに応じた多様な学びに対応したいと考えております。

オンライン生は、夜間中学の卒業資格は取得できませんが、オンラインでの授業の受講だけでなく、オープンスクールや学校行事等への参加を可能とするなど、全国に先駆けた本県ならではの学びの環境を提供し、全国のモデルケースとなるよう取り組んでまいります。

また、年齢、国籍、学習状況などが様々な入学希望者に対応するため、県内の教員志望の大学生等を対象として、生徒の学習支援を行うボランティアを学生学びのサポーターとして募集し、教育内容の充実や多様な教育ニーズに対応できるよう

な体制を整備してまいります。

さらに、熊本にゆかりのある方々にも御協力いただき、校歌については、タイトル「手紙～親愛なる子供たちへ～」で、2009年日本レコード大賞優秀作品賞を受賞された本県出身のシンガーソングライター、樋口了一氏に、ゆうあい中学校という校名の揮毫については、2009年NHK大河ドラマ「天地人」の題字を書かれた本県出身の書道家、武田双雲氏に依頼したところでございます。

県教育委員会といたしましても、誰一人取り残さないという理念の下、様々な事情を抱えながらも、勇気を持って一歩踏み出して入学される方々が、学ぶことの喜びを実感し、一人一人の夢や生きがいにつなげることができるよう、開校に向けて全力で取り組んでまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 教育長に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

ICTを活用した全国初のオンライン生を、通常の入学生とは別に、県下全域から募集されると聞きました。また、教員志望の大学生を対象に、学習支援のボランティアの募集も取り組まれるということ。これは、本当に熊本ならではの取組だと思います。全国のモデルケースとして、開校に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それから、1つ御提案といたしますか、お願い。

年齢や国籍も違う入学生。早くクラスをまとめ、結びつけるのは、やはり僕らも体験した世界各地の易しいフォークダンスだと思います。ぜひ早い段階で授業に取り入れていただきますことをお願いしたいと思います。

これで質問の8項目、大勢の皆様にも御協力いただき、無事終えることができました。

今回退職される執行部の皆様、そして蒲島知事、大変お世話になりました。ありがとうございました。

ました。

これで一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長(内野幸喜君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明17日及び18日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会

第 4 号

(2月19日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第4号

令和6年2月19日(月曜日)

議事日程 第4号

令和6年2月19日(月曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第79号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第79号まで)
- 第4 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第79号まで)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第79号まで)
- 知事提出議案の上程(第80号)
- 日程第4 休会の件

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
高井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶋ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤泰之君

南部隼平君
本田雄三君
岩田智子君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸淳君
池永幸生君
竹崎和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
高島和男君
末松直洋君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
山口裕君
岩中伸司君
城下広作君
西聖一君
鎌田聡君
瀧上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君

池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（2人）

西村尚武君
増永慎一郎君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君
選 挙 管 理 会 長
委 員 長 松 永 榮 治 君

事務局職員出席者

事務局 長 波 村 多 門
事務局次長 村 田 竜 二
兼総務課長
議事課長 富 田 博 英
審議員兼 濱 田 浩 史
議事課長補佐

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、16日に引き続き一般質問を行います。

杉蔭ミカさん。

〔杉蔭ミカさん登壇〕（拍手）

○杉蔭ミカさん 皆様、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・自由民主党・杉蔭ミカです。

質問……（発言する者あり）はい、ありがとうございます。

質問に先立ちまして、本年元日に発生いたしました能登半島地震においてお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思いますのですが、私は、上天草で生まれ、3歳から歌手になりたいという夢をこの熊本でかなえ、音楽を通して、多くの企業、市町村、各地域の子供たちの前で歌わせていただいたことで、20年間皆様に支えていただきました。

そこでつながれた御縁もあり、昨年4月に県議会議員に初当選させていただきました。何分まだまだ議員を始めて9か月余りですので、勉強中の

ことばかりですが、本日一般質問の機会を与えていただきました議員の皆様、執行部の皆様に心から感謝申し上げます。

これまでの音楽のステージとは違う緊張感のステージに、ここ1か月は緊張しっぱなしでしたが、与えられた60分を大切に、県民の皆様の声をしっかり代弁できるように頑張りますので、どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

初めに、次世代を担う子供への文化振興策についてお尋ねします。

熊本は、文化芸術が非常に盛んであり、文化人も多く輩出しています。私が携わっている音楽、歌の世界でも、先日お亡くなりになられた八代亜紀さんをはじめとして、森高千里さん、WANIMAさん、EXILEのNESMITHさんなど、数多くの著名人がいらっしやいます。

こうした文化芸術に関わりの深い熊本で、私も歌手として20年間の活動をしてきました。決して簡単に歌手になれたわけではありません。上天草で生まれ育った私は、3歳から歌手になりたいと夢を描いていましたが、今ほど様々な情報に接する機会や手段もなく、田舎ですからコンサートなど行くことも困難で、高校時代は、歌手になるなど幻のようにしか感じられませんでした。それが、田舎を出て大学に進んでからは、様々な方との出会いや音楽の世界に触れ、歌手の道へと進むことができました。本当にありがたいことです。

文化芸術の体験を子供たちに触れてもらうことは、将来の選択肢、心の教育を広げていけることだと思います。しかし、都市部と地方では、こうした文化芸術を体験できる環境に大きな差があるのが現状です。

これまで、私は、県内外の学校公演に約200校行かせていただきました。公演が終わると、子供たちや保護者の皆様、時には先生方からも温かい

メッセージをいただきます。心が元気になりました、家族に感謝していなかったので感謝を忘れないようにしたいです、楽しくてストレス発散できましたなど、様々な感想をいただきます。

音楽を通して子供たちが心を育み、笑顔になってくれる姿に、私も毎回感動を覚えます。また、公演から数年経過しても覚えていてくれて、声をかけてくれます。音楽を通して、このように多くの皆様とつながっていくことを経験してきました。

音楽だけでなく、文化芸術の振興は、人と人とのつながりを生み、心を育むことができます。人が成長し、社会人として生きていく上で、とても大切なことだと思います。しかしながら、生徒数、地域格差などによって文化芸術に使える予算や学校の考え方が大幅に違うことで、子供たちに体験してもらえる文化芸術のクオリティーや機会に格差があるのが現状です。

新型コロナが5類となった現在、これまで自粛となっていた文化芸術という専門的な分野で、子供たちの豊かな成長を育むためにもしっかりと予算をかけていただき、県内各地域の子供たちが、クオリティーの高い文化芸術に触れる機会の確保に努めていただきたいと思います。

また、文化芸術の分野は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けています。現在叫ばれている人材不足という課題がありますが、舞台芸術に欠かせない音響や照明といった特殊な職種も、人材不足が大きな問題となっています。

例えば、子供たちが様々な楽器に触れる機会を創出することや音楽に限らず様々な文化芸術を体験することで、担い手の創出や子供たちの夢を育むことにもつながります。

さらに、子供たちだけでなく、大人の方もそうですが、時間に追われ、余裕なく毎日の生活を送

る現代社会において、文化芸術に触れることは、人生を彩り、より豊かにし、時代も人種も超えて人々をつなぎ、感動を与える力、共感し、平和にまで導く力など、様々な力を有することにつながり、より人間らしく生きる原動力にもなり得ます。今の熊本には一番必要なことであると思います。

そこで質問です。

子供たちの健全な発育、発達を促し、生きる力を養い、人生をより豊かに過ごしていただけるような世の中になることが私の願いです。

次世代の子供たちにとって文化芸術に触れる機会を増やし、振興していく環境が必要であると考えますが、熊本県の文化振興に対する考えと具体的な取組について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 文化芸術は、日々の生活に潤いや感動をもたらし、多くの方が触れることで、地域に活力を生み出す源泉ともなります。

本県においては、国際交流が急速に進みつつある中、多くの方々に熊本を文化的な地域と感じていただけるよう、県全域で文化芸術の振興を強化することがますます重要になると考えております。

議員御指摘のとおり、文化芸術の振興には、特に次世代を担う子供たちが文化に親しみ、継続的に関わっていくことが不可欠です。

県では、これまでも、子供たちが文化芸術に触れる機会の創出に取り組んでおり、例えば、県内各地の子供たちが文化芸術に触れ、身近に感じてもらえるよう、各地の小中学校等に、県立劇場からクラシック音楽や邦楽の演奏家を派遣するアウトリーチ事業を実施しております。昨年度末まで

に、延べ490か所に演奏家を派遣し、参加者も3万3,000人に達しています。

また、県立劇場では、海外オーケストラの公演に、県内の小中高校生を無料招待する取組を行っています。これにより、子供たちの豊かな感性を養うとともに、将来的に実演芸術を担う人材育成にもつなげていきます。

さらに、平成25年度からは、市町村の文化協会など関係機関と連携した、子供たちを主役とするくまもと子ども芸術祭を、毎年度、地域を変えながら開催しています。地域の文化芸術の担い手の発表や地域間交流の場を確保することで、子供たちが、日頃各地域で取り組む文化芸術活動に誇りを持ち、活動の継続につながることを目指しています。

このような文化芸術振興の取組は、長期的な視点を持ちつつ、本県を取り巻く状況の変化も把握しながら、絶えずよきものとなるよう改善していく必要があると認識しています。

くまもと子ども芸術祭についても、各地域での開催をきっかけに、培われた各地域の文化芸術活動の盛り上がりや地域間の文化交流の活性化に結びつくよう、その仕組みづくりについて検討を進めているところです。

県では、今後とも、次世代を担う子供たちをはじめ、県内全域の全ての世代の方々が、生涯にわたって文化芸術活動を楽しんでいただけるような環境づくりに全力で取り組み、文化芸術の振興を進めてまいります。

〔杉蔦ミカさん登壇〕

○杉蔦ミカさん 文化芸術は、地域に活力を生み出す源泉との認識の下、次世代を担う子供たちはもちろん、全ての世代が生涯にわたって文化芸術を楽しめる環境づくりに取り組むとの御答弁をいただきました。

また、子供たちを主役とするくまもと子ども芸術祭の開催や県内各市町村と連携したアウトリーチ型の講師の派遣事業等にも取り組んでいただいているようで、とても重要な取組であり、ぜひ継続した取組をお願いしたいと思います。

しかし、県内の全ての学校に同じようにアプローチしていくことは難しいため、地域格差が課題であると思います。

さらに、全ての子供たちに文化芸術に触れる機会を確保するためには、学校での取組にももっと力を入れていただきたいと思います。

現在、小学校の部活動は、地域移行が進められているように思いますが、専門的な指導者の数が足りない文化芸術の分野は取り残されてしまっています。文化芸術は、興味がある子供だけが触れることができ、興味がない子供には、それが難しい環境にあるのではないのでしょうか。

ぜひ、子供の頃から文化芸術に触れる機会を増やし、豊かな心の教育につながるように、教育委員会の皆様にも取り組んでいただきたく思います。

さらに申し上げますと、コンサートなどのイベントは、経済効果にもつながります。お隣の福岡県では、毎週のようにコンサートや町全体を活用したイベント等が開催されており、参加料の収益だけでなく、宿泊、交通、観光、飲食、特産品などへの波及効果が期待できます。

今後、熊本は、TSMCの影響もあり、海外との交流が増えることが予想されます。それぞれの国の文化を知り、その文化に触れることで、言葉の壁を乗り越えた交流や国際的な熊本の発展にもつながると思います。ぜひ、幅広い視野を持って熊本の文化芸術の振興にしっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、これまで、熊本のみならず、日本の文

化芸術に多くの功績を残された八代亜紀さんですが、お亡くなりになってから県民栄誉賞を受賞されました。私は、御存命のときに受賞していただきたかったと思っています。今後は、ぜひ県民栄誉賞の授与の時期についても御検討いただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、3月の熊本県知事選挙における投票率向上に向けた取組について質問をいたします。

これまでの熊本県知事選を少し振り返ると、前々回2016年の投票率は51%、前回2020年は45%と投票率が落ちている状況であります。県選挙管理委員会の分析においても、長期的に見て、近年は投票率が低下傾向にあるということです。これは、政治や選挙への興味、関心、期待の薄れが原因と考えられるのではないのでしょうか。

私は、昨年4月の統一地方選挙で選んでいただき、県議会議員として活動させていただいております。議員の経験もなかった私は、一昨年5月の県議会議員補欠選挙に初めて選挙に出るという経験をしたわけですが、同年代や若い世代の皆様とお話をさせていただくと、選挙があることを知らない、選挙には行ったことがない、投票の仕方が分からないなどの声を多くいただきます。

誰を選ぶかの前に、選挙について何も知らない、興味がない若者たちの姿を目の当たりにし、こんなにも政治に関心がないのか、さらには議員の成り手不足にもつながる重大な課題だと感じ、とても悲しく思いました。

政治に参画することは、自分たちのふるさとや暮らし、環境に関わりを持ち、責任を持っていくことだと思います。不平や不満はたくさんあるはずですが、誰か任せにしている時代は終わりにして、みんなの力を合わせて未来をつくっていくときだと思います。

そして、これから新時代の熊本を創造していく

ためには、県民の皆様の多様な声が重要です。18歳から選挙権を持つことができるようになった現在、未来を担う若い人たちこそ、もっと気軽に、身近に投票に行けるように、選挙の情報、投票の重要性、候補者の情報等を広く伝える情報発信が必要であると思います。

また、選挙に行きたくても行けない方もいらっしゃる現状もあります。私は、視覚障害者の方からお話を聞かせていただいたところ、全ての投票所に点字を置いているわけではないので、置いていない場合、投票所の事務従事者に代筆してもらうことになる、ただし、自身の政治的な考えを第三者に知られたくないとの思いから、それが嫌で選挙に行かないという意見を聞かせていただきました。

なお、この点について県選管に確認したところ、全ての投票所において点字投票に対応することになっており、投票管理者に申し立ててもらえば、点字用の投票用紙を交付するとのことでした。しかし、そのことを当事者である視覚障害者の方やそのサポートをする方が知らなければ、投票所に足を運ぶことにはつながらないと思います。

なかなか気づかないことですが、様々な視点で、選挙に行きたくても行けない方々への対応も検討していただくことが必要であると思います。

そこで質問です。

今回の知事選における投票率向上のため、若い世代へ周知や全ての人が投票しやすい環境づくりについて、どのように取り組んでいかれるのか、選挙管理委員会委員長にお尋ねします。

〔選挙管理委員会委員長松永榮治君登壇〕

○選挙管理委員会委員長(松永榮治君) 民主主義の根幹をなす選挙は、有権者が自らの意思を政治に反映させる大切な機会であります。有権者へ選

挙参加を促し、投票率向上を図ることは、政治参加を進める大変重要な課題と認識しております。

まず、若い世代については、投票率がほかの世代に比べて低いという課題があります。今回の県知事選挙では、若い世代が選挙情報に接しやすいように、インターネットやSNSを活用した啓発を重点的に行います。特に、最近飛躍的にユーザー数を伸ばしている各種動画配信サービスを活用します。

また、子育て世代に向けた新たな取組として、県内全ての小学校を通じて、親子連れで投票所に行くことができるという、それを周知するチラシを配布します。投票の動機づけになるだけでなく、子供の将来の選挙参加にもつながる取組であると考えます。

次に、障害のある方や投票所に行くことが困難な高齢者などの投票機会を確保することも重要であります。投票しやすい環境づくりとして、点字や音声による選挙情報の周知、市町村選挙管理委員会における投票所の仮設スロープの設置、投票所における移動支援や移動式の期日前投票所の設置などに取り組んでまいります。

県選挙管理委員会としましては、引き続き、市町村選挙管理委員会と連携し、投票率の向上につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔杉嶋ミカさん登壇〕

○杉嶋ミカさん 有権者へ選挙の参加を促し、投票率向上を図ることは政治参加を進める重要な課題であるという認識の下、しっかり取り組んでいただけるとの答弁をいただきました。

今回、SNSを活用した取組を重点的に実施していただけるとのことで、とても期待をしているところです。取組を実施するだけでなく、しっかり検証をしていただき、より成果の高い取組となるようお願いいたします。

また、子供は選挙権がないので、ターゲットにはならないと思われがちですが、子供たちこそ、選挙に触れる機会や政治や議員との関わりを早い時期から持つべきだと思います。今回の県知事選挙も、子供たちにとって選挙を身近に感じる機会になると思います。今回は、県内全ての小学生に親子連れで投票所に行くことができることを周知するチラシを配布されるとのことで、とてもいい取組であると思います。

さらに、投票しやすい環境づくりとして、様々な障害がある皆様の視点で取組を進めていただけるようですが、投票管理者に申し立てれば、点字投票用紙が交付されることが知られていないように、せっかくの取組が障害者の方々にきちんと伝わっていないという現状もあると思います。実際に、障害をお持ちの方が、選挙の情報を得る、候補者の情報を得る、投票所に行って投票をするということは、残念ながら全てハードルが高い状況にあると思います。これまで以上に、全ての人が選挙に参画できる環境づくりに、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、動物愛護の取組について質問いたします。

私は、自分が心の病を抱えていたとき、自分を変えたくて、心の支えに1匹の犬を飼いました。老犬になればなるほど、飼い続ける責任、命を預かるという重さを知り、動物を愛する皆様とつながる中で、私にとって衝撃的だったのは、思ったよりお世話が大変だから、やっぱり要らない、旅行に行くからなどと、すさまじい理由で捨てられていくペットたちの存在を知ったことでした。また、あわせて、野良猫、野良犬の現状、動物愛護センターの役割、ボランティアさんたちの存在も知りました。

熊本県では、2018年3月に第3次熊本県動物愛護推進計画を策定し、様々な取組が行われていますが、ボランティアさんに頼っての活動となっている現状があります。例えば、野良猫を増やさないために、野良猫を捕獲し、不妊去勢手術をして元の場所に戻すTNR活動や新しい飼い主を見つけるための譲渡会、さらには、新しい飼い主が見つかりやすくするための定期的なシャンプーやお散歩、人間への不信感を取り除くための活動、しつけなど、多くの活動に取り組んでいただいています。

しかし、TNR活動では、捕獲して手術に連れていく負担、さらに、手術の費用も一部ボランティアさんが負担している現状です。ボランティアにも限界があり、人材不足や生活費が高騰する中で、このままの状態では持続可能な取組にはなりません。

さらに、動物とは、決して犬や猫だけの話ではありません。ワンヘルスという言葉が最近よく聞こえるようになってきました。人と動物の健康、環境の健全性を一つと捉え、一体的に守ろうという取組で、国連が掲げるSDGsの目標の多くに関わっている考えです。

動物は、私たちの心の支えになってくれると言われていています。また、動物は、子供たちに命の大切さを教えてくれます。動物は、私たちの暮らしをより豊かにしてくれるパートナーとなっている一方で、適正な管理、知識や愛護思想の欠如等から様々な問題も生じています。人と動物が共存できる豊かな熊本づくりを目指していきたい、そう考えます。

そこで質問です。

熊本県において、新たな動物愛護センターが今年の3月にオープンする計画となっておりますが、新たな施設においてどのように動物愛護の取

組を進めていかれるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長（沼川敦彦君） 平成28年に発生した熊本地震において、私たちは、人や動物の命の大切さと、動物が人間にとってかけがえのない存在であるあることを改めて学びました。

この経験を生かすため、平成30年に第3次熊本県動物愛護推進計画を策定し、人と動物が共生する地域づくりを進めてきました。

そして、3月には、その拠点となる新たな動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本が開所します。

新センターは、保護犬、猫の健康や安全に配慮した飼育室や治療施設を備え、保護犬との交流もできるドッグランや100人収容可能な研修室も有しています。

また、推進体制としては、開所時から獣医師を含む県職員5人を配置するほか、4月には、会計年度任用職員の獣医師、愛玩動物看護師も配置します。

今後、センターの機能と推進体制をフル活用して、動物愛護の取組を強化してまいります。

まず、啓発、教育の面では、研修室やドッグランを活用して、飼い主の方を対象にした適正飼養やしつけ方に関する教室を定期的に開催するほか、新たに、小学校の見学旅行などを受け入れ、命の大切さを学ぶ教育を実施します。また、多目的の広場を活用して、動物愛護団体等と協働した愛護啓発イベントや譲渡会を積極的に開催してまいります。

さらに、飼い主のいない猫への対策については、これまでの避妊去勢手術への助成制度から切り替えて、新センターで職員が無料手術を行うこととしており、御協力いただく方の負担を軽減す

るとともに、より多くのニーズに応えられるようになります。あわせて、地域で猫を適切に管理する地域猫活動への理解を促進し、活動団体を増やせるよう、新たに研修会等の開催にも力を入れてまいります。

加えて、今後、譲渡する犬、猫には全てマイクロチップを装着し、災害等で迷子になった際の返還促進や遺棄防止を図るとともに、飼い主をはじめ、広く県民の皆様にもマイクロチップ情報登録制度の普及啓発にも努めてまいります。

新年度に入って整備が整い次第、これらの事業を順次開始することとしており、5月にはオープニングイベントを開催する予定ですので、ぜひ多くの方々に保護犬や猫に会いに来ていただきたいと考えております。

アニマルフレンズ熊本という愛称には、動物を友として共に生きていくという思いが込められております。ここを拠点として、ボランティアをはじめとする県民の皆様や関係団体とともに、人と動物が共生するくまもとの実現を目指してまいります。

〔杉蔭ミカさん登壇〕

○杉蔭ミカさん これまでも、動物愛護センターの運用については、多くの議員、県民の皆様が関心を寄せているところであります。3月に新たにオープンする動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本の事業内容等について、詳細に御答弁をいただきました。

新体制では、獣医師を含む県職員5人を配置いただくほか、獣医師や愛玩動物看護師も配置していただけるとのことで、今後のセンター機能の充実にしっかりと努めていただきたいと思います。

また、これまでの飼い主がいない犬や猫への去勢避妊手術費用の一部助成という制度から、今後は無料で手術ができるようになるということです

が、これは本当にありがたく、今後の動物愛護活動の促進につながっていくと思います。しっかり検証していただきながら進めていただきたいと思います。

さらに、譲渡される全ての犬や猫にマイクロチップを装着されるということですが、現状では、犬や猫に装着されているマイクロチップの中には必要な情報が入っていないということもあるようですので、せっかく取り組まれる事業です。しっかりと確認を行っていただきたいと思います。

最後になりますが、動物愛護センターの名称について、アニマルフレンズ熊本という名前は、子供たちにもなじみやすく、とてもいいと思います。熊本県議会の中にも動物愛護議連が設立されましたので、私たちも、ボランティアの皆様、県民の皆様、そして行政の皆様と今まで以上にしっかりと連携してまいります。

県におかれましても、県民の皆様幅広く啓発を行い、動物と共存する熊本の実現に向けて、共に取り組んでいただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

次に、子供の権利擁護に係る現状と課題及び今後の取組についてお尋ねいたします。

令和5年4月、子供を取り巻く社会問題に取り組むために、こども家庭庁が創設されたと同時に、こども基本法が施行されました。また、同年12月には、こども大綱が決定されました。こども大綱は、こども基本法に基づく日本初の大綱であり、幅広い子供施策を総合的に推進するため、今後、5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

こども大綱では、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指しています。

熊本においても、こどもまんなか熊本の取組が進められているところではありますが、このこどもまんなか熊本の実現には、やはり子供たちの権利を擁護し、子供たちの声、当事者の声をいかに政策に反映させ、取り入れていくかが重要であると考えます。

私は、自分のこれまでの活動の中で、児童養護施設でお仕事をさせていただく機会が幾度となくありました。施設を訪問するたびに、この熊本にも、家族と離れて施設で暮らす子供たちがいる現状を知りました。

さらに、子供たちを支援している施設の方や里親支援を行う機関の皆様ともお会いして、いろいろな課題を聞かせていただきました。その中でも、施設の中で悩みや言いたいことを言えずに困っている子、自分の夢を諦めている子など、子供たちが必要とする支援がなかなか届いていないのではないかと感じました。

熊本には、児童養護施設や里親家庭などで生活する社会的養護が必要な子供が約650人います。少子高齢化が叫ばれる中、この社会的養護が必要な子供たちにどのような支援をするべきかを考えるとき、この子供たちの声、当事者の声こそ必要であると考えます。

そのための取組として、今、国においても子どもアドボカシー制度が推奨されています。子どもアドボカシー制度とは、子供が意見や考えを表明できるようにサポートすることであり、子供たちの様々な意見を聴き取り、受け止めて、子供たちの声になかったことにならないように伝える手助けをする制度です。

この意見表明をサポートする人はアドボケイトと呼ばれています。とてもすばらしい取組であり、今後県としても推奨していく制度だと思えます。

熊本県においても、児童養護施設等において、このような子供の権利擁護の取組が行われているようですが、現状と課題、また、今後の取組について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 子供の権利が保障される社会の実現を目指すためには、子供の声を聞き、意見を尊重することが重要です。しかし、虐待などにより社会的養護を必要とする子供たちは、心身に様々な影響を受けている場合が多く、児童養護施設等では、集団生活の中で職員や他の児童への遠慮から、自分の意見を表明しづらいという課題があります。

そのため、令和4年6月に児童福祉法が改正され、令和6年度から、都道府県等において、子供の意見を聴取し尊重するなどの児童養護施設等の子供の権利擁護に向けた環境づくりなどを行うこととされました。

本県では、改正児童福祉法の施行に先立ち、子供の権利を尊重し、本人の処遇改善等につなげるため、令和4年度から子供の意見表明に関するモデル事業に取り組んでいます。

具体的には、説明会を開催するなど児童相談所や児童養護施設、ファミリーホーム等の関係職員の理解促進を図るとともに、子供の意見表明を支援する人材の確保、育成を行うため、アドボケイト養成講座を実施し、これまでに、弁護士や社会福祉士、保育士など、121人が受講されました。このうち、既に19人の方々にアドボケイトとして一時保護所や児童養護施設等で活動いただき、子供への意見聴取等の取組を行っております。

この結果、令和5年12月末までに、生活や人間関係、処遇など子供が抱える悩みや疑問などについて、延べ181人から意見を聴き取り、児童相談所や児童養護施設等に伝えることで、子供の意見

を尊重した処遇改善等につなげております。

これらの取組は、モデル事業として一時保護所や一部の児童養護施設等に限って、事業の成果や課題を検証している段階です。

今後は、この検証結果を踏まえ、県内全ての社会的養護の子供たちを対象とした本格的な実施に向け、子供の最善の利益を目指した仕組みづくりを進めてまいります。

今後も、引き続き、こども大綱が目指す、全ての子供、若者が、将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら、子供の権利擁護の推進にしっかりと取り組んでまいります。

〔杉蔦ミカさん登壇〕

○杉蔦ミカさん 熊本県においては、令和4年度から、モデル事業として、子供の意見表明、アドボカシー制度について取り組んでおられるとのことでした。

社会的養護を必要とする子供たちの支援は、喫緊の課題であると思います。質問でも申し上げましたが、これまで、様々な政策に子供たちの声、当事者の声が十分に届いていなかったところを、今後は、子供たちの声を、意思をしっかりと反映させていただく必要があり、まさしくこどもまんなかの実現を目指していかなければならないと思います。

現在、まだまだモデル事業の段階ではあると思いますが、関係者の皆様からは、18歳以降の受皿や支援がなく、支援が途切れてしまうおそれがあることや、アドボケイト、支援者の人材育成にも課題があるとの声をいただいております。アドボケイトとして子供との信頼関係を構築し、意思や意向を聴き取り、関係者に伝えていくことは、決して簡単にできるものではありません。数回の研

修で簡単にできるようなことではないことは、皆さんも容易に想像いただけると思います。スペシャリストとしての人材育成にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、子供を取り巻く環境には多くの課題があります。連日、ニュースでは、子供たちが犠牲となる悲しい事件や事故が報道されています。特に、子供の虐待死は本当に信じがたいものばかりです。記憶に新しいものでは、4歳児に有害な化学物質を与えて中毒死させたり、5歳児を浴槽で水浴びをさせて放置して死亡させたり、事実であれば、本当に耳を疑うような事件ばかりです。

そして、このような虐待により施設などに引き取られる子供たちは年々増えています。こうした子供たちをこれ以上増やさないためにも、全ての子供たちが未来に夢が持てるような熊本の実現、必要な支援が必要な人に届けられるような環境づくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さらに、虐待やネグレクトから子供たちを救うことに加えて、虐待をしてしまう大人たちのほうにも同じように苦しむ状況があり、対策が必要であると思います。子供たちだけでなく、保護者等の心のケアにもしっかりと目を向けて、本当の意味での誰も取り残さない社会づくりに向けて取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、産後ケアに係る本県の取組についてお尋ねいたします。

令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略において、「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。」という基本的考えの下、具体的な施策が示されました。

この中で、結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらに

ついで多様な価値観、考え方が尊重されるべきであることを大前提とした少子化対策の基本的方向性には賛同するところであります。

また、子ども・子育て政策を抜本的に強化していく上で、1、若い世代が結婚、子育ての将来展望を描けないこと、2、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境があること、3、子育ての経済的、精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在すること、この3つの課題が重要であり、全国どの地域に暮らす若者、子育て世代にとっても、経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で、将来展望を持って生活できるように、引き続き、地方創生に向けた取組を促進するとともに、特に、地方において若い女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けての取組を支援していかねばならないとされています。

女性の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の家事、育児時間が長いほど高い傾向にあります。日本の夫の家事、育児関連時間は2時間程度と国際的に見ても低水準であります。

また、子供がいる共働きの夫婦について、平日の帰宅時間は女性よりも男性のほうが遅い傾向にあり、保育所の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中するワンオペになっている傾向もあります。

自分の国は子供を産み育てやすい国だと思うかとの問いに対し、スウェーデン、フランス及びドイツでは、いずれも約8割以上が「そう思う」と回答しているのに対し、日本では、約6割が「そう思わない」と回答しています。

また、日本の社会が結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっているかとの問いに対し、約7割が「そう思わない」と回答しています。

私も、1人の子供を産み育てた1人の母親としての実体験から申し上げますと、働きながら、家のことをしながら1人の命をお腹の中で育てることは、それだけでも体に負担がかかるし、生活も今までどおりにはいかない制限がある中で、とても大変でした。

そして、出産は命がけでした。恐怖や不安しかありませんでした。やっとの思いで生まれてきた我が子、とてもいとおしいのですが、出産を終えたばかりの体と心には大きな負担がかかります。

母親になったプレッシャーも大きく、きついとか、休みたいなどは言うてはいけない、言うてしまったら駄目な母親になってしまうと、1人で抱え込んでしまいましたし、誰かに助けてと言うことすらできませんでした。3時間置きに授乳が必要で睡眠不足になり、赤ちゃんが大きな声で泣き叫んでも、なぜ泣いているのかすら分かりませんでした。

私の実体験から申し上げますが、こうした母親の心身のサポートである産後ケアは絶対に必要です。

冒頭申し上げましたこども未来戦略においても、産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととされました。

熊本県においても取組がなされているようですが、母親からは、利用したくても、まだ産後ケア事業が実施されていないという声や自分が利用してもいいのかと迷う声が聞かれます。今後、必要とする全ての方が利用できる体制づくりがより一層求められています。

そこで質問です。

出産後の母親の心と体を支え、育児に不安なく

向き合うために必要な産後ケア事業に県はどのように取り組むのか、また、支援に関わる市町村職員の人材育成と提供体制の強化にどのように取り組んでいくのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 出産後は、母親にとって、体の回復を要するだけでなく、慣れない子育ても始まり、疲労や育児不安が大きくなる時期であることから、心身のケアや育児のサポートなどを行い、安心して子育てできる環境をつくることは重要であると認識しております。

特に、多くの女性が経験すると言われる産後の鬱状態は、継続すると子供の虐待の誘因になることが国の調査でも指摘されており、産後から子育て期にかかる切れ目のない支援は喫緊の課題です。

そこで、県では、妊産婦や子育て世帯が必要な支援を受けられるよう、市町村によるこども家庭センターの設置に向け、支援を行ってきました。その結果、市町村において順次設置が進んでおり、センターに配置する保健師等を中心に、寄り添ったきめ細かな支援ができる体制が整ってきています。

このような中、国では、産後ケア事業について、産後の心身の不調等の理由を問わず、必要とする全ての方が利用できるユニバーサルなサービスとして、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされました。

本県の産後ケア事業については、令和5年9月1日現在で25の市町村が実施しており、来年度中に全ての市町村が事業に取り組むことを目指しているところです。

このため、県では、産後ケアの重要性や補助制度等に関する説明会などを充実させるとともに、

直接市町村を訪問し、事業実施に係る課題の把握や個別の相談、先進事例の紹介を含めた助言などを行い、市町村における体制構築に向けた支援を行っております。

また、市町村の保健師等を対象とした産後ケア事業の研修会や意見交換を充実させ、産後の母子の心と体の適切なケアを担う人材育成にさらに力を入れていくこととしております。

一方で、市町村から事業を受託する産科医療機関や助産所には、病床や助産師等の確保といった課題もあることから、県医師会や助産師会等と実施体制に係る意見交換も始めたところです。

今後も引き続き、市町村や関係団体と連携し、必要とする全ての方が産後ケア事業を利用でき、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔杉蔭ミカさん登壇〕

○杉蔭ミカさん 熊本県の産後ケアの取組について、詳細に御答弁をいただきました。

特に産後の鬱状態は、子供への虐待やネグレクトの誘因になるため、産後から子育て期の切れ目ない支援は喫緊の課題であるとの認識を持っていただいていることも理解できました。

令和5年9月1日現在、産後ケア事業は、県内の25市町村で取り組まれているとのことでしたが、それ以外の市町村では、まだ実施されていません。要するに、現在は、住んでいるところによって産後ケアサービスを受けられる人と受けられない人がいる現状であると言えます。同じ子育てをしているのに、住んでいるところが違うということで、このような格差が生じています。

また、子供が減少している地域においては、産後ケアはおろか、出産する病院もない状態の方々もいらっしゃいます。国を挙げて少子化対策に取り組んでいる現在、ぜひ、県も主体的に、きめ細

やかな出産、子育ての支援、応援をしていただきたいと思います。

さらに、産後の子育てについては、決して母親だけが関わるものではありません。産後ケア事業の取組を推進することと併せて、父親の育児参画の推進や家族、地域全体で子供たちを育てていく視点も忘れてはいけません。

幅広い視野で、県内のどこに住んでいても、必要とする全ての方が必要な支援を受けられるようしっかりと取り組んでいただきますようお願いして、この質問を終わらせていただきます。

最後に、こども誰でも通園制度について要望させていただきます。

こども家庭庁は、保育所などの利用要件を緩和し、親が就労していなくても、時間単位などで子供を預けられるようにする新たなこども誰でも通園制度の本格導入に向けて、全国でおよそ150の自治体でのモデル事業を実施する計画であり、令和8年度からは、法律に基づく新たな通園制度として、全ての自治体で実施する方針となっています。

この新たな制度の対象となるのは0歳6か月から満3歳未満の子供で、保育所や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センターなどで実施されるということです。

また、提供体制を確保するため、1人当たりの利用時間の上限を月10時間とするほか、慣れるまでに時間がかかる子供への対応として、初回などに親子通園を取り入れることも可能とすることです。

この制度ができれば、子供にとっては、保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験ができたり、同世代の子供など家族以外の人と関わる機会が得られたりするほか、親にとっても、育児負担の軽減や孤立感の解消につなげることなどが期待

されます。

一方で、制度の本格実施に向けては、保育現場の人員配置の在り方や利用可能枠の定め方、障害やアレルギーのある子供を受け入れる体制の整備など、引き続き検討が必要な課題もあります。

県においては、市町村や保育現場等の声を聞き、制度がより効果的なものとなるように、課題等について国へ要望していただきたいと思いません。

また、今後、県内でも当然導入が進められる制度であるため、制度の受皿となる保育現場の様々な課題、例えば保育士などの職員配置基準の改善が必要です。

さらに、子供が身近な人と関わる中で、大切な信頼関係の構築や保護者との愛着形成に重要な役割を果たす現場で働く保育士等の心のゆりの確保など、取組が求められます。

この制度の実現に向け、県においても、保育現場における働き方の見直しなどにしっかりと目を向けながら、保育人材確保にも取り組んでいただきたいと思ひ、要望させていただきます。

以上をもちまして私の質問は全て終了いたしました。

私は、約1年間、県議会議員として活動をさせていただき、人生初めての一般質問に取り組む中で、改めて、執行部の皆様、県議の皆様が、県民の皆様の声に応えるべく、それぞれの役割で取り組んでおられることを実際に見て、学ばせていただきました。

私は、これまで、政治や行政の仕事にそれほど興味、関心は高くなく、自分たちの住む地域の計画や制度などは決定されてから知ることが多く、一般の私たちでもまちづくりに参画できること、パブリックコメントに参加し、声を上げ、意見を届けることができるということすら知りませんでした。

した。

県議として活動させていただくことは、たくさんの学びや気づきの連続です。私は、そのインプットした知識や情報を、今、政治や政策に興味を持ってない方々、問題があるけれども誰に相談していいか分からない方々とつながりを持って、しっかりとアウトプットしていくことも、今の時代には議員の大切な仕事であると感じています。

今後も、県民の皆様の多様な声を県政にお届けできるようしっかりと取り組んでまいります。引き続き、どうぞ皆様の叱咤激励をよろしく願ひいたします。

そして、これまで4期16年にわたり熊本のために命を注いでいただきました蒲島知事には、その功績をたたえるとともに、感謝の意を心からお伝えしたいと思ひます。

私は、知事に一般質問での質問はいたしませんでしたが、今回、知事の任期の最後にこのような立場で立ち会わせていただき、熊本県民として本当に光栄でございます。残りの任期が終わるまで、くれぐれもお体を御自愛いただき、知事を引退されましても、私たちと一緒に熊本を盛り上げて、若者を支えていただきますようお願いいたします。

そして、執行部の皆様も本当にありがとうございました。また、本年度御退職される方々、長い間お疲れさまでした。

全ての方々に感謝を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）
○議長（**瀧上陽一君**） この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分開議

○議長(淵上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕(拍手)

○城戸淳君 皆様、おはようございます。自由民主党・玉名市選出・城戸淳でございます。

私からも、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた方々、また、被災された全ての方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、昨日は、1万3,000人のランナーが出場した熊本城マラソンが開催をされました。私は、ライオンズクラブ337-E地区で、アクアドーム付近を給水や歩道整備でボランティアを行ってきました。県議会からは、ゼッケン2808番の溝口先生、そして4482番の高野先生、さらには3742番の鎌田先生が参加をされました。やはりすごかったのは、溝口先生が3時間台で走られていたことだと思います。そして、高野先生、鎌田先生も4時間で走られて、気持ちよく走られていたのを目に浮かべました。天気もよくて、本当に大成功の大会であり、来年も楽しみであります。

実は、また、来週25日は、玉名いだてんマラソンがあります。私も坂梨県議も、共に走ってまいります。

そして、蒲島知事におかれましては、4期16年間県政を引っ張っていただき、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、5回目の質問を始めさせていただきます。

まずは、プロスポーツと連携した地域活性化について質問をいたします。

昨年、バスケットボール男子日本代表が、自力でパリ五輪への出場を決めました。これは、歴史

的にも初めてのことです。関係者によると、昨年、バスケットボールの世界カップが沖縄で開催されたことも要因の一つと言われています。

日本バスケットボール協会の三屋裕子会長が、男子バスケットの五輪出場に向けて、ワールドカップを国内で開催できるように取り組んだことを明らかにしています。そして、沖縄に素晴らしいアリーナが完成し、たくさんの日本人が日本代表を応援したことも、選手たちを後押ししたと考えられます。

その代表に選ばれていた馬場選手は、大会後、男子プロバスケットボールリーグの長崎ヴェルカに入団することが報道されました。この長崎ヴェルカは、ジャパネットグループが2019年に立ち上げたプロバスケットボールチームです。このジャパネットグループが手がけるビッグプロジェクトが、今年10月に開業が予定をされている長崎スタジアムシティで、プロサッカークラブ、V・ファーレン長崎のホームとなる2万人収容のスタジアム、プロバスケットボールクラブ、長崎ヴェルカのホームとなる6,000人収容のアリーナ、日本初のスタジアムビューホテル、ショッピングモール、オフィスが整備され、1万3,000人の雇用創出を見込んでいます。

ジャパネットグループの高田旭人社長は、スポーツと地方創生は相性がよいと言い切り、通信販売事業に並ぶ2つ目の柱として、スポーツ・地域創生事業に総力を挙げて取り組んでいます。

民間の様々なノウハウを活用し、プロスポーツを通じた地域活性化につなげていくことは理想的だと思います。

このほかにも、昨年5月には、佐賀県で8,000人収容のSAGAアリーナが完成し、プロバスケットボールB1リーグの佐賀バルーンズの試合などで多くの誘客が図られるなど、プロスポーツ

が地域活性化に大きく貢献をしています。

また、大リーグのドジャースに移籍が決まった大谷選手から全国の小学校に野球のクラブが贈られ、喜びの声が上がっています。大谷選手を目指して野球を始める子供もたくさん増えると思います。これは一例ですが、プロスポーツ選手など、トップレベルの選手が人々に与える影響はとて大きいと感じます。

本県では、近年、プロ野球チームが誕生したほか、サッカー、バスケットボールのプロチームが活動をしています。また、バドミントンやハンドボール、ラグビーなどの全国レベルで活躍する熊本にゆかりのある選手やチームがあります。

さらに、福田穰選手は、玉名市出身でマラソンのプロランナーとして活躍をされております。昨年2月に初開催となった玉名いだてんマラソンでも、市民と一緒に走ってくれました。こうしたトップ選手を応援するファンのコミュニティーが形成されることが、地域の活性化にもつながってくると考えられます。

本県においては、アリーナや野球場の構想の話はあっておりましたが、昨年9月の議会において、蒲島知事から、任期内での構想策定は困難との答弁でございました。

しかし、プロスポーツが地域に与える影響は大きく、施設整備だけではなく、ソフト面での取組も進めていくことも重要であると考えます。

そこで質問をいたします。

本県はプロスポーツと連携して地域活性化にどのように取り組んでいるのか、観光戦略部長にお尋ねをいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) プロスポーツのチームや選手の活躍は、本拠地や出身地など地域への誇りや愛着を生み出すとともに、多くの人々を

勇気づけ、子供たちに夢や希望を与える力があります。一昨年12月に県民栄誉賞を受賞した本県出身のプロ野球選手、村上宗隆選手のWBCでの活躍は、熊本県民にも大きな誇りと元気を与えてくれました。

また、プロスポーツチームは、県内外から訪れる試合観戦者の交通、飲食、宿泊や関連グッズの購入等により、地域に大きな経済効果を生み出します。

本県では、こうしたプロスポーツの力を生かし、競技の普及や交流人口拡大、本県の認知度向上等を図ろうと、3つのプロスポーツチームと地域活性化連携協定を締結しています。

まず、平成24年3月に、当時県内唯一のプロスポーツチームであったサッカーのロアッソ熊本と、その後、平成25年9月に、バスケットボールの熊本ヴォルターズと、そして令和3年2月には、野球の火の国サラマンダーズと協定を締結しています。

県では、この協定に基づき、ホームゲームにおける県有施設使用料の減免や、各チームが行う県内各地の子供たちを対象としたスポーツ教室や交流イベント、無料招待試合、ホームゲームやアウェイゲームでの観光物産展開催などの支援を行っています。

これらの取組もあって、3つのプロチームは、多くの県民から愛される存在になってきているものと思います。なお、県庁内においても、職員約1,000人が属する県庁プロスポーツ応援団を設置しており、県庁一丸となって、これらのチームを応援しています。

このように、県民が一体となってプロチームを応援する機運が高まる中で、昨年は、ロアッソ熊本が天皇杯ベスト4進出、熊本ヴォルターズが2シーズン連続プレーオフ進出、火の国サラマンダ

ーズが九州アジアリーグ3連覇を果たすなど、すばらしい成績を収めています。

地域のプロチームが好成績を上げることで、観戦者やスポンサーの増加につながり、得られた資金をチームの強化に充てることができます。それにより、また新たなファンの獲得が進み、さらなる経済効果を生むという好循環が期待されます。

県としては、引き続き、プロチームと連携し、プロスポーツの盛り上がりや地域活性化につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 観光戦略部長から答弁をいただきました。

プロスポーツの各チームと地域活性化連携協定を締結し、支援をしているとのことでした。特に、スポーツ教室や交流イベントはとても分かりやすい取組だと思います。今後とも、地域活性化につながる取組を積極的に展開していただきたいと思います。

こうしたソフト面でも取組の効果を最大化するためにも大切になってくるのがやはりハード、つまり施設の整備だと思っております。

県内で、菊陽町に九州最大規模のアーバンスポーツ施設が整備される計画があることが明らかになっております。オリンピックの種目にも選ばれたスケートボードやスポーツクライミングなどのアーバンスポーツの施設が2026年度開業を目指し、昨年完成した菊陽町の総合体育館の北東側にできるとのことです。

玉名におきましても、スポーツ施設の整備の要望は強く、官民がしっかりと連携して誘致活動に頑張っていく所存でございます。

それでは、続きまして、質問に参りたいと思います。

悪質な不法投棄に対する対応策と産業資源の循

環に向けた本県の取組について質問をいたします。

昨年11月30日、荒尾市内の山中に大量に不法投棄されたタイヤの撤去作業が、県産業資源循環協会荒玉支部によって行われました。私も事前に現場を視察しましたが、撤去作業当時は、視察をしたときよりも多くのタイヤが不法投棄されていることが明らかになりました。何よりも驚いたのは、この日回収されたタイヤが500本にも上ったということです。

御存じのように、使用済みタイヤは、回収する市町村がなく、通常のごみとして捨てることはできず、専門の業者やタイヤ販売店等に相談することになります。理由は、タイヤの多くは、タイヤ販売店等から産業廃棄物として排出され、家庭からの排出が想定されていないこと、製造業者でのリサイクルの取組が行われていること、タイヤの中に様々な物質が含まれているからなどです。

使用済みタイヤの適正な処分については、廃棄物処理法において、産業廃棄物である廃タイヤを、その排出事業者自ら、または当該排出事業者から委託を受けた者により「適正に処理しなければならない。」と定められています。

さらに、不法投棄を行った者には罰則があります。個人罰則は、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合は、両罰規定により、実行者とは別に、3億円以下の罰金と定められております。

今回、500本という大量の使用済みタイヤが撤去されました。これだけ多くのタイヤが不法投棄されているということは、犯人は意図的に行ったと考えられます。

問題は、不法投棄されやすい場所が分かっているにもかかわらず、投棄した犯人が分からないという点だと思

います。本来、不法投棄された廃棄物の撤去義務は、投棄した本人に課せられますが、誰が捨てたか分からない場合は、土地や建物の占有者、管理者が撤去費用を負担することもあります。今回、多額の処理費用や専用の機材が必要となるため、特例的に産業資源循環協会が善意で撤去作業を行っていただきましたが、私は根本的な対策が必要だと思っています。

不法投棄を防止するための一般的な対策としては、ロープやフェンスを設置することや防止看板を設置する、定期的に見回りをするというものが考えられますが、今回の場所は、駐車スペースと山の境界に腰の高さの柵があり、その上にネットを張っていましたが、ネットが破られ、不法投棄が常態化しているのが現状です。また、電気が通っていないため、監視カメラを設置するのも難しいのではないのでしょうか。

私もタイヤの撤去作業に参加させていただきましたが、傾斜を下りた山中にタイヤが堆積しており、タイヤの中には土や雨水が入り込んでおり、とても大変な作業だと感じました。

こうした廃棄物の不法投棄を放置すれば、場合によっては土壤汚染や水質汚濁といった環境悪化につながることも考えられます。

使用済みタイヤを処理する場合、一般消費者がタイヤ販売店に持ち込んだ場合、タイヤ販売店は、一般消費者から使用済みタイヤを引き取る際に、適正な処理に必要な料金を徴収することができます。そのほか、運送業者や解体業者といった業者が産業廃棄物として使用済みタイヤを適正処理するケースもあると思いますが、適正処理に必要な料金は、タイヤの保管や管理に関する費用と収集運搬業者の運搬委託費、さらに中間業者の処分委託費用を合算したものと異なります。

ここでの中間処理業者は、タイヤを切断したり破砕加工をしたりする業者のことです。

中間処理された使用済みタイヤは、チップ化したり粉末化したものを原材料とする場合や、工場などで熱源として利用される場合もあります。もちろん埋立てなどの形で最終処分されるものもありますが、環境を保護し資源を有効活用するためにも、できる限り再利用することが求められています。これは、エネルギー効率の向上という観点からも有効だと考えられます。

また、走行によって摩耗したトレッドゴムを新しく貼り替えることでタイヤの機能を復元し、再利用するリトレッドタイヤの普及が高まっております。国内のリトレッド率は18%と言われております。

こうした資源の節約や環境の保護の取組と逆行する行為が、不法投棄と言えらると思います。

令和4年12月定例会で島田稔先生が一般質問された際の答弁の中で、県では、不法投棄に関する情報提供を広く受けるために廃棄物110番を設置し、24時間365日体制で通報を受け付けているとのことでした。

また、市町村や警察、海上保安庁、産業資源循環協会で構成する廃棄物不法投棄対策連絡会議により、県内全域での合同パトロールを実施するなど、連携した対策も取り組んでいるとのことでした。

そこで質問をいたします。

現在、廃棄物110番では、どのような通報が、どれくらい寄せられているのか、また、合同パトロールなどの取組は現在も続けられているのか、悪質な不法投棄に対する県としての対策はどのように進めていくのか、さらに、使用済みタイヤの再利用など資源の循環という観点で、県としてどのような取組を進めていく考えなのか、環境生活

部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、不法投棄への対応策についてお答えいたします。

本県において、不法投棄事案は、この10年間は毎年200件程度確認しており、依然として後を絶たない状況です。

議員御指摘の廃棄物110番には、年間20件程度の情報提供があり、内容は、不法投棄に関する通報が多数を占めております。

不法投棄は、生活環境の保全に支障を来し、原状回復に多大な費用と時間を要します。このため、未然防止策や早期発見による被害の拡大防止策が重要となります。

そこで、県では、県警や市町村、産業資源循環協会等で構成する廃棄物不法投棄対策連絡会議により、継続的に県内全域での合同パトロールを実施しています。

あわせて、各保健所に廃棄物監視指導員を配置し、不法投棄が多発した箇所のパトロールも行っております。

このような取組を通して、不法投棄者には厳正な指導や処分を実施し、県警とも連携して、不法投棄現場の原状回復に向け、粘り強く対応しております。

次に、議員御指摘の使用済みタイヤの再利用など、資源の循環についてお答えいたします。

使用済みタイヤを燃料やタイヤとして再利用するなど、廃棄物をリサイクルし、資源として循環することは、循環型社会の形成に向け、大変重要な取組だと思っております。

このため、県では、県内のリサイクル産業を育成し、資源循環を推進するため、リサイクル製品の認証制度を設け、循環型社会の形成に努めています。

この制度では、現在、リサイクル製品で一定の基準を満たすプラスチック製品や肥料など8製品を認証しており、これらの認証製品をパンフレットや雑誌広告などにより周知するとともに、利用の促進に取り組んでいます。

さらに、事業者による廃棄物の排出抑制やリサイクル等に資する施設整備へ助成し、リサイクル率向上に向けた取組を支援しています。

このような取組を通して、県民の間で資源循環に向けた動きが醸成されるよう、しっかりと進めてまいります。

県としましては、今後とも、県警や市町村、産業資源循環協会等と協力し、不法投棄対策を講じていくとともに、事業者等と連携し、循環型社会の形成を推進してまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 環境生活部長より答弁をいただきました。

不法投棄に対する粘り強い対策を継続していただきたいと思っております。また、資源の循環という観点からも、事業者への支援など積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、次の質問に移ります。

半導体産業の人材不足の解消について質問をさせていただきます。

昨年12月、台湾の明新科技大学の学長らが熊本県庁を訪問され、木村敬前副知事と意見交換をされました。その中で、学長は、熊本を半導体の第二のふるさとにしたいと語られました。

私は、明新科技大学の学長夫妻、副学長夫妻、そして日本プロジェクトオフィスの担当者と玉名市内の高校を回り、校長先生と意見交換をいたしました。さらに、熊本高専、熊本工業高校も訪れ、半導体人材の育成について意見を交わしました。

ここでスクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これが、台湾・新竹にある明新科技大学の半導体学部の校舎です。5階建てです。1階から4階までが、違う4つの半導体生産ラインが設置されているそうです。

次のスライドが、そのTSMCと同じ半導体生産ラインで学生たちが製造技術を学ぶ様子を写しています。この明新科技大学の半導体学部には、半導体企業で実際に使われている製造ラインが企業から提供されております。学生たちは、大学の先生から半導体の理論を学びながら、学部に整備された製造ラインで半導体の製造工程を身につけ、即戦力として企業で活躍していくとのことでした。

そして、この半導体学部に、今年から日本人コースを新設し、30名規模で日本人を受け入れ、中国語、英語、半導体を学び、即戦力として世界で活躍できる人材を育成したいということでした。

玉名で、玉名女子高、北稜高校、玉名高校、玉名工業高校の校長先生がコースの説明を聞いたとき、工業関係の生徒でなくても進学できるのかといった質問もありました。問題ないとのことでした。高校にとっても、卒業生が台湾の大学に進学し、世界で活躍することになれば、意義は大きいものではないかとの話もありました。

また、半導体の製造は細かな作業が多く、台湾でも女性が活躍している分野だと話していました。ミニTSMCと言われる明新科技大学の半導体学部に整備されている半導体の製造装置の機械は日本製のものが多いため、日本の学生を受け入れることで、日本人が半導体の製造に関わる道を開きたいと話している姿が印象的でした。実際に、学費は年間60万、寮費は年間13万と、経済的な負担も理系の国内の大学より抑えられる点も魅

力の一つだと感じました。

また、大学の中国語センターで、高校卒業後、9月入学までの期間、中国語を学ぶことで、中国語の授業にも十分に対応できるように工夫されている点も安心できると感じました。

今後、半導体産業の人材不足が指摘される中、こうした台湾の大学と連携する中で、人材不足を解消する道が開けるのではないかと感じました。こうした台湾の大学は企業との結びつきも強いいため、必要とされる人材の育成が効果的に進められています。

そこで質問いたします。

今後、半導体産業が集積している熊本の強みをさらに伸ばしていくに当たって、県としてどのような人材が不足すると考えているのか、また、人材不足の解消に向けて、台湾の大学等との連携も考えられるが、県としてどのように取り組んでいく考えなのか、お尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、半導体産業の集積を進める上で、不足すると思われる人材についてお答えします。

TSMCの進出に伴い、半導体関連産業の人材需要は高まっており、人材の育成と確保は喫緊の課題であると認識しております。

オール九州の産学官連携組織である九州半導体人材育成等コンソーシアムの調査によると、九州の半導体産業における人材不足は、年間1,000人程度にも及ぶとされています。具体的に、人材の不足感が大きくなる職種としては、短期的にも中長期的にも、工場で製造機械を操作するオペレーターや製造ラインの管理改善を担う生産技術職が挙げられ、また、短期的には研究開発職などとされています。

次に、半導体関連産業の人材不足の解消に向け

た県の取組についてお答えします。

県では、知事をリーダーとする半導体産業集積強化推進本部に部会を設け、国や教育機関、地場企業などとも連携しながら、3つの取組を柱に、人材の育成と確保を進めています。

まず、1つ目が、学校卒業後に、県内企業に就職してもらうための取組です。働く人が安心して働き続けられるブライツ企業のPRや、中小企業に専門家を派遣し、企業の採用力向上を図る取組を進めています。

2つ目が、県外から移住して働いてもらえるような取組です。東京、大阪、福岡を主なターゲットとして、UIJターン就職支援センターによる県内企業の紹介等の支援や就職セミナーの開催など、UIJターンの促進に取り組んでいます。

そして、3つ目が、産業人材を育成する取組です。今年度から、半導体関連産業への理解促進を図るため、産業界や教育界の協力の下、小中学生に対する出前授業を行っています。また、県立技術短期大学校では、本年4月に半導体技術科を開設し、新たに採用する半導体に精通する指導員の下、将来の熊本の半導体関連産業を担う技術者や研究者の育成を図ることとしています。

熊本大学でも、4月に、文理融合の新学部、情報融合学環などが開設され、県も、トップレベルの教員の招聘や地域企業との共同研究に携わる学生を支援しています。

また、県教育委員会では、高校生の半導体関連産業に対する理解促進を図るため、今年度から、県立高校を対象として、企業見学や出前授業を実施しています。さらには、台湾の大学への進学や留学などの連携も始まっています。

今後とも、新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、台湾の先進事例も参考にしながら、産学官で幅広く連携し、人材の育成と確保に全力を

挙げて取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 商工労働部長より答弁いただきました。

県では、3つの取組を柱に、人材育成と確保を進めるとの答弁をいただきました。

就職や県外からの移住、産業人材の育成と、すぐに取り組めるものと時間のかかるものがあるかと思いますが、丁寧に取り組を進めていただきたいと思います。場合によっては、地域や国を越えた協力も必要だと思えますし、教育界と経済界としっかりと協力しながら、人材育成と確保に力を注いでいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、続きまして質問させていただきます。

特別支援教育のニーズ拡大への対応と分校設置について質問をさせていただきます。

本県の特別支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、各自治体の小中学校では、特別支援学級のための教室や教員の配置に苦心しているところも増えております。保護者からは、専門性の高い教員に指導してほしいという声も上がっており、特別支援学校のニーズは高まっているのが現状だと考えられます。

県では、地域ごとに特別支援学校を設置し、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の児童生徒などに対する教育を実施してこられました。

私の住む玉名市には、県の設置する特別支援学校がないため、荒尾支援学校に通っている児童生徒がおられます。小中学部生の場合は、通学バスを使っている児童生徒が多く、高等部生は、公共交通機関で通うことが基本となっております。

地元の保護者からいただく意見としては、高等

部生はどうしてバスで送迎してくれないのかということがあります。県としても、生徒の自立を促すために公共交通機関での登下校を基本としているとのことですが、結果として、保護者が送迎をするために正社員を辞めた事例もあるとのことでした。個別の事情を抱える生徒の場合、高等部生もバスで送迎しているとのことですが、保護者が正社員を辞めて子供を送迎している実情に対しては、行政としても柔軟な対応ができないかと感じております。

一方、小中学校の場合は、地元の学校の特別支援学級に通う児童生徒が増えてきております。その際に、少ない人数の児童生徒に対応するために教室と先生を確保する必要がありますが、教員不足の現状がある中、地域の要望どおりに教員を配置することが難しくなってくるのではないかと危惧しております。

玉名市教育委員会に伺ったところ、玉名市で特別支援学級に通う児童生徒は、令和5年5月時点で、小学校164人、中学校67人、小学校40学級、中学校19学級が設置されているとのことでした。ちなみに、平成30年5月の時点では、小学校98人、中学校38人ですから、ここ数年で増加傾向にあることが分かります。

一方で、全体の児童生徒数は減少しているため、地域によっては、小学校の統廃合が進んでいるのが現状です。玉名市でも、豊水小学校と大浜小学校が令和7年4月に統合することが決まり、そのための準備を進められております。

私は、これだけ多くの特別支援学級に通う児童生徒がいる中で、特別支援学校を分校という形で増やすことが、教員不足の問題を解消し、支援を必要とする児童生徒に質の高い教育を受ける機会を提供できるのではないかと考えます。

昨年、教育警察常任委員会で見学しました松橋

西支援学校は、小学部と中学部が一つの校舎で、松橋高等学校内に高等部がありました。そして、上益城分教室は、甲佐高等学校内に位置しているとのことでした。

また、荒尾支援学校の場合は、児童生徒の増加に伴って、重複障害以外の高等部の生徒は岱志高校に通う形となっており、こうした事例を参考にできると思います。

そして、廃校になる小学校を特別支援学校の分校として活用することも一つの方法ではないかと思っております。

そこで質問いたします。

県は、拡大する特別支援学校へのニーズにどう対応していくのか、地域の実情を踏まえて、具体的に分校や分教室を設置する計画はあるのか、さらに、交通網がない地域の知的障害特別支援学校高等部生徒の通学手段の確保について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、拡大する特別支援教育のニーズと対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒数は増加しており、特に特別支援学級の児童生徒数は、特別支援教育制度開始以降の15年間で約5.3倍となっており、その傾向は顕著です。

県教育委員会では、児童生徒数が年々増加する中で、個々の児童生徒の学習状況や学校生活における困難さに応じた指導・支援体制を確保していくことを目的として、今年度から、多様な学びの場整備事業に取り組んでいます。現在、県内3市町を指定して事業実施中ですが、中には、特別支援学級で個々に応じた指導、支援がなされた結果、学校生活における困難さが軽減し、特別支援学級ではなく、通常の学級で学ぶことが

適切な事例等が見受けられます。

学びの場の判断は、本人、保護者の意向を踏まえ、市町村教育委員会が総合的に判断することとなっており、県教育委員会としましては、適切に判断できるよう支援し、児童生徒にとって最適な学びの場や支援体制を確保することが重要と考えています。

議員御提案の分校の設置については、まずは、多様な学びの場整備事業の進捗や荒尾・玉名地域の将来的な人口動態等を見極めた上で、その必要性について検討してまいります。

次に、公共交通網が整備されていない地域における知的障害特別支援学校の高等部生徒の通学手段確保についてでございます。

現在、知的障害特別支援学校12校のうち、小中学部を設置している7校で通学バスを運行しており、義務教育段階の小中学部を優先して乗車させています。高等部の生徒は、卒業後の自立と社会参加を見据え、可能な生徒は、公共交通機関等を利用しながら、自分で通学することを基本としています。

これまで、自分で通学することが困難な生徒のうち、保護者等の傷病や自家用車を所有されていないなどの事情を抱える児童生徒の通学については、保護者等から聞き取りを行い、個別に対応しているところでございます。

県教育委員会としまして、特別な事情がある生徒について、今後どのようなことができるか調査検討してまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 教育長より答弁いただきました。

県として多様な学びの場の整備事業に取り組んでおり、通常の学級で学ぶことが適切な事例があったとのことでした。私も、通常の学級で学ぶことが適切な事例もあると考えます。

一方で、特別支援学級が増加している現状や、より専門性の高い教員の指導を受けたいという保護者の声も無視できないと感じております。多様な学びの場を整備していただくと同時に、市町村と連携を図りながら、分校や分教室の必要性についても前向きに検討を進めていただくことを要望したいと思います。

また、高等部生徒の通学手段についても、個別の通学事情も再度確認をいただきながら、対策を考えていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

有明海沿岸道路の整備促進について質問いたします。

有明海沿岸道路・荒尾道路の中心くい打ち式が、2月12日、荒尾総合文化センターで開催されました。国直轄による荒尾道路の整備がいよいよ進められます。

この有明海沿岸道路は、高規格道路として異例のスピードで予算措置が進み、現在、国において、長洲―玉名間の計画段階評価を進めていると聞いております。国会議員を中心として、沿岸地域の首長、経済団体、議員などが一致団結して取り組んでいることをとてもうれしく感じております。

そうした中、TSMCの熊本工場が完成したという報道がありました。既に台湾から多くの技術者が熊本での生活を始めていると聞いております。工場が稼働するのに合わせて、関連企業が、熊本をはじめ九州の各地に進出する動きが始まっており、熊本市でも、工業団地を整備する場所を探しています。

今後、熊本県を中心に九州で半導体産業を再構築していくためには、インフラ整備と渋滞の解消が大きな課題になってくると考えます。県でも、TSMC周辺の道路整備を加速化されると同時

に、空港アクセスの改善や道路ネットワークの構築に取り組んでいくことと思います。

玉名市におきましても、廃校になった小学校の跡地に関連会社が工場を新設したり、工業団地の整備などが進められていますが、玉名の場合は、高速道路の菊水インターを中心に企業誘致が進んでいるのが現状です。

今後、TSMCは、第2工場が決定し、そして第3工場も整備していくと思われまます。こうした誘致を勝ち取り、さらに、TSMCと取引のある企業を誘致するためにも、本県の道路ネットワークの整備は非常に重要であります。

そして、沿岸地域に企業を誘致するには、有明海沿岸道路の絵姿を示すことが企業誘致への近道だと考えます。

そこで質問いたします。

現在異例のスピードで整備が進む有明海沿岸道路の長洲—玉名間の早期実用化に向けてどのように取り組んでいくのか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 有明海沿岸道路は、佐賀、福岡、熊本の3県にまたがる広域的な経済交流圏を創出し、九州の循環型高速交通ネットワークを形成する重要な道路です。

本県においても、熊本都市圏と荒尾・玉名地域の交流促進や産業の活性化に大きな役割を果たすことが期待されます。

まず、本路線の進捗状況についてでございますが、三池港インターチェンジ連絡路におきましては、荒尾市の土地区画整理事業に合わせて、大島高架橋工事が重点的に取り組まれており、今年度の補正予算により、新たに橋脚2基の工事が進められております。

また、事業化に向けた手続の一つである計画段

階評価が完了している荒尾—長洲間におきましては、今年度、荒尾道路が県内で初めての整備区間として事業化され、本格的な測量などに着手する環境が整い、今月12日には、中心くい打ち式が開催されました。

次に、長洲—玉名間についてですが、昨年12月に計画段階評価に着手され、事業化に向けた取組が着実に進められております。

計画段階評価の進捗に合わせて、この区間に新たに設置されるインターチェンジへのアクセス道路の整備に向け、地元市や町と連携して取り組んでまいります。

さらに、国による計画段階評価完了後は、本県が、手続の主体として、当該区間の都市計画決定に係る説明会の開催や関係機関との協議などを速やかに進めてまいります。

このように、長洲—玉名間の早期事業化に向けまして、国と緊密に連携しながら、県としての役割をしっかりと果たしてまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 土木部長より答弁をいただきました。

驚くほど順調に進んでいる有明海沿岸道路の熊本県側の整備ですが、今後、県の役割も大切になってくると感じております。国との連携はもちろんですが、沿線自治体との連携も緊密に取り組ながら、長洲—玉名間の計画段階評価を着実に進めていただきたいと思っております。

そして、先週行われた荒尾道路の中心くい打ち式では、くい打ち式から道路完成まで、従来8年がかかるとの話がありました。ただ、有明海沿岸道路の整備に関しては、その8年という記録を縮めるという意気込みで話もされました。産業の活性化に向けても期待の高い有明海沿岸道路ですが、将来的な道路ネットワークを整備するという

観点からも、急ピッチで整備を進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

食料安全保障の基盤となる農地の確保と地域計画の策定について質問をいたします。

1月26日召集の通常国会で、農林水産省は、食料・農業・農村基本法改正案など6法案を提出する方針が示されました。四半世紀ぶりの見直しとなる基本法改正案ですが、見直しの方向として、4つの柱が示されています。

中でも「平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立」の項目は、食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組みへの転換や、食料の確保に向けた対策を不測時に政府一体で実行する体制や制度の構築などが主な施策として挙げられています。

我が国における食料の安全供給は、国内生産の増大を図ることを基本に、輸入及び備蓄を適切に組み合わせて、その確保を図るのが基本的な考え方です。

しかし、気候変動、食料需要の拡大、ウクライナ情勢などを背景に、輸入する食品原材料や生産資材の価格高騰を招き、また、化学肥料の輸出規制や国際物流の混乱などに直面し、食料安全保障の強化が喫緊かつ重要な課題となっております。

玉名地域では、2020年までの10年間で、耕作面積が約1割、基幹的農業従事者数が約3割減少をしております。県全体でも同様の傾向で、今後も継続することが懸念をされます。

こうした状況を踏まえ、食料安全保障の基盤となる農地の確保が最も重要と考えており、生産者の減少に備えて、10年後、20年後、誰が、どこの農地で、どんな作物をどのように栽培するのかという見通しを立てていくことが必要不可欠になります。

このような将来の地域農業の在り方を明確にするのが、市町村が策定する地域計画であり、まさに今、地域の農業に関わっている人たちで話し合っておかなければ、将来にわたって農地を確保し、食料安全保障を実現することはできません。

圃場整備、集約化、あるいはスマート農業などの省力化を進める必要があるかもしれません。農業の初心者を受け入れ、研修や人材育成に力を入れる自治体もあるようです。

本県は、TSMCはじめ、半導体関連企業の集積により農地が減少する地域もあり、今後さらに営農への影響も指摘されます。県として、その影響について注視する必要があると考えます。

そこで質問です。

食料安全保障の基盤となる農地の確保については、その核となる地域計画の策定がとても重要と考えますが、県として、各自治体や地域とどのように連携しながら推進するのかを農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君） 国が目指す食料安全保障に向けて、県では、生産力や産地力を強化する観点から、農地の集積や担い手の育成などに全国に先駆けて取り組んでまいりました。さらに、耕畜連携による自給飼料の生産拡大など、国の食料・農業・農村基本法の改正に向けた議論に先んじた取組を進めています。

一方、人口減少や農家の高齢化等を背景に、耕地面積や農業従事者数は減少傾向にあり、さらに、TSMCをはじめとする半導体関連企業の進出が加速化している状況を踏まえると、食料安全保障の基盤となる農地の確保はその重要性を増しています。

県としても、目指すべき地域農業の在り方を明確化する地域計画は、農地を集約し、担い手が適

切に利用していくために、極めて重要であると認識しています。

現在、市町村においては、令和6年度までの策定を目指し、地域計画の作業が本格化していますが、その中で、地域の農地をどうまとめて誰が利用していくかを示す目標地図を作成する必要があることから、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関との連携が重要です。

このため、県では、市町村や農業委員会などと構成する農地集積推進チームにおいて、計画策定が円滑に進むよう、策定手順や先行事例の情報共有を行っています。加えて、意見集約に向けた助言や、くまもと農地GISを活用し、基盤整備の状況が見える化した地図の提供など、積極的な支援を行っているところです。

このような支援を行う中で、県内各地において、対象となる農地の範囲の見直しや農地利用の現況地図の作成が進んでいるほか、玉名地域においては、先行している地域の話合いに他の市町村担当者が参加し、意見集約の進め方の参考とするなど、計画策定に向けた着実な取組が見られます。

一方で、高齢化が進展する中山間地域などでは、農地の受け手の見通しが立っていない地域も少なくありません。こうした地域に対しては、地元の意向も踏まえ、将来の地域農業を担う地域営農組織の設立や法人化に向けた支援を行うとともに、農地など経営資産の移譲を希望する農業者と地域外からの参入を希望する農業者をつなぐ経営継承の取組を進めてまいります。

県としては、食料の安全保障の基盤となる農地と担い手の確保に向けて、市町村における地域計画の策定をしっかりと支援してまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 農林水産部長より答弁をいただきます

した。

地域計画策定の重要性を共有すると同時に、県としても、関係機関と連携しながら、地域計画を策定する市町村の支援をしっかりと行っていくとの答弁でした。

その中で、農地の受け手の見通しが立っていない地域も少なくないとの指摘もありました。それぞれの地域に合った形で、農地と担い手の確保に向けた取組を進めていただきたいと思っております。

これで全ての質問が終わりました。

ところで、皆さん、人生の中でいろんな人の影響を受けたことだと思っております。私も、実は、子供の頃から、おやじが政治家で、そういう環境で、影響を小さい頃から受けてまいりました。

ただ、大学のときは、文化人の桜井さん、そして、最近では、スポーツ選手の峰選手などもおりますが、そして、一番私が影響を受けたのは元総理大臣、田中角榮先生でございます。多くの著書を読み、非常に感銘を受けました。私も、若い人に影響を持ってもらえるような人間に頑張りたいと思っております。

最後になりますが、この県政のよき流れと県の安定のために、私は自民党としての気概を持って3月の選挙には頑張りたいと思います。

これももちまして終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第79号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、目下議題

となっております議案第1号から第79号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第79号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第79号までにつきましては、さきに配付の令和6年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することいたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程(第80号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第80号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第80号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第80号を議題といたします。

第80号 収用委員会予備委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第4 休会の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明20日及び21日は、議案調査のため、22日は、各特別委員会開会のため、26日から28日までは、各常任委員会開会のため、29日及び3月1日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、明20日から22日まで及び26日から3月1日までは休会することに決定いたしました。

なお、23日から25日まで、3月2日及び3日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る3月4日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時8分散会

第 5 号

(3月4日)

令和6年 熊本県議会2月定例会会議録

第5号

令和6年3月4日(月曜日)

議事日程 第5号

令和6年3月4日(月曜日)午前10時開議

- 第1 各特別委員長報告 質疑
- 第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第3 閉会中の継続審査の件
- 第4 常任委員の改選
- 第5 議会運営委員の改選
- 第6 特別委員の所属変更及び選任の件

本日の会議に付した事件

議席の一部変更の件

- 日程第1 各特別委員長報告 質疑
- 日程第2 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案(第80号) 質疑 討論 議決
- 知事提出議案の上程(第81号) 質疑 討論 議決
- 知事提出議案の上程(第82号) 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議長辞職の件
- 議長選挙の件
- 副議長辞職の件
- 副議長選挙の件
- 日程第4 常任委員の改選
- 日程第5 議会運営委員の改選

特別委員辞任の件

常任委員辞任の件

日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

出席議員氏名(48人)

- 星 野 愛 斗 君
- 高 井 千 歳 さん
- 住 永 栄一郎 君
- 亀 田 英 雄 君
- 幸 村 香代子 君
- 杉 蔦 ミ カ さん
- 立 山 大二朗 君
- 斎 藤 陽 子 さん
- 堤 泰 之 君
- 南 部 隼 平 君
- 本 田 雄 三 君
- 岩 田 智 子 君
- 前 田 敬 介 君
- 坂 梨 剛 昭 君
- 荒 川 知 章 君
- 城 戸 淳 君
- 西 村 尚 武 君
- 池 永 幸 生 君
- 竹 崎 和 虎 君
- 吉 田 孝 平 君
- 中 村 亮 彦 君
- 高 島 和 男 君
- 末 松 直 洋 君
- 前 田 憲 秀 君
- 松 村 秀 逸 君
- 岩 本 浩 治 君

西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
山口裕君
岩中伸司君
城下広作君
西聖一君
鎌田聡君
浏上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川收君

欠席議員氏名(1人)

増永慎一郎君

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島郁夫君
副知事 田嶋徹君
知事公室長 内田清之君
総務部長 平井宏英君
企画振興部長 富永隼行君
理事 小金丸健君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府高隆君
健康福祉部長 沼川敦彦君

環境生活部長 小原雅之君
商工労働部長 三輪孝之君
観光戦略部長 原山明博君
農林水産部長 千田真寿君
土木部長 亀崎直隆君
会計管理者 野尾晴一朗君
企業局長 竹田尚史君
病院事業者 竹内信義君
管 理 者
教 育 長 白石伸一君
警察本部長 宮内彰久君
人事委員会 西尾浩明君
事務局長
監 査 委 員 藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局 長 波村多門
事務局次長 村田竜二
兼総務課長
議事課長 富田博英
審議員兼 濱田浩史
議事課長補佐

午前10時開議

○議長(浏上陽一君) これより本日の会議を開きます。

議席の一部変更の件

○議長(浏上陽一君) まず、お諮りいたします。

議員に所属会派の異動がありましたので、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浏上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議席の一部変更の件を議題といたします。
お諮りいたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

日程第1 各特別委員長報告

○議長(淵上陽一君) 次に、日程に従いまして、日程第1、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君 皆さん、おはようございます。

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、台湾において、チャイナエアライン、スターラックス航空では、就航後の利用状況について情報収集を行うとともに、航空路線の利用促進について意見交換を行いました。

また、熊本から台湾へのアウトバウンド促進のため、三普旅行社と意見交換を行いました。

さらに、台湾交通部では、台湾の高速道路の整備状況について情報収集を行うとともに、現地調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、熊本空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、中九州横断道路について、有料道路になるのかどうか、県民に告知すべき時期に来ていると考えるが、いかがかとの質疑があり、執行部から、現在、建設期間の短縮などのメリットがある有料道路制度の活用を含め、国において最も有効な整備手法を検討中であるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、早期開通のため有料道路の手法の検討を進め、早期に県民に示してほしいとの意見が出されました。

また、委員から、中九州横断道路の整備の見通しについて、県はどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、中九州横断道路の早期整備が必要であると考えている、県としても、合志インターチェンジからつながるバイパスなどの整備について、5年後の完成を目指すこととしており、加えて、中九州横断道路の整備加速化を図るため、用地の先行取得を行うなど、しっかり協力していくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、国、県で協力して取り組んでほしいとの意見が出されました。

次に、委員から、国際線は観光利用を中心に順調に推移しているが、それでは途中で飽きられて搭乗率が下がる懸念がある、今後とも搭乗率を維

持するためには、リピーターや熊本からのアウトバウンドを増やす必要がある、今後の路線安定に向けた施策はあるかとの質疑があり、執行部から、現在就航先の魅力をPRするプロモーションに取り組んでおり、来年度も継続してアウトバウンドの需要喚起にしっかりと取り組むとの答弁がありました。

また、委員から、台湾線の便数が増えれば、台湾を経由して海外に行くなど国際線利用の考え方を考える必要があるが、県ではどのような議論を行っているのかとの質疑があり、執行部から、台湾線で多くの便が就航する中、桃園国際空港経由による海外とのネットワーク戦略を考えていく必要がある、旅行会社では、既に桃園国際空港を経由したアメリカ旅行プランも展開しており、そのような状況を踏まえ、しっかりと考えていくとの答弁がありました。

次に、委員から、物流の2024年問題を受けて、熊本空港の物流機能を促進するため、付加価値の高い商品を早く安く輸送するルートの開発は行っているかとの質疑があり、執行部から、熊本空港がどのような強みを発揮できるのか検討しながら、航空物流の可能性を探っていくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、2024年問題でトラック輸送が混乱する中、航空物流がどのように担っていくのかについて研究し、しっかり取り組んでほしいとの意見が出されました。

また、委員から、熊本空港では国際貨物輸送の実証事業を行っているが、どのような商品をどの程度扱っているのかとの質疑があり、執行部から、令和4年度と令和5年度の実証事業では、主に半導体を少量試験的に扱ったとの答弁がありました。

これに対し、委員から、県内の水産物を扱う方

々から海外に輸出したいとの要望もあるので、これらの方々に寄り添いながら進めてほしいとの意見が出されました。

次に、委員から、熊本空港のそらよかエリアでは、新たな店舗が展開される予定であるが、熊本の特産品を空港で提供したいとの声も多い、今後県産品を販売するためのアイデアなどはあるかとの質疑があり、執行部から、そらよかエリアでは、レストランはもとより、空港広場での特産品販売も可能となる、待合エリア、そらよかエリアなどを総合的に活用し、県民、国内外の方が熊本を楽しめるよう、航空運営会社と連携し、対応していくとの答弁がありました。

これに対し、委員から、テナント料が高く、出店したくてもできないという声も聞く、県が支援できないか検討してほしいとの意見がありました。

次に、委員から、空港アクセス鉄道の環境アセスメントに関する配慮書について、住民からどのような意見があったのか、また、整備ルートはいつ頃公表されるのかとの質疑があり、執行部から、鉄道構造物の設置による農地への日照被害を懸念する意見があった、住民意見も踏まえ、今後の対応を検討していく、また、整備ルートについては、線形だけでなく、事業費や需要予測、収支計画などを総合的に示すことが重要であり、令和6年度末をめどに示したいとの答弁がありました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これに対し、委員から、都市交通マスタープランについて、10年前のパーソントリップ調査に基づき計画された事業に現在どのように取り組んでいるのか、また、今回のパーソントリップ調査の

結果をどう活用していくのかとの質疑があり、執行部から、前回の調査を受けて、都市交通マスタープランを策定し、その後、この実行計画である都市交通戦略を策定しており、この戦略について、毎年進捗管理を行うとともに、定期的に見直しを行いながら事業を進めている、今回の調査の結果については、今後の交通計画の策定に用いるほか、交差点改良やバイパス整備にも活用していくとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。高速交通ネットワーク整備推進特別委員長報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を求めます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君 海の再生及び環境対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきましては、委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年10月には、宮城県において、森づくり活動の取組、岩手県において、カキやワカメ養殖の研

究及び実験プラントを調査するとともに、岩手県において、民間事業者による木質バイオマス熱エネルギーの取組について調査を行い、また、青森県において、民間事業者による太陽光発電でのスマート水素ステーション事業の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、下水処理場における栄養塩類の季別運転の取組について、熊本市や荒尾市は実施しているが、八代海の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、熊本市や荒尾市は、ノリ養殖の関係上、地元の要望を受けて実施している、生物を豊かにするためには栄養塩が必要となるが、八代海では、夏場の魚類養殖への赤潮被害もあるため、バランスが重要となるとの答弁がありました。

関連して、委員から、兵庫県における栄養塩管理に係る視察結果について、兵庫県の取組を参考にしながら、季別運転等の取組を関係部局が連携して対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、今年はいまだに例がない3種類の赤潮が同時に発生したが、海藻により赤潮を抑制することができないかとの質疑があり、執行部から、海藻には水質浄化機能があり、また、表面に付着する微生物が有害プランクトンを寄せつけない効果があるという情報もあることから、間接的に赤潮抑制となるとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海灣奥部の干潟再生について、環境省に出向き説明をした際の反応についての質疑があり、執行部から、国も、改めて課題

が多い干潟であることを再認識されたとの答弁がありました。

さらに、国に対し、調査の繰り返しではなく、具体的な再生の手法を示すよう話ができないかとの質疑があり、執行部から、委員会の議論も含め、国としっかりと協議していくとの答弁がありました。

次に、委員から、漂流ごみや漂着ごみの回収は以前と比べてどうかとの質疑があり、執行部から、漂流・漂着ごみの量は、風水害の影響によるところが大きく、梅雨期の豪雨や台風等で突出して増えているが、近年は、災害を除けば、おおむね一定の量に収まっているとの答弁がありました。

次に、2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、本県は、国に先駆けて2050年ゼロカーボン宣言されたが、国に先駆けた取組はあるのかとの質疑があり、執行部から、くまもとゼロカーボン行動ブックによる啓発は、行動、効果、経済的メリットを示しており、国からも全国的に事例がないと聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、高純度BDFの活用について、価格と安全などの面から活用は厳しいと聞くが、これまでに公共事業などの利用実績はあるかとの質疑があり、執行部から、荒瀬ダム撤去の際のトンネルの埋め戻し工事や宇土市役所の解体工事、TSMCの地盤改良工事などの事例はあるが、裾野が広がっている状況ではない、建設現場における脱炭素化に取り組む工事について、インセンティブに関し、建設業協会と意見交換を行いながら、検討を進めていくとの答弁がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、水素エネルギーの普及について、県庁のFCV(燃料電池自動車)の水素ステーションの撤去は後退するイメージが強い、民間と連携し、県北、県南、県央に水素ステーションを設置すべきではないかとの質疑があり、執行部から、2か所目の商用水素ステーションの整備を含め、九州・山口各県をはじめ、関係機関と連携して、FCV及び水素ステーションの普及に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、委員から、余剰電力の活用については、どこへでも運べる水素でためるということを検討してもらいたい、さらに、水素エネルギーの活用について、県でも率先して取り組んでいただきたいとの要望がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査をする必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。海の再生及び環境対策特別委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、地域活力創生特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

[橋口海平君登壇]

○橋口海平君 地域活力創生特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、デジタル田園都市国家構想に関す

る件及びT SMC進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を4回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、千葉県において、デジタル技術で様々な課題解決を図るスマートシティーの取組を、また、東京都では、NPO法人による移住、定住支援や民間企業による空き家再生等の取組を調査し、あわせて、T SMC進出に関連し、台湾の駐日代表機関と日台交流について意見交換し、さらに、静岡県において、外国人との共生を進める公益財団法人の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、デジタル田園都市国家構想に関する件であります。

D X関係、移住、定住関係の施策を中心に審議を進めました。

D X関係については、各定例会を通して、執行部から、県のデジタル化、D X関連施策の状況、産学行政の連携、市町村D Xの支援などについて説明があり、移住、定住関係では、移住定住推進本部の協議の状況、移住、定住の推進に向けた各施策の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、D Xに関して、デジタルの力で県民生活をよくするには、県庁の組織風土を大きく変える必要がある、デジタル戦略局のこれまでの取組において、成果と課題は何かとの質疑があり、執行部から、成果としては、デジタル化、D Xの問題を横串で捉え、全庁展開する体制が整い、様々な面でデジタル化を考える機運が上がったこと、課題は、新しい技術について、住民サービスや庁内業務において、さらなる活用を進める必要があることとの答弁がありました。

次に、委員から、D X公募型実証事業で得られた成果物等は、実施企業だけでなく、広く他の企業等も活用できるのかとの質疑があり、執行部から、事業の成果等は横展開を図っていく想定である、どこまで活用可能か、事業者との協議を行いながら、できる限り活用できるようにしたいとの答弁がありました。

次に、委員から、民間企業と市町村との連携により、新たな事業が立ち上がった事例やサテライトオフィスの誘致などにつながった事例はあるのかとの質疑があり、執行部から、スタートアップ、ベンチャー企業において、市町村と連携が始まっている、くまもとD X推進コンソーシアムにおいて、県内外の企業の参画を進めながら、県内へ活力を呼び込んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住、定住関係について、熊本への移住者が増えているが、どのような理由で選ばれているのかとの質疑があり、執行部から、アンケートによると、移住者は、Uターンや九州出身者、配偶者の出身地が熊本であるなど、熊本と何か関わりを持った方が多く、移住、定住については、関係人口の拡大が重要と考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、高校卒業生への情報発信事業とラブくまプロジェクトは、いずれもSNSで情報発信するツールだが、両者の違いはどのような点なのかとの質疑があり、執行部から、高校卒業生への情報発信事業では、進学や就職等で県外に転出した方に、将来的に熊本に戻ってきていただけるよう、ラブくまプロジェクトと重複するような地域情報だけでなく、就職情報なども届けることとしている、両方を使い分けながら情報発信し、県外に出ている方も、本県とのつながりを維持していただけるよう取り組みたいとの答弁があ

りました。

次に、TSMC進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通じて、執行部から、TSMC進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成、確保、台湾からの誘客、交流の推進、新大空港構想の策定について説明があり、審議を行いました。

これに対し、委員から、TSMC出向者の子供約150名の就学を、公立学校、ルーテル学院高校、熊本インターナショナルスクールで受け入れているが、内訳はどうなっているか、また、公立学校は無償で私立学校は有償ということかとの質疑があり、執行部から、大まかには熊本インターナショナルスクールにて多くを受け入れられており、費用については、通常の児童生徒と同様の取扱いと聞いているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、公立学校の環境がより整備されれば、公立を希望する方も増えると思うので、御家族の意向を反映できる体制をつくっておくことが大事だとの意見がありました。

次に、委員から、県北は企業集積が進むが、県南は距離的ハンデがある上に、市町村、特に郡部の町村では、誘致が未定の段階での工業団地整備が困難な事情もあるので、基礎調査に限らず、土地取得に関しても一定の支援は考えられないかとの質疑があり、執行部から、道路などハード整備が進めば、距離的ハンデも小さくなる考える、市町村工業団地については、その隣接地に県の工業団地を整備し、連携を図ることも考えられるので、市町村と連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、企業が求める人材のレベルは様々で、研究者を求める企業や製造活動に従事する技術者を求める企業など多岐にわたる、そのよ

うな人材ニーズに対して、人材を育成する教育機関は、レベルに応じた育成ができているのかとの質疑があり、執行部から、熊本県半導体人材育成会議において、大学、高等専門学校、県立技術短期大学校などの教育機関等と情報交換を行っており、企業が求める人材を輩出できるよう対応している、また、企業が、採用後、研修や民間のトレーニングセンターで対応される部分もあるとの答弁がありました。

次に、委員から、策定中の新大空港構想は、これまでの大空港構想とどのような点が違うのかとの質疑があり、執行部から、空港周辺にTSMCをはじめ半導体企業の集積が見込まれるため、そのような産業、暮らしといったまちづくりの部分をしっかり盛り込んでいかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、この構想が基本となり、周辺も変わる、空港利用者や県民も含めた広い視野でつくっていただきたいとの意見がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、本委員会に付託されました調査事件については、引き続き調査する必要がありますので、本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続審査事件とすることに全会一致をもって決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。地域活力創生特別委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

日程第2 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、去る2月19日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第79号までについて、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係8議案及び条例等関係8議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度2月補正予算は、健康福祉部関係では、通常分として、介護給付費等の扶助費や災害救助費の所要見込額の減額等、新型コロナウイルス対策分として、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保に係る空床補償の所要見込額の減額等、合わせて347億6,100万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,975億6,400万円余であります。

病院局関係では、収益的収支において、職員給与費の執行見込み減による減額等、1億3,500万円余の減額補正、資本的収支において、財源更正による収入の900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて19億9,800万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の変更及び債務負担

行為の設定等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算として編成されており、義務的経費や継続事業に要する経費等で、健康福祉部の予算総額は3,581億7,900万円余であります。

また、病院局の予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて20億4,300万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の改正について外7議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、性被害防止対策支援事業について、事業内容はどのようなものか、また、児童養護施設の職員による入所児童への性的虐待の事案が発生しているが、県では性的虐待防止のための対策は取っているのかとの質疑があり、執行部から、この事業は、1施設当たり10万円を補助するもので、子供が着替えをするときのプライバシーを保護するためのパーティションや簡易更衣室、保護者が心配しないように指導の様子を記録できるポータブルカメラ等がその助成対象となる、また、保育所、児童養護施設等に対しては、職員による性的虐待の防止に係る指導を徹底するよう通知しているとの答弁がありました。

次に、委員から、地域包括ケアシステム構築加速化事業について、地域包括ケアは、市町村によって医療・介護資源に差があり、その構築に温度差があると聞いている、特に、医療・介護資源が不十分な市町村については、他の市町村との連携が必要となってくると思うが、県内の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、地域

包括ケアの進捗は、市町村の規模やその資源の状況によって異なると認識している、市町村の枠を超えての連携については、介護分は、もともと市町村単位が基本なので進んでいないが、医療分野は、同じ二次医療圏域で連携が進んでいるところもあり、また、リハビリテーション分野も同様に、市町村の枠を超えての連携が進んでいる、市町村がどの程度やる気を持って包括ケアを進めるかによるところがあるので、今後とも、県としては伴走型で支援していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、周産期医療対策事業について、熊本大学から八代の熊本労災病院への産科医の派遣ができなくなり、同病院では、本年1月末に産科を休止した、これにより、八代地域だけではなく、人吉・球磨地域のハイリスク妊産婦の受入れができず、熊本市内へ搬送することとなり、地元住民から不安の声が上がっているが、県南の周産期医療体制について、県としてどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、熊本労災病院では、当初、本年3月末で産科を休止する予定だったが、1月末に前倒しとなったため、2月以降のハイリスク産婦の受入れ体制について協議を行ってきた、その結果、これまで熊本労災病院で受け入れてきた妊産婦については、熊本総合病院が中心となって受け入れ、関係機関が連携していく体制を取ることで協議が調い、その協議には八代市や氷川町も参加しており、地元住民への周知について依頼を行ったところ、今後の対策については、産科医、新生児科医等確保事業により、新たな産科医確保の取組を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、福祉人材緊急確保事業について、今、介護人材が不足し、募集しても応募がないので、専門学校や大学も学生募集の見直しを検

討していると聞く、このままでは介護人材の確保はなかなか難しいので、もう少し抜本的な対応策を考える必要があると思うが、県としてどのように対応するのかとの質疑があり、執行部から、介護人材の確保については、県としても喫緊の課題と認識し、現在、20ほどの介護人材確保に係る事業を行っているが、なかなか厳しい状況にある、ただ、令和4年度は県内の介護職員が若干増えているので、引き続き、事業所が独自に人材確保に取り組む事業への補助拡充や外国人の受入れ支援など様々な事業に取り組み、介護人材を確保していくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係16議案及び条例等関係3議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度2月補正予算は、環境生活部関係では、一般会計で、産業廃棄物税金積立金の増額等、水俣病総合対策費等扶助費の

所要見込額の減額等で、総額4億9,100万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて177億7,100万円余であります。

商工労働部関係では、一般会計で、なりわい再建支援事業に要する経費の増額等、企業立地促進費補助の所要見込額の減額等で、総額4億9,700万円余の増額補正であり、特別会計で、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の所要見込額の減額等で、総額13億2,900万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて834億600万円余であります。

観光戦略部関係では、物価高騰の影響を受ける観光地等への支援に要する経費の増額等、事業の執行見込みの精査に伴う減額等で、総額5億7,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、45億1,600万円余であります。

企業局関係では、新規工業用水道事業に要する費用の増額等、緑川発電所水路工作物設計委託費の減額等で、総額7億1,900万円余の増額補正であり、補正後の電気、工業用水道、有料駐車場の3事業の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて72億4,300万円余であります。

労働委員会関係では、職員給与費の増額、委員報酬の所要見込額の減額で、総額66万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、1億1,300万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、企業局を除いて骨格予算のため、人件費等の義務的経費や年度当初から事業に着手する必要のある経費等で、一般会計、特別会計合わせて、環境生活部関係では総額172億9,800万円余、商工労働部関係では総額706億600万円余であります。また、観光戦略部

関係では総額27億5,600万円余、企業局関係では総額72億5,100万円余、労働委員会関係では総額1億1,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、スマート水素ステーション撤去事業について、県庁敷地内の水素ステーションは、クリーンエネルギー活用に係る熊本県の象徴的な存在であったが、いつ撤去するのかとの質疑があり、執行部から、令和6年5月末に耐用年数を迎えるので、それ以降撤去するとの答弁がありました。

さらに、委員から、これからは、太陽光や風力からつくるCO₂が発生しないグリーン水素のような将来のエネルギーを熊本から発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業について、奨学金の返還で苦しいという声をよく聞く、参加企業の数、サポートを受けている人の数及び奨学金返還支援基金の残高はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、学生の就職年度によって異なるが、令和5年度就職者向け参加企業には117社が登録し、114人に対して約2,500万円支援している、基金の残高は、令和5年12月時点で約2億8,000万円であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業は、学生にとって魅力的である、学生が活用することによって将来の選択肢が広がると思うので、いろいろな機会に周知してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、半導体関連企業の集積に伴う規制外の化学物質、有機フッ素化合物のモニタリング事業について、有機フッ素化合物の水質調査はいつ頃実施するのか、また、調査結果は公表するのかとの質疑があり、執行部から、有機フッ素化合物の水質調査は今年の夏頃に開始し、調査結果は令和6年度内に報告する予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県の海外事務所の運営に要する経費について、派遣される職員の給料は円払いだと思うが、最近の円安の状況にどのように対応しているのかとの質疑があり、執行部から、海外事務所の運営については、円安の影響により厳しい状況にあり、今年度も一部経費を補填したところである、職員の給料等についても、現場の職員が生活の不安を抱えないよう、人事課と協議しているとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMC工場の稼働前後の環境の変化を確認し、検証を進め、正確な情報発信を行うとのことだが、どのように発信するのかとの質疑があり、執行部から、県が設置する環境モニタリング委員会に熊本市、菊陽町の職員も参画しており、熊本市、菊陽町等地元自治体と連携して監視等を行い、行政として一緒に情報発信に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、TSMCだけでなく、関連企業についても対応しているのかとの質疑があり、執行部から、TSMCのような大規模な工場ではなくても、有害物質を使用する事業場については、毎年、立入りによる井戸水の検査、排水の検査を行っている、特に企業の数が増えている菊池地域については、保健所と連携して現場の監視を徹底していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員

賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇]

○竹崎和虎君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係7議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の令和5年度2月補正予算は、国の経済対策への対応分として、産地の強化や担い手確保に必要な施設、機械導入への支援や2024年物流問題への対応に要する経費等、総額51億3,700万円余の増額補正と、通常分として、国庫補助金や事業費の確定等に伴う一般会計、特別会計合わせて97億1,300万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて842億1,500万円余であります。

あわせて、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の設定等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算として編成されており、人件費等の義務的経費のほか、熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧、復興や家畜伝染病の蔓延防止対策等、年度当初から事業

に着手する必要がある経費を中心に、一般会計、特別会計合わせて523億1,900万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、熊本県農産物輸送効率加速化緊急支援事業について、2024年問題に対してしっかりと取り組まれていると思うが、これまでのJAと運送会社との商慣習の見直しは大変難しい問題である、両者間の取引の今後の具体的な進め方についてどのように考えているのか、また、荷物の積卸し時間の短縮に有効なパレットを使用した遠距離輸送がうまくいっていないということであるが、その進捗はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、これまでトラックドライバーが荷物の積卸し作業等をサービスで行うなど、従来の商慣習の中で行われていたことについて、2024年輸送問題を受けて、運送事業者において現状を見直そうとする動きもある、県としては、今後、本事業を活用し、JAと連携を図りながら、産地と運送会社の話し合いが進められる環境整備に努めていきたい、また、パレットを使用した輸送については、輸送の効率化には欠かせないものであり、首都圏等市場でのパレット化の推進に向けても国に要望していくとともに、JAに対しても、セミナー等を通じて理解を求めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、輸送効率化については、本県はモデル的に取り組んでいると認識しており、大規模消費地への輸送供給基地としての役割を果たせるよう、引き続き、荷待ち時間の短縮や輸送

のパレット化推進等について、しっかりと対応をしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、社員食堂における県産食材活用緊急支援事業について、JAS M等半導体関連会社の社員食堂の運営体制は把握しているか、また、これらへの食材導入はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、直営や関連会社へ委託するなど企業ごとに社員食堂の運営方法は異なっており、JAS Mについては、コンビニや社員食堂が24時間営業され、従業員はこれらを利用して聞いている、社員食堂への食材供給については、県が社員食堂を運営している法人と県内生産者団体等とのマッチングの場を設け、県産食材の供給を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業者からは、県産品を使ってほしいという要望があるので、マッチングなど県の取組を農業者へアピールするとともに、社員食堂においてどのような食材がどのように使われているのか、企業側から情報発信していただくよう働きかけてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、施設園芸産地緊急発展事業について、園芸ハウスの新規建設は困難という話を農家から多く聞く中で、本事業での園芸ハウスの移設、補修、補強の支援はありがたい制度である、これまで補助対象とならなかった事業があったと思うが、本事業の補助対象者についてはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、これまでも中古ハウスの移設や修繕等が対象となる事業はあったが、補助対象事業主体を組合等で取り組むという3戸要件を付していたため、事業に取り組めないとの声が上がっていた、そのため、本事業は、担い手であれば個人でも取り組めるように改正を行ったとの答弁がありました。

次に、委員から、みどりの食料システム戦略緊急支援事業について、有機農業への支援を行うということであるが、学校給食の無償化と併せて、全国的な流れとなっている有機農産物の給食への活用と本事業との関わりはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、本事業は、有機農産物の生産だけではなく、流通面や商品面への支援も対象となっており、有機農産物の学校給食への提供についても、一部の県内自治体で既に実施されている、この取組は生徒からも好評を得ており、食材を同じ規格で定量をそろえるなどのハードルは高いが、今後は全国的に増えていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、農業研究センターでは、様々な研究、取組が行われ、良質な品種の開発や農業技術の開発がなされている、近年開発された新品种のミカン「ゆうばれ」は、とても食味が良く、期待が持てる品種で、このような品種が開発されたら、生産、流通させ、農家の所得向上につなげてほしい、また、気象条件が劇的に変化する中で、気象の変化にも対応できる品種の開発をしっかりと行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（淵上陽一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係9議案、条例等関係10議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和5年度2月補正予算は、国の補正予算への対応に伴う国直轄事業負担金の増による増額、国庫内示等による事業費確定に伴う減額など、総額83億7,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,601億200万円余であります。

あわせて、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算のため、人件費などの義務的経費や継続的に取り組む必要がある経費として、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興に要する経費などを中心に、一般会計、特別会計等合わせて687億5,500万円余となっております。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外9議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、TSMCの新工場が開所したが、それに伴う道路や下水施設の整備について、進捗状況はいかがか、また、県の試算では、今後10年間で1,140億円の事業費を見込んでおり、初年度は国費ベースで30億円ということであるが、

今後、工事に着手すれば、さらに多くの予算が必要になってくることが想定される、今後の見込みはどうかとの質疑があり、執行部から、別枠による新たな交付金が創設され、5年先、10年先を見据えた計画的な整備が可能となり、大津植木線の多車線化、立体交差化、合志インターチェンジアクセス道路については、5年後の完成を目標として最優先で取り組んでいる、また、新たな下水処理場の整備についても、場所の選定と同時に、次に実施する調査、測量のための予算も計上し、全力で取組を進めている、今後の予算については、現時点での見通しに基づく年次計画を立てているが、今後、機動的かつ柔軟に計画を修正しながら、しっかりと対応していきたいと考えている、まずは、公共事業の基盤整備を進めるに当たり、大前提となる用地取得を着実に進め、大津植木線の多車線化等の5年後の完成を目標に、全力で取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、非常に大きなプロジェクトであり、しっかりと支援していくので、加速度的に取組を進めてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、TSMC関連の道路整備の事業化により、令和5年度は各振興局の予算の一部が縮小されたと思うが、別枠による国の交付金の創設により、来年度の各振興局の予算は元の通常規模に戻るかとの質疑があり、執行部から、今回別枠による新たな交付金が創設されたところであり、各振興局において重点的に進めなければならない道路整備などにしっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、建設産業支援事業に関連して、来年度の県庁の土木技術職員の採用状況は厳しいとのことであるが、TSMCの影響もあり、土木関係の仕事は続いていくと思われる、現在、民間のコンサルタント会社に県の業務の支援をし

てもらっているが、今後は、民間に頼るのではなく、県職員を育てていくように転換していく必要があると考えるが、今後の県の方針はどうかとの質疑があり、執行部から、突発的な災害に対応するためにも、現在は民間の力を借りているが、職員の中で技術力を引き継いでいくことが本来の姿だと思っている、土木部職員は、一人一人がリクルーターとなって職員確保に取り組むこととしており、今が正念場であり、人的資源の確保も含めて、職員の育成、技術力の向上等に、立ち止まることなく前に進んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、建設産業の人材育成について、建設業は資格がないと業務ができず、技術職員がなかなか試験に合格しないと聞いているが、資格試験に合格できるよう、研修などの支援を行っているのかとの質疑があり、執行部から、建設技術センターで資格取得につながるような研修を行っており、多くの企業でも資格取得の促進に取り組まれている、今後も、業界と行政が一緒になり、資格取得が進むよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、がけ地近接等危険住宅移転事業費について、利用が少ない状況であるが、住民任せの申請主義ではなく、ここは危険な場所であると専門家が助言して、移転を誘導していくことも考えておく必要がある、危険箇所を避けることが命や財産を守ることになるので、この事業について、さらに周知徹底を図ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、崖地からの移転について、建築費も高騰しているため、助成金の増額を検討してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員

賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

[末松直洋君登壇]

○末松直洋君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係3議案及び報告1件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度2月補正予算は、教育委員会関係では、通常分として、今後の執行見込みの精査による所要見込額の減額、国の補正予算対応分として、公立学校情報機器整備基金の積立てやICTを活用した探求的な学びを強化する高等学校等の環境整備に要する経費の増額など、合わせて5,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,291億8,000万円余であります。

警察本部関係では、今後の執行見込みの精査による所要見込額の減額、国の補正予算への対応に伴う増額など、合わせて3億9,000万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、412億9,600万円余であります。

あわせて、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、骨格予算のため、人件費等の義務的経費や年度当初から事業に着手する必要のある経費等で、教育委員会関係では、一般会計、特別会計合わせて、総額1,323億1,000万円余、警察本部関係では、総額421億3,600万円余であります。

あわせて、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について外2議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、多様な学びの場整備事業等について、特別支援教育においては、特に教員の専門性向上が重要であり、保護者からの要望も多いと思うが、今後そうしたことにどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、特別支援学校等の全教員約1,200人を対象とした指導力向上研修や各特別支援学校におけるスキルアップ研修を実施しているほか、今後、通常学級の教員を対象とした特別支援教育に係る指導力向上研修の実施も計画しているとの答弁がありました。

次に、委員から、教員不足解消緊急対策事業について、本事業はいつから実施しているのか、また、これまでの取組の成果はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、本事業については、令和4年度から戦略的かつ計画的に取り組んでおり、このときに実施したペーパーティーチャー講習会の受講者178人中18人が実際に教壇に立つなど一定の成果が出ている、こうした人材の掘り起こしの取組も含め、今後も、教員不足解消に向けて、できることは全てやっていくという姿勢で取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後、教員の確保に当たっ

ては、教職の魅力発信だけでなく、教職に対する様々な不安を取り除くことが重要であるため、そのような不安解消に向けた取組の推進やその情報発信も併せてお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、最近では、社会全体で、電話で「お金」詐欺を防止する機運が高まってきていると感じるが、このような犯罪を未然に防止するために、県警として最も重視している点は何かとの質疑があり、執行部から、当該犯罪の手口により様々な対応が考えられるが、まずは電話を受けさせないということに重点的に取り組んでいる、また、一つの犯罪グループの被害者が全国にまたがっていることから、警察庁の方針の下、全国の警察との連携も強化しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、電話で「お金」詐欺防止のための総合対策事業で実施予定の防犯機能付電話機等の購入支援について、どれぐらいの台数を見込んでいるのか、また、その支援制度に係る周知にどのように取り組んでいるのかとの質疑があり、執行部から、購入を支援する電話機等の数は約5,000台を見込んでおり、加えて、電話機設置に係る相談窓口の設置や支援員の派遣、本事業のテレビCM等での周知にも積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願いを申し

上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

[岩本浩治君登壇]

○岩本浩治君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係7議案及び条例等関係8議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度一般会計2月補正予算は、国の経済対策への対応等に伴う増額、今後の事業執行見込みの精査等による減額で、これらを合わせると312億3,900万余の減額補正であります。

この結果、補正後の令和5年度一般会計の予算総額は、9,733億2,900万余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定等及び繰越明許費の追加等であります。

次に、令和6年度当初予算は、知事の改選期を迎えることから、人件費などの義務的経費や年度当初から事業に着手する必要がある経費を中心とする骨格予算としての編成であります。

この結果、令和6年度一般会計当初予算の規模は、7,707億4,800万余であり、令和5年度一般会計当初予算と比べ、1,428億4,100万余、率にして15.6%の減であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について外7議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、人事管理費の退職手当について、定年引上げに伴い、定年前に退職する知事部局職員が当初見込んだ人数より増加したとのことだが、当初の見込みからどれくらい増えたのか、また、職員確保の観点から、定年前に早期退職する理由について把握しておく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、令和4年10月の調査で43人を見込んでいたが、令和5年10月に改めて調査したところ、92名であった、これは、定年引上げ後も制度として残る短時間勤務での再任用を選択する者が一定数いるなど、多様な働き方が浸透してきたことによるものと認識しているとの答弁がありました。

次に、委員から、地方公共交通バス対策事業について、全国的にも運転士不足で住民の足にも影響が出ているが、事業の内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、県内でも、公共交通の担い手の減少に伴い、路線の縮小や減便が発生している状況であり、そうした人材不足に対し、大型2種免許の取得費用の補助、人材を採用する事業者への補助及び運転士の処遇改善として、休憩所や女性用施設の設置、改修などを行う事業者への補助を行うもので、いずれも国の燃料対策に係る重点支援交付金を活用することとしており、交通事業者に幅広く活用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、運転士不足の解消においては、利用者の多い都市部だけでなく、地方の既存路線の維持にも目を向けるよう事業者に要望できないかとの質疑があり、執行部から、都市部以外の路線については、これまでも、住民の交通手

段の確保の観点から、市町村と一体となったコミュニティ交通の推進などにも取り組んでいる、また、バス事業者5社で構成する共同経営推進室には県及び熊本市も参画しており、今後とも、地方路線も含めた目配りの下、全体最適化を目指す取組をしっかりと支援していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、防災センター開所後の受入れ状況や提供している学習内容について教えてほしい、また、先日の能登半島地震でも注目された災害関連死を防ぐための対策について、防災センターではどのように取り組んでいるかとの質疑があり、執行部から、防災センター展示・学習室には、令和5年5月17日のオープンから本年1月末までに1万316人の方が来所している、展示・学習室を案内する運営員3人が来所者のニーズに応じて説明を行い、その中で、ワークショップや防災講話を含めた研修等も行っている、また、災害関連死を防ぐための取組については、防災センターの展示・学習室において、被災後の自助、共助の取組や、避難所や家庭で必要となる備蓄品の準備等の重要性について啓発に努めているとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住加速化事業について、これまでの移住、定住の取組の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、移住、定住の推進については、推進本部を庁内に設置して、全庁的に取り組んでいる、移住の相談件数は、令和元年度の約1,300件から令和4年度は2,993件と大幅に増えており、今年度も昨年度を上回るペースで相談件数が推移しているなど、都市部での本県への移住に対する認識は高まってきていると認識している、また、移住者についても、令和2年度の約1,600人から令和3年度は2,000人を超え、令和4年度も2,300人余りと着実に増えている、今後も

必要な事業にしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、移住、定住を加速するためには、空き家バンクへの登録を増やすことも必要である、住宅の耐震化だけでなく、省エネ改修や高齢者のための住宅改修も含めて、公費を支出して改修が行われた後、空き家になっている住宅を空き家バンクの登録につなげてほしいが、どう考えるかとの質疑があり、執行部から、現在、県内の40余りの市町村が個別に設けている空き家バンクに加え、県でも、令和5年4月から空き家バンクプラットフォームをスタートしている、引き続き、空き家バンクの運営と登録件数の増加について、庁内関係課や市町村とも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第1号から第19号まで、第21号から第64号まで及び第66号から第79号までを

一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外76件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第65号を採決いたします。

この際、議案第65号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除外が必要でありますので、しばらく高野洋介君の退場を求めます。

〔高野洋介君退場〕

○議長(淵上陽一君) ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案のとおり可決いたしました。

高野洋介君の入場を求めます。

〔高野洋介君入場〕

○議長(淵上陽一君) 次に、議案第20号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。

各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第80号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る2月19日の会議において提出されました知事提出議案第80号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第80号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第80号を議題といたします。

第80号 収用委員会予備委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、

委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

知事提出議案の上程(第81号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第81号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第81号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第81号を議題といたします。

第81号 監査委員の選任について

○議長(淵上陽一君) この際、議案第81号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく城下広作君の退場を求めます。

〔城下広作君退場〕

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

城下広作君の入場を求めます。

〔城下広作君入場〕

知事提出議案の上册(第82号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第82号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第82号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第82号を議題といたします。

第82号 監査委員の選任について

○議長(淵上陽一君) この際、議案第82号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく河津修司君の退場を求めます。

〔河津修司君退場〕

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

河津修司君の入場を求めます。

〔河津修司君入場〕

議員提出議案の上册(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、こ

の際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月4日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作
吉 永 和 世
高 野 洋 介

熊本県議会議長 淵 上 陽 一 様

熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊本県政務活動費の交付に関する条例(平成21年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「次条に規定する」を「次条第1項又は第2項の規定により」に、「報告書の提出期間」を「状況の報告をすべき期間」に改める。

第12条の見出しを「(収入及び支出の状況の報告等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

地方自治法第100条第15項の規定による議長への報告は、年度ごとに、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該年度の翌年度の初日から起算して30日以内に行うものとする。

(1) 書面をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他議長が定める事項(次号において「当該年度に係る報告事項」という。)を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)並びに当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類の写しを提出する方法

(2) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)をもって報告をする場合 議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))とその報告の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により、当該年度に係る報告事項を収支報告書の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録及び当該電磁的記録に記録された政務活動費による支出に係る証拠書類に記載されている事項を記録した電磁的記録を提出する方法

第12条第2項中「かかわらず」の次に、「年度の中途において」を加え、「相続人。」を「相続人」に、「収支報告書等を、会派」を「政務活動費に係る収入及び支出の状況を、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

定める方法により、当該会派」に、「提出する」を「報告する」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に、「により提出された収支報告書等の写し」を「による報告の際提出された収支報告書その他のものの写し又は複製」に、「送付する」を「送付し、又は送信する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項又は前項の規定による報告が電磁的記録をもってされたときは、当該報告は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第13条第1項中「ひとつの」を「一の」に改め、同条第3項中「により収支報告書等を提出した」を「による報告をした」に、「ある場合」を「あるとき」に、「収支報告書等を提出した者」を「報告をした者」に、「収支報告書等の提出期間」を「報告をすべき期間」に改める。

第14条第1項中「により提出された収支報告書等」を「による報告の際提出された収支報告書その他のもの」に、「提出すべき」を「当該報告をすべき」に改め、同条第2項中「収支報告書等」を「収支報告書その他のもの」に改める。

第15条中「により収支報告書等が提出された」を「による報告がされた」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月4日提出

提出者 議会運営委員会

委員長 高野洋介

熊本県議会議長 瀧上陽一様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則(平成3年熊本県議会会議規則第1号)の一部を次のように改正する。

第106条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づく必要かつ合理的な配慮を行う等の必要があるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告

はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(瀧上陽一君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時1分開議

○副議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長辞職の件

○副議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議長瀧上陽一君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく瀧上陽一君の退場を求めます。

〔瀧上陽一君退場〕

○副議長(内野幸喜君) ただいまから、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により議長の職を辞任いたしたいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和6年3月4日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一

熊本県議会副議長 殿

○副議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

瀧上陽一君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○副議長(内野幸喜君) 起立または挙手多数と認めます。よって、瀧上陽一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

瀧上陽一君の入場を求めます。

〔瀧上陽一君入場〕

○副議長(内野幸喜君) この際、前議長瀧上陽一君から退任の御挨拶があります。

瀧上陽一君。

〔瀧上陽一君登壇〕

○瀧上陽一君 私の辞職願を御承認賜り、誠にありがとうございました。退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月10日、第92代議長に就任して以来本日まで、大禍なく職務を全うすることができましたのは、ひとえに、内野副議長、同僚議員の皆様、議会事務局の皆様、そして、来月15日をもって県民の皆様にも惜しまれながら退任される大好きな蒲島知事並びに執行部の皆様の御協力のおかげ

と、心から感謝を申し上げます。皆様、誠にありがとうございました。

さて、私の議長就任は、新型コロナウイルスの5類移行直後ということもあり、議長としての活動は、県内一円はもとより、北海道から沖縄、そして海外まで、実に多岐にわたり、大変多忙な中にも充実した日々を過ごすことができ、誠に貴重な経験を積ませていただきました。

そのような中で、一番の話題は、先日開所式が開催され、第2工場の県内建設も発表されたJASMをはじめとする半導体関連企業に関する話題でありました。

県議会においても数多く取り上げてまいりましたが、引き続き、年末の本格稼働に向けて、関係者が一丸となって、様々な課題の解決に取り組むことで、順調なスタートを切っていただき、県内全域のあらゆる分野で、よき効果を実感していただける施策を、知恵を出し合い、強力に実行していかなければなりません。

加えて、災害からの創造的復旧、復興の取組をはじめとする蒲島県政のよき流れをしっかりと受け継ぎ、新たな知事の就任後も、決して後戻りすることがないように、これまで以上に議会と執行部が両輪となって、熊本県政を前進させていかなければなりません。

2024年は、100年後の私たちの子孫の未来を決める大変重要な年になると思います。私も、議長経験者としての自覚と責任を持ち、全力で職務を遂行してまいりますので、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

退任に当たっての御挨拶といたします。誠にありがとうございました。(拍手)

議長選挙の件

○副議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたしま

す。

ただいまの議長の辞職に伴い、議長の職が欠員となりましたので、この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(内野幸喜君) ただいまの出席議員数は48人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に前田憲秀君、吉田孝平君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長(内野幸喜君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(内野幸喜君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長(内野幸喜君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(内野幸喜君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(内野幸喜君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長(内野幸喜君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

山口 裕 君 43票

西 聖 一 君 5票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は12.00票でございます。

○副議長(内野幸喜君) ただいまの報告のとおり山口裕君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(内野幸喜君) ただいま議長に当選されました山口裕君が議長に当選されましたので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。山口裕君、御承諾願います。

議長選挙投票者の氏名

星 野 愛 斗 君	高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君	亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君	杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君	斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君	南 部 隼 平 君

本 田 雄 三 君	岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君	坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君	城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君	池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君	吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君	高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君	前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君	岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君	河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君	橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君	高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君	山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君	城 下 広 作 君
西 聖 一 君	鎌 田 聡 君
淵 上 陽 一 君	坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君	池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君	松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君	岩 下 栄 一 君
前 川 收 君	内 野 幸 喜 君

○副議長(内野幸喜君) ただいまから議長の御挨拶があります。

山口裕君。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位多数の御推挙により、第93代議長に御選任いただきました。

議長という重責を担いますことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さに、身の引き締まる思いであります。

もとより微力ではございますが、県議会が県民の皆様への負託に応えることができますよう、誠実に議会運営に当たる所存でございます。議員各位並びに蒲島知事をはじめ執行部各位におかれまし

ては、一層の御協力、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました淵上前議長の御功績と御労苦に対し、深甚なる敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

皆様、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

副議長辞職の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

副議長内野幸喜君から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく内野幸喜君の退場を求めます。

〔内野幸喜君退場〕

○議長(山口裕君) ただいまから、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により副議長の職を辞任したいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和6年3月4日

熊本県議会副議長 内 野 幸 喜
熊本県議会議長 殿

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

内野幸喜君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、内野幸喜君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

内野幸喜君の入場を求めます。

〔内野幸喜君入場〕

○議長(山口裕君) この際、前副議長内野幸喜君から退任の御挨拶があります。

内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長の職を辞任することにつきまして御承認をいただき、ありがとうございます。

昨年5月に第101代副議長に就任して以来、洲上前議長の補佐役として、議会運営に携わる機会を得ましたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

これも、議員各位の御支援並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、深く感謝を申し上げます。

そして、蒲島知事におかれましては、今定例会が最後の定例会となります。その御功績については皆様御承知のとおりですので、改めては触れませんが、4期16年にわたって県政のかじ取り役を担われた蒲島知事に、この場をお借りして、心からの感謝を申し上げます。知事、ありがとうございました。

今後も、蒲島県政のよき流れが滞ることのないよう、さらなる県政の発展に向けて、精いっぱい努力してまいります。

皆様方には、変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。(拍手)

副議長選挙の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

ただいまの副議長の辞職に伴い、副議長の職が欠員となりましたので、この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(山口裕君) ただいまの出席議員数は48人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に前田憲秀君、吉田孝平君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(山口裕君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(山口裕君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

[氏名点呼]

[各員投票]

○議長(山口裕君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

[開票]

○議長(山口裕君) これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長(波村多門君)

選挙結果報告

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

高木健次君 40票

岩田智子君 5票

城下広作君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12.00票であります。

○議長(山口裕君) ただいまの報告のとおり高木健次君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(山口裕君) ただいま副議長に当選されました高木健次君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。高木健次君、御承諾願います。

副議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君 高井千歳さん

住永栄一郎君 亀田英雄君

幸村香代子君 杉嶋ミカさん

立山大二郎君 斎藤陽子さん
堤泰之君 南部隼平君
本田雄三君 岩田智子君
前田敬介君 坂梨剛昭君
荒川知章君 城戸淳君
西村尚武君 池永幸生君
竹崎和虎君 吉田孝平君
中村亮彦君 高島和男君
末松直洋君 前田憲秀君
松村秀逸君 岩本浩治君
西山宗孝君 河津修司君
楠本千秋君 橋口海平君
緒方勇二君 高木健次君
高野洋介君 内野幸喜君
岩中伸司君 城下広作君
西聖一君 鎌田聡君
渕上陽一君 坂田孝志君
溝口幸治君 池田和貴君
吉永和世君 松田三郎君
藤川隆夫君 岩下栄一君
前川收君 山口裕君

○議長(山口裕君) ただいまから副議長の御挨拶があります。

高木健次君。

[高木健次君登壇]

○高木健次君 副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位多数の御推挙により、第102代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心からお礼を申し上げます。

何分微力ではございますが、山口議長の補佐役として、県民の皆様の負託に応えることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存でありま

す。

議員各位並びに蒲島知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました湖上前議長、内野前副議長の御功績に対し、心からの敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。

よろしく願いいたします。（拍手）

日程第4 常任委員の改選

○議長（山口裕君） 次に、日程第4、常任委員の改選を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第5 議会運営委員の改選

○議長（山口裕君） 次に、日程第5、議会運営委員の改選を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

特別委員辞任の件

○副議長（高木健次君） 次に、お諮りいたします。

山口裕君から海の再生及び環境対策特別委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、委員会条例第10条の2の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

山口裕君の海の再生及び環境対策特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、山口裕君の海の再生及び環境対策特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

常任委員辞任の件

○副議長（高木健次君） 次に、お諮りいたします。

山口裕君から、委員会条例第9条の規定により、総務常任委員を辞任したい旨の申出がっておりますので、この際、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木健次君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

山口裕君の総務常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(高木健次君) 御異議なしと認めます。よって、山口裕君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

日程第6 特別委員の所属変更及び選任の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第6、特別委員の所属変更及び選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員の所属変更及び選任については、委員会条例第5条第1項及び第3項の規定により、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり、それぞれ所属変更及び選任をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員は、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり決定いたしました。

〔特別委員所属変更及び選任一覧表は付録に掲載〕

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議会選出の指定都市都道府県調整会議の構成員の辞職に伴い、地方自治法第252条の21の2第3項第6号の規定に基づき、同会議の構成員1人の選出について、知事から依頼がっておりますので、この際、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を議題といたします。

これより、同会議の構成員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同会議の構成員に山口裕を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口裕が当選人と決定いたしました。

○議長(山口裕君) この際、常任委員、特別委員及び議会運営委員の改選等に伴い、各委員会の委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後2時12分開議

○議長(山口裕君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の各委員会構成一覧表のとおりであり

ます。

〔各委員会構成一覧表は付録に掲載〕

知事の挨拶

○議長(山口裕君) 次に、知事から挨拶の申出があつておりますので、この際、これを許します。

知事蒲島郁夫君。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 本定例県議会の閉会に当たり、この場をお借りして、県議会議員の皆様、そして県民の皆様にお礼の言葉を申し上げます。

思えば、県民の皆様から県政の負託をいただき、この議場で、知事就任の御挨拶を申し上げてから、はや16年の歳月が過ぎようとしています。私は、これまで、逆境の中にこそ夢があるという信念の下、知事として、常に真摯に県政運営に取り組んでまいりました。この議場においても、平成20年9月11日の川辺川ダム計画の白紙撤回表明をはじめ、数々の決断について、その思いを述べてまいりました。

県議会の皆様におかれましては、私の一つ一つの言葉に真摯に耳を傾けていただき、蒲島県政の推進において、深い御理解と多大なる御支援をいただいております。中でも、熊本地震や令和2年7月豪雨などの未曾有の大災害において、チーム熊本の力で困難に立ち向かうことができたのは、私と県議会の皆様との間に深い相互信頼があつたからこそであります。

県議会の皆様におかれましては、長きにわたり、蒲島県政をしっかりと支えてくださったことに心から感謝を申し上げます。

また、これまでの16年の間、県民の皆様が私に寄せてくださった数々のお言葉は、県政に向き合う私の気持ちを常に奮い立たせてくださいました。私が県民総幸福量の最大化を県政の最大目標

に掲げ、未来への夢、希望を絶やすことなく、4期16年にわたり、県政運営を続けてこられたのも、ひとえに、県民の皆様が私に寄せてくださった深い信頼があつてこそであります。全ての県民の皆様心から感謝を申し上げます。

本県には、今、TSMCの進出という100年に1度のビッグチャンスが訪れています。そして、世界が、熊本から始まる新生シリコンアイランド九州の実現に注目をしています。この環境変化を捉え、昨年10月に策定した新大空港構想では、空港周辺地域の新たな将来像を描いています。

空港周辺地域では、半導体関連産業のさらなる集積とテクノ・リサーチパークを拠点とした新産業の創出や学園都市の形成による人材の育成が期待されています。

また、中九州横断道路の整備、空港アクセス鉄道などインフラ整備も進んでいます。これらの取組を通じた空港機能の強化と企業集積、そして、熊本の宝である雄大な阿蘇の懐に抱かれた豊かなまちづくりの推進は、TSMCの進出効果を県内の隅々まで波及させる原動力となることを私は確信しています。

熊本には、今、そのポテンシャルを最大限に生かした地方創生の実現と九州が一体となった新生シリコンアイランド九州の実現、そして、将来にわたり日本の経済安全保障に貢献するという重大な使命が課せられています。その使命の実現に向け、いかなる逆境があろうとも、熊本県が日々の取組を着実に進めていくことは、将来の九州、そして日本を支える土台づくりに直結していると言っても過言ではありません。

私は、県庁職員を日本一の挑戦する集団だと思っています。そして、この16年間、様々な苦難に共に立ち向かい、乗り越えていただいた熊本県議会も、日本一の県議会であると存じております。

本県が、九州、そして日本を支えるという気概を胸に、本県が将来にわたりさんさんと輝き続けることを目指し、これからも、県議会と執行部が深い信頼関係の中で、県政を共に進めていただくことを私は心から期待しております。

私の任期も残り1か月余りとなりました。残り課題の解決に向けためどを確実につけ、県政の今のよき流れをさらに強く、さらに大きくし、50年、100年先の熊本の発展につなげる覚悟を新たにし、残る任期を最後の一日まで全力で努めてまいります。

県議会の皆様におかれましても、新たな知事との深い相互信頼の中で、引き続き県政の発展に尽くしてくださることを心から期待しております。

私にとって、本日は最後の県議会の日となります。これまで賜りました数々の御厚情には感謝の念が尽きません。

最後に、改めて、県議会の皆様と県民の皆様に対し、心からお礼の言葉を申し上げたいと思います。

皆様、これまで本当にありがとうございました。（拍手）

○議長(山口裕君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年2月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午後2時20分閉会

○議長(山口裕君) 本議会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶申し上げます。

本日をもちまして2月定例会も滞りなく無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、議員各位並びに蒲島知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のおかげでありま

す。本定例会の運営に当たられました瀧上前議長、内野前副議長、そして高木副議長共々、心から感謝申し上げます。

改めまして、本年元日に発生しました令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。熊本地震を経験した本県としましても、災害対応の経験、ノウハウを生かし、しっかりと支援を行っていく責任があると考えております。

さて、本定例会では、知事の改選期を迎えるため、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、感染症対策など継続事業を中心とした骨格予算となる当初予算など、多くの重要な議案について審議され、いずれも原案どおり可決、承認されました。

執行部におかれましては、本会議や各委員会での議論を十分に踏まえ、しっかりと関係施策を押し進め、成果を上げていただきたいと思います。

また、先月24日に、菊陽町でJASの新工場開所式が執り行われるなど、生産開始に向けた準備が行われております。

県議会としましても、この100年に1度とも言うべきビッグチャンスをしっかりと捉え、執行部と連携しながら、九州各県、そして国等とも連携しながら、半導体関連産業の集積効果を県内全域に波及させるとともに、新生シリコンアイランド九州の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

加えて、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興をはじめ、感染症対策や地方創生への取組、水俣病対策、空港アクセス鉄道、有明海、八代海の再生など重要課題についても、全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなる県政発展

のため、より一層の御尽力と御協力を心からお願い申し上げます。

そして、先ほど御挨拶いただきましたが、今定例会は、これまで4期16年にわたり、県政のかじ取りを担っていただきました蒲島知事の最後の定例会となりました。県民総幸福量の最大化に向け、県財政の再建、川辺川ダム問題に関しては、後に命と清流を守る流水型ダムを含む緑の流域治水の推進、そして水俣病問題と、いわゆる3つの困難の克服をはじめ、多くの決断をなされました。

さらには、熊本広域大水害、熊本地震、令和2年7月豪雨等の災害からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症への対応といった幾多の逆境に立ち向かう中、さきにも述べましたとおり、J A S Mの工場建設を契機に、半導体関連企業の投資が進む100年に1度のビッグチャンスが訪れました。

このほかにも多くの御功績があります。特に、くまモンという、我々県民が今後も育てていくことができる大きな財産を残していただきました。これまでの蒲島知事の御功績をたたえ、心からの感謝の意をお伝えするとともに、これからも成長していくくまモンと熊本県の姿をしっかりと見守っていただきたいと思います。

最後に、議員各位並びに執行部の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、閉会の御挨拶いたします。

午後2時25分

付 録

熊本県議会常任委員会委員選任一覧表

(令和6.3.4)

委員会名	総務	厚生	経済環境	農林水産	建設	教育警察
定数	9	8	8	8	8	8
委員	岩松山内松末西幸住 栄三 幸秀直尚香栄 一郎 裕喜逸洋武子 下田口野村松村永	藤溝西岩高本堤杉 川口 本島田 寫 隆幸聖浩和雄泰ミ 夫治一治男三之力	城鎌吉高河西城立 下田永木津山戸山 店 和健修宗 大 作聡世次司孝淳朗	前岩増緒吉前亀斎 川中永方田田田藤 伸慎勇孝敬英陽	坂浏前楠竹池坂星 田上田本崎永梨野 孝陽憲千和幸剛愛 志一秀秋虎生昭斗	池高橋岩中荒南高 田野口田村川部井 和洋海智亮知隼千 貴介平子彦章平歳
備考						

熊本県議会議会運営委員会
委員選任一覧表

(令和6.3.4)

定 数	12 人
委 員	前 川 收
	藤 川 隆 夫
	城 下 広 作
	松 田 三 郎
	吉 永 和 世
	池 田 和 貴
	溝 口 幸 治
	坂 田 孝 志
	西 聖 一
	淵 上 陽 一
	内 野 幸 喜
	緒 方 勇 二
備 考	

熊本県議会特別委員会委員所属変更及び選任一覧表

(令和6.3.4)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	備考	海の再生及び環境対策	備考	地域活力創生	備考
定数	16		16		16	
委員	前川 收 藤川 夫 鎌田 聡 池田 貴 高木 健 増永 慎 緒方 一郎 楠本 二 高島 秋 中村 男 本村 彦 坂田 三 南梨 昭 住部 平 斎永 栄 星藤 陽 野愛 斗	留任 " " " " " (旧海環) (旧地域) (" 留任 " (旧地域) 留任 (旧地域) 留任 " "	岩下 栄 吉永 和 坂内 孝 前野 幸 橋田 憲 河津 海 西山 修 末松 宗 吉田 直 竹崎 孝 西村 和 荒川 尚 亀田 知 幸村 英 高井 香 千歳 子	留任 " " (旧地域) 留任 (旧地域) (旧高速) 留任 " " (旧高速) 留任 " " (旧地域) 留任	岩城 中 松田 下 溝口 田 西上 幸 淵野 聖 高野 陽 岩本 洋 松村 浩 岩田 秀 池永 智 城戸 幸 前田 敬 堤泰 泰 立大二 之 杉ミ 朗 カ	(旧海環) 留任 " " " 選任 留任 " (旧高速) (旧海環) 留任 (旧海環) 留任 (旧高速) 留任 (旧高速)
備考						

熊本県議会各委員会構成一覧表（常任委員会・議会運営委員会）

(令和6.3.4)

委員会名	総務	厚生	経済環境	農林水産	建設	教育警察	議会運営
定数	9	8	8	8	8	8	12
委員長	末松直洋	高島和男	西山宗孝	吉田孝平	竹崎和虎	中村亮彦	内野幸喜
副委員長	西村尚武	堤泰之	城戸淳	前田敬介	池永幸生	荒川知章	緒方勇二
委員	岩下栄一郎 松田三幸 内村幸秀 松村香代子 幸住栄一郎	藤川隆幸 溝口聖浩 西岩本杉 岩本三力	城下謙吉 鎌田永高 吉河立 作田和健 大世次司 朗	前川中永方 岩増緒 藤英陽 斎	坂上田本梨野 前楠坂星 志一秀秋昭斗 孝陽憲千剛愛	池高橋岩南高 田野口田部井 和洋海智隼千 貴介平子平歳	前藤城松吉池溝坂西 川川下田永田口田 上隆広三和和幸孝聖 收夫作郎世貴治志一 川川下田永田口田 上陽
備考	欠1						

熊本県議会特別委員会構成一覧表

(令和6.3.4)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定数	16	16	16
委員長	緒方 勇二	橋口 海平	松村 秀逸
副委員長	楠本 千秋	河津 修司	岩本 浩治
委員	前川 隆夫 藤川 謙和 鎌田 健一 池田 慎一 高木 永島 増高 中本 高村 梨部 中本 坂南 住永 斎星	岩下 永田 吉坂 内前 坂内 西末 前西 末吉 山松 田竹 松田 崎西 田崎 村荒 尚知 英香 武章 雄子 千歳	司作 郎治 仲広 三幸 城松 溝西 上野 田永 高岩 池城 岩田 永戸 前堤 立杉
備考			

令和6年2月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)	3月4日 原案可決
〃 第2号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第4号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第6号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)	〃
〃 第7号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第8号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第9号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第10号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第11号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第12号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第13号	令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第14号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第15号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第5号)	〃
〃 第16号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)	〃

知事提出議案	第 17 号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	3月4日 原案可決
〃	第 18 号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
〃	第 19 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)	〃
〃	第 20 号	令和6年度熊本県一般会計予算	〃
〃	第 21 号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
〃	第 22 号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃	第 23 号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
〃	第 24 号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
〃	第 25 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃	第 26 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
〃	第 27 号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
〃	第 28 号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	〃
〃	第 29 号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
〃	第 30 号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃	第 31 号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
〃	第 32 号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
〃	第 33 号	令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
〃	第 34 号	令和6年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
〃	第 35 号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	〃
〃	第 36 号	令和6年度熊本県下水道事業会計予算	〃
〃	第 37 号	令和6年度熊本県電気事業会計予算	〃
〃	第 38 号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
〃	第 39 号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
〃	第 40 号	令和6年度熊本県病院事業会計予算	〃
〃	第 41 号	熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正	

		3月4日 原案可決
	する条例の制定について	
知事提出議案	第42号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第43号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第44号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第45号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第46号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第47号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第48号 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第49号 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
〃	第50号 熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第51号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第52号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第53号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第54号 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第55号 熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第56号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃

知事提出議案	第 57 号	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 4 日 原案可決
〃	第 58 号	熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 59 号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 60 号	熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について	〃
〃	第 61 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 62 号	財産の減額貸付けについて	〃
〃	第 63 号	財産の取得について	〃
〃	第 64 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 65 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 66 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 67 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 68 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 69 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 70 号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第 71 号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第 72 号	第5次くまもと21ヘルスプランの策定について	〃
〃	第 73 号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃	第 74 号	権利の放棄について	〃
〃	第 75 号	権利の放棄について	〃
〃	第 76 号	専決処分の報告及び承認について	3 月 4 日 原案承認
〃	第 77 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 78 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 79 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 80 号	収用委員会予備委員の任命について	3 月 4 日 原案同意
〃	第 81 号	監査委員の選任について	〃
〃	第 82 号	監査委員の選任について	〃
議員提出議案	第 1 号	熊本県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 4 日 原案可決

委員会提出議案 第 1 号 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定
について

3月4日
原案可決

令和6年2月熊本県議会議案各委員会別一覧表

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局・選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………(2) (事項別 歳 出 明細書 1 議会 費……………(6) (" 81) 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………(6) (" 83) 2 企画費のうち……………(6) (" 90) 3 徴 税 費……………(6) (" 93) 4 市町村振興費……………(6) (" 96) 5 選 挙 費……………(6) (" 98) 6 防 災 費……………(6) (" 100) 7 統計調査費……………(6) (" 102) 8 人事委員会費……………(6) (" 105) 9 監査委員費……………(6) (" 106) 7 商工費のうち 1 商業費のうち……………(8) (" 182) 2 工鉱業費のうち……………(8) (" 186) 10 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………(9) (" 215) 6 大 学 費……………(9) (" 231)</p>	<p>11 災害復旧費のうち 1 総務災害復旧費……………(9) (" 238) 12 公債費のうち……………(10) (" 245) 13 諸支出金のうち……………(10) (" 246) 第2表 繰越明許費補正のうち……………(12) 第3表 債務負担行為補正のうち……………(16) (" 262) 第4表 地方債補正……………(23) ○議案第 4 号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)……………(34) (" 288) ○議案第 13 号 令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)……………(68) (" 324) ○議案第 20 号 令和6年度熊本県一般会計予算……………(1) 第1表 歳入歳出予算 歳入全部……………(2) (" 2) 歳 出 1 議会 費……………(6) (" 109) 2 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………(6) (" 112) 2 企画費のうち……………(6) (" 124) 3 徴 税 費……………(6) (" 127) 4 市町村振興費……………(6) (" 130) 5 選 挙 費……………(6) (" 132)</p>
--	---

6 防 災 費……………(6) (") (135)	○議案第 41 号 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………(条 1)
7 統計調査費……………(6) (") (139)	○議案第 42 号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………(条 3)
8 人事委員会費……………(6) (") (142)	○議案第 43 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 4)
9 監査委員費……………(6) (") (145)	○議案第 44 号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 8)
7 商工費のうち	○議案第 45 号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条 例の制定について……………(条 10)
1 商業費のうち……………(8) (") (253)	○議案第 46 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について…(条 11)
2 工鉱業費のうち……………(8) (") (259)	○議案第 47 号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用、特定個人情報等の提供等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………(条 12)
10 教育費のうち	○議案第 73 号 包括外部監査契約の締結について……………(条 93)
1 教育総務費のうち……………(9) (") (304)	
6 大 学 費……………(9) (") (327)	
11 災害復旧費のうち	
1 総務災害復旧費……………(9) (") (338)	
12 公債費のうち……………(10) (") (348)	
13 諸支出金のうち……………(10) (") (350)	
14 予 備 費……………(11) (") (363)	
第2表 債務負担行為のうち……………(12) (") (375)	
第3表 地 方 債……………(21)	
○議案第 23 号 令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算……………(35) (") (429)	
○議案第 31 号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計 予算……………(63) (") (494)	
○議案第 34 号 令和6年度熊本県公債管理特別会計予算……………(74) (") (520)	

<p>□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	<p>○議案第 3 号 令和5年度熊本母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)……………(31)(" 280)</p>
<p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)……………(1)</p>	<p>○議案第 14 号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………(72)(" 330)</p>
<p>第1表 歳入歳出予算補正</p>	<p>○議案第 19 号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)……………(84)(" 379)</p>
<p>歳 出</p>	<p>○議案第 20 号 令和6年度熊本県一般会計予算……………(1)</p>
<p>3 民生費のうち</p>	<p>第1表 歳入歳出予算</p>
<p>1 社会福祉費のうち……………(6)(事項別明細書 107)</p>	<p>歳 出</p>
<p>2 児童福祉費のうち……………(7)(" 116)</p>	<p>3 民生費のうち</p>
<p>3 生活保護費……………(7)(" 121)</p>	<p>1 社会福祉費のうち……………(6)(" 147)</p>
<p>4 災害救助費……………(7)(" 123)</p>	<p>2 児童福祉費のうち……………(7)(" 158)</p>
<p>4 衛生費のうち</p>	<p>3 生活保護費……………(7)(" 165)</p>
<p>1 公衆衛生費……………(7)(" 125)</p>	<p>4 災害救助費……………(7)(" 167)</p>
<p>2 環境衛生費のうち……………(7)(" 130)</p>	<p>4 衛生費のうち</p>
<p>3 保健所費……………(7)(" 136)</p>	<p>1 公衆衛生費……………(7)(" 168)</p>
<p>4 医 薬 費……………(7)(" 138)</p>	<p>2 環境衛生費のうち……………(7)(" 175)</p>
<p>10 教育費のうち</p>	<p>3 保健所費……………(7)(" 184)</p>
<p>1 教育総務費のうち……………(9)(" 215)</p>	<p>4 医 薬 費……………(7)(" 186)</p>
<p>11 災害復旧費のうち</p>	<p>10 教育費のうち</p>
<p>2 民生災害復旧費……………(9)(" 239)</p>	<p>1 教育総務費のうち……………(9)(" 304)</p>
<p>12 公債費のうち……………(10)(" 245)</p>	<p>12 公債費のうち……………(10)(" 348)</p>
<p>13 諸支出金のうち……………(10)(" 246)</p>	<p>13 諸支出金のうち……………(10)(" 350)</p>
<p>第2表 繰越明許費補正のうち……………(12)</p>	
<p>第3表 債務負担行為補正のうち……………(16)(" 262)</p>	

<p>第2表 債務負担行為のうち……………(12)(" 375)</p> <p>○議案第 22 号 令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………(31)(" 421)</p> <p>○議案第 35 号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算……………(78)(" 528)</p> <p>○議案第 40 号 令和6年度熊本県病院事業会計予算……………(90)(" 615)</p> <p>○議案第 48 号 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…(条(別)1)</p> <p>○議案第 49 号 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について……………(条 17)</p> <p>○議案第 50 号 熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 18)</p> <p>○議案第 51 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 20)</p> <p>○議案第 52 号 熊本県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 36)</p>	<p>○議案第 53 号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 59)</p> <p>○議案第 72 号 第5次くまもと21ヘルスプランの策定について……………(条 92)</p> <p>○議案第 74 号 権利の放棄について……………(条 94)</p>
---	---

<p>□経済環境委員会関係 <small>(環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局) <small>(労働委員会事務局)</small></small></p>	
○議案第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号) ……(1)	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
2 総務費のうち	
1 総務管理費のうち……………(6) <small>(事業別 明細書</small> 83)	
2 企画費のうち……………(6) (" 90)	
3 民生費のうち	
1 社会福祉費のうち……………(6) (" 107)	
2 児童福祉費のうち……………(7) (" 116)	
4 衛生費のうち	
2 環境衛生費のうち……………(7) (" 130)	
5 労働 費	
1 労 政 費……………(7) (" 142)	
2 職業訓練費……………(7) (" 143)	
3 失業対策費……………(7) (" 146)	
4 労働委員会費……………(7) (" 147)	
6 農林水産業費のうち	
1 農業費のうち……………(7) (" 148)	
4 林業費のうち……………(8) (" 166)	
7 商工費のうち	
1 商業費のうち……………(8) (" 182)	
2 工鉱業費のうち……………(8) (" 186)	
3 観 光 費……………(8) (" 191)	
11 災害復旧費のうち	
4 商工災害復旧費……………(10) (" 241)	
13 諸支出金のうち……………(10) (" 246)	
第2表 繰越明許費補正のうち……………(12)	
第3表 債務負担行為補正のうち……………(16) (" 262)	
○議案第 2 号	
令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予	
算(第1号) ……(27) (" 271)	
○議案第 7 号	
令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補	
正予算(第2号) ……(45) (" 298)	
○議案第 12 号	
令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等	
特別会計補正予算(第1号) ……(63) (" 320)	
○議案第 16 号	
令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号) ……(79) (" 352)	
○議案第 17 号	
令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第	
2号) ……(81) (" 362)	
○議案第 18 号	
令和5年度熊本県有料駐車事業会計補正予算(第	
2号) ……(83) (" 373)	
○議案第 20 号	
令和6年度熊本県一般会計予算……………(1)	

第1表 歳入歳出予算	○議案第 21 号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算……(28) (") (412)
歳 出	○議案第 25 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち……(41) (") (445)
2 総務費のうち	○議案第 26 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち……(45) (") (460)
1 総務管理費のうち……(6) (") (112)	○議案第 32 号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算……(66) (") (498)
2 企画費のうち……(6) (") (124)	○議案第 33 号	令和6年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る負債償還等特別会計予算……(70) (") (507)
3 民生費のうち	○議案第 37 号	令和6年度熊本県電気事業会計予算……(85) (") (560)
1 社会福祉費のうち……(6) (") (147)	○議案第 38 号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算……(87) (") (579)
2 児童福祉費のうち……(7) (") (158)	○議案第 39 号	令和6年度熊本県有料駐車事業会計予算……(89) (") (600)
4 衛生費のうち	○議案第 54 号	熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について……(条 60)
2 環境衛生費のうち……(7) (") (175)	○議案第 62 号	財産の減額貸付けについて……(条 82)
5 労働費	○議案第 63 号	財産の取得について……(条 83)
1 労働費……(7) (") (191)		
2 職業訓練費……(7) (") (193)		
3 失業対策費……(7) (") (198)		
4 労働委員会費……(7) (") (199)		
6 農林水産業費のうち		
1 農業費のうち……(7) (") (201)		
4 林業費のうち……(8) (") (228)		
7 商工費のうち		
1 商業費のうち……(8) (") (253)		
2 工鉱業費のうち……(8) (") (259)		
3 観光費……(8) (") (267)		
11 災害復旧費のうち		
3 商工災害復旧費……(10) (") (343)		
13 諸支出金のうち……(10) (") (350)		
第2表 債務負担行為のうち……(12) (") (375)		

□農林水産委員会関係 (農林水産部)	第1表 歳入歳出予算 歳 出
○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)……………(1) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出	6 農林水産業費のうち 1 農業費のうち……………(7) (" 201) 2 畜産業費……………(8) (" 215) 3 農地費のうち……………(8) (" 222) 4 林業費のうち……………(8) (" 228) 5 水産業費のうち……………(8) (" 241) 11 災害復旧費のうち
1 農業費のうち……………(7) (事項別 明細書 148) 2 畜産業費……………(8) (" 158) 3 農地 費……………(8) (" 162) 4 林業費のうち……………(8) (" 166) 5 水産業費……………(8) (" 175) 11 災害復旧費のうち	2 農林水産業災害復旧費……………(9) (" 340) 12 公債費のうち……………(10) (" 348) 13 諸支出金のうち……………(10) (" 350) 第2表 債務負担行為のうち……………(12) (" 375) ○議案第 29 号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算……………(57) (" 481) ○議案第 30 号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算……………(60) (" 489) ○議案第 55 号 熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定 について……………(条 62) ○議案第 64 号 工事請負契約の締結について……………(条 84) ○議案第 65 号 工事請負契約の変更について……………(条 85) ○議案第 66 号 工事請負契約の変更について……………(条 86)
3 農林水産業災害復旧費……………(10) (" 240) 13 諸支出金のうち……………(10) (" 246) 第2表 繰越明許費補正のうち……………(12) 第3表 債務負担行為補正のうち……………(16) (" 262) ○議案第 10 号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算 (第1号)……………(56) (" 309) ○議案第 11 号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予 算(第1号)……………(60) (" 315) ○議案第 20 号 令和6年度熊本県一般会計予算……………(1)	

○議案第 67 号	
工事請負契約の変更について……………(条 87)	
○議案第 68 号	
工事請負契約の変更について……………(条 88)	
○議案第 69 号	
工事請負契約の変更について……………(条 89)	
○報告第 1 号	
一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経 営状況を説明する書類の提出について……………(条 100)	

<p>□建設委員会関係（土木部）</p>		
○議案第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）……………（ 1 ）	
第1表 歳入歳出予算補正		
歳 出		
8 土 木 費		
1 土木管理費……………（ 8 ）	事項別 明細書	193
2 道路橋りょう費……………（ 8 ）		196
3 河川海岸費……………（ 8 ）		199
4 港 湾 費……………（ 8 ）		203
5 都市計画費……………（ 8 ）		205
6 住 宅 費……………（ 8 ）		209
11 災害復旧費のうち		
5 土木災害復旧費……………（ 10 ）		242
13 諸支出金のうち……………（ 10 ）		246
第2表 繰越明許費補正のうち……………（ 12 ）		
第3表 債務負担行為補正のうち……………（ 16 ）		262
○議案第 6 号		
令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）……………（ 39 ）		288
○議案第 8 号		
令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）……………（ 48 ）		301
<p>○議案第 15 号</p> <p>令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第5号）……………（ 77 ）（ " 343）</p>		
<p>○議案第 20 号</p> <p>令和6年度熊本県一般会計予算……………（ 1 ）</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>歳 出</p>		
4 衛生費のうち		
2 環境衛生費のうち……………（ 7 ）		175
6 農林水産業費のうち		
3 農地費のうち……………（ 8 ）		222
5 水産業費のうち……………（ 8 ）		241
8 土 木 費		
1 土木管理費……………（ 8 ）		269
2 道路橋りょう費……………（ 8 ）		274
3 河川海岸費……………（ 8 ）		278
4 港 湾 費……………（ 8 ）		284
5 都市計画費……………（ 8 ）		288
6 住 宅 費……………（ 8 ）		293
11 災害復旧費のうち		
4 土木災害復旧費……………（ 10 ）		344
12 公債費のうち……………（ 10 ）		348
13 諸支出金のうち……………（ 10 ）		350
第2表 債務負担行為のうち……………（ 12 ）		375
○議案第 25 号		
令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち……………（ 41 ）		445

<p>○議案第 26 号 令和6年度熊本臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち……………(45) (" 460)</p> <p>○議案第 27 号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算……………(49) (" 467)</p> <p>○議案第 36 号 令和6年度熊本県下水道事業会計予算……………(82) (" 541)</p> <p>○議案第 56 号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 64)</p> <p>○議案第 57 号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 70)</p> <p>○議案第 58 号 熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 73)</p> <p>○議案第 59 号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 75)</p> <p>○議案第 70 号 工事請負契約の締結について……………(条 90)</p> <p>○議案第 71 号 工事請負契約の変更について……………(条 91)</p> <p>○議案第 76 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 96)</p>	<p>○議案第 77 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 97)</p> <p>○議案第 78 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 98)</p> <p>○議案第 79 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 99)</p> <p>○報告第 2 号 専決処分の報告について……………(条 101)</p>
---	---

<p>○議案第 9 号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算 (第1号)(52)(" 304)</p> <p>○議案第 20 号 令和6年度熊本県一般会計予算 第1表 歳入歳出予算</p> <p>歳 出</p> <p>9 警 察 費</p> <p>1 警察管理費.....(9)(" 296)</p> <p>2 警察活動費.....(9)(" 302)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち.....(9)(" 304)</p> <p>2 小学校費.....(9)(" 312)</p> <p>3 中学校費.....(9)(" 314)</p> <p>4 高等学校費.....(9)(" 317)</p> <p>5 特別支援学校費.....(9)(" 324)</p> <p>7 社会教育費.....(9)(" 328)</p> <p>8 保健体育費.....(9)(" 334)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>5 警察災害復旧費.....(10)(" 346)</p> <p>6 教育災害復旧費.....(10)(" 347)</p> <p>13 諸支出金のうち.....(10)(" 350)</p> <p>第2表 債務負担行為のうち.....(12)(" 375)</p> <p>○議案第 24 号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算.....(38)(" 433)</p>	<p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳 出</p> <p>9 警 察 費</p> <p>1 警察管理費.....(9)(事項別 明細書 211)</p> <p>2 警察活動費.....(9)(" 214)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち.....(9)(" 215)</p> <p>2 小学校費.....(9)(" 221)</p> <p>3 中学校費.....(9)(" 223)</p> <p>4 高等学校費.....(9)(" 225)</p> <p>5 特別支援学校費.....(9)(" 229)</p> <p>7 社会教育費.....(9)(" 232)</p> <p>8 保健体育費.....(9)(" 236)</p> <p>11 災害復旧費のうち</p> <p>6 教育災害復旧費.....(10)(" 244)</p> <p>第2表 繰越明許費補正のうち.....(12)</p> <p>第3表 債務負担行為補正のうち.....(16)(" 262)</p> <p>○議案第 5 号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正 予算(第1号)(37)(" 287)</p>
---	---

○議案第 28 号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算……………(53) (" 473)	
○議案第 60 号 熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について……………(条 79)	
○議案第 61 号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 81)	
○議案第 75 号 権利の放棄について……………(条 95)	
○報告第 3 号 専決処分の報告について……………(条 102)	

令和6年2月26日

議長 瀧上陽一 様

総務常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 4 号	令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 13 号	令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 20 号	令和6年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 23 号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算	原案可決
第 31 号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	原案可決
第 34 号	令和6年度熊本県公債管理特別会計予算	原案可決
第 41 号	熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 42 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 43 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 44号	熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 45号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 46号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 47号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 73号	包括外部監査契約の締結について	原案可決

令和6年2月26日

議長 渕上陽一 様

厚生常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 3 号	令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 14 号	令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 19 号	令和5年度熊本県病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第 20 号	令和6年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 22 号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第 35 号	令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 40 号	令和6年度熊本県病院事業会計予算	原案可決
第 48 号	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 49 号	熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 50号	熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 51号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 52号	熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 53号	熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 72号	第5次くまもと21ヘルスプランの策定について	原案可決
第 74号	権利の放棄について	原案可決

令和6年2月26日

議長 瀧上陽一 様

教育警察常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)	原案可決
第 5 号	令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第 9 号	令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第 20号	令和6年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 24号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	原案可決
第 28号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	原案可決
第 60号	熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について	原案可決
第 61号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 75号	権利の放棄について	原案可決

令和6年2月27日

議長 瀧上陽一 様

経済環境常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 2 号	令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 7 号	令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 12 号	令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 16 号	令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第 17 号	令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 18 号	令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 20 号	令和6年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 21 号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	原案可決
第 25 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 26号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第 32号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	原案可決
第 33号	令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	原案可決
第 37号	令和6年度熊本県電気事業会計予算	原案可決
第 38号	令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算	原案可決
第 39号	令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算	原案可決
第 54号	熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 62号	財産の減額貸付けについて	原案可決
第 63号	財産の取得について	原案可決

令和6年2月27日

議長 洲上陽一 様

農林水産常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 10号	令和5年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 11号	令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 20号	令和6年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 29号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第 30号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第 55号	熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 64号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 65号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 66号	工事請負契約の変更について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 67号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 68号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 69号	工事請負契約の変更について	原案可決

令和6年2月27日

議長 淵上陽一 様

建設常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）	原案可決
第 6 号	令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第 8 号	令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 15 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
第 20 号	令和6年度熊本県一般会計予算	原案可決
第 25 号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第 26 号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第 27 号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	原案可決
第 36 号	令和6年度熊本県下水道事業会計予算	原案可決
第 56 号	熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 57号	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 58号	熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 59号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 70号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 71号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 76号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 77号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 78号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 79号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和6年2月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

